# ICD NEWS

# LAW FOR DEVELOPMENT

# 法務省法務総合研究所国際協力部報

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE MINISTRY OF JUSTICE

第55号 2013.6

#### 目 次

H //		
<b>学</b> 商号		
巻頭言 名古屋大学における法整備支援と人材養成−CALE10年の歩	まみとその将来-	
名古屋大学法政国際教育協力研究センター(C		市橋 克哉1
特集		· 本类如本
第14回法整備支援連絡会       国際協力部教官(瑪   法整備支援支援ワークショッププログラム	見て阪地検検事)	江藤美紀音 ······ 5 ····· 7
法整備支援ワークショップ議事録   報告1「ネットワーク構築に関する調査報告		8
国際協力部教官(玛	見大阪地検検事)	江藤美紀音 10
報告2「国際機関及び政府機関による経験と提案」 国連開発計画(UNDP)開発政策	<b>衆局民主ガバナンス</b>	グループ長
ジェラルディ 国際開発法機構(IDL0)研修・ネットワー	イン・フレーザー・ ク郊長 ジュルオ・	
JICA国際協力専門員・弁護士(現J		
報告3「NGO,大学等による経験と提案」   ハーグ国際法律機構(HiiL)アカデミックディレクタ	ー マウリッツ・バ	レンドレッチ 23
日弁連国際交流委員会 名古屋大学法政国際教育協力センタ	会委員長・弁護士	矢吹 公敏 27
報告4「法整備支援ネットワーク構築における問題点」		
	-ラン・レナート・	マルムベリ 32
神戸大学大学院国際	祭協力研究科教授	金子 由芳 36 56
第14回法整備支援連絡会プログラム		77
第14回法整備支援連絡会議事録   第一部「国際機関による取組事例」 ジェラルディ		モレケティ 84
	ジュリオ・ マウリッツ・バレ	ザネッティ 88 ンドレッチ 94
第二部「政府機関などによる取組事例」 ラーシュ・イ JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグルーフ	ェーラン・レナート	・マルムベリ 107
森・濱田松本法律事務所パートナー・シンガポールス		小松 岳志 122
第三部「全体討議」 第14回法整備支援連絡会資料		····· 133 ····· 154
国際研修		
隣国から学ぼう! 〜ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトとラオス法律	しけ本代辞ルプロジ	. カ l の <del>切 h</del>
	JICA長期専門家	伊藤 浩之 216
第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修	国際協力部教官	辻 保彦 222
【活動報告】 ○国際協力の現場から〜	国際協力専門官	山口 晋平 228
活動報告 〜国際協力の現場から〜	国際協力専門官	山口 晋平 228

# ~ 巻頭言 ~



# 名古屋大学における法整備支援と人材養成 — CALE10 年の歩みとその将来 —

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)センター長市 橋 克 哉

#### はじめに

名古屋大学法政国際教育協力研究センター(以下,「CALE」という。)は、昨年、その設立 10 周年を迎えた。この 10 年間、CALE は、アジア諸国、とくに、アジアの市場経済移行諸国に対して、法整備支援およびその研究と法学教育による人材養成という二つの事業に取り組んできた。幸いにして、日本の政府、経済界等、そして、これらの事業を展開する現地の政府、カウンターパート大学等からの理解と励ましを得るとともに、今日、ますます大きな期待も寄せられている。ここでは、10 年間にわたる CALEの活動の歩みについて、その概要を述べるとともに、今後の展開についても紹介したい。

#### 前史-名古屋大学における法整備支援事業の開始

名古屋大学の法整備支援は、CALE 設立の12年前、1990年からその取組みが始まった。それは、「アジア・太平洋地域法政研究教育事業」(以下、「APプロジェクト」という。)の開始であった。おりしも当時は、周知のように、1989年の東欧における変革に始まり1991年のソ連崩壊へと至るソ連・東欧の社会主義体制の崩壊、そして、中国、ベトナム等アジアの社会主義諸国においても改革開放および市場経済への移行が本格化する時期にあたる。このとき、創立40周年を迎えた名古屋大学法学部が、これを記念

し各界から募った寄付により基金(AP 基金)を創設し、この基金を活かして AP プロジェクトを始めたのであった。欧米中心思考がまだ強かった当時の日本の法学界のなかにあって、旧帝大系の法学部のなかでは歴史が浅く伝統には欠けるものの、その分、自由闊達で進取の学風が強かったことが幸いして、その後、名古屋大学法学部は、学界の関心が薄かったアジア諸国、とくに、ベトナム、ラオス、カンボジアおよびモンゴルといったアジアの市場経済移行諸国の法律研究者と法律実務家との共同研究を継続的、かつ、頻繁に展開していくことになる。この結果、今日では、名古屋大学は、これらの国の法律家ならびに大学および司法機関との緊密、かつ、強固なネットワークを構築しており、CALEの活動の貴重な財産となっている。

さらに、名古屋大学は、1999年からは、法律家との共同研究だけではなく、教育・人材養成にもその活動を広げ、名古屋大学大学院法学研究科に英語による法学教育コース(以下、「英語コース」という。)を設けている。従来から多数受け入れてきた漢字文化圏(中国、韓国、台湾)の日本語が堪能な留学生に加えて、上述の研究ネットワークを活かして、文部科学省国費外国人留学生事業、JICAの人材育成支援無償(JDS)事業等の奨学金が給付されるアジアの市場経済移行諸国の留学生も多数、この英語コー

スに受け入れ、日本語が苦手なこれらの国の学生に 対して、日本で英語によって日本法を学ぶ道を開い たのであった。今日まで、多くの留学生が英語コー スで学び大学院を修了しており、英語コースの開設 は、大きな成果となって実を結んでいる。例えば、 英語コース設置当初の留学生のなかには、現在、帰 国して法学部長・教授等大学で活躍する者はもちろ ん、副大臣・局長・最高裁判事・検察官・弁護士等 官界や法曹界で活躍する新進気鋭の若手人材も多い。 また、日本で習得した法律知識と多彩で秀でた語学 力 (英語, 日本語, 現地の国語, 民族間共通語等) を活かして海外展開する日本企業で活躍する者もい る。この結果、名古屋大学は、前述の共同研究によ って培われた現地を代表する法律家世代とのネット ワークに加えて、将来有望な若い世代とのネットワ ークも有するという、法整備・協力の分野における 大きな財産をもつこととなった。これもまた、CALE の活動にとって特筆に値するものであると自負して いる。このところ、政府は、国立大学の大胆なグロ ーバル化を改革戦略に掲げ、その一環として、英語 による教育と優秀な外国人留学生の確保を重点政策 として推進しようとしている。この観点からみても、 すでに十数年にわたる名古屋大学の英語コースによ る留学生教育・人材養成の取組みは、近時の政策を 先取りするものといえるだろう。

#### CALE の設立、法整備支援とその研究

名古屋大学が法整備支援事業を始めて 10 年目に あたる 2000 年, 法学研究科・法学部は, CALE の前 身にあたる「アジア法政情報交流センター」(Center for Asian Legal Exchange, 現在の CALE は, このセン ターの英語名称と略称を引き続き使用している。)を 設立した。法学部創立 50 周年を記念して再び各界の 寄付を募り基金を設け, この基金で CALE を設ける とともに自前の施設も建設し, 様々な法整備支援・ 協力とその研究を始めた。そして, 2002 年, 法学研 究科・法学部が自主財源で設置・運営する「アジア 法政情報交流センター」として発足した CALE は、 「名古屋大学法政国際教育協力研究センター」に改 組され、名古屋大学に属する国の運営費交付金が交 付される正式の部局となり、今日に至っている。

CALE 設立によって弾みがついた活動としては、 まずその研究活動がある。そのなかから主な研究活 動について紹介するとすれば、例えば、日本学術振 興会・特定領域研究「アジア法整備支援―体制移行 国に対する法整備支援のパラダイム構築―」, 同・先 端研究拠点事業「21世紀の『開発と法』研究」、同・ アジア・アフリカ研究拠点事業「アジア法整備支援 のための実務・研究融合型比較法研究拠点」, 文部科 学省・世界を対象としたニーズ対応型地域研究推進 事業「東南アジア諸国―ベトナム・カンボジア・イ ンドネシア等一に対する法整備支援戦略研究」等が ある。このほかにも、二国間、地域、または法分野 ごとに, 多数の科学研究費等の補助を得て研究活動 が行われている。こうした一連の研究活動は、これ までつくられてきたアジアの市場経済移行諸国の大 学,研究機関、司法機関等との研究ネットワークに 加えて、中国、韓国、台湾という東アジアの大学、 研究機関、司法機関との間にも研究ネットワークを 形成し、さらに、アメリカ、ドイツ、フランス、オ ーストラリア等, 欧米の大学, 研究機関, 司法機関, 援助機関との間にも研究ネットワークを構築すると いう段階に至っている。この結果, CALE の研究活 動は、現在では、広くグローバルな法整備支援・協 力研究に関する研究ネットワークを活かすものとな っている。CALE がこのグローバルな研究ネットワ ークを有することは, 国際機関や各国の大学・研究 機関からも評価と信頼をうることとなり、例えば、 世界銀行が組織する「法、正義および開発に関する グローバルフォーラム」への加盟と世界銀行からの 委託調査、韓国法制研究院が組織する「アジア法情 報ネットワーク」(ALIN)への加盟と韓国との共同

研究、フランス比較法研究所が組織する「Global Legal Studies between Asia and Europe (GIS)」への加盟等に結実している。また、このところ、欧米諸国の大学だけでなく韓国、中国、シンガポール等アジア諸国の主要大学が、CALE と同種のアジア諸国に対する法整備支援・協力研究をその使命に掲げる研究所・センターを相次いで設立している。アジア諸国におけるこうした CALE 型の研究所・センターの出現は、CALE にとっては良きパートナーであり、かつ、競争相手でもあるが、これらのセンターの設立に際しては、CALE の活動が、必ずその参照すべき「見本」として位置づけられ、彼らの調査・研究の対象となっている。これもまた、グローバルな研究ネットワークをもつ CALE が信頼・評価されている「証し」として考えることができる。

# 日本法教育研究センター (GJL) 等海外拠点の設立と そこにおける教育・人材養成

研究活動と並んで、CALE 設立によって弾みがついたもう一つの他に例のない活動が、教育・人材養成活動である。

CALE 設立のころ、それまでの法整備支援・協力に関する共同研究をとおして交流があったいくつかのカウンターパート大学から、現地の大学において、そこで学ぶ学生が日本語を学び、かつ、日本語で日本法を学ぶことができるセンターを開設してほしいという強い要請が寄せられていた。理由は、欧米の法が英語、ロシア語、フランス語等、伝統的に彼らが習得してきた言語を用いて容易に法情報に接近し学習できるのに対して、文化、習慣、社会が似ており、近代化と経済発展の課題に取り組むという同様の歴史をもつ同じアジアの国、日本の法が、彼らにとって欧米の法と並んで必ず参照すべきものであるにもかかわらず、日本語がわからないこと、そして、日本法の専門家がいないという二つの障害によって、日本法への接近とその学習の機会がまったくないと

いう点にあった。この要請を真摯に受けとめた名古 屋大学は、初の海外拠点として、2005年にウズベキ スタン・タシケント国立法科大学に、現地の学部学 生が日本語を学び、かつ、日本語によって日本法も 学ぶことができる日本法教育研究センター (CJL, 以下、「CJL」という。)を開設した。そして、その 後順次, モンゴル国立大学 (ウランバートル), ベト ナム・ハノイ法科大学, カンボジア王立法経大学(プ ノンペン)CJL を設置している。これら四つの CJL は、法学部学生が、4年または5年の間に、日本語 を初歩から学び、最終的には難解な日本語を多用す る日本法情報も理解できる水準にまで到達すること をめざすものであった。この使命は、CJL 設立にあ たり相談した日本語教育の専門家からは達成困難で あり現実的ではないという悲観的な見通しが述べら れるほどのものであったが、その後の CJL の教育・ 人材養成は、この見通しを裏切る嬉しい結果となっ た。現在、CJLで育った修了生から優秀な学生たち を多数大学院法学研究科にて受け入れており、その 中から既に博士号を修得した学生も出ている。

2012年には、5番目の、そして、ベトナムとして はハノイに次ぐ2番目のCJLがホーチミン市法科大 学に設立された。この CJL は、ホーチミン市法科大 学が自ら設けた正式の「日本法コース」として発足 し、ベトナム法と並んで日本語および日本法の授業 を卒業単位となる正規の科目として学ぶことになり, そのための授業料も、別途、おさめる方式がとられ ている。基本的には、ホーチミン市法科大学の自主 財源によって設置・運営がなされ、名古屋大学は、 日本語・日本法教育の質の保証という観点から、当 面、1名の日本語教員の派遣と名古屋から TV 会議 システムを利用した日本法の授業の一部実施を行う という支援を行っている。従来の CJL とは異なるホ ーチミン市法科大学の CJL の発展は、日本政府予算 で運営している他の4つのCJLの現地化という将来 のあり方を検討するための有益な参照例となるもの

# おわりに一新規海外拠点の設置 (ミャンマー, ラオス, インドネシアへ)

今年度、名古屋大大学は、文部科学省・国立大学 改革支援強化推進補助金「アジアを中心とする国際 人材育成と大学連携による国際化の加速度的推進し により, ヤンゴン大学 (ミャンマー), ラオス国立大 学 (ラオス) およびガジャマダ大学 (インドネシア) に ASEAN 地域および各国の法整備・人材育成に協 力するために「日本法律研究センター」を設置する 予定である。3ヶ国における民主主義と法の支配の 発展および経済統合と発展のための法制度改革, ASEAN 地域統合に対応できる国家中枢人材の育成 を課題に、それぞれの国の事情に合わせた活動を展 開する。日本法情報の発信と各国法情報の収集、各 国法情報の日本国内への発信を通じて、各国法制度 の発展だけでなく、日本の学界及びこの地域への進 出が著しい産業界や法曹界, そして, この地域で法 整備支援を強化しつつある法総研・JICA とも協働す る活動を、名古屋大学は目指している。このような タイプの法律研究センターの設立は新たな挑戦であ り、現在カウンターパートの大学と共に協議してい る段階である。6月末に予定されているミャンマ 一・日本法律研究センター開設を皮切りに、本格的 な活動を開始する。

こうした今年度の海外新拠点の設置をはじめとして、今後、名古屋大学のアジアにおける展開は、さらに飛躍しようとしている。名古屋大学全体として、スーパーグローバル大学への発展を目指しており、CALE もこの 20 年間の成果である研究ネットワークと CJL 等海外拠点を基盤として、名古屋大学・海外キャンパスの一翼を担うことになる。そこでは、英語コースや CJL の修了生を含む現地で活躍する国家中枢人材を博士課程で育てることが中心になるだろう。

## ~ 特集 ~

### 第14回法整備支援連絡会

国際協力部教官(現大阪地検検事) 江藤 美紀音

#### 1 開催状況

**日** 時 平成 25 年 1 月 25 日 (金) 午前 10 時~午後 6 時

場 所 大阪会場:法務総合研究所国際協力部「国際会議室」

(大阪中之島合同庁舎2階)

東京会場:独立行政法人国際協力機構市ヶ谷ビル「国際会議場」

(JICA 市ヶ谷ビル2階)

テーマ 「連携と協調で広げる法整備支援」

式次第 後掲資料「プログラム」参照

出 席 者 165 名 (大阪本会場 104 名, 東京会場 61 名)

#### 2 法整備支援連絡会の概要

法整備支援関係者間の情報共有や意見交換を目的 として 2000 年から開催されてきた法整備支援連絡 会も、今回で14回目を迎えました。収容可能人数を 増やすため、今年は東京会場を法務省赤レンガ棟共 用会議室から JICA 市ヶ谷ビル国際会議場に変更し ました。メイン会場である大阪会場、テレビ会議シ ステムで中継した東京会場で合わせて165名もの参 加があり、盛況な会となりました。

今回の法整備支援連絡会は、テーマを「連携と協調で広げる法整備支援」としました。このテーマが選定された理由ですが、法整備支援においては、連携や協調が、支援団体や政府機関、大学研究機関、NGO、地方自治体などといった実施主体間で必然的に要求されます。もともと日本の法整備支援は、法学者や弁護士の一部有志により、民主導で始まり、それが日本政府によるODAで実施されるようにな

り、現在では公的私的機関による密接な連携協力によって、組織的に実施されるようになったものですが、このような連携や協調は、年々より多くのステークホルダーによって、その経験や与えられた使命が共有されるようになってきています。もっとも、日本国内の関係機関が、その連携や協調を更に強化しなければならないことも疑いのない事実ですし、また、ドナー間における効果的な連携や協調は、政府機関であろうと国際機関であろうと、支援が複数ドナーによって実施されている場合にも重要です。このことは、経済のグローバル化が進む現状下において、多くのドナーが限りある予算の制約内で、実施可能なプログラムを強いられているという意味においても、ますます重要性を増しています。

そこで、海外から著名な専門家を招へいして、各 政府機関や国際機関における近年の努力や挑戦を日 本の法整備支援関係者と共有することで、ドナー間 の連携・協調の在り方を探ることを目的とし、討議 テーマを「連携と協調で広げる法整備支援」とした のです。

この討議テーマにちなみ、世界を代表する開発援 助機関である国連開発計画(UNDP)から、開発政 策局民主ガバナンスグループ長ジェラルディン・フ レーザー・モレケティ氏をゲストスピーカーとして 招へいしました。また、法整備支援実施機関として 30 年の歴史を持つ国際 NGO の国際開発法機構 (IDLO) から、研修・ネットワーク部長ジュリオ・ ザネッティ氏を, 法整備支援分野において革新的な 取組を行っている国際 NGO のハーグ国際法律機構 (HiiL) から、アカデミックディレクターのマウリ ッツ・バレンドレッチ氏を招へいし、それぞれのス ピーカーによる発表を行いました。これに対して、 日本からは、日本の ODA 実施機関である JICA 産業 開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法課長子 浦陽一氏による発表を行いました。また、元スウェ ーデン国際開発庁(Sida)専門家・現ヨーテボリ大 学教授のラーシュ・イェーラン・レナート・マルム ベリ氏からは、現地専門家としての経験に基づく支 援相手国内における連携協調の実情について、森・ 濱田松本法律事務所パートナー・シンガポールオフ ィス共同代表・弁護士小松岳志氏からは、ミャンマ 一法制度調査における法務省と弁護士事務所との連 携について, それぞれ発表を行いました。

いずれも大変興味深い、貴重な内容となっています。

#### 3 法整備支援ワークショップの開催

また、今年は初の試みとして、法整備支援連絡会の前日である1月24日午後に、法整備支援ワークショップを開催しました。このワークショップは、法整備支援関係者間で、より実務的に、ざっくばらんに話し合うことを意図し、「ネットワークの構築への取組み」というテーマについての討議を行いました。

本ワークショップの議事内容等についても本誌に掲載しますので、是非御一読ください。

なお、議事録中、法整備支援連絡会の外国人スピーカーの発言及び法整備支援ワークショップのすべての発言は英語で行われていますが、本誌にはすべて和訳したものを掲載しております。

#### 4 第15回法整備支援連絡会のお知らせ

第15回法整備支援連絡会は,平成26年1月24日 (金)を予定しています。是非,皆様御参加ください。

## 法整備支援ワークショップ プログラム

第2 場 所 法務総合研究所国際会議室(大阪中之島合同庁舎2階)

第3 開催趣旨 日本の法整備支援活動の周知,法整備支援ネットワーク構築に関する海外 ドナーとの協議

第4 テーマ ネットワーク構築への取組み

第5 プログラム概要

総合司会:法務総合研究所国際協力部教官

江藤 美紀音

開会挨拶・開催趣旨説明:13:00~13:10

法務総合研究所国際協力部 国際協力部長 野口元郎

協議:13:10~17:30

進行役:慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘氏

1. 招へい者及びコメンテーターの紹介:13:10~13:20

2. ネットワーク構築に関する調査報告:13:20~13:40

3. 各機関のネットワーク構築への取組みについて報告及び全体討議:13:40-17:10 海外側:4名

ジェラルディン・フレーザー・モレケティ氏

(国連開発計画(UNDP)開発政策局民主ガバナンスグループ長)

ジュリオ・ザネッティ氏

(国際開発法機構 (IDLO) 研修・ネットワーク部長)

マウリッツ・バレンドレッチ氏

(ハーグ国際法律機構 (HiiL) アカデミックディレクター)

ラーシュ・イェーラン・レナート・マルムベリ氏

(元スウェーデン国際開発庁 (Sida) 専門家・ヨーテボリ大学教授)

日本側:6名

大河内美紀氏 (名古屋大学法政国際教育協力センター副センター長)

金子由芳氏(神戸大学大学院国際協力研究科教授)

矢吹公敏氏 (日弁連国際交流委員会委員長・弁護士)

小松岳志氏(森・濱田松本法律事務所パートナー・シンガポールオフィ ス共同代表・弁護士)

磯井美葉氏(国際協力機構(JICA)専門員·弁護士)

15:00-15:30 休憩 30 分

4. 総括と提言:17:10~17:30 国際協力部長 野口元郎

レセプション: 18:30~20:00

備考:日本語・英語同時通訳。プロフィール,レジュメは予め参加者に配布。

○司会(江藤) 皆様,本日はお忙しい中,本 ワークショップに参加いただきありがとうござ います。私は法務総合研究所国際協力部の江藤 美紀音と申します。

これから、法整備支援ワークショップを開催 いたします。

まず初めに国際協力部野口部長から、開会の 挨拶をいたします。

#### 開会挨拶

○野口 ご来賓の皆様,本日私どものワークショップ,及び明日の会議へのご出席,ご参加,誠にありがとうございます。

今朝簡単に申し上げましたとおり、このような会議は14回目になりまして、第1回目は2000年に開催しております。そして、今回初めて2日間のプログラムを開催することになりました。初日の今日がワークショップとなっています。本日のワークショップと明日の連絡会の関係でありますが、このワークショップは、準備的な討議といたしまして、より少人数で行おうという趣旨であります。長年にわたってこのような法整備支援に関わってきた専門家だけのワークショップとなっています。

本日の討議の焦点となっていますのは、ネットワークの構築です。ドナー側の協力協調となっており、明日の連絡会のテーマはより幅広くなっております。単にネットワーク構築だけではなくて、パートナーシップや協力をドナー間でどういうふうにやっていくか、より幅広いテーマで明日は討議がなされます。

発言者, それから御来場の皆様, 本日, 明日 と, 是非, 忌憚のない, また建設的な討議をお 願いいたします。

今回のワークショップ、それから連絡会のテーマというのは特に新しいものではありません。ドナーの協調・協力ということであり、このテーマにつきましてはこれまでも討議してまいりました。過去13回の法整備支援連絡会の内容を見返しますと、少なくともこのテーマが入っているということが分かります。本日、今回またこのテーマを取り上げておりますのは、これはすなわちあまりこの面で十分な進歩がないということの証左と言えると思います。そして、その点から申し上げまして、発表者それから発言者の皆様の討議を大いに期待するところであります。ありがとうございました。



#### 参加者による自己紹介

○司会(江藤) ありがとうございました。

それでは、ワークショップの議題に移りたい と思います。ネットワーク作りに関してですけ れども、このセッションでは、慶應義塾大学大 学院法務研究科の松尾弘教授にモデレーターを お務めいただきます。

松尾先生,お願いいたします。

○松尾 江藤さん,ありがとうございます。皆様こんにちは。

それでは、本日のプログラムを開始いたしま す

まず初めに、皆様に自己紹介をお願いしたい と思います。私は、慶應義塾大学のロー・スク ールで、民法と開発法学を教えております。ま た、ベトナム、ラオス、カンボジア、ネパール 等での法整備支援に携わっております。

それでは,ジェラルディン・モレケティさん からお願いできますか。

○モレケティ ジェラルディン・フレーザー・ モレケティと申します。

UNDPの開発政策局民主ガバナンスグループ 長を務めております。司法へのアクセスという ものが、やはりこのポートフォリオとして担当 している分野の一つでありまして、私がお話を させていただくときにもう少し肉付けしてお話 をさせていただきます。

○バレンドレッチ マウリッツ・バレンドレッチと申します。

ティルブルグ大学でプライベート・ローの教授をしております。オランダ南部にある大学です。私の専門は法曹制度の設計です。そして、アカデミック・ディレクターをHiiL・ハーグ国際法律機構で務めております。イノベーションと司法に特化している組織です。ありがとうございます。

○松尾 では、大河内先生お願いいたします。

○大河内 大河内と申します。大河内美紀です。 名古屋大学准教授です。憲法が私の専門分野 です。本日は、 法政国際教育協力研究センター 副センター長としてこちらに伺っております。 ありがとうございます。

○松尾 磯井美葉さん,お願いします。

○磯井 こんにちは。磯井美葉と申します。 東京のJICAから参りました。法そして司法, そして公共政策部門のアドバイザーを務めてお ります。

○松尾 では、柴田さんお願いします。

○柴田 こんにちは。国際協力部教官の柴田紀 子と申します。

○松尾 佐藤さん,どうぞ。

○松尾 佐藤直史と申します。

シニアアドバイザーとしてJICAにおります。 JICAのアジア諸国における,ベトナム,ミャンマー,あるいはネパールを含めた組織のコーディネーションをしております。アフリカ諸国,中国,そしてコートジボワールの担当もしております。

○松尾 では、小松さんお願いいたします。

○小松 小松岳志と申します。

先月JICAに入りました。以前は5年間フレッシュフィールズ東京事務所におりました。弁護士です。

○松尾 では、こちら側です。ザネッティさん、 どうぞ。

○ザネッティ 皆様こんにちは。ジュリオ・ザネッティと申します。

国際開発法機構・IDLOのネットワーク部長です。このタイトルから見ていただきましたら分かりますように、私は研修・ネットワークを担当しております。皆様の経験を共有できるのをうれしく思っております。IDLOは小さなIGOで

すけれども、今年は設立30周年を祝っております。法・司法プログラムの設計・計画、法の開発に長い経験を有しております。

○松尾 それでは、マルムベリさん、お願いします。

○マルムベリ ヨーテボリ大学の大学教授をしております。そして海事法の教授もしております。法の開発などにも関わっております。そして、大学で構想を伝えるだけではなく研究も行っております。ベトナムでもハノイに2001年から2006年に住んでおりました。ベトナムの1998年から2007年における教育訓練の開発にも関わっております。こうした分野については様々なバックグラウンドを持っておりますし、協力についてもいろいろな見解を持っております。ありがとうございました。

- ○松尾 矢吹先生,どうぞ。
- ○矢吹 矢吹公敏と申します。

日弁連国際交流委員会委員長をしております。 弁護士です。我々どもの国際交流委員会におき ましては国際司法協力をやっております。司法 協力あるいは法整備に関わる協力を17年間やっ ておりますので、その経験をベースにお話をし たいと思います。ありがとうございます。

- ○松尾 では、金子先生お願いします。
- ○金子 こんにちは。金子由芳と申します。

神戸大学から参りました。大学院国際協力研究科教授です。法の開発とアジア法研究を中心にしております。また、主に研究あるいは支援など法整備に関して、プロジェクトとしてほぼ20年近く携わってきております。法整備支援の第1回の連絡会に2000年にも参加しております。またここに来られたということを大変うれしく思っております。いろいろな情報交流を楽しみにしております。ありがとうございました。

○松尾 どうもありがとうございました。

今日は、インフォーマルな、ブレーンストーミングを中心としたワークショップで、様々な法整備支援のネットワークについてお話をしたいと思っております。そういう意味では、この会議室は率直に話をするには広いのですけれども、是非リラックスして議論を楽しんでいただきたいと思います。参加者の皆様には、御自分の活動をベースにパートナーシップについてどうお考えか、さらに、様々なドナーとの協力や、レシピエントとの協力について率直な御意見を伺いたいと思います。

そして、今まで直面してきた問題に対する解決策を練る上で、そして法整備支援を更に良くするために、ネットワークの構築がどのように役立つのか、またそのためにはどうすればいいかといったお話を伺いたいと思います。

そこで,まず江藤美紀音さんには,背景説明 ということで法整備支援についての報告をお願 いします。

#### 報告1 ネットワーク構築に関する調査報告

○司会(江藤) 松尾先生,ありがとうございます。

それでは、私の方からは9月に行った調査結果を御報告させていただきます。配付資料を御覧になりながらお聞きください。

9月22日から10月3日までにかけまして、スウェーデン、ドイツ、そしてイタリアに参りました。目的はフィールド調査をするということで、各国の法整備支援の現状と、ドナー・アクター間のネットワーク構築について調査するということでありました。民間そして公共部門との間のネットワーク作りなども調査いたしました。そこで、その結果を御報告したいと思いますが、これが本日の議論のたたき台になればと思っております。

まず最初に、スウェーデンについて御報告いたします。スウェーデン国際開発協力庁・Sidaがスウェーデン最大の法整備支援のドナー機関であります。これは独立した政府機関で、スウェーデン外務省の下に置かれ、そして、外務省の外交政策の一環として法整備支援を実施しております。人権、民主化、ガバナンス、NGOを推進するという方針の下に活動しております。Sida自身が支援プロジェクトを直接運営するわけではありません。むしろ支援の実施機関に資金を供給するという方法を採用しており、その対象には、政府機関、民間組織、そして国際機関等があります。

そこで、スウェーデンにおける法整備支援の 主たるドナー機関としては、Sida、フォルケ・ ベルナドッテ・アカデミー、ラウル・ワレンバ ーグ・インスティチュート、そしてスウェーデ ンの国の裁判行政庁、警察庁、矯正局、大学等 学術団体、スウェーデン公共行政研究所、オロ フ・パルメセンター等があります。

スウェーデンでは法整備支援の公式なネット ワークがドナー・アクターの間には存在いたし ません。国内レベルにおいてインフォーマルな 情報交換だけが行われております。また,国際 的なネットワークも存在しておりません。

スウェーデンによる法整備支援、特にSidaは、 分野としては人権に特に重点を置いております。 刑法、行政法などの公法に重点を置いています。 なぜかと言いますと、スウェーデンはこれまで 刑事法の分野で他国に比べて優位な立場にあり、 他のドナー諸国に比べると役に立つことができ るからです。それに比べて歴史的には民商事法 の支援はそれほどアクティブにやってこなかっ たという現状があります。かつては、アジアに も支援を行っております。ラオス、ベトナムが 対象でした。しかし、現在は国の政策により、 スウェーデンはその重点をアフリカ,そしてラ テンアメリカに移しております。

次に、ドイツです。ドイツのドナー・アクタ ーにはドイツ国際協力公社・giz, ドイツ連邦司 法省及びその所管するドイツ国際司法協力財 団・IRZ, 政党と関連する基金, 裁判官協会, 弁 護士協会、ドイツの総合大学があります。その 中でgizとIRZが最も重要な代表的機関です。giz は有限会社の形態をとっておりまして, ドイツ 連邦経済開発省とドイツ連邦財務省が100パーセ ント出資しております。連邦政府は相手国との 国際協定により事前にプロジェクト内容を決定 して、gizに発注を行います。そして、gizは、単 にドイツの連邦政府と密に仕事をするだけでな く民間企業や国際機関からの発注も受けていて, 多種多様なサービスを柔軟な形で提供しており ます。その中には、途上国に対する開発援助も 含まれると同時に先進国との国際協力も含まれ ます。特定の国・地域に重点を置くということ ではなく、できる限り要請に従っています。

gizは、法と司法プロジェクトをガバナンスと 民主化の分野で行っております。南欧、東欧、 体制移行国、中国、アフリカ、ラテンアメリカ 諸国、カンボジア、バングラデシュなどがその 対象となっています。その支援は立法の分野、 裁判所、そしてまた行政法、行政手続、また刑 法、刑事訴訟法、そしてまた資産所有権保護、 人権、憲法、また近代的な法体系への移行など が含まれています。

その一方で、IRZは、従来から中南東欧に対して法整備支援を行ってきました。旧ソ連邦の諸国であります。現在は、北アフリカとアジアに対しても支援を行っております。そして、最近では、更に高い優先順位をベトナムとの関係に置いています。その支援は様々な分野をカバーします。人権、民主化、市場経済等です。

gizとIRZは、お互い密に連絡を取り、活動の調整をし、重複を避けています。このほか、連邦司法省は、毎年国内の法整備支援関係者を対象に会議を主催しており、お互いに情報の共有を行っています。

IRZは国際ドナーのネットワークには関与しておりません。また、民間企業あるいは団体と積極的に関連しているわけではありません。すなわち、あまり民間部門と深い関係になりますと、その援助・支援が投資環境の改善分野に偏り過ぎるという懸念があるからです。そしてまた、官民のパートナーシップに対しても否定的です。法整備支援というのは利潤を追求するものであってはならないと考えているからです。

それでは、次にイタリアのケースですが、イタリアでは外務省がイタリアにおける法整備支援の主たるドナーとなっています。外務省はUNDP、国際開発法機構・IDLOその他の機関に資金を提供しています。これらの機関を通じて、キャパシティー・ビルディング、そして紛争後の復興に重点を置いて、アフガニスタン、イラク、その他中東諸国に支援を行うと同時に、地中海地域としてチュニジア、リビアもその対象となっています。ただし、支援を提供する機関の間での水平方向でのネットワークは存在しません。

IDLOに関しましては、ザネッティさんから後 ほど詳しくお話しをいただけると思います。し たがって、IDLOについてはここでは飛ばしてお 話をしていきます。

最後に、私の調査結果をまとめたいと思います。スウェーデン、特にSidaは、明確な方向性の下に法整備支援を提供しております。そこでは、人権、民主化の支援が主たるマンデートとされています。支援は特に刑法、公法に重点を置いておりまして、アフリカ、ラテンアメリカ

が重点となっています。正式な形でのドナー間での調整といったものについては、その有用性は認識されているものの、あまり熱意というものが感じられないという現状です。資金が潤沢で、他国のドナーと協力する必要性はあまり感じていないためかも分かりません。あるいは自らの専門分野におけるドナーとの援助面での矛盾・衝突といったものがなかったのかもしれません。

その一方で、ドイツは人権・民主化・ガバナ ンスを重視しながらも、積極的に民事法の分野 で支援を行っております。有限会社の形態をと っていますので、gizは対象を途上国に限っては おりません。非常に柔軟な形で幅広い支援を提 供しています。積極的に民間とも連携していま す。そして,連携は法整備支援に限られたもの ではありません。それと比較しますと、IRZの目 的は公的利益の追求であり,民間との連携に関 してはむしろ慎重なアプローチを取っています。 IRZが連邦司法省の下に設置され、体制移行国に おけるガバナンスの確立を支援する狙いが一番 重要であるからです。特に、旧社会主義国、東 欧, そして南欧諸国がその対象となっておりま す。giz及びIRZがドイツにおける法整備支援実 施機関としましては一番大きい存在となってい ます。常に活動において重複を避けるために調 整、情報の交換を行っております。さらに、連 邦司法省が毎年会議を開催いたしまして, 国内 のネットワーク作りに努力しております。です から、ドイツにおきましては、国レベルにおき ましてスムーズな形で調整ネットワークの構築 が行われていると思われます。

スウェーデン及びドイツと比べますと, イタ リアはもう少し小さな形で法整備支援を行って きました。特に重点が置かれているのは, 地理 的にいって近いところにあります地中海地域が 対象となっておりまして、アフリカ諸国、さらにはアフガニスタン、イラクが対象となっています。JICAのような独立したODA実施機関といったものはイタリアにはないということです。そして、外務省の開発協力総局がODA活動を担当しております。イタリアでは国際機関であるところの例えばUNDP、IDLOが、法整備支援における主たるアクターであります。ドメスティックのアクターはないようであり、そのような状況の下では、正式な形でイタリアにはドナー間のネットワークというものは存在しない、国際機関の間でのネットワークしかないということです。

私の調査はヨーロッパの三つの国しかカバーしておりませんけれども、そこで各国の法整備支援の特徴が明らかになってきました。この調査を通して分かったことは、どの国におきましても一般的な形でドナー・アクター間の協力ネットワークを構築する必要性というものが明確に認識されていないということです。しかし、近年におきましては新しいアプローチも取られておりまして、世界的なネットワーク構築の試みも見られております。これはグローバル・フォーラム・オン・ロー、ジャスティス・アンド・ディベロップメント、GFLJDという世銀の試みもあります。この点に関しまして、将来のトレンドを重視していく必要があるかと思います。

以上が私の報告です。御清聴ありがとうございました。

○松尾 江藤教官,ありがとうございました。

ドイツその他の諸国で法整備協力に携わって おられる方々の招聘も試みていただきましたが、 難しい事情がございまして、江藤教官がサーベ イを行ってくださいました。有用な情報を提供 していただきましたので、この後の討議に利用 していただきたいと思います。

それでは、ゲスト・スピーカーの皆様からのプレゼンテーションに移りたいと思いますが、二つのグループに分けて行っていただきます。まずは、国際機関及び政府機関による法整備支援というくくり、次いで、研究機関を含むNGOのグループです。もちろん、この二つのグループの間にギャップがあるというのではなくて、論点を整理し、ディスカッションをしやすくするための便宜によるものです。

では、初めに、ジェラルディン・フレーザー・モレケティさんにお願いいたします。国連開発計画(UNDP)での御経験を踏まえ、国際機関としての活動の特色や役割という観点からお話ししていただきます。UNDPは法整備支援の分野でも非常に重要な支援機関であります。では、よろしくお願いいたします。

# 報告 2 国際機関及び政府機関による 経験と提案

○モレケティ ありがとうございます。皆さん、 こんにちは。今回このような機会を賜りまして 本当にありがとうございます。

まず私の方から初めに申し上げたいのは、今いただきました御報告は正にそのとおりだと思うものであり、討議の時間に更に詳細にお話ができればというふうに思っております。これを前提に、国連開発計画がどのように法整備支援を行ってきているのかという話をしたいと思います。

UNDPは、法の支配を強化するという努力を 支援してまいりました。これは、我々人間の開 発の進展を維持していくということにとって極 めて重要だからです。こういった努力を通して 人々が自分の命運を決定し、また自分の生活を 形作るような意思決定を自分で参加して行える ようにするということを拡大し、さらに紛争の 可能性あるいは暴力行為のエスカレーションを 防ぐ、政治的な安定性を育成することにもつな がっていきます。

国連開発計画でありますが、御存じのとおり 国連機構の中で最大の開発担当機関であり、177 か国・地域で各国の開発努力、さらにまた優先 課題を支援すべくプログラムを展開しています。 パートナーとしては政府機関、市民社会の各機 関、さらにローカル・コミュニティーと協働し ています。課題としては、例えば紛争解決後の 平和構築、予防、貧困撲滅、環境保護、女性の エンパワーメントのほか、諸国を支援し、制度、 ガバナンス体制を改善していくということです。

法の支配につきましては、国連関係国は100か 国以上で活動を行っておりまして、法の支配を 強化するために、40か国以上の紛争の影響を受 けている発展途上国でこの10年間活動してまい りました。プログラム計画の内容としましては、 例えば司法・治安機関の指導、司法アクセスを 促進するため様々なサービスを改善していくこ と、法律に関する意識啓蒙、コミュニティーベ ースでの暴力行為の予防への取組、さらに、国 際的な貿易投資を促進する法体制の支援であり ます。

UNDPは特に重視している点があります。それはトップダウン型の制度作りや法律、法制改革とボトムアップ型のエンパワーメント戦略を組み合わせることにより、貧困層や社会で最も取り残された人々をエンパワーし、法的な保護や裁判の結果の恩恵を受けられるようにしなくてはならないということです。

アジア・太平洋地域におきまして,UNDPは 現在プログラムを通して18か国以上で法制度強 化に取り組んでいます。特にプログラムを通し て支援しているのがアフガニスタン,バングラ デシュ,中国,インド,インドネシア,ラオス,モルディブ,モンゴル,パキスタン,フィリピン,スリランカ,東ティモール,ベトナムです。法の支配というテーマでの新しい国連開発計画の民主ガバナンスプログラム,これはミャンマーのものでありますが,非常に重要な特性になっています。

また、政府機関、市民社会、学界及び実務者間の、南南交流、知識の共有並びにネットワーク構築を強化しています。アジア・太平洋地域におきましては、例えば「人権に基づく司法アクセスアジア会議」の発展に努力してまいりました。これは33の機関から成っています。例えば、ラオスの弁護士会ですとかフィリピンなどの法学界、さらに韓国などの公益の法関係のグループから構成されておりまして、司法改革の取組に向けた最善の実践と支援に関する知識共有を行うものであります。

これらを通して公式あるいは非公式な形で司 法アクセスを改善し、差別などに対応していく ところです。特に重視しているのが女性であり ます。性差別、性暴力による差別、さらにDV ですとか相続,あるいはその他の社会的・経済 的権利の拡充というのは, 「女性の司法へのア クセス」ということで特に選定順位が高いもの であります。この女性の司法へのアクセス問題 に取り組んではまいりましたが、まだ十分では ありません。私たちが考えている、期待してい るような変革をもたらすにはまだ至っておらず, これは「世界の女性の進歩」の報告書で示され たとおりであります。この理由から, UNDPは, 2013年初頭から始まる予定の「女性の司法アク セスに関する共同計画」のために、OHCHR(国 連人権高等弁務官事務所)や国連女性機関 (UNWomen) 等の統合的な活動に参加していま

す。

国連開発計画の今後の見通しでありますが, 三つ重要なところがあります。それは,国連開発計画の取組強化のための知識や政策開発の促進,さらに紛争や危機的状況にある国々を含めたパートナーシップ,それから協働行動を実施するということで,これは今回のこのワークショップと明日の会議にも関連しており重要な点だと思います。そして,三つ目が統合を目指した国連開発計画統合的計画の拡充であります。

さらに皆さんに追加的に申し上げますと、よ く御存じかと思いますが、「ポスト2015開発ア ジェンダ」というのはUNDPの将来の取組にと って重要な枠組みになっていきます。さらに, グローバルに考えて法の支配に関して今後の方 向性を考える, そしてそれと開発との関連性を 探求することは非常に重要です。昨年9月の国 連総会におきまして、国家及び国際レベルの法 の支配に関するハイレベル会議が開催されまし た。そこで出た宣言の中で加盟国は法の支配と 開発との関連性をポスト2015年のアジェンダの 中で追求していくということに同意しました。 国連開発計画はこのような努力を支援していく 所存であります。ポスト2015年の開発アジェン ダがどのようにしてその中に法の支配を組み込 んでいけるかということを定めていきたいと思 います。

こういった背後に、私たちはより統合的なアプローチが重要だと考えておりまして、さらに 国連機構の中での統合も重視しています。さらに協働です。国連機構の中でグローバルな中心 機関を重視しておりまして、これにつきまして は明日より詳細に申し上げます。しかし、この ようなグローバルな焦点機関、中心機関がある というのは今後の統合の促進においても重要で ありますし、また能力とリソースをグローバル レベルでうまく統合し活用していくということは、地域レベルでも各国レベルでも重要だと考えています。

ありがとうございました。

○松尾 モレケティさん, ありがとうございま した。

ネットワークということに関連して言います と、特に二つの点が注目されます。一つは、 UNDPは他の支援機関、企業、NGO、政府との 多様な形態のパートナーシップを模索するとい う点で、中心的役割を果たしているように思わ れます。この点は、誰が連携やネットワーク作 りのイニシァティブを取るべきか、あるいはそ の調整を図るべきかという問題に通じるものと して,後の議論で取り上げたいと思います。 UNDP は多様な問題領域で政府機関, ローカ ル・コミュニティー, 市民社会組織とのパート ナーシップを構築してきましたが、将来のアジ ェンダとしても, 法の支配の実現のための協力 活動,協働を展開していく中で,他の様々な機 関とのパートナーシップの拡充, その人材, そ の他のリソースをグローバルなレベルで連携す るアプローチを重視しているように思われます。 もう一つは、開発における経済的・社会的デ ィメンジョンと法の支配ないし正義に関する法 的ディメンジョンを結び付けてプログラミング していくという意味での統合的アプローチを重 視しているという点です。この観点からは市民 社会の法的能力強化の重要性が注目されるとこ

それでは、次に、国際機関としてもUNDPとは異なるユニークな特色を持ち、参加各国の政府によって支えられている、政府間組織としての国際開発法機構(IDLO)の活動とその特色について、ジュリオ・ザネッティさんにプレゼンテーションをお願いします。

ろです。

○ザネッティ 皆様こんにちは。

私は自己中心的だからこの真ん中に座っているわけではなく、パワーポイントの操作の関係から座らせていただいております。話は2部構成でいたします。

まず最初のパートでは、IDLOについて御紹介 します。理由は二つです。私たちはUNDPとは 違います。小さな組織です。したがいまして IDLOをまず御紹介したいと思います。といいま すのは、私たちがどのような領域で仕事をして どのような国で仕事をしているかを御説明した いと思ったからです。新しいネットワーク作り というのが一つのテーマですから、お互いをよ りよく知ることによって初めて効果的な仕事が できると思います。

二つ目はネットワークを中心にお話しします。 私は研修・ネットワーク部長ということで自己 紹介しましたが、IDLOは他の多くの組織とは違 い、我々の仕事の受益者と近い関係を持ってい ます。現在2万5,000人の同窓生がおりまして、 47の同窓会を途上国45か国に持っております。 大きなネットワークです。そして、専門家のネ ットワークでもあるわけで、世界中で仕事が展 開されています。

そして、二つ目のまとめとしまして、幾つか例を御紹介したいと思います。私たちの仕事において、パートナーシップをドナー、及び国際的なアクターと展開した場合の成功と失敗例です。まず我々国際開発法機関ですけれども、IDLOというのは国際的な政府間組織です。国連のような形で加盟国があります。残念ながら日本はまだメンバーではありません。この機会をいただきまして、是非日本政府にもパートナーシップを、あるいはメンバーとなることを御検討いただきたいと申し上げたいと思います。

私たちの使命は途上国における法の支配と法

文化を促進することで、途上国を対象に仕事を しています。また、経済移行国も対象にしてお ります。そして、この何年間かは紛争後の国々 に対する支援を行っております。受益者としま しては全ての法律専門家を途上国で対象にして います。弁護士や判事、政府の役人や政策決定 者などで、そして常に私たちが力を入れている のは市民社会、そして民間部門を巻き込むとい うことです。どこにあるかですけれども、本部 は美しいローマにあります。イタリアです。ま た、幾つか国事務所を設けていて、部支局は、 ビシュケク、ドゥシャンベ、ジュバ、カブール、 カトマンズ、ナイロビ、そしてウランバートル にあります。

先ほど言いましたように、現在多くの途上国で同窓会を通して仕事をしております。47の同窓会があるわけです。このスライドを見ていただきますと、大体私たちがどのようなグレードで仕事をしているかが分かると思います。法の支配というのは非常に広範なものですので、私たちは途上国の支援を助けるわけです。自らの開発目標を法部門において到達できる手助けをします。

そこで、まず最初に、特に私たちが新しい戦略計画で力を入れているのは何かといいますと、途上国の人々の支援をすることによって司法に信頼を持ってもらうようにするということ、これは非常に野心的な仕事でもあります。ここで焦点を当てますのは様々な側面です。まず第一に司法の質を高めるということ、司法制度をより強化するということですが、それだけではなく、幅広くこの考え方をとっていくことが必要です。つまり、例えば憲法に関しまして積極的に役割を担っていくわけで、今回憲法の専門の方もいらっしゃるということですけれども、今ソマリアの憲法やケニアの憲法の仕事にも携わ

っております。そして,説明責任や透明性が重要です。腐敗との闘いです。

二つ目の受益としましては、ボトムアップ的なアプローチを取るということです。司法アクセスを高めます。特に女性を対象にしています。女性の機関との協力を行っていますし、さらにこの領域に関しましては、貧困に関して大きなプロジェクトを持っております。例えばエイズであるとか、または司法アクセス、そして知財、これは全て司法へのアクセスに関わる問題です。

最後の部分,これは私の分野,専門領域です。 持続可能な開発とかあるいは貿易投資などです。 途上国にはただ単にいい制度があるだけでは不 十分です。いい法律が,司法があっても,やは り経済を成長させていかなければなりません。 したがって,投資の領域あるいは国際取引,貿 易,知財,そして情報技術などにも関わってい ます。技術的に世界が変わっていくからです。

ここに書いていますのは、我々がどこで仕事をしているかです。世界のほとんどに展開しています。書いていないのが豊かな国です。私の国もやはりIDLOのサービスが必要なのですけれども、たとえイタリアでも日本であっても、我々は途上国だけに仕事を絞っております。御覧のように幾つかの活動がアジア地域でも展開されています。

こちらのスライドは、特に私たちが誇りを持っているものです。主にネットワークをここで示すことができています。2万5,000人の同窓生がいるということを先ほど申し上げました。正直に言いまして2万5,000人と常に連絡をとっているわけではありません。亡くなった方もいます。アメリカに移住した人もいます。しかし、私たちは、各途上国に強い同窓会のネットワークを持って常に連絡を取り合っているだけではなく、ただ連絡を取り合っているだけではなく、

そこにいる実際の人たちがその国のことに我々の支援の一環として携わってくれる, どういうニーズがあるかなどが分かるわけで, 47の国にこうした同窓会組織を持っています。11の同窓会組織がアジアにもあります。この同窓会組織はユニークなネットワークです。これは小さなIDLOが各国にあるようなものです。国のレベル,現地のレベルでIDLOが国際レベルでやっていることを展開する組織です。

ネットワーク,同窓会組織の特徴としましては,同じ組織の中に弁護士や判事,NGO,そして政府の役人がいることです。御存じのように,例えば途上国に行きますと判事の組織があって,それからはるかに離れたところに市民集会の組織があるわけですけれども,私たちのところはその人たちが一緒に同じ組織の中で仕事をしています。

では、次に、成功例を幾つか御紹介したいと 思います。もちろんあまり大きな成功を収めて いないドナーとの関係の領域についてはまた御 説明しますが、このスライド、細かいため、お 手元にコピーも配付しています。ここで示して いるのは、我々が仕事をしたそれぞれの国、そ れぞれのドナーとどうやってきたかです。

例えばアフガニスタンですが、2003年から活動を開始しました。タリバンがいなくなってすぐに我々はアフガニスタンに行きました。まだ事務所もあります。4週間後にそこを私は訪れましたが、最初はまずイタリア政府からの支援からスタートしました。そして、カナダのCIDAも参加し、サポートいただきました。これは司法改革を中心としたものです。様々な司法改革です。それから世銀からもサポートが入ってきました。イタリアは常にサポートを続けています。JICAからも支援がありました。1万3,000ユーロだけというかもしれませんけれども、非常

に興味深い評価でした。

認めなければいけないのは、全ての司法をカバーできないということ。様々な側面があるからです。一つ一つ特別に評定をしなければならない部分です。そういう意味でJICAからの参画も重要でした。すぐにオランダ、アメリカ等々が参加し、全体としてもう10年、2,400万ユーロの仕事をしております。

それから、もう一つの例はキルギスタン、これも司法分野の強化です。それから南スーダン、これは最近ですけれども、世界に先んじて我々はそこでの仕事を開始しています。最初はカナダからの資金、次にUNDPからの支援がありました。それからオランダ、EU、アメリカ、ユニセフ、それぞれの組織が資金を提供し、ある特定の領域での特定の側面について仕事をすることが可能になりました。これは司法であるとか、あるいは司法改革に関連するものでした。

そして, こちらは健康に関する法律に関した ものです。場合によっては病院だけ造ればいい とか, あるいはワクチンセンターだけ, クリニ ックがあればいいということではありません。 それだけでは法律的には十分ではありません。 薬へのアクセスが必要です。HIVの感染者が差 別されるということもあります。現在は緩和医 療法に関しての法律もやっております。例えば モルヒネで治療した場合に人が亡くなるという ことがあります。特にアフリカ諸国においては モルヒネを使いません。なぜかといいますと、 モルヒネは特別な法律の下で不法な薬物と同じ ような取扱いを受けているからです。法律的な 枠組みがいかに重要か、それでもうお分かりい ただけると思います。この制度を見ていきます と、これは4年間ですけども、最初はIDLOから の資本があって、それから法の財団からも資本 が入りました。その後エデオン制度とかクリー ン・エイズ計画,世銀,そしてUNDPからの参 画もありました。

今日のお話の最後ですけれども、幾つか成功 例と失敗例を御紹介したいと思います。私たち はまだいろいろ教訓を学んでいます。他の人を 教育する方法を考えています。IDLOというのは 組織としては小さいです。ですから、パートナ 一が必要です。もちろん資金の面もそうですし、 知識の面、専門知識、その現場の知識も必要で す。申し上げましたように、私たちは独立で仕 事をするにはあまりにも小さな組織です。例え ばチュニジアですけれども、IDLOはジャスミン 改革の2週間後に政府からの要請でそこに入り ました。なぜかというと、我々の同窓生が政府 の中にもいたからです。

一つ言い忘れたことがあります。チュニジアの例に入る前に、なぜ同窓生あるいは同窓会組織について申し上げたかといいますと、ネットワークというのは我々独自のIDLOだけのものではないのです。私たちはこのネットワークを使って、是非、皆さん、日本の方々あるいはUNDPと協力していきたいと思っています。ある特定の国で何かコンタクトが必要だという場合には聞いてください。お手伝いできるかもしれません。我々は、例えばネパールとかスリランカにいい同窓会組織があるかもしれません。そこが例えばJICAと何かのプロジェクトで協力をしたいと考えるかもしれません。我々がそこに入る必要はありませんのでお手伝いできると思います。

では、事例の話に戻りますが、チュニジアは 面白い事例でした。といいますのは、二つのレベルで我々は仕事をしまして、ドナーとローカルネットワーク両方で仕事をしました。チュニジアは革命直後、「コミュニティー・オブ・デモクラシー」が政府支援に入ってきました。コ ミュニティー・オブ・デモクラシーは,国際的なドナーや国際的なアクターで構成されております。非常に興味深いフォーラムでして,国際社会の協力の調整役をしております。

そして、もう一つ、私たちはチュニジアで、ローカルのネットワークを作りました。司法領域、チュニジアではそこに的を絞ったわけですが、そこがばらばらになっていました。司法省が一つの方向を向いていて、例えば判事協会が判事労働組合と対立して、二つの方向がそれぞれそっぽを向いているというようなことがありました。そこでチュニジアで私たちが何をしたかといいますとコミュニティー作りをしました。ステークホルダー、例えば司法省であるとか、あるいは判事組合、判事協会、そしてビジネス協会といった市民社会も入れてグループを作りました。

ザンビアでは成功した部分と失敗した部分が あります。成功した部分というのは特に我々の 能力に帰するものではありません。ザンビアに おきましては、貿易支援に関し国際機関は全て 調整が必要ということになっています。例えば フィンランドが全ての貿易支援活動のリーダー 役をして調整していました。しかし、失敗例も ありました。司法省から新しい投資法の支援を 求められ、専門家を配置しました。しかし、他 にもドナーがいて,同じ要請が出ていたという ことが分かったわけです。つまり二つの国際ド ナーが全く同じことを同時にやるということに なってしまいました。これは惨たんたる結果で あったわけで, 我々の活動の再調整が必要とな りました。これは我々にとっても大きな教訓で した。

中央アフリカ共和国では、私たちがこれから もっと途上国で使いたいと思っているアプロー チを検証しています。多くの場合、IDLOは司法 関係、特に法律関係での支援を求められますが、ここでは最初の段階から、政府機関に、市民社会、民間を含めた3本の柱を統合しネットワークを作ることが必要だと考えました。ローカルレベルのネットワークが必要です。といいますのも、民間部門、市民社会なしでうまくやることはできないからです。

私は国連WIPO出身ですので、知財に関して積極的に関わってきましたが、ここでは異なるネットワークを使いました。IDLOは国際的な政府間組織として、WIPOやWTOと協力しています。それから、強力な連携パートナーシップを企業とも結びました。例えばマイクロソフトからも資金が入っていました。当然、この資金は100%ひも付きであってはならないわけです。投機的企業だけのために仕事するわけではないからです。

それから学術会です。体系的に常に学術会・ 学界との関わりを我々は促進しています。 さら に、それぞれの領域には違うネットワークを作 っています。

最後の二つのポイント、これは同窓会組織、 先ほど申し上げたものです。これは地理的なネットワークを途上国に構築したものです。です から、是非皆様にも使っていただきたいと思い ます。

最後のものは、シェアリング・ネットワークと呼んでいるものです。シェアリング・ネットワークというのは、写真下にありますような村のようなものです。シェアリング・ネットワークというのは仮想のプラットフォームです。途上国のステークホルダーが入ります。しかし法の支配、開発に関係のある、あるいは関心のある人が全てネットワークに入ります。そして、様々な領域にスペースを設けています。例えば右がその一つです。例えばIPの家というのがこ

の灰色の屋根、そして緑が環境法の家というようにそれぞれいろいろなスペースがあるわけで、そこでコミュニティーのプラクティスというものを作ろうとしています。法や機構運営に関係のある人がそこに参加し、例えばリソースのところに投入しサポートを提供します。これは1日24時間、週7日、特定のプログラムの後もずっとその支援を続けるわけです。プログラムを提供してそれで終わるということではないのです。こうして持続可能性というものを提供しています。

以上、ありがとうございました。

○松尾 ザネッティさん, どうもありがとうご ざいました。

様々な形態のネットワークについて御紹介いただきましたが、一つは政府機関、市民社会組織、民間部門の三者を取り込んだ、ザネッティさんが言われる意味での「統合的」なアプローチです。これはモレケティさんの言われる「統合的なプログラミング」とはまた異なる観点のように思われます。

もう一つは、最後に御提示いただきましたシェアリング・ネットワークという、いわばバー チャルなネットワークです。

IDLOは政府間組織としてもユニークな特徴的な役割を持っている一方で、UNDPとも連携しており、ネットワークに関する両者のアプローチが今後相互に影響し合ってどのように促進されていくかということも興味深く思われます。ありがとうございました。

では、磯井美葉さんにお願いいたします。日本政府による法整備支援におけるネットワークについてお話しいただければと思います。先ほどドイツのgiz、スウェーデンのSidaなど政府機関による法整備支援について江藤さんの報告にあった内容にも絡めて、比較材料を提供してい

ただけるかと思います。

○磯井 松尾先生,ありがとうございます。

私からは、私たちの活動におけるネットワーク構築についてお話し申し上げます。JICAは外務省の所管する、日本のODAの実施機関です。JICAは、数多くの活動を法・司法の分野に限らず、幅広く実行しています。組織全体としてのドナー機関、国際支援機関とのネットワーク作りもやっております。詳細は子浦が明日の会議で報告することになっておりますが、私たちの本部には、国際的な開発パートナーシップに関する部署があり、情報交換や協力のチャンネルを築いております。

法・司法の分野におきましては、JICAは20年 近くの経験を幾つかの国で積み重ねてまいりま した。本日は皆さんに青いパンフレットを配付 させていただいております。43ページを御覧く ださい。ちょっと古い2009年当時のデータです が、このプロジェクトリストにあるものが私た ちの主要な活動であり、詳細な内容もそちらに 掲載されています。

JICAは法・司法分野での協力を、まずは民・ 商事の分野の起草の支援から始めております。 現在はより幅広い分野で、例えば行政法や人材 開発という面での支援も行っております。主に はアジア諸国が主たる活動、協力の場となって います。

法・司法の分野では、国内機関やアクターとの関係では良い連携が取れています。法務省、弁護士会、それから最高裁判所や各レベルの裁判所、大学等の機関に御協力いただいています。 JICAは司法あるいは法律関係の組織ではないので、先ほど挙げたような機関の支援がなければプロジェクトは実施できないことになります。 日本国内での協働は、これまでのところ非常に良好であると考えています。このような協力あ るいは情報交換の例として,今回のような会議 を定期的に開催していることも挙げられると思 います。

国内でのアライアンス、パートナーシップに 比較して、法・司法分野における国際ネットワークはこれまでそれほど活発に構築されていま せんでした。JICAは組織全体としては幾つかの 国際機関や二国間援助のドナー機関との間で交流チャンネルを持っていますが、それらが十分 に活用されてきたとは必ずしも言えません。

他方で、法・司法の分野では、現場レベルでは多くの連携事例を展開しています。幾つかの具体的な取組例をハンドアウトに示しましたが、三つのカテゴリーに分類しました。一つ目は(ドナー同士の)起草支援法案などへのコメントやそのようなコメントの調整です。このような法案起草について、例えばベトナム判決執行法の起草段階で支援した際には、幾つかのドナー機関と協働でセミナーを開催しています。米国際開発庁、カナダ国際開発庁、ベトナムの司法省と協働しました。

二つ目のカテゴリーは、実施スキームにおける相互連携や協調です。そのうち、一つは共同構築型とも言えるもので、例えばカンボジアで展開した現役裁判官及び検察官向けの継続研修が協働実施の例です。フランス、米国国際開発庁、GIZらと協働しました。

もう一つ、便乗型として、他の活動機関のこれまでの活動の枠組みを活用する、あるいはそれをベースに調整する種類のものです。JICAとモンゴルの弁護士会との協力において、ADRあるいは調停を普及させる必要がありました。当時、GIZの協力により、法律をテーマにしたテレビドラマシリーズが主要放送局の一つで放送されていました。そこで、JICAは、このドラマの枠を二つ購入して調停に関してのドラマを作っ

てもらい, 調停の普及に役立てました。

三つ目のカテゴリーは、情報収集や、その活用における連携です。日常ベースの活動として、例えば各国の法令の英訳を共有する、あるいは調査研究の報告書をドナー機関で共有するというような情報収集や共有です。

うまくいった例を幾つか今挙げましたが,協 調コーディネーションがドナー間で困難だった という事例もあります。例えばカンボジアの民 法あるいは民訴法について,ハンドアウトの1 ページ目の一番下に記しています。民法は非常 に幅広い,生活全般に関しての法律で,数多く の関連事項があります。そして,それらの規定 と,例えば土地法,担保取引法,商事契約法と の調整はときに困難な問題でした。民法は司法 省の管轄下でしたが,土地法は土地管理省,商 事契約法は商務省の管轄下にあり,各省はそれ ぞれドナー機関とこれらの法律の起草に関して 支援を受けておりましたが,結果としてこれら の相互に関連する法律の調整は大変困難な問題 でした。

このような問題点も、最終的には調整される ことにはなりますが、実際に調整するプロセス は参加各機関にとって苦労の多いものでした。

一般的には、ドナー間の協調あるいはネット ワークは、支援の効果、方向性を上げる、また はそのインパクトを拡大するために有効である と言えます。それは法・司法の分野でも当ては まります。他方、法・司法の分野の支援では、 法令や活動の間の矛盾が生じないように調整す ることも重要と言えます。この点は、法・司法 分野の支援では重要な特徴と言えると思います。 次に、協調を成功させるためのキーポイント

次に、協調を成切させるためのキーホイントを幾つか述べたいと思います。一つは情報発信・共有の強化であります。しかし、例えば言語の問題のような課題もあります。日本が行っ

た活動では、起草段階の法案に関して情報発信があまりスムーズとは言えませんでした。法案の英訳あるいはその他の言語の訳文を提供することに対して、特に法律家としては、訳文の完成度、正確性という点から及び腰になることもあります。もちろん訳語、訳文の正確性は重要ですが、しかし時宜を得た形で速やかに情報を提供することもドナー間の協調では重要だと思います。

もう一つの鍵は、現場のプロジェクトマネジャーあるいはアドバイザーの役割です。法令間の矛盾を避け、支援の効果を拡充するためには、現地で活動する専門家が他のドナーの活動についてよく知り、自分たちの活動についての情報も提供しなくてはなりません。長期的に専門家を支援、受け手国に派遣する場合には、JICAでは、長期専門家の派遣の際には、ドナーコーディネーションに関する理論と実践という講義も事前研修で行うことにしています。

三つ目の鍵は、現地で行われている情報のやり取りをうまく継承し組織化していくということです。これも一つの課題であり、今後のテーマだと思います。

なお、ベトナムでは、非公式なランチ会合、カジュアルな意見交換を定期的に行ったり、ベトナムに対する支援を長期的に継続していたJICAのプロジェクトオフィスが事実上の情報交換センターとなっていた例もあります。

それから、四つ目の鍵は相互理解です。法律 起草の際の調整が難しい理由の一つは相互理解 が不十分だということもあります。二つのドナ 一機関の担当者が、それぞれ英米法系と大陸法 系など異なる法体系を背景に支援するような場 合です。この場合に、起草法令の調整に関する 議論を建設的に進めていくためには、相手の主 張の背景に対する相互理解が不可欠だと考えま す。

現在までのJICAの活動に関しては、情報提供についてはまだまだ改善の余地があると思いますし、情報をもっと発信していく努力も始めております。先ほど御紹介したこのパンフレットもその一つであり、これまでの活動を分析し、日本語と英語両方で発行しました。

ありがとうございました。

○松尾 磯井さん,ありがとうございました。

法改革及び司法制度改革に関する日本国内の 各機関の間の協働と外国政府との協働について, それぞれ成果と問題に率直に触れていただきま した。磯井さんが最後に紹介された書物は、法 整備支援の分野におけるJICAの活動を紹介した もので、その43頁以下にはJICAが実施してきた 法及び司法制度改革について, 例えば, ベトナ ム、カンボジア、ラオスといった諸国における 活動が要約されています。また,各プロジェク トに関する基本情報が整理されており、例えば、 プロジェクトの開始年, 予算額, 法整備支援に 関する経費の総計、それからプロジェクトの目 的と結果といった概要が記録されています。こ れは個々のプロジェクトの内容を要約し、国際 的に情報交流するための書式モデルの叩き台に なり得るのではないかとも思います。このよう な情報交流をどういうフォーマットで図ってい くかということも、異なるドナー間の情報交換 を密にする上では重要だと言えるでしょう。

それから、同書の3頁では、JICAプロジェクトの特色として、三つの柱が示されています。一つは法令整備の支援、もう一つはそれを運営する法曹の能力育成の支援です。さらに、これら政府サイドの支援に対し、市民社会サイドへの法的支援として、法律扶助や法的知識・能力強化の支援があります。こうしたアプローチに関しても、ドナー間で方法論に関する情報交換

を緊密化し、協力を進めることができるのでは ないかと思います。

既にモレケティさんから、トップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチを組み合わせることの重要性が指摘されましたが、JICAの3本柱のアプローチにおける最初の二つと最後のものはそれぞれに対応するように思われます。また、これらの3本柱は奇しくもザネッティさんが言う意味での統合的アプローチとして指摘された点とも大きく重なるように思います。そこで、これら二つのレベルなり、3本柱をどのように統合することができるかということが改めてクローズアップされることになります。この点については、この後NGOサイドからのプレゼンテーションを受けて、議論を深めることができればと思います。

私たち参加者の間で、ネットワーク作りを促進する上での幾つかの重要な視点について、お互いに認識し始めた時点ではありますが、すでに1時間半ほどたちましたので、5分間ほど休憩といたします。少しお休みください。

(休憩)

#### 報告3 NGO, 大学等による経験と提案

○司会 再開したいと思います。どうぞお席に お戻りください。

○松尾 では、次のプレゼンテーションをマウリッツ・バレンドレッチ先生にお願いします。 バレンドレッチ先生はティルブルフ大学の教授であり、また、HiiL(ハーグ法国際化機構)のアカデミック・ディレクターでもいらっしゃいます。法整備支援の方法論の開拓の分野で非常にユニークな活動をしていらっしゃいます。では、お願いいたします。

○バレンドレッチ 松尾先生,ありがとうございます。非常に大きな実績を持つ機関がおそろ

いの場に御招待いただき、感謝いたします。大変光栄に思います。JICA、UNDP、IDLOの方々と共にお話しできることを大変光栄に思います。 我々は、進捗というものを長い目でフォロー しております。そして、このスライドは、少し 短かすぎるぐらいのサマリーとなっていますけれども、こういった状況だと思っております。

「ハーグ法の支配」というジャーナルがありますけれども、この雑誌をお読みいただきますと、こういった傾向があるということが分かるかと思います。まず、トップダウンで法の支配を推進するということに問題があります。法律を変えるのは難しいですし、そして、変えたとしても、それが必ずしもすぐ効果が出るとは言えない、長い時間が掛かります。

我が国は、45年かけて民法典を改正したという世界記録を持っていますので、皆様の年5ないしは3年での実績というのは素晴らしいと思います。

ただ、法律を変えるというと、裁判所やその他の機関が抵抗するかも分かりません。既得権益といったものが存在するかもしれません。それを解決した後でも、司法へのアクセスが依然として問題になる可能性があります。貧しい人たちには司法へのアクセスができないので、ボトムアップこそが、やり方として正しいのではないかということであります。

今までのスピーカーは、トップダウンとボトムアップを組み合わせるべきと指摘されましたけれども、ボトムアップのアプローチにおきましては、いろいろな問題がここでも出現します。例えば、エンパワーメントのプロジェクトは、多くが規模の小さなものでして、それを大きな規模にスケールアップすることが難しい。また、文献を見ますと何千ものプロジェクトがありますが、これらは一体どういう形で実施されてい

るのかよく分からない状況でもあります。

過去5年間,「イノベーション」という言葉が重要になってきました。裁判所の戦略,あるいは司法省,あるいは司法へのアクセスのタスクフォースにおいても、度々イノベーションという言葉が使われています。

イノベーションは、刺激して育てることができるのかどうかということを検討しております。また、イノベーティブなサービスやプロダクトを国境を越えてスケールアップすることができるのかどうかということも検討しております。

また、興味深い事例もあります。多くの人たちは、イノベーションは司法部門にはうまく当てはまらないといいます。司法セクターは、安定性が求められ、秩序を促進すべきセクターであるが、そこにどうイノベーションを図ってくるのかという緊張関係も生まれております。

HiiLの役割は、ますます司法セクターでのイ ノベーションをサポートするものになってきて おります。

まず第一に、サービスを提供しています。 HiiLは、NGOとして政府から資金提供を受けていますが、政府からは、我々自身で資金調達をするよう指導されております。したがって、クライアント機関から、サービス提供の見返りとして資金をいただいております。サービスとしましては、例えば省庁、サポート機関などに効果的にイノベーションを推し進めるための戦略について助言を行っております。裁判所の新しいあり方などについての助言です。また、評価にも専門性を持っております。イノベーションは効果を上げているのか、プログラムは効果的なのか、本当に司法が人の手に届いているのかどうかを評価しています。

三つ目の活動としましては、裁判所及びADR の革新的構築を手助けしています。イノベーシ

ョンのためには、学ぶものが必要であると考え ておりまして、ジャスティス・イノベーショ ン・ラボというものがあります。すなわち、実 験室のようなところで新しいアイディアを試す というような場が必要です。

今回は、ネットワークが話題となっていますので、我々のイノベーションのプラットフォームについてお話をしたいと思います。これは、いわばエコシステムのようなものです。過去何年間にわたり構築してきました。オランダの経済省から補助金を得て、エコシステムを構築してきました。これは、ナレッジ・プラットフォームであります。そこでは、トレンドレポートを出したり、ネットワークを推進しています。

そこで、最初にウェブサイトを御紹介いたします。プラットフォームの一部のウェブサイト、ここでは84件のイノベーションが出ております。また、イノベーターにとっての課題も出ています。どれぐらいの人たちがアクセスをしているのかということについても、この活動で御覧いただけると思います。

また、イノベーティング・ジャスティス・アワードという賞もあります。毎年この賞を出しています。

そして、ベストプラクティスも集めています。 配付資料の中には、我々がこの司法セクターの イノベーションに関して出す本の目次の部分、 どのチャプターなのかも入れておりますので、 御覧ください。

多くのイノベーションが現在進められております。潜在的な能力は大きいと思います。そして、これらのイノベーションは、既に何千万人もの人たちに影響を与えていると思います。例えば、オンラインで紛争を解決するプラットフォームがあります。これは、新世代の裁判所手続のようなものになると思います。調停なども

行っていくことができると思います。また、ウェブサイトで腐敗、汚職などを通知するようなものも出てきています。

また、ウェブサイトで法的文書の書式を使って起案することができるもの、例えば土地を売りたい、財産を売りたいという場合には、ウェブサイトで売主の名前や売買の条件を打ち込んでいく。そして、相手方、興味のある人がそれに応対してくる。そして、クレジットカードで支払いを済ませ、そして権利証などが買主の家に送られてくる。そうしますと、これは、公証人を通すものの20%ぐらいのコストで済みます。

また、弁護士と調停人、裁判官のハイブリッドのような、パラリーガルのプログラムも進んでいます。イノベーションが進んでいる分野でもあります。

そして,こういったものはトレンドとして認 めることができるものです。

三つほど事例を出したいと思います。成功し ている事例です。どうして成功していると言え るのか。一つの基準は、国境を越えてそれが使 われているかどうかということです。この司法 ファシリテーターというのはニカラグアで生ま れた考え方で、今ではラテンアメリカ諸国ほか 5か国で使われている考え方です。非常に役に 立つシンプルなものです。コミュニティーの中 からこのファシリテーターが裁判官の手助けを する人間として選ばれます。ファシリテーター は、白いシャツを着ています。そして、例えば 何か問題があったときは、ファシリテーターが 調停人として裁判所を助け、村々に行って、当 事者間での紛争を解決する, もし裁判所での判 断が必要であるならば、速やかに裁判所にその 事件を回します。ファシリテーターは村々を回 って歩いて, そして密接に協力をしながら, 日々モニターしています。そして、ラテンアメ

リカ諸国では、多くの人たちがこういった司法 ファシリテーターの助けを得ています。プログ ラムはスケールアップされ、都市部にまで広が っています。

また、全く別の事例ですけれども、シリコンバレーにもまた一つ事例があります。成功例です。The eBayのウェブサイトでは、売り手と買い手の間で、毎年6,000万件もの紛争が解決されているということを御存じでしょうか。例えば中古車の売買、昔であれば裁判所で紛争解決されたわけですけれども、今では売り手と買い手の間で苦情処理はこの紛争解決センターにおいて解決されています。調停人や仲裁人を通すことなく低コストで解決されております。

これもまた別のイノベーションです。このウェブサイトでは、「私は、賄賂を払いました」とありますけれども、これはインドで生まれたもので、ケニアやほかの国でも使われるようになっています。賄賂を払った場合、それをウェブサイトへ通知するわけです。例えば数百ルピーを特定の地域で警察に払ったと多くの人たちからの通知が入ってくれば、それはやはり問題だということが認識されるようになるわけです。

ウェブサイトの目標とするところは意識の向上ということで、司法セクターでもイノベーションを進めることができるのだということを知ってもらいたい、何がうまくいくのかということを示しております。問題のあるところについてはあまり取り上げず、スケールアップできそうなものを積極的に提示しています。

そして、興味深いのは、こういったイノベーションは、国境を越えて広めることができるということです。法的なものを移植することは慎重性が必要です。アメリカの法律をアジアに移植するとか、そういうことについては慎重さが必要なのですけれども、地道に人と人の間でこ

れを進めていくことができるならば、少なくと も他の国でもできるのではないかという可能性 を探ることができると思います。

そしてまた、一から全てを作り出すのではなくて、他のところでうまくいっているものであれば、アウトソーシングのような形でそれを取り入れることもできるでしょう。

また、トレンドレポートや法律に関するシナリオも出しています。どのようなイノベーションが傾向としてあるのかということについても打ち出しておりまして、昨年は万人のための基礎的な司法ケアに向けた報告書を出しました。

また、ルールメイキングの環境についてのものも出しています。ルール、規則というのはいるんなところにおいて出されるわけで、そういったものを考えようというもの、そしてまた、将来の裁判所あるいは将来のシナリオに関する法律、これらはウェブサイトからダウンロードしていただくことができますので御覧ください。

また、こういったトレンドレポートの目標とするところは、研究者、学者の人たちに自分たちの考え方を認識してもらう可能性につながっていきます。また、実務家にとりましても、ネットワーク作りがここでの話題ですけれども、人をまとめていきたいという場合には知識の集約が必要でありますし、また知識・経験の共有化が必要になります。したがって、トレンドレポートはネットワークのサポートをするものもあります。どのような課題が、しばしばいろんな国で見られているのかということも確認することができます。

また、ネットワークですけれども、ネットワークといってもUNDP、IDLOに比べますとあまりにも小さいのでちょっと恥ずかしいぐらいで、何らかの形で皆さんとまた一緒にやっていければなというふうに思っているところですが、法

の支配に関する学者、実務家のネットワークがあります。そのネットワークの目標とするところは、この法の支配のイノベーションにおける世界のリーダーたちを結び付けること、イノベーションに関して、もう10年、15年仕事をしてきた人たちがいまして、そういった人たちが関わることにより法の支配を進めていくことができるということは、これまでの実績から明らかです。

以上が、私が今日お話したかった内容であります。配付資料を御覧いただきますと、もう少し情報がありますので、御覧いただければと思います。例えば、ネットワークを支援するためのコストというのは比較的安く済んでいる、しかし、まだ資金が必要であるということが分かります。

また、イノベーターが何を必要としているのかということも書いています。なぜネットワークが必要なのか。イノベーターがネットワークに何を求めているのかということも分かります。

以上で私の話を終わらせていただきまして、 皆様からいろいろなお考えを伺うのを楽しみに しております。

○松尾 バレンドレッチさん, ありがとうござ いました。

最初に、トップダウン・アプローチとボトム アップ・アプローチとの関連付けについて、後 者に属するエンパワーメント・プロジェクトは 必然的に多数の小規模プロジェクトとなること から、これをスケールアップすることが難しい という問題認識から出発していただいたことが、 とても重要であるように思われます。

御報告の中心テーマであるイノベーションも, このスケールアップという問題認識を背景にして考えますと,一層興味深く思われます。

また、イノベーションの帰結としての様々な

ウェブベースの情報・サービスの授受や紛争解 決は、ネットワークの構築ツールとして今や不 可欠のものであるように思われます。

さらに, 法の支配に関する学者, 実務家間の ネットワークについても御紹介いただきました。

それでは、次に、同じくNGOとしての観点から、矢吹先生にお願いいたします。矢吹先生は日本で法整備支援を提供している主たる機関の一つである、日弁連の国際交流委員会の委員長であり、国内外のネットワーク構築にも熱心に取り組んでおられます。

○矢吹 ありがとうございます。自己紹介を冒頭させていただきましたが、日弁連国際交流委員会委員長を務めております。

そこで、まず私たちの活動内容を御紹介し、 それから国際・国内レベルでのネットワーキン グを御紹介します。お手元のパワーポイントを 御参照ください。

私どもは、95年以来18年の経験があます。カンボジアの法律家のための研修プログラムを、当時15人を対象に行いました。ILCC・国際司法協力センターには30人のメンバー、事務スタッフがおります。そして、「国際司法協力活動方針」に活動内容、何ができるか、何ができないかを書いております。といいますのも、日弁連は全ての弁護士のための組織で、それぞれの会費を、説明責任を持って使わなければいけないからです。

三本柱として私たちが政策として書いたのが, まず人権保護,そして恒久的な平和,そして法 の支配,この三つです。

私たちは、組織としてNGO、弁護士の集まったNGOとしての中立性に力を入れております。 日本でNGOとして弁護士が集まったことを我々は誇りに思っております。そして、ODAとの関連で活動をしており、特に南アジア、カンボジ ア,ベトナム,ラオス,インドネシア,モンゴル,マレーシア,中国で活動しています。プロジェクトの重複は避けたいということで,弁護士や弁護士会に焦点を当てた活動を行っています。

次に、国内のネットワーキングについて御説 明します。

申し上げましたように、様々なODAのプロジェクトをJICAとの協力の下で行ってきておりまして、JICAの長期専門家として20名以上が日弁連から派遣されています。そして、JICAのプログラムとして、カンボジアの弁護士の研修などを受託しております。300人以上の弁護士の研修を、5年間以上やってきております。

日弁連への資金で、アジア弁護士会への資金 提供もプロジェクトとしてやっています。また、 JICAからも資金を得まして、国際会議を開いて います。例えば、2011年のアジアの司法アクセ ス会議などです。

さらに、法務省、最高裁ともこの領域に関して長い協力関係を持っていますし、幾つかの大学とも協力をしています。慶応義塾大学、名古屋大学、そして早稲田大学です。こうした大学との共同プロジェクトも、かつては行っておりました。

国際司法協力支援では、やはり資金不足が大きな問題です。アメリカですと、例えばソロス財団とかフォース財団などいろいろ財団がありますが、日本にはそうした大きなものが欠けていることで、外部からの資金調達が大きな問題となっています。最近は国際交流機関、東芝財団から資金を得ましたが、18年で外部からのこうした資金を得たのは初めてのことでした。

次が、国際組織等とのネットワーキングです。 日弁連は国際司法支援協会(ILAC)の一員となっていまして、この組織はスウェーデンのスト ックホルムに本拠地があります。法整備支援プログラムを、紛争後の、特にアフリカ諸国、中東、そしてカリブ諸国に対して支援しています。我々はILACの理事の一員ですが、全ての活動がアジアから遠いところで展開されていますので、私たちもILACの人たちと議論をし、プロジェクトの調整について話し合いまして、近く、初めてミャンマーで新しい協同プロジェクトが展開されることになります。

また、2年に1度、司法へのアクセスの会議をやっております。10以上のアジアの弁護士会との間の協力を持っておりまして、今までクアラルンプール、ブリスベン、東京で3回の会議を2年に1度開催しました。今年はプノンペンで予定しています。そして、次にホーチミンです。また、ウェブサイトで司法支援のプログラム、その司法アクセスのプログラムなど各メンバー国に情報提供をしています。

また,他の弁護士会とも協力をしています。 特に、IBA・国際弁護士協会において人権の問 題、法の支配の問題を協力的にやってきて、積 極的に活動に関わっていますし、また長らくア メリカ弁護会とも協力をしています。UNDPも このプロジェクトに関しての長い経験を持って おりますが、残念ながら、UNDPのプロジェク トには10年以上前に1回メンバーを送っただけ でした。ABA, UNDPのプロジェクトの発表に ついては非常に時間がなかったため、日本の弁 護士がプロジェクトに参加するのが困難だった ことがその背景です。ABAとそれからドイツ連 邦弁護士連合会,カナダ弁護士会ともプロジェ クトを共同でやるという, アジアでの長い歴 史・経験を持っています。これらは大陸法、そ してコモン・ローの国々です。今まで、例えば コモン・ローの活動会議をコモン・ローの観点 から行ったり, または大陸法の観点から行った り様々な会議をやりまして,非常に実りある, 興味深い議論がそこでは展開されました。

次のスライドです。随分前ですけれども、他の弁護士会とも協力しておりました。BAKC・カンボジア弁護士会です。カナダ弁護士会、リオ弁護士会、そしてアメリカ弁護士会とも協力をしています。

重要なのは、どこが中心となって協力をやっていくかを明らかにすることです。ドナー側から見れば中心となるのはレシピエントですから、この場合はカンボジア弁護士協会(BAKC)です。そこで、彼らに調整役を担ってもらって、協力のネットワーキングをドナー組織の中で作ってもらうようにしました。そこで話し合ったのがコミュニケーション、情報の共有、そして透明性です。これらは、良い関係構築において重要な要素です。また、信頼、誠実であることが重要です。これらが活動の鍵ともなります。

最後の部分ですが、このような経験をベース にしまして、ネットワーキングを他のドナー組 織との間に構築する、またはレシピエントの間 で構築するという中で強調したいことが幾つか あります。

まず第一は、プロジェクトのパートナーの持続性です。すなわち、レシピエント側の組織が継続していくことが重要です。JICAの活動の原理でもあります持続可能性ということ、これが重要です。ですから、ネットワーキングの中心となる組織が明らかにならなければいけないということです。

また、ステップを踏んだアプローチが重要です。アメリカ弁護士会、カナダ弁護士会はそれぞれコモン・ローです。リオ、そして日本は大陸法です。それぞれの機関が自分たちの勝手にプロジェクトの展開をやることになりますと、対立したり、白熱した議論になってしまう可能

性もドナー間ではあるわけです。我々の経験では、白熱した議論をしながらも非常にいい形でステップ・バイ・ステップのアプローチをとって、カンボジアの弁護士会などとも関わっていきます。

そういう意味でもう一つ重要なのは、全体としてのコーディネーション、それから統合性ということです。また、誠実性があるということによって、信頼関係を参加組織の中で維持することができます。もちろん、質の管理は重要です。質の管理をきちんとやらないような機関がその中にあったならば、我々は、追及したり告発したりするのではなくて、話し合いをすることによってプロジェクトの共通の理解を促し、そしてあるレベルまでクオリティーを引き上げるようにします。

そして、最後の部分はやはり信頼です。10年 以上前から私たちは継続的に幾つかのプロジェ クトをほかの弁護士会と協力してきています。 そういう意味で、いいネットワーキング作りが なされています。弁護士会も、途上国だけでは なく先進国の、特にアジアの組織なども関わっ ております。ありがとうございました。

○松尾 矢吹さん,ありがとうございました。

日弁連が法整備支援をするに当たって、レシピエント国の弁護士会との関係を重要視していることがうかがわれます。それは、司法アクセスをレシピエント国の間で促進していく上で不可欠の、ボトムアップ・アプローチを活性化させる重要なルートであると考えます。

また,国内外における日弁連と他機関との連携活動は,政府系の機関による司法部や立法部への支援と相互補完的なものとして捉えるということができるでしょう。

それでは,次に,大河内先生にお願いいたします。大学の研究機関としての立場から,主と

して名古屋大学の活動について、プレゼンテーションをいただきたいと思います。同大学の法 政国際教育協力研究センター(CALE)は、様々 な形で法整備支援を行なっています。では、お 願いします。

○大河内 皆様, ありがとうございます。

名古屋大学・法政国際教育協力研究センター (CALE) 副センター長を務めております大河内です。今回初めてICDのワークショップに参加させていただきます。

まず初めに、お礼を申し上げたいと思います。 名古屋大学に対するこれまでの御支援,取り分け,CALE,そして大学院法学研究科(GSL)への御協力に感謝申し上げます。

このワークショップのアジェンダに従いまして、私たちのCALEのミッション及び活動について簡単に御紹介させていただきます。

CALEは2000年に、名古屋大学法学部に附属す る研究センターとして設立されました。1990年 に法学部が始めたアジア太平洋地域研究プロジ エクトを組織化するためです。その後プロジェ クトは大きく展開していきますが, 特に重点を 置いたのが、90年代に経済・政治体制の転換を 進めるために援助を求めていた他のアジア諸国 に対する法整備支援という課題でした。こうし た活動は日本政府や他の公的機関からも好意的 に受け止められ,後には多くの資金が与えられ, この領域における我々の活動を発展させる助け となりました。2002年にCALEは大学の本部直轄 の地位を与えられます。そして、GSLや法学部 と共に国際的な法整備支援プロジェクトをコー ディネートするという使命を与えられ, 大学に 成り代わってそれを推進することになりました。 この新しいマンデートにより、CALEは、日本 国内外の他大学や研究機関と協力をして、多く

の野心的なプロジェクトを手掛けることができ

るようになりました。その際には五つの主要な 役割を果たすことに努めてまいりました。

まず第一に、アジアの法及び政治に関連した 基礎的データ及び情報を収集し、発信していく ことです。しかし、これについてはまだ十分な ことができているわけではありません。現在、 これらの情報を盛り込んだウェブサイトの開設 を計画しております。

二つ目は、アジアにおける法及び政治に関する理論研究の発展をコーディネートすることです。そのために、毎年ワークショップやシンポジウム、国際会議などを開催しております。昨年の12月にはCALE設立10周年を記念した国際会議を開催いたしました。御来席の皆様にも協力をいただきました。改めてお礼申し上げます。

三つ目の役割,これはアジアの法整備支援の 国内そして国際的な拠点になることです。

四つ目、それはアジアの法律専門家たちのネットワークにおける日本のハブとなること。

そして最後に、共同研究や共同プロジェクトを推進するために客員教員やパートナーとして外国から法律の専門家を受け入れることです。 GSLや名古屋大学国際開発研究科と共に、その役割を今推進しています。

これらの役割に基づき、CALE及びGSLは、アジア地域のみならずヨーロッパやアメリカの諸機関と共に、幾つかの研究や法整備支援のプロジェクトを行ってきました。そして、学術交流や技術支援のパートナーシッププログラムを発展させるための、より包括的なベースを構築しようとしております。それらのプログラムを通じて、我々はアジアについて更に学び、アジアに関する異なる視角を身に付け、アジアの未来について対話するフォーラムを作ってきました。

名古屋大学が近年取り組んできた事例として は、以下のようなものが挙げられます。 第一に、日本法教育研究センターというものをウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジアに設置し、運営しております。これらのセンターでは、日本語を用いて日本法教育を行っています。日本の言語・文化、そして社会を理解することなくして、外国の学生が日本法を真に理解することはできないとの理念に基づいて、日本語を用いた教育を行っております。また、ミャンマーにも、ヤンゴン大学と共同で、日本法情報センターを設置するべく計画しております。詳細はCALEのパンフレットを御覧ください。

また、アジア以外の国々との対話も進め、知識と経験を共有するという活動も進めております。その例として、2008年にはウズベキスタンにおいてドイツのカウンターパートと共に法整備支援に関するフォーラムを開催し、2010年にはブラジルにおいてラテンアメリカにおける法と開発の経験に関するファーラムを開いております。また、アフガニスタンにおける法整備支援活動に関しては、アメリカと連携したフォーラムも開催しております。

また、体制移行国における学術フォーラムや 学術団体の設置等も支援しております。彼ら自 身が研究能力や教育水準を高められるようにす るためです。文科省の資金を得て実施している グローバル30プロジェクトの遂行に当たっては、 ウズベキスタンに名古屋大学のオフィスを開設 いたしました。ウズベキスタンと日本との教 育・学術協力のハブとしての役割を果たし、ウ ズベキスタンの学生に日本への留学のための情 報を提供し、また、日本人とウズベキスタンの 人々との間の文化的、学問的、社会的交流を促 進するためのものです。2009年以降は、カンボ ジア比較法学会の設置にも尽力してまいりまし た。プノンペンで仕事をする法曹関係者及び若 手のカンボジア人研究者によって作られたものです。

また、アメリカ、ヨーロッパ、アジアの主要な学者、研究機関と協力して、比較行政法の共通の理論作りのための共同研究も進めております。私たちは、比較行政法研究という学問分野を発展させる可能性について、取り分け、アジアの近時の行政法改革の傾向及びそれへの国際的な支援に焦点を当てて、多国間でのダイアローグを2009年以降進めてきております。

五つ目として、アジア地域の法文化に関する 継続的な共同研究を行っています。私たちは、 韓国、中国、ベトナムのパートナー機関と共に、 アジアにおける伝統法についての共通理解を更 に深めるために、継続的に活動しています。こ うした知識・理解はこの地域の法システムを安 定的に発展させるために重要なものと、私たち は確信しています。

六つ目には、キャンパス・アジア・プロジェクトを挙げたいと思います。これは日本・中国・韓国の三か国のマッチングファンドで運営される、長期間にわたる学術発展のスキームです。名古屋大学は、韓国及び中国の主要大学との間で1年間の学生交流プログラムを実施しています。その目的とするところは、新しい世代の学者、そして実務家を生み出していくことにあります。彼らこそが将来、東アジアのリーガルコミュニティーを形成していくに当たって、それを指導していく立場にあると考えてのことです。

同じく,文部科学省の資金による「国境を越える法制度設計・国際的制度移植専門家の養成」に関するリーディング大学院プログラムがあります。これは昨年開始された優れた学生たちの教育,研修,教育訓練を進めようという国家的スキームであり,産業界,政府及び学問分

野において国際的に活躍できる人たちを育てよ うというものです。

また、八つ目としましては、法律情報ネットワークとの提携が挙げられます。CALEは、2006年にALIN(アジア法律情報ネットワーク)とパートナーシップを結びました。私たちは、ALINの資金サポートを得ながら、カンボジアにおける法制度構築のための国際協力に関する共同研究プロジェクトを行っています。

江藤教官の御報告にもあったと思いますが, CALEは、2012年より、世界銀行の主催するグローバルフォーラム、ロー・ジャスティス・アンド・ディベロップメントにも参加しています。 この国際シンポジウムやワーキンググループに参加することによって、我々にとって有益な情報を得ることができるとともに、名古屋大学のグローバルネットワークを構築する助けにもなると考えています。

今後は、日本国内外の優れた教育研究機関との連携を更に深め、学術界における近時のグローバルとリージョナルとの融合過程に時宜に応じた対応ができるよう、アジア法研究センター間の持続的なネットワーク、コンソーシアム作りに貢献していきたいと考えております。

御清聴ありがとうございました。

○松尾 大河内先生、ありがとうございました。 CALEの特徴の一つとしましては、活動の受益 者が政府の役人や実務家、研究者であるにとど まらず、将来は法曹界や法実務、ビジネス、あ るいは法学教育を担うことになるであろう潜在 的に大きな可能性を秘めた学生でもあるという ことです。学生に働き掛けるということが、長 い目で見れば、法整備支援において重要な役割 を果たすことになると思います。その意味で、 非常に優れた実績を上げておられると思ってい ます。 これまで6名の方に、一方では政府、国際機関サイドから、他方では、NGO、研究機関を代表してお話をいただきました。ここで、マルムベリ先生にお話しをお願いしたいと思います。マルムベリ先生はこれまで長きにわたり、法整備支援の理論と実践に携わってこられました。そこで、現在の法整備支援について、ネットワーク構築の観点から、これまでの経験に基づいて、批判的にプレゼンテーションおよびコメントをいただきたいと思います。では、お願いします。

# 報告4 法整備支援ネットワーク構築における 問題点

○マルムベリ 松尾先生,御紹介ありがとうご ざいます。

私の役目でありますが、問題は何かということです。法整備ネットワーク構築拡大においての問題点ということなのですが、まず最初に簡単に背景を話します。

私は、1998年から2007年頃まで、あるプロジェクトを行っていました。これは2011年に終わりました。スウェーデンがベトナムの活動をやめるということで、そのときに終わりました。このプロジェクトの資金が、その前にもうなくなっていたということです。

1998年にプロジェクトが始まった段階では、 Sidaは長期プロジェクトになると想定し、15年、 20年間のプロジェクトと考えていました。こう いった資金面等の問題はもちろん簡単なことで はありません。

このプロジェクトは、ベトナムにおける法教育の強化というものでありまして、ハノイとホーチミン市のそれぞれの法科大学を支援し、法学士レベルの法科教育をスタンダードなカリキュラムに改善するというものです。

さらに、Sidaは、法の支配、それから人権という点も鑑みて、このプロジェクトをスタートしておりました。法制度の近代化におきましては、新たな技術、新たな技能、特に法教育の指導ということで、例えば教授法ということで、講師に指導するということもプログラムの一つでした。

もう一つは、ライブラリの拡充であります。 法科教育, 法教育をスタンダードなものにして いくためには、すぐれた図書館設備が必要です。 司書が情報を提供し、また知識を提供してくれ る,単に本を保管することが司書の仕事ではな いということで、そういった整備的な役目は経 理・管理担当者の仕事なわけです。図書館が問 題だと, 例えば, きちんと整理した形で目録が 作れないというような問題がありました。さら にまた、図書室に関しましては、先ほどお話に ありましたウォーレンバーグ・インスティテュ ートが本を提供していました。この機関は赤十 字のようなものです。地震があった時には、2 万あまりのブランケットを提供しました。ウォ ーレンバーグ財団も同じように2万件の人権に 関しての法律文献を提供していたわけです。し かしながら、これは毒薬の入ったキャビネット に入れていたようなもので、なかなかそれが使 われなかった。つまり、国連の人権として提供 していたのですが、しかしながら、極めて非人 権的なことでありまして, その書物が読めない ような状況になっていたわけです。

このプロジェクトの中では、国際的なネットワークを様々な世界の大学との間で構築し、ハノイ、それからホーチミンの法科系の大学との間で支援するために構築するということで、98年にこの法学部の教育のプロジェクトが始まりました。

このようなプロジェクトには強みと弱みがあ

ります。

長所は、このプロジェクトを担当している参加者の人たちです。大学はそもそもかなり安定した組織であります。大学という環境ではなかなか新しいことが簡単に起こるものではありません。例えば、教授になったとする。そうしたら、その後、一生、教授なわけです。そして、学部長になったならば、例えば12年、18年、学部長を務めることが可能で、安定した組織なのです。ステアリングコミッティー、あるいはこのプロジェクトの様々な組織の担当者自身は、お互いにしょっちゅう顔を合わせていた、こういうことです。信頼性、さらにまた信頼感といったようなことが作りやすい、つまり、中心にある人間たちが変わらないということで、それは一つの長所だったのです。

しかしながら、短所もあります。こういった 人たちの傾向として言えることは、そのプロジ ェクトを私物化する, 自分のものにしてしまい がちということです。つまり、自分の組織の透 明性の問題です。これは、明日スライドを使っ てもう少し申し上げますが,ここで問題として 時に見られるのは、その担当者が自分のプロジ ェクトをその他の大学の先生と共有していない, 学内での透明性がないということです。つまり, その担当の先生がやっていることを,他の先生 たちは知らない。そして,人が変わる,例えば 学部長が変わって新しい学部長が就任したとす る。そうすると、その学部長の方向性というの が変わってくるけれども、その学部の中にきち んと透明性がなく,情報が伝わっていなかった という問題がありました。

もう一つは、最初から問題だったのが、Sida に関わる問題です。大きな違いがあったところ です。SidaとJICAの話は、また論議されると思 いますが、一つのキーワードでSidaからよく言 われているのは、法の支配、それから人権とい うこの二言でありました。

98年というのは、ベトナムでは、法の支配、 それから人権についてちょっとまだ語りにくかったのです。今は簡単になりましたが、98年に インターネットカフェに行って、例えば「人権」で検索をかけると、そんな言葉はないということになるわけで、なかなか人権ということでは、98年はベトナムではやりにくい時代だったわけです。つまり、人権について、今、話をすることはできないよと、後になったらできるかもしれないけど、今は駄目ですよということなのです。

それから、法の支配でした。ベトナムの大使 館の人間が私たちのやっていることをモニター していた。いわば私たちがやっていることの監 督役だったのです。大使館,第一書記官は法律 の専門家ではありませんでした。しかし、彼女 は常にこの法の支配ということを言ってきたわ けなのです。法の支配とはどういう意味で言っ ているのかと聞かれました。要するに、そのス ペルは同じでも意味するものがベトナムでは違 うのだよということです。ベトナム側も,一体 ルール・オブ・ローとは何なのかというふうに 言い始めました。ランディー・ペレンダルグ先 生,彼は,名古屋に1年前にいらっしゃってい たかと思いますが,彼はこの法の支配,アジア における法の支配に関しての編さんをなさいま したが、それを御覧いただきましたらば、スウ ェーデンのSidaが考えている法の支配ほど単純 な話ではないということが分かります。こうい ったことで、最初から問題でした。

先ほど磯井さんの方からプレゼンテーション がありましたが、非常にソフトに、ここはなか なか痛いところをおっしゃっていました。

三つ目,これは情報共有という点です。この

ベトナムのLAの法的ニーズのアセスメントにおいての情報共有というのは、非常に難しい点があったわけです。当時、ベトナムをこのプロジェクトでサポートしていた人たちは、実はベトナムの人とペースが一緒ではなかったということです。ベトナムで2002年の現状を十分に踏まえていなかったということです。ドナー・コミュニティー、これは法的機関ではありません。それからカナダのCIDAは世銀への担当者がおり、そして、もともと世銀の出身者で、法律家だとは言っていましたが、法律家だと思えませんでした。こういったコミュニティー側が、ベトナム側と同じペースでは進んでいなかったということです。

そして、結果、駄目だということがよく言われました。それは、きちんとしたつながりがなかった、一体何がこのベトナムで起こっているかという情報が十分に得られていなかったということだと思います。

幾つか重要な点があります。ネットワークがきちんと機能するためには、ネットワークに参加している人たち――ドナー側というよりも専門家と言ってもいいかもしれません――様々なプロジェクトでいろんな専門家が参加しています。場合によっては、ドナー組織自体がプロジェクトを実施している場合もあります。JICAは実施している、Sidaは、別の組織に資金を提供して、例えばラオスだとかべトナム、カンボジアで作業をさせている。ですから、Sidaの方が、例えばこういうことをしてほしいということがあったとしても、そのとおりにならない場合もあるわけです。

また、協力を阻害する要因でありますが、法 の支配、これは世銀が定義している法の支配と いうのがありますが、しかし、法の支配に関し ての解釈もいろいろ違うわけです。ドナー側、 あるいは専門家の側が,一体この我々が言う法 の支配とは何なのかということを明確に理解し て示さなくてはならないのです。

例えば、Sidaとカナダやベトナムなどにおけ る法令を見てみると, それぞれ異なる考え方や ゴールを持っているわけです。そうすると、こ の法令は良くなったとは言われるけれども、べ トナム側もスウェーデンのSidaも、それからス イスも、それからカナダ側も満足していないと。 その満足がいっていない理由もそれぞれによっ て違うわけです。したがって、当初から協調す る, そういった意味では, 考えを一つにしてい く必要があります。報告がいろいろありました。 例えば情報交流の制度化ということであります が、ベトナムにおきましては、定期的に非公式 なランチ会議があります。それからドナー側の コーディネーション会議というのも行われてお りました。これは、普通、デンマークの DANIDA開発プログラムが招集者だったのです。 もちろん, それに非常に高価な昼食を, ハノイ のプロスクラブで高価なランチを楽しんでいま した。水を若干飲みながらやっていたわけです。

しかしながら、このようなコーディネーター会議では何も結果が出なかった。こういうことをやっている、という討議はなさるのですが、2000年ぐらいになると、コーディネーションに誰も関心を持っていない、より効率良く、あまりお金を使わず、あまり人員を使うこともなくということが必要になったのです。まずはSida側の資金が切れてきた、ということは、人員もそれほど割くことができないということになってきたわけです。

私もそのような気持ちでした。周りもこのようなコーディネーションを持つということに、 みんな関心を持てなくなってきたといったような問題がありました。同じ考え方で仕事をして いるのかということが根幹にあったと思います。言語が共通になっているのかということです。

ただ、ドナー側の活動は、ベトナム、あるいはカンボジア、ラオス、あるいはミャンマーもこれから更に重要になっていくでしょう。モンゴル、それからウズベキスタン、それからタジキスタンなどなどで重要になってくるのは汚職対策です。汚職撲滅ということはもちろん法の支配の一つになるわけですが、これは簡単なことではありません。難しいことです。一つは持続性です。耐久性ということです。長期的に我慢強く、忍耐強く取り組む必要があるということが一つあります。これは、もっと協調・調整が、ドナー側、さらにまた現場の専門家の間で必要になってくる要素の一つではないかと思います。

また,このような活動について考えるのが信 頼、それから信頼性というのは個人的なレベル でまずは作られるということです。日本につい て今一つ思うのは、日本側というのは非常に厳 格で、スイスの時計のように計画的であると言 われます。そして、例えばベトナムでは専門家 をローテーションしている,しかし,このロー テーションをやり過ぎると、日本の活動の阻害 要因となるのではないかと思うのです。2年間 交代ぐらいで人員が替わっていく。1年でまず 司法省だとかあるいは仲間の間でその専門家の ことが知られるようになり、その後1年掛かっ てようやくその作業が有効にかつ効率良くでき るようなります。しかし、そうなるともう任期 は終わっているし、新しい人が替わって来るわ けです。

日本のプロジェクトとスウェーデンの私がやっていたプロジェクトの違いでありますが、私たちの場合には人員は変わりませんでした。それだけより多く進歩できた、前進できた。しか

し、その一方で、日本のベトナムに対する持続 可能な支援、例えばその文書を見ても、まだき ちんと継続しているということは日本の素晴ら しいところです。スウェーデンでは同じような ことをやっていたけれども、結局、途中でやめ てしまった。コーディネーション、その他がス ウェーデンのプロジェクトでは、うまくいかな かったかもしれません。

3か月前に、私はアジアの法律交流というこ とで日本に来たのですが、あと少ししたら論文 ができると思います。その中で、いろんなドナ ー側のプロジェクト、日本側、それからスウェ ーデン,カンボジア,ベトナムを対象にして, 日本とそれからスウェーデンのドナー側のやり 方の違いというのを分析しています。一つは, 日本の方がスウェーデンよりも, よりうまく法 整備をベトナムで進めることができたというこ との分析でありますが、もう一つは、このよう な分野でより重要な点は、日本とベトナムはあ る面で国として似ているところが多いというこ と、日本は、また法制度について国際支援を、 例えば明治維新の時, さらにまた第二次世界大 戦で受けたという経験があって、日本の方がど ちらかというと謙虚に法整備を中国、ベトナム 支援でうまくやったと思うのです。スウェーデ ンの方はもっと偉そうだった。我々はより傲岸 だったのではないかと思います。我々が一番何 でもよく知っているのだという姿勢が、スウェ ーデンにはあったと思うのです。それが一つあ ったでしょう。

明日, 更に詳細に申しますが, 長所・短所ということで, ドナー調整についてお話し申し上げました。こういったところを詳細に見ていくことが, ネットワーク作り, 協調においては重要だと思います。

○松尾 ありがとうございました。法整備支援

におけるネットワーク構築の障害要因や改善ポイントについて、非常に率直な御意見をいただいたように思います。取り分け、ネットワークがきちんと機能するためには、そこに参加している人々、ドナー側・レシピエント側双方の専門家たちの間で、法の支配の意味について理解がずれていたり、ゴールについての認識が違っていたり、方法論の相違があったりするということをしっかりと考えなければならないという問題提起がされたように思います。

そこで、次に、金子先生にお願いいたします。 金子先生もこれまで法整備支援の理論と実践の 双方にわたり、様々なプロジェクトに取り組ん でこられました。金子先生からも法整備支援に おけるネットワーク構築について、研究者とし ての視点から、コメントをいただきたいと思い ます。

○金子 松尾先生,ありがとうございます。

インフォーマティブであるこのディスカッションで,コメントを述べさせていただくことに 御礼申し上げます。

自己紹介の中で申し上げましたが、法整備支援に関して、私は長い間関わってまいりました。80年代以降、ペレストロイカの時代から関わってきています。市場経済への移行がベトナム、ラオス、モンゴルなどに関し、法整備支援の要請という形で日本政府に来たことによって、JICAの法整備支援、そして法務省の支援にも90年代半ばから関わるようになりました。森嶌昭夫名誉教授は、正にこの部分のパイオニアでいらっしゃいますけれども、その先生から要請されました。ベトナムでの支援活動に森嶌先生は当時、指導的な役割を果たされていたわけですが、そこに呼ばれました。つまり、長い経験を持っています。

幾つか、ドナー間での対立を見てきたことも

あります。ネットワーキングということだけで はなくです。そこで、一つの研究テーマは、な ぜ対立があるのか、ネットワーキングではなく、 なぜ対立かというテーマが一つありました。

もう一つ、今日のテーマ、ネットワーキング に直接関わる問い掛けでは、ネットワークを構 築するためには、まず違いを克服することが必 要で、これについては楽観視しています。ネッ トワークの構成については、共通の目的を持つ こと。レシピエントの人々のためにという目的 を持つことができる限りにおいてうまく構成で きると思っています。

お手元資料として短いものの配付をお願いし ておりますが、まず1ページを御覧ください。 これは、1990年代から2000年までの教訓と書か れている最初のページですが、90年代初頭から、 当時, 法整備支援ということで見ていきますと, 様々なドナーが提供するモデル法、例えば事実 上のこれがグローバル化の基準だと,標準だと いうようなものがあったわけです。これと対立 するのが、新しくできたWTOの多国的なものが ありました。そして、担保付取引法のモデル法 がまずそのブームの最初となり、EBRD、OECD、 世銀などがモデル法競争に、それぞれの自分た ちのモデルを抱えて入っていき, 特にUSAID, カナダのCIDAなども、そうしたモデル法の促進 を支持していました。そして、モデル法につい ては,何かのフレームワークをつけて促進しま した。長い条件設定などです。例えば、アジア の通貨危機の後などでは、対インドネシア、韓 国などにこうした条件設定がされました。

さらに、評価制度というのがありました。モデル法の導入に関してどうなるか、そして移行期の経済、南ヨーロッパ地域などでもこのような動きがありました。

その結果、当然、どうなるかというと、モデ

ル法間でのシビアな対立が起こりました。日本の支援プロジェクトにおいても、時折対立が、ドナー主導型のモデルの中でありました。磯井さんが幾つかの実例について先ほどお話しされました。特に、担保付取引法あるいは破産法とか商法関連の領域において、様々な対立がありました。アングロアメリカ系は、財務分野、金融分野に自分たちのものを出して、また、我々の方は、当事者を巻き込む消費者であるとか中小企業などにもバランスのとれたものを導入しようとします。

もう一つ, 法の支配において, モデル法の対立が出てきたのは2000年になってからですが, 平和構築, 安全保障などが9.11以降, 注目されるようになりました。司法改革の重要性を法の支配の運動において強調する中でも, 支援においては, 念頭におかれているそれぞれのドナーの司法制度が異なるということがありました。それが, 場合においてドナー間のあつれきであるとか, ドナーとレシピエントの間のあつれきにつながりました。

アングロアメリカ系のドナーは、例えば最高 裁の独立性を導入します。これは、特にアメリ カ型の憲法としての権力のバランスを考えての ことですが、多くのアジアの国々においては、 ヨーロッバ型の憲法を見ています。司法裁判所 は、ただ判決を出すだけということになります。 そして、立法・行政の役割は、例えば憲法裁判 所であるとか、行政裁判所などによってつかさ どられるということです。ですから、アメリカ の最高裁の独立性というモデルに基づいて法の 支配をそれらの国々に提案するに当たっては、 それぞれの行政・立法の仕組みが違うことによ るミスマッチが起こります。国内の制度とドナ ーのモデルとの間のミスマッチがあることによって、それが時折見逃されてしまうことによっ て多くの摩擦が起こることもあります。

もう一つがADRです。それぞれのドナーは何らかの形でADRを推し進めるわけです。特に、アングロアメリカ系のドナーは、ADRは独立した制度として裁判所から切り離そうとします。契約の執行であるとか、法の実体法以外の選択の自由などが重視されるわけですが、それによってあつれきが起こることもあります。

一方、日本におきましては、ADRを推進しながらも、文脈が違うわけです。国内法、司法制度などを地元の人のために維持しながらも、そこに目を向けることで、日本の支援は、ADRは司法裁判所の補完的な役割を持つものとして焦点を当てられるようになりました。そして、裁判所から離れた形での和解の促進のための役割ということが出てくるわけです。

また、ADRの概念についてのあつれきもあります。例としては、カンボジア、インドネシアなどで見られる例です。こうしたドナー間のあつれき、またはドナーとレシピエントの間の摩擦を考えるに当たって、私たちはネットワーキングを補足するに当たって、同じ目標を共有して初めてうまくいくと言えます。同じ目標を共有することができたならば、あとは容易に進められます。考えなければいけないのは、技術的にどう協力するかということで済むわけです。

技術的な問題ということですと、まず計画段 階からの共有が必要です。

思い起こしますと、UNDPはかつて積極的に、結果枠組みに力を入れたということがありました。これは、ドナー間の協力を同じ論理枠組みの起案の段階から法関連のプロジェクトでやっていくというものでした。UNDPには、ドナー間の調整、協力において、是非こうしたイニシアチブを続けてほしいとお願いしたいと思います。すなわち、ごく最初の段階からの共有化が

重要だということです。同じゴールを共有する に当たって,これが重要です。

そして,技術調査によって共通のモデル法を 選ぶということ,これも目標の共有化において 重要です。

さらに、評価も共有しなければなりません。 同じ目標を共有したならば、評価の協力も難し くはないでしょう。プロジェクトの成果の効果 を検証するということです。

今までは、法整備支援におけるドナーの評価は、主に効率性だけを検証することが多かった、あるいは費用対効果だけ、あるいはドナーのそれぞれのアウトプットに焦点を当てたわけです。方法論的に協力して、更に詳しく効果をプロジェクトの成果として評価する仕組みというのが、共有する最終的なゴールを念頭に入れて十分にできていないというのが現状だと思います。同じゴールを共有さえしていれば、そうした協力もできるのではないかと思います。

ただ,同じ目標を共有できなかった場合,例 えば自分たちのモデルを投資促進のためにグロ ーバルスタンダードとして導入したいというド ナーがいて, 他方のドナーが演繹的なアプロー チを使って現地のニーズに合わせると,ドナー のニーズではなくて受け入れ側のニーズに合わ せるということを主張したならば、この二つの ドナーは同じ目標を共有することができません。 そうなった場合に、ネットワークの話はナンセ ンスです。目標を共有できない場合にはナンセ ンスと言えます。外交的な, 儀礼的な名目だけ のネットワークになってしまいますから、そう した場合とはやはり切り離して、ネットワーキ ングができるかどうかをきちんと理解すること が必要です。ドナーはあくまでもドナーです。 我々研究者は, 例えば国益を越えて協力するこ とができますし、ドナーとレシピエントとの関

係とは関係なく、平等な立場で協力していくことができます。

資料の最後のページを御覧ください。最後に 一つ、アジアにおいて、平等な立場での協力が、 ドナーとレシピエントの間で行われた例を出し たいと思います。これは新しいプロジェクトで して、アジア災害法のプロジェクトです。ドイ ツの研究者がアジア法研究の分野で主導をとっ ているものです。

ここでは, 行政手続法, 民事訴訟法, 民法な どが入っております。神戸大学が経験したよう な95年の阪神大震災、また東北の岩手大学も東 日本大震災, 津波の被害を2年前に受けました。 ほかの学問分野として、開発経済学者であると かまた都市計画、そして防災に関わっている工 学部の人たちとも協力し, また日本をベースに している国際研究機関とも, あるいは国際協力 学科の関連部門とも協力し, またほかのアジア の諸国に対してそれぞれの地域で同じような協 力体制を要請し、ネットワークをこの形で作り ました。95年の阪神・淡路大震災以降、このネ ットワークは、循環的により強化されています。 大きな災害が対応しているネットワークのどこ かの地域で起こるたびに、それが協力すること によって、このネットワークが強化されていき ます。ラウンドテーブルのようなものです。ド ナー、レシピエントという立場がはっきりと形 付けられているわけではないのです。このよう な平等な立場を持ったものをドナー機関にも考 えてもらいたいと思っています。

レシピエントとかドナーといった立場という のは、共通の目標を達成するプログラムの場合、 パートナーとして平等なはずです。このことを 申し上げたいと思いました。ありがとうござい ます。

○松尾 金子さん,ありがとうございました。

ネットワーキングの前提として、その障害事由になり得るようなゴールや方法論の違いを見出し、それをどうやって克服していくことができるかということについて、積極的な提言をいただきました。特にゴールを共有した上で、計画段階から協働することの意義を示していただいたように思います。ネットワーキングにとってどのような障害があるか、取り分け、異なるゴールを持つことがどのように影響してくるかは、後に議論できればと思います。

また、ネットワークのイメージについて、災害対策に関する研究者間のネットワークを題材にして、関係者が対等な立場で参加し、経験を循環的に共有し、高めていくモデルを示していただきました。この点も、法整備支援におけるネットワークのイメージを将来どのように描いていくかという点で、引き続き議論を展開することができれば良いと考えます。

ディスカッションに入る前に休憩を取りたい と思います。

(休憩)

#### 法整備支援ネットワークの推進に関する討議

○司会 皆様, どうぞ席にお戻りください。それでは, 再開したいと思います。

〇松尾 これからディスカッションを始めます。 約1時間あります。

法整備支援におけるネットワーク作りを進めていくに当たり、様々な問題点を出していただきました。それをどのように克服し、どのようにネットワーキングを推進していくかについて、中心問題に絞って意見交換をしたいと思います。

本日御報告いただいたような国際機関,政府機関,政府間機関,NGO,研究機関,大学などによる多元的な法整備支援の活動を,相互にどのように関連付け,それによってグローバルな

観点から法整備支援をより効率的かつ効果的なものへと高めていくためにはどうすれば良いのか,ということが中心問題にあると思います。そのためには各国の法整備におけるトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの効果的な連結,あるいは政府部門・民間部門・市民社会組織の各レベルにおける法的能力強化プログラムの統合,そして,その国際的な展開が必要になります。

しかし、法整備支援活動への関与者は限られています。その結果、ボトムアップ・アプローチや市民社会の法的能力強化に属する、規模の小さな多数のプロジェクトをスケールアップしたり、個々のプロジェクトにおける成功例や失敗例の経験をより多くの場面で応用可能なものとするためのレバレッジ作用を獲得するには、何からの《もうひと工夫》が必要であるように思われます。それが正にネットワーキングの鍵を握るものと考えられます。そうした工夫なしには、法が整備された空間を拡大し、法の支配を遍在化させていくことは難しいと考えられます。

そこで、まず皆さんからお考えを伺いたいと 思いますのは、そうしたネットワーク作りのた めの工夫として、まず何に着目し、どのような ところから着手すれば良いかということです。 例えば、既に法的な情報交換やサービス授受の ために、関係者ないし一般の人々が容易にアク セスできる、必要な法的情報や問題解決を得る ことができるようなバーチャルなプラットフォ ームの構築などが提言されています。

この点について、まずモレケティさんから御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。 〇モレケティ ありがとうございます。一連のインプットをいただきまして、非常に興味深く 聞かせていただきました。いろいろな分野、同

意できる部分もあると思いますが, ただ, 今の 御質問に関して考えることがとても重要だと思 っています。我々がUNDP、そして国連システ ムで直面している問題については、質問いただ いた中でお答えしていきたいと思います。まず ネットワーキングにどう対応するのか、それと 同時に, 例えば利益相反といったような問題に どう向き合っていくのかということです。いろ いろなプラットフォームについて話が出ました し、いろいろなコーディネーション、ネットワ ーキングの形態についても話がありました。 UNDPの視点で言いますと、UNDPは、プランニ ングとコーディネーションに関して長い経験を 持っている,これはよく知られていることだと 思います。国連機関としてカントリーレベルで, またコーディネーターとして国連開発グループ を率いて調整してきたということであります。

コーディネーションは二つのレベルを考える ことができるかと思います。

まず第一に、グローバルなレベルでのコーデ ィネーション。これは午後にお話がありまして、 ここで比較優位、プライオリティーがそれぞれ の組織において違うだろうということを考えな ければいけません。重複をどう排除するのかと いうことが問題です。国連システム全体におき ましては, 法の支配部門においてコーディネー ションというプロセスがあります。したがって, グローバルな焦点というものが国連システムの 中にあるわけです。UNDP, そしてDPKOは特に この役割を果たしております。決して容易では ありません。国連システムの中においても容易 ではなく、それを超えたところでも容易ではな いと。しかし、ニーズはあるということです。 そこで,この課題に関してはもう少し話を深め ていければと思います。

二つ目の点、これはカントリーレベルでのコ

ーディネーションです。すなわち、その場では 我々が対象国ごとの開発のプライオリティー、 優先順位に対応していかなければいけないとい うことです。マルムベリさんもそのことについ てお話しになりました。ほかの方も触れられた と思います。やはりプログラムの重複は避けた 方がいいと。特定の国の特定のステークホルダ ーに関して、ほかの人たちも事例を御紹介され ましたし、できるだけ重複は避ける意味でも、 お互いの長所というものをパートナーシップの 中で生かしていくべきだと思います。

いろいろやらなければいけないことがあります。キャパシティーのニーズが大きいと。そして、現実としてはファイナンスの問題がある、財源が問題なのです。やはりグローバルな金融の状態、国ごとの財政の状態でこの問題をめぐってはいろいろ課題があります。法の支配を考えるのであれば、トップダウン、ボトムアップ、一緒にやるのだということであってもお金が必要です。それが現実です。

したがって、結論を導き出すというわけでは ないわけですけれども,我々が何を奨励すべき なのかということ。これは、話にもあったよう に、支援を続けるということです。ベネフィシ ャリーという場合には慎重に言葉を選びますが, システムの受益者という面においては、我々が 我々をコーディネートするのではなくて、受益 者に我々をコーディネートしてもらうというこ とが必要なんじゃないでしょうか。そういった ことは複雑かもしれませんけれども、考えなけ ればいけないことだと思います。このテーブル を囲んでいる人たちは、やはり国の主体性とい うことについては十分承知していらっしゃると 思います。それが開発を進めていく、あるいは 整備を進めていく上で忘れてはならないことで す。国の主体性がなければ、全てが台なしにな

ってしまうということだと思います。

また, 我々自身の役割を見るに当たっては, やはり司法へのアクセスをコミュニティーレベ ルで,司法,組織との関係の中でどう打ち出し ていくのかということです。トップダウンのア プローチについて話をしましたけれども, やは りプラットフォームに立ち返って言うならば, コミュニティー・オブ・プラクティスというこ とを言いました。そして, 実務家, 専門家のネ ットワークには, コーディネーションとは違っ た側面があると思います。ドナー・コミュニテ ィーのコーディネーションとは異なってくると。 その点で,このワークショップの参加者はコミ ュニティー・オブ・プラクティスに参加してい る人たちも多々いらっしゃると思いますけれど も、それはまた別のテーマかも分かりません。 ○松尾 すみません,ディスカッションを続け る前に、小松岳志弁護士を御紹介したいと思い ます。小松さんは現在ミャンマーで法整備支援 に携わっておられます。小松さん、自己紹介を お願いできますでしょうか。

○小松 はい,こんにちは。小松岳志です。 森・濱田松本法律事務所のパートナーです。シ ンガポールオフィス共同代表を務めておりまし て,M&A,法人関係の仕事をしています。幸運 にも,法整備支援ということではミャンマーの プロジェクトに参加しています。証券取引法の 点で,ヤンゴンの証券取引所開設に向けて関わ っているということです。ですから,私自身, 楽しみながら,また苦しみながら,いろいろな 課題に直面しながら法整備支援に自分で取り組 んでいる者として,ここに参加できて大変うれ しく思います。

○松尾 小松さん,ありがとうございました。中断して申し訳ありませんでした。モレケティさん,どうもありがとうございました。モレ

ケティさんからは、UNDPの経験に基づいて、ネットワーキングのためのコーディネーションの重要性を指摘していただきました。その際に、単にドナー間のコーディネーションということを超えて、ベネフィシャリーにドナーを含む関与者自身をコーディネートしてもらうという形での発想の転換について、興味深い御指摘をいただきました。

私が思うには, 恐らくそれは相互に相当に信 頼のおける, コミュニケーションが極めて円滑 に取れるような人間関係の構築をベースにして いるように思われます。そうした人間関係の形 成の場になる何らかのコミュニティー作りが, ネットワーキングの核になるのかもしれません。 それは必ずしも物理的に常に顔を突き合わせて いる関係である必要はないと思いますが、ネッ トワーキングの意義や実践方法については深く 理解を共有している必要があると考えられます。 そのための行動規範, コード・オブ・コンダク トがグローバルなレベルで形成され、共有され るとすれば、ネットワークもかなり現実性を帯 びてくるようにも思われます。それはまた、数 多くの多元的な, 多極分散的な法整備支援のプ ロジェクトないしプログラムを相互に関連付け る媒介になるかもしれません。

ちなみに、ネットワークの基本的なアーキテクチャーについて考えますと、二つのタイプがあるかと思います。

一つは、一元化したネットワークです。その 場合には、ハブのようなものが必要になります。 すなわち、様々なプラットフォームを結び付け るネットワークのコアとしての役割を果たす組 織です。様々なプロジェクト、考え方というも のを一点で集約していくということには利点も あると思います。ただ、不利な点として、そう した一元化したコア組織を設立し、維持するた めにはそのためのお金が必要ですし、人員も必要で、膨大なコストが掛かります。また、法整備支援に関する世界各国の様々な情報、成功例、失敗例等々の全てを一つの組織で取りまとめていくことは事実上困難であるということも、不利な点だと思います。

これに対し、もう一つのネットワークのイメージは、もっと分散化した多元的なものです。 その場合には、ネットワークを形成し、維持するためのコストを分担することにより、比較的抑えることができるでしょう。法整備支援のこれまでの経験から私どもが得てきた教訓として、失敗例と成功例の双方からお互いに学ぶということが必要だと思うわけです。しかし、法整備支援プロジェクトでの失敗例も成功例も、まだこれまでのところ十分に活用し切れていないというのが現状ではないかと思います。それをもっと積極的に活用するために、比較的コストの掛からないネットワークの構築は、急務であるように思われます。

ただ、どこに、どのようなプラットフォームがあり、誰が、何を目指し、どのような行動規範に基づいて、どのような法的なサービスや問題解決を提供しているかについて、正確な情報を共有することが難しいかも分かりません。プラットフォームの数が限定されている場合には、適切なネットワークのイメージを持つことは容易でしょうが、その数が増え、様々な法分野、地域、相手方ないしベネフィシャリーを分担するようになると、その全体像を的確に把握し、最も必要な情報やサービスを迅速に獲得することが困難になってくることも予想されます。

ところが、そうした法的サービスのプロバイダーの数を飛躍的に増やすことなしには、法整備の空間を現実に拡大し、法の支配を実効的なものとすることはできないでしょう。ここに一

種のジレンマが生じます。しかし、そうしたジレンマの解消手段として、前述した共通の行動 規範、コード・オブ・コンダクトの共有が有力 であるように思われます。そこで、そうした共 通規範をどうやって形成するかが問題になりま す。

この点については、誰かがイニシァティブをとって人為的に、しかしもちろん民主的に立法する、ということが考えられるかもしれません。しかし、あるいは様々なドナーやドナー・レシピエント間の協働プロジェクトが相互に競い合い、イノベーションを繰り返すことにより、より良いコード・オブ・コンダクトがおのずと、いわば慣習法的に形成されるのかもしれません。あるいは両者の組み合わせも考えられるかもしれません。いろいろな考えがあるかと思います。この点について、バレンドレッチさん、いかがでしょうか。

○バレンドレッチ これまでの発言に賛同しま す。組織間の競争、競合ということがありまし た。これはネットワークが自然に成長しない一 つの要因かと思います。さらにモレケティさん が、それぞれの比較部分を探しましょうという ことをおっしゃった, それもそのとおりだと思 います。こちらにいらっしゃっている組織・団 体の皆さんは、それぞれの長所を理解していら っしゃると思います。日本の組織・団体は東南 アジアの経験が豊かであると。私の印象では, 諸国の法整備の経験があるUNDPは焦点が若干 違っている。そして、ボトムアップのプロセス もやっている。IDLO自身も。私たちは、小さい 組織でありますが、長所があります。イノベー ションを重視しているということです。その他、 パラリーガルの制度に得意な中小の機関もあり ます。

ものとすることはできないでしょう。ここに一 こういったようなネットワークは、それぞれ

の専門的な領域をそれぞれ認識すべきだと思い ます。ここが下手だとかというふうに言うので はなくて。そして、共通の利益があったならば、 ネットワークとして協働するというのが自然で はないかと思います。 政府, それから世界の 人々に納得してもらう必要があると思うのです ね。法整備, 法の支配を確立するのは意義があ ることだと。いつも私たちが分かってもらおう と努力していることですが, 法制度, あるいは 裁判所の制度があったとしたら、その予算の2 -3%を使って、常にその制度のイノベーショ ンを継続すべきだということを言っています。 例えば, 立法府はどんどん新しい法は作るけれ ども、既存の法律は改正しないというようなこ とがあった場合には、もっと私たちがコーディ ネーションをとって訴える必要があると思いま す。

○松尾 バレンドレッチさん, ありがとうござ いました。

ところで、私たちは、前述しましたように、コーディネーションの重要性を認識し、全ての参加者、関与者にとって納得のいくようなコーディネーションのあり方を模索しているわけですが、そうしたコーディネーションのリードは誰が取るべきなのでしょうか。

矢吹さん, お願いします。

○矢吹 例えば、カンボジアにおきましては、JICAのプロジェクトとアジア開発銀行、世銀等のプロジェクトの間にあつれきがありました。JICAは、カンボジア司法省と協力し、民法草案を作り、国会の通過と施行の準備を支援していました。一方、世銀の方は登記制度を管轄する土地開発資源関係の省庁と協力し、土地法を制定し、施行の準備を支援していました。両者の間には、土地所有権の移転や抵当権の設定のための要件として、契約のほかに登記まで要する

か否かについて大きな違いがあったわけですが、 コーディネーションは決して容易ではありませ んでした。

他方、ラオスについては、例えば、UNDPの 現地オフィスが法の支配プロジェクトの推進に ついて、政府と協力し、関連プロジェクトをリ ストアップし、そのリストをドナー機関に提供 し、どれをどのドナーができるかということを 調整しているように見えます。SidaもJICAも USAIDも参加しているようです。

しかし、コーディネーションはそれで十分なのでしょうか。UNDPには、どちらをJICAがやり、どちらをUSAIDでやるべきか、それを決定するような力、原動力はないわけであります。また、その国、レシピエントのオーナーシップ、主体性、主導性も重要だと思います。彼らこそがコーディネーションのリードを取るべきだと。しかし、そのレシピエント、受け手側のコーディネーションのリーダーとしての能力をいかに高めていくのかというのは、常に問題であると思います。

○松尾 何かこれについては御自身でお考えが ありますか。難しい点かと思いますが。

○矢吹 私自身は今考えがあるわけではありません。しかし、私の経験から言いますと、被支援国というのは常にドナー側のリーダーシップを頼りにしがちです。ドナー側に任せて支援を丸投げしているような感じがします。少しずつ彼らに対してエンパワーメントを行っていき、そして説明責任についても被支援国のリーダーに教育を提供すべきだと思います。

○松尾 マルムベリさん, どうぞ。

○マルムベリ ありがとうございます。今のディスカッションに対しての意見であります。幾つか考えるべき点があると思います,コーディネーションの改善ということについてです。

まず、法・司法の分野、ベトナムの話、法制 度が必要だということでした。多くの諸国が, ほとんど全ての諸国の様々な組織が、司法省と の間で何らかの対話を持っていました。いかに それが実りがあったか、どれだけ実りがあった かということなのですが、常に大体同じような 人たちがスタディーツアーを世界各国にやって いる。そして、一つ終わらないうちに、また別 のところへ行ってスタディーツアーをやってい る。ベトナムもカンボジアもそうなのですけれ ども、一つ尊重すべきことがあると思います。 それはまずはニーズを満たしていくということ です。少なくとも、あちこちにスタディーツア ーをする。そのニーズ、それがまずあるわけで す。そうでなければ、なかなかコーディネーシ ョンが始まらない、それは最初の段階でありま す。

もう一つ、コーディネーションで難しいのは、ベトナムの実情を見てみると、オーストラリア、カナダ、アメリカのドナーが来ておりました。 EUも来ていました。よって、このミッションは 簡単ではありません。それぞれのドナーが異な る法律に関しての背景や歴史を持っているわけ で、その考え方、やり方も違うわけです。

ということで、コーディネーションはそれこ そ極めて重要なわけです。よって例えばスピリット、まずベトナムが一体何を求めているのか ということを明確にし、一体、どこが様々な点 でサポートできるのかということを見定める必 要があると思います。まず、最初に分析する必 要がある。ドナー、あるいは専門家としての自 分自身の能力が、その国のニーズにどのように マッチするかということを見定め、分析する必 要があると思います。

他の方も御意見があると思いますので,私の考えは後ほど。

また、そのコーディネーションの規則というのもない状況においては、例えば、非常に素晴らしいコーディネーターを一つ決め、そして誰も異議を持たないという、そういった決め方は難しい。このような本当に万能なコーディネーターというのは見付けにくいと思います。この人が全てのプロジェクトに参加して、コーディネーションを取るのは難しいわけです。あるいはコーディネーションを取ると。そんなに簡単ではありません。しかし、その一方で共通のルールを作るコーディネーションについてもルールです。例えば、法整備プロジェクトが問題だった場合に、どういうふうに解決するかというルールです。

では、一体、誰がこのような共通のルールを 法整備のコーディネーションにおいて作ること ができるのか、誰が作るのかという問題が出て くるわけです。矢吹さんがおっしゃった点は重 要な点だと思いますが、そんなに簡単ではあり ません。けれども、ネットワークの構築、ある いはそれを改善するためには、この問題を克服 するということが必要だと考えます。

○松尾 マルムベリさん,ありがとうございます。コーディネーションの前提として、レシピエントのニーズをまず正確に把握する必要があるという指摘は重要です。また、コーディネーションは誰か一人ないし一機関が行いうるものではなく、むしろ複数のコーディネーターが共有すべき、コーディネーションについてのルールが必要であるという点は、コード・オブ・コンダクトの共有について述べましたように、私も同感です。

ザネッティさん, どうぞ。

○ザネッティ ありがとうございます。私から は少し成功例ということで、日弁連の矢吹さん がおっしゃった幾つかの問題提起の答え,そしてその後,別の問題点,これは金子由芳先生がおっしゃった点に答えたいと思います。ゴールが違っていたような状況で協力できるのかという点です。

では、まず最初の点から。ここで与えたい事例はカンボジアの例です。ITの分野で問題がありました。知的財産権はカンボジアにおきましてはかなり細分化され、ばらばらになっていました。いろんな省庁が関連していました。例えば商標係争法、それからパテントの方は通産省、著作権法は文化省、さらに地理的表示、あるいは免許に関連しては法務省というふうに、それぞれ省庁が違っていたことで、極めてばらばらで複雑な状況になっていたわけです。

ドナー側でありますが、カンボジアに入って 投資をする、そのときにコーディネーション機 関を求めました。そして今、カンボジアでは、 このITについてはコーディネーションがうまく いっています。これはカンボジアにおけるIT、 コーディネーティング機関と言ったらいいので しょうか、そういうのがあります。

リーダーシップの問題については商務省がリードをとっています。ローカル, 現地のレベルで, その国のレベルでコーディネーションがあるということが重要なのです。

それと貿易支援のプロジェクトなのですが、問題はアクター側ではなくて、この商務省の中の二人の人間が我々に対して、この投資に関する法律に関して、UNCTADとIDLO双方に別々に支援を求めたわけで、このような現地レベルのコーディネーションが一つ重要だと思います。

次に金子由芳先生もおっしゃったことは、本 当にそのとおりだと思います。ドナー間でコー ディネーションを取る場合には、お互い限度が ある。なくては、うまくいきません。コーディ ネートしないといったような弁解はできないと 思います。よって民間のドナー機関は、重複に ならないために、例えば投資を重複して行わな いために何をやっているのか、コーディネーションする必要がある。コーディネーション、コーポレーション、いろいる あります。様々なアクターが、同じ考えであっ たならばコーディネートできると思います。日 本人、イタリア人、それほど関係ありません。 つまり、成果ベースでも、するということが重 要なのです。我々ドナーは、資金を提供し、例 えば一つのワークショップが終わって、はい、 さよならというわけにはいかないわけです。

それから、トレンドは重要だと思いますが、 それだけではいけない。研修をより大きなプロジェクトの大局から眺めて、そしてその活動の成果、インパクトというのをきちんと測る。一体何を研修し、そしてその国のために何を達成しようとしているのかと、そういったものを測る必要があるわけです。

ドナーで, 例えば, 英米法と大陸法では背景 が違うという話がありました。私の答えとして は、カンボジアで仕事をするのならば、カンボ ジアの方が英米法であったとしても大陸法であ ったとしても, 私たちの方はあまり問題はない のです。例えば、私はコモン・ローであります。 最悪なドナー側の誤りというのは, 彼ら自身の モデルをその国に持ち込んでしまうということ です。IDLOとしては、イタリアの旗があったら もちろん嬉しい, 私はイタリア人ですから。し かしながら、IDLOの人間としては、私はイタリ ア人ではない, イタリアのモデルを輸出するの ではないということです。我々の作業方法とい うのは中立に基づいています。非政治的・中立 性ということです。よって、その国に行って支 援するときには、我々はオプションを提供する

のだと。そうすることによって相手側,被支援側の意思決定のエンパワーメントを図るということなのです。我々はこのように中立性を重視して,つまり非政治的に成果ベースのマネジメントを行い,オプションを使うという作業方法を採用すべきだと思います。

○松尾 ザネッティさん,ありがとうございます。

今おっしゃったことに関連して、二つ質問を させていただけるでしょうか。

まず、最初の部分のコメントの中で言われた 点ですが、知財法の分野における複数ドナーの 協力について、その調整役をどの機関が行った のでしょうか。

○ザネッティ 調整役の主導をとったのが商務 省です。

○松尾 ありがとうございます。

次の質問ですが、ある国の法整備支援において、同一の法分野についてドナーが二つあって、それぞれが異なった視点を持っている場合、それぞれのドナーが同じ言葉で話すのは難しいと思うのです。そういう場合、誰が、あるいはどのような方法で異なるドナーの主張を調整するのでしょうか。何か御経験がおありですか。こういう状況でどうやって問題解決をするのでしょう。

○ザネッティ 魔法の処方箋があるわけではないと思います。我々のやり方を説明しますと、我々はIDLOです。UNDPと同じで、皆さんの方が更に規模が大きく、上手にされますが、私たちが生き残れるのは唯一政府からの財政支援があってのことです。政府からお金を渡されて、そして例えばアメリカのお金をもらってアフガニスタンでの仕事をするということもあります。

ドナーとの話し合いの中で明らかにしなければいけないのは、私たちはコモン・ローを推進

するわけではない、英米法を推進するのではなく、現地の政府をサポートしますと。現地の法律に関するシステムやインフラのサポートをするのですというわけで、IDLOとしてのアプローチはこのような形で取ります。もし、全てのドナーが同じ言葉で話せれば、それは素晴らしい。同じ理論、あるいは哲学であればいいわけです。例えば法整備支援をやるから、アジアでイタリアのビジネスに貢献できるということではないわけです。地元の経済を強化することによって、自らの目標を達成できるわけです。

○松尾 ありがとうございます。あくまでもレシピエントの国、現地の政府の立場からベストの選択をするという視点ですね。これはコーディネーションのルールとして、あるいは各ドナーが共有すべきコード・オブ・コンダクトとして、基本になるものであると思います。

金子先生、どうぞ。

○金子 ザネッティさんに質問です。中立性ということを言われました。中立性を持つことが重要だと。資金源ということも関連してですけれども、果たしてそれは現実的でしょうか。本当に中立的な財政支援が得られるでしょうか。皆さん、資金不足のことを言われます。同じような状況だと思うのです。いつも資金源をどうするかということに悩むわけですが、純粋に、完全に中立的な財政支援で条件設定が全くないというのは非常に難しいわけです。本当に中立的なお金ということであれば、私たちが全部お金を集めて、それを一つの口座に入れて、それをシェアしたらいいのではないでしょうか。そして共通の目標に向かってそれを使うと。

ただ、そういう解決策については、ちょっと 悲観的です。全ての資金というのは条件設定が されています。ザネッティさんにお伺いしたい のは、IDLOの活動は本当に純粋に中立のお金を 使っているという経験があるのでしょうか。例 えばカンボジアの場合はどうなのでしょう。ま た,それぞれの個々の事例によってはどういう 御経験ですか。

○松尾 ザネッティさん,お願いします。

○ザネッティ 非常に刺激的な質問をありがとうございます。是非このチャレンジを取り上げたいと思いますが、もちろん理想的には一つの組織が全ての国際協力の支援の資金をもらって、国のためにそれを使うことができればいいわけで、ある意味UNDPは大きな調整役を果たして、様々なドナーからの資金を得ています。IDLOは残念ながらそうではない。非常に小さいところですから。

例えばカンボジアの事例ですと、小さいプログラムで、小さいというのは開発にとっても非常にいいわけです。しかし、大変複雑な途上国独自の問題があります。特にカンボジアもそうでした。私たちがとったアプローチは、カンボジアの場合はカンボジアの人々の利益を考えなければなりません。あらゆるプラス面、マイナス面を明らかにして、そこではその結果がどうなるかという我々の知識や経験を共有しなければなりません。例えば強制実施ということであれば、カンボジアでそれができるのか、また特許法のレベルを高めた場合、どうなるのか。

中立性ですけれども、これは私たちがカンボジアの人々に、これはやめた方がいいですよ、アメリカのこの提案はやめた方がいいですよというものではないのです。私たちが長所・短所を全て明らかにして、つまびらかにすることによって、カンボジアの政府が経済的な、法的な発展としてどういう結果を望むかを決めるわけです。一つの法的な判断をした場合、それは自分たちで判断してもらうわけです。それが我々の言う中立性です。お答えになっていれば幸い

です。

○松尾 ザネッティさん,ありがとうございます。資金を提供した国がどこであるかにかかわらず,ドナーの行動規範として,レシピエント国の立場に立って判断材料を提供することに徹することにより,中立性を維持することは可能ではないかというお答えだったかと思います。この点は、JICAプロジェクトにおける実践にもかなり共通する感覚ではないかと,個人的には感じるところがあります。

磯井さん,どうぞ。

○磯井 私自身は、実は一般的なドナー間の調整ということについては疑問を持っていたわけですが、今日は、カンボジアの知財分野における成功例を聞けてうれしく思います。先ほど矢吹先生が言われたことに関連して、知財分野は一つのシステムとして認識しやすいものではないかと思います。

一方、カンボジアの土地法は、初めは農業部門のプロジェクトとしてスタートしました。それとは別に、民法典の支援が行われました。もう一つの例は商事契約法ですが、カンボジアでは2年前に、ADBが商業省を支援して新しいドラフトが作られましたが、カンボジアの法整備支援における調整機関であるテクニカルワーキンググループは司法セクターとして活動しており、商業省やADBの動きについては情報がなく、商事契約法の新しいドラフトを誰も事前に知りませんでした。ドナー間の調整が重要だということは認識していますが、それでもまだ、やはり一般的・抽象的に行ってうまくいくかどうかについては、若干疑問を持っています。

つまり申し上げたいのは、カンボジアの教訓 から、情報をきちんと把握しておくことが重要 だということです。マルムベリ先生はカジュア ルなランチミーティングはあまり実質的な効果 はなかったのではないかと言われましたが、ベトナムの法整備支援は比較的うまくいっていたために必要性がなかったからかもしれません。カジュアルな雰囲気での定期的な情報交換が、トップダウン式の調整より効果を持つ場合もあると思います。ありがとうございました。

○松尾 ありがとうございました。土地法と民法という異なる法律をめぐるドナー間及びレシピエントたる省庁間の調整問題と、知的財産法という一つの法分野をめぐる調整問題とでは、前者には法政策のずれが生じる可能性がある点で、前提状況に違いがあるかもしれません。

前者の土地法と民法典とのあつれきですが、 土地法はプロジェクトの担当が土地資源管理省で、民法典のプロジェクトは司法省が相手方だったわけです。ですから、省庁間の調整も難しかったわけです。商事契約法の相手方は商業省でした。レシピエント国における省庁間のコミュニケーションが良くない場合、省庁間の調整は特に難しいのかもしれません。最終的にはADB、世銀、JICAが一緒になって議論をして、結果を出しました。ただ、なかなか厳しいプロセスではありました。

省庁間の調整をうまくやるのは非常に難しいということですが、例えば、調整役をレシピエント側の政府の中に設けるという可能性はどうかというコメントもありました。ただ、レシピエント国の中でも発展段階が違います。政府機関の組織も十分に発展していない場合があり、そういう状況ではレシピエント国の政府機関による調整役はただちに解決策にはならないかもしれません。そうした場合に、少なくとも最初の段階では、国際的に信頼された機関が入って調整役を行うことが考えられるでしょうか。

マルムベリさん, どうぞ。

○マルムベリ ちょっとしたコメントですが,

調整役を誰が務めるのが一番いいのか, 法整備 支援の様々なプロジェクトにおいてですけれど も, レシピエントの国が一番調整の議長席に座 るのがいいというコメントもありました。ただ, レシピエント国の中でも発展をまだ遂げている 段階が違うわけです。まだ発展中で, 政府の機 関の中でもあまり十分に発展していない場合が あり, そういう状況でそれが一番の解決策には ならないかもしれないです。レシピエント側で の問題が出てくるわけです。ですから, そうし た場合のもっと大事な点は何かというと, 国際 的な機関が入って調整役を行うと。少なくとも 最初の段階では国際機関が調整役をやるという ことです。

なぜ国際機関かといいますと, 我々の経験か ら分かっているのは、例えばSidaとか、デンマ ークのDANIDAとかの組織などは, 政権が変わ ることによってお金が変わってしまいます。例 えば, 今日で政権が変わると, 政治的な考え方 が前の政権とは変わってしまうと。そうすると, 突如として開発資金がそこで途絶えてしまうと いうことがあります。2004年に起こったことで すが、オランダにおいて、全ての大学のプロジ ェクトがなくなったということがあります。そ して, スウェーデンにおきましてもそうでした。 ベトナムに対しても何もするのはやめようとい うことになったということがあります。ですか ら,これは少しリスクです。ドナー側で調整を 一つの国だけに依存するということではないわ けで、例えばUNDPがやっているようなことが いいでしょう。例えばADB,世銀など一つの国 ではなくて国際機関ということです。UNDPで もいいのではないかということも考えます。と いうのも、政治的なことというのがADBや世銀 ではかなり強いということです。

もう一つのコメントは、オーナーシップに関

してです。オーナーシップという話がよく出ています。開発援助ということで出てきますけれども、これについて私は複雑な感情を持っています。オーナーシップというと、専門家でプロジェクトのパートナーか誰かの号令に従ってレシピエントが動くということだと思います。レシピエントに対してお金を渡して、どうしろ、こうしろと言うわけで、場合によっては専門家がいろいろなことを言って、そしてそれがオーナーシップということになり、これはリスクになります。

また、これがそのまま発展していくことになりますけれども、お金だけをレシピエントの国に渡してしまうということになれば、専門家組織にとってもリスクです。レシピエント側において、大学などでやっていくということが重要です。ですから、オーナーシップについては忍耐というのが一つのキーワードとなります。忍耐を持つということ。全てを一日目から変えることはできません。5年、10年掛かって物事が動き出すということがあります。これはあくまでもコメントです。

○松尾 モレケティさん,何かありますか。

○モレケティ はい。一つ,指摘をしたいことがあります。コーディネーション,そしてリーガルマインドということに関してなのですけれども,我々は皆,大学である特定の法体系というものを学んできました。そんな中で競争というものの力をちょっと軽視してきたのではないかと思います。ルールはどこからやってくるのかということを考えた場合,本当にどれだけ多くの機関がルールを作っているのかということを考えた場合,単に国会とか,議会とか,国だけではなく,国際的な非公式的な機関,あるいは条約,民間企業,あるいは消費者,様々な団体,環境NGOも含めてガイドラインを作ってい

る, みんなが影響力を持っているわけです。

あまり極端な話をするのは嫌ですけれども, もしカンボジア、あるいはラオスにおいて二つ の土地法があって, お互いに違った場合, 土地 法が全くないときと比べて、それがむしろいい のか、悪いのかという比較だと思います。幾つ かコメントもありましたし, できればそれに答 えていきたいと思いますが、コーディネーショ ン、調整に関する点はマルムベリ先生もある程 度触れられました。国連, UNDPの役割はどの ようなものであるべきなのか、またその他の機 関の役割は何なのか、それはそれとして、更に 深くマルチ対バイで考えますと、ここで強調す べき点は,バイラテラル,あるいは特定の機関 が特定の国の旗を掲げて何かやっているように 見えるときに、やはり中立性であるとか、偏っ ていないということが失われてしまうのではな いかと思うわけです。すなわち、マルチのシス テムの場合には中立であり、偏っていないとい うこと,これが重要だと思うのです。予算が厳 しいといった場合に、資金がある分野に振り向 けられる, 我々が, 例えばトラストファンドと いったものがあって, 具体的に特定の条件がつ いていないところにファンドを入れるというこ ともあり得るかと思います。

主体性、オーナーシップの問題に関しては、 やはり気を付けなければいけないことがあると 思います。おっしゃったように、一つの見方と しては、能力というものは十分構築しておかな ければいけない。パートナー、すなわち被支援 国の能力は構築しておかなければいけないとい うことです。すなわち、外からの人間だけが偏 っていなくて、中立だということを考えるのは 危ないと思います。我々は、やはりどうバラン スをとっていくのかということが問題であって、 もしこの見方を今ここで述べているようにはっ きりとさせていく場合には、やはり国から主体 性を取り上げてしまうという可能性もある。政 府の人間として働いたことがある者として、ま た解放運動にも参加したことがある者として言 っているわけですけれども、もちろん文献など を見てみましても、やはり本当の変革というの は国そのものが主体性を持ってこそ生きてくる のだと。上から、例えば外から押し付けられる というようなものであった場合には、しっかり と根付くことはないだろうということです。

したがって、この問題にどう対応するのかは 微妙なところがあります。課題としては、やは り注目しておかなければいけないことだと思い ます。したがって、それを、棚上げにするので はなくて、テーブルに載せて話をすべきだと思 います。そして、難しいからといって、克服で きないということはないと思います。コーディ ネーションというのはチャレンジです。しかし、 実行できるものであります。実践できるものと 思っています。

2007年に国連の総会で、事務次長の下で、法の支配支援ユニットが合意されました。それをどう展開しているのか分かりませんけれども、もしかすると、そのユニットが一つ、一般的な意味でネットワークのポイントになるのではないかと思います。単に国連システムの中だけでなく、もっと包括的なネットワーク作り、法の支配という意味におきましても、ネットワーク作りの役に立つのではないかと思います。政府、そして国際機関、NGO等も関わるようなものになるのではないかと思います。

○松尾 ただ今御指摘のありました,法の支配 支援ユニットですが,何か情報を持っていらっ しゃいますか。

○モレケティ 法の支配支援ユニットはグロー バルなレベルで調整されていまして,これはニ

ューヨークを拠点として行っているのが実際上 の話です。まだグローバルなコーディネーショ ンについてここで話をしている段階には入って いません。したがって、グローバルなフォーカ ルポイントという話を私がしたのは、そこにあ ります。UNDPとDPKOは現時点においてはグロ ーバル・フォーカルポイントになっています。 それは事務次長の下にあるものではなくて、も ちろんグローバル・フォーカルポイントは事務 次長に上げていくわけでありますけれども、こ こで一つ取り上げておきたいのは、そのフォー カルポイントの役割です。これは今、かなり話 もされているわけですけれども, コロケーショ ンという話です。グローバル・フォーカルポイ ントというのは紛争国に関するものであって, UNDPがそこで役割を果たしています。

そして二つ目、グローバル・フォーカルポイントに関しては、キャパシティーズマッチという考え方があります。すなわち加盟国にも目を向けまして、法の支配に関してどのような能力があるのかを見ていくわけです。あるいは、どのようなリストを作ることができるのかというリスト作りですね。それもやはりより大きな意味でのコーディネーションが求められるのではないかと思います、NGO等も含めて。

これはUNDP、そしてその他の機関において もデータベースがあります。そのデータベース の中には明確な形で特定の分野のスペシャリス トがリストアップされています。したがって専 門家、実務家をそこからピックアップすること ができると思います。

○松尾 モレケティさん,ありがとうございました。たしかに,ニューヨークにおいて可能な調整は,おのずからそうしたレベルのものになるのでしょうね。

矢吹先生,どうぞ。

○矢吹 一つコメントをさせてください。被支援国の信頼性という話ですけれども、もちろん被支援国の国民は特定のドナーから影響力を受けていることもあるでしょう。しかし、例えば中国におきましては、JICAは中国政府に多くの助言を与えていますが、中国政府は自分たちで決めるということにしました。ですから、ときにはJICAからの助言を使わないで、自分たちで決めています。ベトナムも私が理解しているところでは同じです。JICAは、例えば民法典に関して助言をしているけれども、森嶌先生から大分前に聞いた話では、助言を吸収して自分たちで決めたということでした。それは理想だと私は思っています。被支援国自身が決めるということはできるはずだと思います。

ただ、ラオス、カンボジア等を考えた場合、 それは発展段階にもよるだろうと思います。ドナー国との関係においては常に頼るのではなく て、ときには自分たちで決めるということも必要だと思います。しかし、それまでの期間、アドバイザーは彼らと共に透明性を持ってアドバイスをしていくと、それがUNDPの果たしている役割なのではないかと私は思っています。

○松尾 ありがとうございました。レシピエント国の政府の調整能力に問題がある場合について、国際機関、特にUNDPの果たすべき調整機能について、透明性の要件を遵守しながら、その機能を積極的に捉える立場からの御発言かと思います。

佐藤直史さん, どうぞ。

○佐藤 ありがとうございます。能力開発ということに関して、やはり被支援国のコーディネーション能力に関して、我々自身何をやっているのかということを東南アジアの例でお話ししたいと思います。

これらの途上国におきましては、やはりセク

ショナリズムが非常に強いと。セクショナリズ ムというのは、調整において大きな障害になっ ています。政府の役人がやはり自分たちの狭い 分野にどうしても焦点を当てがちになっている と。したがって、我々はベトナム、カンボジア、 ラオスにおいて, そのようなセクショナリズム を打破しようと努力してきました。例えば, 我々の教育プログラムの中で, 民事訴訟手続の 構築におきましては、様々な部局からのカウン ターパートを選びました。司法省,裁判官,弁 護士,あるいはその他学者等も含まれています。 また、刑事訴訟手続に関しても、裁判官、検事、 弁護士、そして学者を巻き込んでいるというや り方です。したがって、こういう人たちの共同 作業もするわけです。様々な権威ある人たちの 共同作業をする。そして, そのプロジェクトを 通じて,彼らも学ぶことができます。幾つかの 法的問題というのはお互いに結びついているの だということを学んでもらいます。

民事訴訟手続に関しましては、司法省の人たちは判決執行のところにどうしても焦点を当てる、それがプロジェクト開始前の話でした。しかし、このプロジェクトを通じて、役人の人たちが、民事訴訟手続が、裁判の判決執行の手続とも結びついているのだということを学んでいる。そこで、やはり捜査であるとか、あるいは検察、そしてまた刑事裁判、高裁といったところも結びついて考えるようになるわけです。したがって、こういった試みを5年間やってきました。前向きな成果が実際に今出てきているというふうに感じているところです。

以上です。

○松尾 佐藤さん,ありがとうございます。レシピエント国の政府による調整機能の障害要因として,省庁間のセクショナリズムという問題は,看過できない現実だと考えられます。

金子先生、どうぞ。

○金子 私はちょっと短いのですけれども、 UNDPに対しての質問です。最近の活動につい てなのですが, 先ほどちょっと伺いました結果 のフレームワークということです。この考え方, 手続に基づいて起草プロセスをドナー間で調整 するということだと思うのですが、ゴールにつ いての意識を共有する上でこれは便利なツール だと思います。その過程において、もちろん各 ドナーはそれぞれの論理的な枠組みでプロジェ クトを考えるわけです。しかし、その論理的な 枠組みをお互いに共有するということになれば, ザネッティさんがおっしゃったような,詳細の ところを詰めて理解していく必要があります。 その中で、そのプロジェクトのあらゆる成果の 様々な側面が理解でき、それによって透明性が 改善され, レシピエント側のコーディネーター の理解も促進されると思うのです。UNDPがこ のような結果枠組みを2000年の中頃に大変熱心 におっしゃったと思うのですが、今現状はどう なっているのでしょうか。

○松尾 モレケティさん,お願いします。

○モレケティ ありがとうございます。今のお話に対しては簡単に答えます。イエスです。現在も継続して重視しています。実際のところ、それに加えてちょうど今、まとめようとしているものがあるのです。正にこの分野において、ユーザーガイドです。法と司法においての法の支配に関してのガイドです。このように前進しております。よって、このような取組は継続しています。そのガイド、ユーザーマニュアルの中身は皆さんにまた御高覧いただきたいと思います。

○松尾 モレケティさん,ありがとうございます。ルール作りのためのルール,ユーザーズ・ガイドの策定と共有も,前述したコード・オ

ブ・コンダクトの共有に向けたプロセスである ように思われます。

さて、ディスカッションの終了時間が近付いてまいりました。本日は、国際機関、政府機関、政府機関、政府間機関、NGO、研究機関、大学などによる多元的な法整備支援の活動を相互に関連付け、グローバルな観点からより効率的かつ効果的なものへと高めていくためのネットワーク作りはどうすれば可能かを考えてまいりました。

取り分け、各機関がそれぞれの立場から進め ているトップダウン・アプローチとボトムアッ プ・アプローチを効果的に連結すること、現時 点では各機関がラフな形で事実上分担している 政府部門・民間部門・市民社会組織の各レベル における法的能力強化プログラムを統合する方 法が問題になります。それに答えるためには, ボトムアップ・アプローチや市民社会の法的能 力強化に属する、規模の小さな多数のプロジェ クトをスケールアップしたり、個々のプロジェ クトにおける成功例や失敗例をより多くの場面 で応用可能なものとするレバレッジ作用を獲得 するためのもう一工夫が、ネットワーキングの 鍵を握ると考えられます。本日は、そうした工 夫の具体的方法にも一歩踏み込むことができた のではないかと思います。それは以下の点に集 約できるように思われます。

第一に、そうしたネットワークは必ずしも一元的なハブ組織によって創設・管理される必要はなく、法整備支援に携わるドナー及びレシピエントの各機関が法整備の方法について情報を的確に共有することにより、いわば多元的ないし多極分散型のネットワークが可能、かつ現実的であるということです。

第二に、こうした多極分散型ネットワークの 本質は、各機関が法制度作りに必要な共通の行 動規範、コード・オブ・コンダクトを共有した、 バーチャルなコミュニティーとして捉えることができそうです。そうしたコミュニティーの場としては、ウェブベースの様々なプラットフォームを活用することができそうです。なお、そうしたコミュニティーの核となる行動規範には、ルール作りのためのルール、レシピエント国にとってベストの選択を提供し、その主体的選択を可能にする姿勢をとるべきであるといった、法整備支援に共通するメタ・ルールが含まれるでしょう。

第三に、そうしたネットワーキングには、法整備支援のゴールないし方法を異にする機関相互間のコーディネーションが重要になります。その際、コーディネーターは1人ないし1機関である必然性はなく、時には複数のドナーが、時にはレシピエント政府がコーディネーションを行うことも考えられます。しかし、その際に重要なのは、法整備支援のメタ・ルール、取り分けレシピエント国にとってベストな選択を提供し、その主体的選択を可能にする姿勢の堅持を、コーディネーション・ルールとしても共有するということです。

第四に、しかしながら、法整備支援のメタ・ルール及びコーディネーション・ルールを立法する機関は、グローバルなレベルでは存在しません。あるいはそれはネットワーク作りに向けた各機関の働き掛け自体によって慣習法的に進化していくものかもしれません。いずれにせよ、それをどのようにして作るべきかということについては、引き続き探求が必要です。

今日は時間としてはそれほど長くはなかった わけですが、参加者がそれぞれ異なる立場と経 験を踏まえて、考え方やアイディアを率直に提 示し合うことができたと思います。こうした小 さな進歩を今後のネットワーク作りの足場にし ていくことができれば幸いです。法整備に関し て, その支援のネットワークを促進する理由は 三つほどあると思います。

一つ目の理由は、法整備支援をより効果的かつ効率的に行う必要があるということです。それには良いアイディアを結集し、取りまとめていくことが必要です。ネットワーク自体がそうしたアイディア自体をぶつけ合い、相互に刺激を与え、相互に発展させていくためのプラットフォームを形成するでしょう。

二つ目として、法の支配、あるいは司法アク セスを促進するためのプロジェクトというのは, 非常に大きな, また底の深いプロジェクトであ り、どの機関も1機関で達成することはできま せん。法の支配の構築や司法アクセスの充実に は実に様々な側面があるからです。まず、体系 的に首尾一貫し,漏れの少ない法令や規則をそ の国で作らなくてはなりません。次に、裁判官, 検察官、その他の公務員の教育・研修を十分な ものにする必要もあります。 さらに、法律に関 する情報を広め、普及し、一般市民の能力を培 っていく必要があります。法の支配というスペ ース,空間はこれら三つのディメンジョンから なる3次元の立体構造と捉えることもできるか もしれません。その形成と維持は1機関によっ てはとても担うことのできない大きなプロジェ クトであり, 多くの機関の協働と緊密なネット ワークが不可欠です。

そして、三つ目の理由ですが、グローバル化する世界における法整備支援ネットワークの意味です。法整備支援ネットワークが今後更に進化していくとすれば、それはドナー国自体の法制度を改善していくための契機や貴重な情報源になっていくことが大いに考えられます。いわゆる発展途上国だけではなく、先進国においても法整備の分野での国際的な協働が必要かつ有意味であると考えます。そうした法制度改革を

通して、司法アクセスを先進国の場でも更に進める余地があると考えるからです。

法整備支援ネットワークの意義や構築方法に 関しては、明日も議論が続けられるでしょうが、 本日はここで閉じたいと思います。ゲスト及び 参加者の皆様には、長時間にわたり、プレゼン テーション及びディスカッションにお付き合い いただき、また、貴重な御提言や情報の提供を していただき、本当にありがとうございました。 心から感謝を申し上げます。

最後に、野口元郎国際協力部長から、閉会の 御挨拶を賜りたいと思います。

#### 総括及び閉会挨拶

○野口 建設的な議論を半日間続けてくださいまして、ありがとうございます。私自身は、この複雑な議論を総括しようというつもりはありませんし、魔法のように結論を引き出すつもりはありません。

このテーマは御存じのように、昔から何十年にもわたって議論をされてきたものです。しかし、具体的なステップが今日の午後の議論を聞きながら示唆されてきたのではないかというふうに考えます。幾つかある中で、ある程度合意ができるものがあるのではないでしょうか。

まず第一に、情報交流を少なくともドナー間でしなければなりません。ザネッティさんがおっしゃいましたが、たとえドナーが共通のゴールを持っていなくても、お互いどのような活動をそれぞれのアクターがやっているかを知る必要はあります。少なくとも、それによって重複を回避するというのがスタートです。共通のゴールを持っているとか、同じ言語を話すということであれば、更に実際の協力・連携などが可能になるかと思います。いずれにしても、重複を回避するためには、少なくともお互いを知る

ことが必要ですから,これは同じアプローチだ と言えます。この点について、これが開始地点 だということについての御異論はないでしょう。 もう一つ、レシピエント側の役割について議 論がされました。レシピエント国政府の調整に ついての議論がありました。これも従来からあ るテーマです。レシピエント国政府が十分に成 熟し、能力があって、様々な要請について自分 たちで整理できるのであれば、それはもうレシ ピエント国から卒業する段階に近いということ が言えます。ですから、鶏が先か卵が先かとい う状況と同じで、国のニーズが発展途上国にお いて多ければ多いだけ,それだけ調整のニーズ も多く、またリスクも高いわけで、そのような 場合にはドナー側でも何らかの調整が必要でし ょう。ただ、我々が同じ意見であったのは、た とえそのような状況であったとしても、少なく とも私たちとしてはレシピエント国、そして関 連機関、政府の関連省庁を議論の中に参加させ

調整の側面は二つに分けて考えることができるでしょう。まず、それぞれの機関の本部のレベル、そしてもう一つが現場でのレベルです。例えばUNDPや世銀ですと、本部で特定のテーマを取り上げ、それからフィールドオフィスがレシピエント側の国にあります。全体統括的な話は本部レベルでされることになるでしょう。10年前と比べて技術が進歩しておりますので、それをうまく使うことができます。二国間・多国間の機関は複雑なデータベースを持っており、それをお互いアクセスすることができるわけです。ですから、開始地点としては、お互いのウェブサイトをより時間をかけて見て、本部レベルでお互いをより理解するということに時間が費やされます。

ることが必要です。究極的には,彼らこそが自

らの将来を判断するからです。

一方、現場ではもっと具体的な調整が必要です。しかし、これはそれぞれの国やプロジェクトの現状によって変わります。この段階について、一つ、魔法のような解決策があるわけではないと思います。考えなければならない要素は多々あります。例えば、レシピエント国の開発段階がどのようなステージであるのかとか、二国間・多国間のドナー、それぞれの専門性など、多くの要素がそこにはあり、それぞれを見ることによってドナーの調整として一番いいアプローチが出てくると思います。したがって、これについてこうあるべきという一つの解決策を提起するつもりはありません。

いずれにいたしましても、建設的な議論に御参加くださいました皆様に御礼申し上げます。 これが明日のシンポジウムの良いたたき台になると思いますが、その前に今夜のレセプション に是非御参加ください。そこでも、またお互い に議論を深めていきたいと思います。ありがと うございました。

○司会(江藤) ありがとうございます。終了 の時間となりました。御参加くださいました皆 様,ありがとうございます。



## Workshop on Legal Assistance Network

Hiroshi Matsuo (Moderator) Professor, Law School, Keio University

1. Opening Address

Mr. Motoo Noguchi, Director, ICD, RTI

 Introductory Report on Building Network of Legal Assistance Ms. Mikine Eto, Professor and Government Attorney, ICD, RTI

3. Experiences and Proposals by International, Inter-governmental and Governmental Organizations

Ms. Geraldine Fraser-Moleketi, UNDP

Mr. Giulio Zanetti, Lawyer, IDLO

Ms. Miha Isoi, Lawyer, JICA

4. Experiences and Proposals by NGOs and Universities

Professor Maurits Barendrecht, Tilburg University, HiiL

Mr. Kimitoshi Yabuki, Lawyer, JFBA

Associate Professor Minori Ohkohchi, Nagoya University

5. Problems in the Promotion of Legal Assistance Network

Professor Lars-Göran Lennart Malmberg, University of Gothenburg

Professor Yuka Kaneko, Kobe University

- 6. Discussions for the Further Promotion of Legal Assistance Network
- (1) Analyses of obstacles to networking including conflicts of interests, goals and methods
- (2) Division of labors and collaboration in legal assistance
- (3) Ownership of recipient in the promotion of networking
- (4) Identification of partners and collaborators
- (5) The way of connecting multipolar and diversified legal assistance activities
- (6) The end and the future of legal assistance network
- 7. Summary and Closing Address

Mr. Motoo Noguchi, Director, ICD, RTI

# Workshop on Legal Assistance Network

Professor Hiroshi Matsuo, Law School, Keio University matsuo@ls.keio.ac.jp

# Background of Seeking for Legal Assistance Network

From legal assistance competition between donors to legal cooperation among stakeholders

1997 The Conclusions of Bremen 1999 Global Compact

2000 The United Nations Millennium Declaration (A/RES/55/2) , the Millennium Development Goals,

2005 World Summit Outcome (A/RES/60/1)

2

2005 The Paris Declaration on Aid Effectiveness

2006 The United Nations (General Assembly) Resolution, "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/61/39)

2008 The Accra Agenda for Action

The rule of law discussion in the Sixth Committee (Legal) since 2007

2007 The establishment of the Rule of Law Coordination and Resource Group

2007 The establishment of the Rule of Law Assistance Unit under the Deputy Secretary-General

3

 Possible Networking of Multipolar and Diversified Legal Assistance
 Analyses of obstacles to networking including conflicts of interests, goals and methods

(2) Division of labors and collaboration in legal assistance

6

2007 UN (GA) "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/62/70)
2008 UN (GA) "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/63/128)
2009 UN (GA) "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/64/116)
2011 UN (GA) "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/65/32)
2012 UN (GA) "the rule of law at the national and international levels" (A/RES/66/102)

5

- (3) Ownership of recipient in the promotion of networking
- (4) Identification of partners and collaborators

- (5) The way of connecting multipolar and diversified legal assistance activities
- (6) The end and the future of legal assistance network

7

8

# 3. The Future of Law in Globalizing World

Impacts of Legal Assistance Network to the Global Law-making

The Increasing Interests of International Society in the National Law Making

The Possibility of the "Rule of Law Ubiquitous World" by Networking of Legal Collaborations

9

# Report on the Result of a Field Survey on Network-Building in Europe

# Mikine Eto Professor and Government Attorney International Cooperation Department

### I. Objectives of the Survey

At the sites of legal technical assistance, since donors and actors<sup>1</sup> do not closely cooperate/ coordinate with each other, problems of inconsistencies or discrepancies in assistance may arise. In this regard, major stakeholders of legal technical assistance in Japan have maintained cooperative relationships. For example, the International Cooperation Department (ICD) of the Research and Training Institute of the Ministry of Justice has collaborated with other donors and actors in Japan through multiple activities. These include the joint administration of assistance projects with the Japan International Cooperation Agency (JICA), joint organization with universities of symposia for students, organization of an annual conference on technical assistance in the legal field, etc. Thus, it appears that there have been no such problems as discrepancies in assistance by donors in Japan.

In contrast to the situation in Japan, insufficient efforts have been made so far for international cooperation for legal technical assistance among donors and actors in Japan and overseas. In a sole attempt in this regards, information has been exchanged (on an irregular basis) among experts dispatched to a few recipient countries. Such lack of information or understanding with each other may have Against the above-mentioned background, for our annual conference this year, experts from donors and actors of legal technical assistance overseas are invited to share information amongst them and Japanese stakeholders on sample cases of international cooperation. Moreover, as a preliminary event to the conference, a workshop is being held to discuss with invited experts on the possibility of building an international information network, which would include Japan. Taking this opportunity, Japanese presence should be strengthened among major institutions involved in legal technical assistance overseas through a provision of information about the achievements and efforts made by the ICD and other Japanese stakeholders.

In order to obtain background knowledge to pursue the topic of our conference and workshop, this paper's author conducted a field survey in Europe (Sweden, Germany and Italy), which have lengthy histories of providing legal technical assistance to developing countries. The survey

caused certain inconsistencies in assistance by different donors. Along with an insufficient provision of information on legal technical assistance, Japanese assistance activities have not been widely known internationally - which means, Japan's presence in the field of legal technical assistance is relatively low.

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> In this paper, "donor" refers to institutions which provide funding for development aid, and "actor" refers to institutions which receive funds to implement legal technical assistance.

aimed at collecting general information on assistance by, and the actual situation of network-building in each visited country, especially the current situation of cooperation among donors and actors at the national/international levels and between the public and private sectors. It is expected that the collected information will be used as a reference in considering international cooperation and coordination by Japanese donors.

#### II. Survey Schedule, Visited Institutions

Period: September 22 to October 3, 2012 (including travel days)

Visited institutions:

The Ministry for Foreign Affairs of Sweden, Deportment for International Law, Human Rights and Treaty Law;
The Swedish International Development Agency (Sida);
The University of Gothenburg;

German Federal Ministry of Justice, Division of International Legal Cooperation, Rule of Law Dialogues;

German Foundation for International Legal Cooperation (IRZ), Office in Berlin;

Germany Agency for International Cooperation (giz), representative office in Berlin;

The Ministry of Foreign Affairs of Italy, General Direction for Development Cooperation

International Development Law Organization (IDLO)

## III. Overview of Legal Technical Assistance by Sweden

The Swedish International Development Agency (Sida) is the largest donor organization of legal technical assistance in Sweden. It is an independent government organization under the Ministry for Foreign Affairs of Sweden, and provides legal technical assistance, which constitutes a portion of the Ministry's foreign policies, which include the promotion of human rights, democratization, governance, and NGOs. Sida itself does not directly engage in the

administration of assistance projects, and provides funds to assistance-implementing agencies (government agencies, private organizations, international organizations, etc.). Due to the nature of legal technical assistance projects, Sida adopts not a bidding process but rather a flexible funding mechanism, and supplies financial support to the Red Cross, the Olof Palme International Center <sup>2</sup>, etc. These organizations in turn provide funds to NGOs or civil groups in developing countries so as to have them directly administer assistance projects.

The following are major donor organizations of legal technical assistance in Sweden: Sida, Forke Bernadotte Academy<sup>3</sup>, the Raoul Wallenberg Institute<sup>4</sup> (an institution of Lund University), government organizations (the Swedish National Courts Administration, National Police Agency, the Prison and Probation Service), academic associations including universities, the Swedish Institute for Public Administration<sup>5</sup>, the Olof Palme International Center, and

The Olef Deleve International Control is as

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> The Olof Palme International Center is an NGO in Sweden. It works for human rights, democracy and peace-building, and operates in Brazil, Myanmar, South Africa, Palestine, Moldova, and West Balkan countries (http://www.palmecenter.se/en/).

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> The Forke Bernadotte Academy (FBA) is an independent government agency under the Ministry for Foreign Affairs of Sweden. It carries out research and studies for the purpose of reconciliation of international conflicts, education and training. In order to re-construct the "rule of law" in post-conflict developing countries, it conducts the "Course on Rule of Law" for judges, prosecutors, police officers, correctional officers and other legal experts (http://www.folkebernadotteacademy.se/en/About-FBA/).

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> The Raoul Wallenberg Institute was founded in 1984 at the Law Faculty at Lund University in Sweden. It is named after Raoul Wallenberg, who engaged in humanitarian work in Hungary at the end of the Second World War. It promotes human rights and humanitarian law by means of research, academic education, dissemination of information and institutional development programs. In addition to research and academic education, it engages in institutional capacity development activities for government agencies in the field of administration of justice (<a href="http://rwi.lu.se/about/">http://rwi.lu.se/about/</a>).

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> The Swedish Institute for Public Administration (SIPU) is a consultancy and training organization specializing in capacity building. It was established in 1979 as a Swedish government agency, and was privatized in 1992. Since 2007 it has been funded by the Finnish government and other institutions (http://www.sipu.se/international).

others. The Ministry for Foreign Affairs in Sweden contributes funds to international organizations, such as the United Nations Development Programme (UNDP), the European Union (EU), etc. Its funds are untied, and not exclusively aim at legal technical assistance.

In Sweden, there is no official network between donors and actors, and only an informal exchange of information is carried out at the national level. There is no special international assistance network, either.

Legal technical assistance by Sweden (especially Sida) focuses on the field of human rights, through official assistance in the area of criminal law or administrative law. This is attributed to the fact that Sweden has held a dominant position in the area of criminal law, compared with other donor countries, and that traditionally it has not been active in assistance in civil and commercial law areas. It previously provided assistance to Asia (Laos and Vietnam), but currently, in accordance with national policies, has turned its focus on Africa and Latin America.



Sida Office

#### IV. Overview of Legal Technical Assistance by Germany

Legal technical assistance by Germany covers a wide-range of areas, including civil and criminal fields, and targets various regions around the globe.

Donors and actors in Germany include: the Germany Agency for International Cooperation (giz), German Federal Ministry of Justice and the German Foundation for International Legal Cooperation under the Federal Ministry of Justice (IRZ), political foundations (the Konrad-Adenauer-Stiftung, Friedrich Ebert Stiftung), association of judges, bar association, universities, etc. Among them, giz and IRZ are the most representative ones.

Giz is a limited private company, wholly owned by the Germany Federal Ministry for Economic Cooperation and the Federal Ministry of Finance. When the Federal Government reaches an agreement with recipient countries on the details of assistance projects, giz is commissioned to provide consulting services on those projects. It operates under commission not only by the German Federal Government, but also by private companies and international organizations. Furthermore, it provides a wide-variety of services in a flexible manner, including development assistance to developing countries and international cooperation with industrial countries. It does not focus on special target countries or regions, and accepts requests whenever possible.

Giz implements Law and Justice projects in the area of governance and democratization in such regions as: Southern and Eastern Europe, and in areas in transition including China, Africa, Latin America, Cambodia, Bangladesh, etc. Its assistance covers areas of legislation, courts, administrative law, administrative procedure, criminal law, criminal procedure law, protection of assets and ownerships, human rights, constitution, and a transition to a modern legal system.

On the other hand, IRZ has conventionally provided legal

technical assistance to Central and Southeast European countries, which were part of the former Soviet Union. Currently it targets North Africa and Asia (recently it has put a high priority on the relationship with Vietnam). Its assistance covers a broad spectrum of areas, including human rights, democratization, market economy, etc. It operates under commission by the Federal Ministry of Justice, as well as the Federal Foreign Office and the European Union.

Giz and IRZ work in close contact with each other and coordinate their activities so as to avoid assistance overlap. In addition, the Federal Ministry of Justice organizes an annual conference for domestic stakeholders to share information with one another.

IRZ is not involved in the network of international donors. It is also not actively associated with private companies or groups (though it receives funds from members of certain private groups). There seems to be concern that, if it is closely involved in the private sector, its assistance will be weighted towards improvement in investment climate. In the same manner, it has a negative view on the public-private partnership on the grounds that legal technical assistance should not pursue profit.



giz representative office in Berlin

#### V. Overview of Legal Technical Assistance by Italy

The Ministry of Foreign Affairs is the major donor of legal technical assistance in Italy. The Ministry funds the UNDP, IDLO and other institutions. This is the manner through which it provides assistance in the area of capacity-building and post-conflict rehabilitation to Afghanistan, Iraq, and other Middle East countries, and the Mediterranean region, including Tunisia and Libya. However, there is no horizontal connection or network among assistance stakeholders.

IDLO is a Rome-based NGO specializing in legal technical assistance, and was established in 1983. In addition to a branch office in the UNDP in New York, the United States, it has local offices in Afghanistan, Kenya, Kyrgyzstan, South Sudan, Somalia and Tajikistan, and has formed partnerships with Italy, the United States, Holland and other countries. Thus, it operates globally, and maintains broad networks with each partner country, international organizations - including the UNDP, the World Trade Organization (WTO), and the World Intellectual Property Organization (WIPO), academia, as well as with IDLO training alumni and experts.



IDLO

#### VI. Conclusion of the Survey and Personal Comments

Sweden (especially Sida) provides legal technical assistance under a clear direction, and considers the promotion of human rights and democratization as its primary mandates. Its assistance specializes in criminal-related laws and public law, and focuses on Africa and Latin America. With regard to formalized cooperation and coordination among donors, while the country (and donors) recognizes its value, it does not appears to be overly enthusiastic about the idea. It may be that they do not feel the necessity of cooperating with donors in other countries. Perhaps there have been few conflicts of assistance with other donors in the areas of their specialization, or that they enjoy abundant capital resources for Official Development Assistance (ODA).

On the other hand, Germany is aggressively providing assistance in the civil-law area, while giving heavy emphasis to human rights, democratization and governance. Due to its feature as a limited private company, giz does not limit its targets to developing countries but provides a wide-range of assistance in a flexible manner. It actively gets involved with the private sector (their partnerships are not limited to legal technical assistance). In contrast to this, IRZ aims at producing public profit, and takes a measured approach to partnerships with the private sector. This is attributed to the fact that it was established under the Federal Ministry of Justice for the purpose of assisting in the establishment of governance in countries in transition, especially in former-socialist Eastern and Southern European countries. Giz and IRZ, the two major legal technical assistance stakeholders in Germany, constantly coordinate and exchange information of their activities so as to avoid overlapping assistance. Furthermore, the Federal Ministry of Justice annually holds a conference to build up a domestic donor network. In this way, it appears that donor coordination and network-building has advanced smoothly at the national level in Germany.

In comparison with Sweden and Germany, Italy has

provided legal technical assistance on a lesser scale. The country places priority on some African countries, which are part of the geographically-close Mediterranean region, and Afghanistan and Iraq. There is no independent ODA-implementing agency in Italy as JICA, and the General Direction for Development Cooperation of the Ministry of Foreign Affairs oversees ODA activities. In Italy, international organizations such as the UNDP and IDLO are major actors of legal technical assistance, which receive funds from the Ministry of Foreign Affairs. Under these circumstances, there is no formal network among donors in Italy, except for that among international organizations.

Though my survey covered only three European countries, it made clear the characteristics of legal technical assistance in each country. Through this survey, it appeared that in none of the countries, was the necessity of building up a general network for cooperation among donors and actors clearly recognized. In recent years, however, new approaches are being made towards worldwide network-building, including the Global Forum on Law, Justice and Development (GFLJD) by the World Bank. We need to focus on the future trends in this respect.

January 2013 UNDP

Mr. Geraldine Fraser-Moleketi, Director of the Democratic Governance Group United Nations Development Programme (UNDP)

# **Overview of UNDP's approach**

- (a) UNDP's activities in support for legal systems and institutions
- For UNDP, supporting efforts to strengthen the rule of law underpins our work to sustain human development progress, as it expands people's ability to determine their own destinies and to participate in the decisions that shape their lives. It fosters political stability and decreases the chances for conflict or the escalation of violence
- As an overview of UNDP; it is the UN's largest development organisation. We have
  programmes in some 177 countries and territories in support of national development
  efforts and priorities. We work with government authorities, civil society partners, and
  local communities on a range of issues from recovering from and preventing crisis, to
  fighting poverty, to protecting the environment, empowering women, and supporting
  countries to make their institutions and governance systems more inclusive, effective,
  and accountable.
- On rule of law, UNDP works in more than 100 countries and has played a key role in strengthening rule of law in more than 40 conflict-affected developing countries in the last decade. Programmes range from supporting justice and security institutions and improving service delivery to promoting access to justice, providing legal awareness, establishing community-based violence prevention initiatives, and supporting legal systems that encourage international trade and investment.
- UNDP emphasizes that we must combine institutional building and legal reform with bottom-up empowerment strategies that enable the poor and most marginalized to seek and actually benefit from legal protections and justice outcomes.

January 2013 UNDP

• To focus specifically on this region, Asia-Pacific, UNDP currently has programmatic engagement in strengthening legal systems in over 18 countries, with substantial programmatic support in places such as Afghanistan, Bangladesh, China, India, Indonesia, Lao PRD, Maldives, Mongolia, Pakistan, Philippines, Sri Lanka, Timor Leste, and Viet Nam. The rule of law is also a major feature of the new UNDP Democratic Governance Programme in Myanmar.

- UNDP also works at the regional levels to enable South-South exchange, knowledge sharing and the building of networks amongst government, civil society, academics and practitioners. In the Asia Pacific, for example, UNDP has helped develop the Asian Consortium for Human Rights-Based Access to Justice which consists of over 33 organizations, from Bar Associations, such as from Lao, and Judicial Academies, such as from the Philippines, as well as public interest law groups, such as from Korea, to share knowledge on best practices and help inform justice reform efforts in the Asia region.
- Our emphasis is on access to justice for the poor and most marginalized through formal and informal mechanisms, to address inequality and discrimination, particularly for groups such as women. Women's Access to Justice, in relation to sexual and gender violence, as well as in family, inheritance and other social and economic rights areas, is an important priority for us. In a range of countries, we are already working on women's access to justice but we have not taken these efforts sufficiently to scale to make the transformational impact we want to see, as pointed out by the Progress of the World's Women Report. This is why we are joining forces with OHCHR and UN Women on a Joint Programme on Women's Access to Justice which will be launched in early 2013.

# (b) UNDP's strategy in this field for the future

- Our strategy in the future can be divided in 3 main areas of:
  - Increase Knowledge and Policy Development to Strengthen UNDP's Approach

January 2013 UNDP

 Enhance Partnerships and Joint Action for Delivery, including in Conflict and Crisis Countries

• Expand UNDP's Integrated Programming

# (c) Additional relevant information

- The Post 2015 development agenda will be an important framework for UNDP's future engagement. Last September, the United Nations General Assembly held a High Level Meeting on the Rule of Law at the National and International Levels. In the Declaration stemming from this Meeting, Member States agreed that exploring the linkages between the rule of law and development in the context of the Post 2015 agenda is important.
- UNDP will look to support efforts such efforts with a view to identifying how the Post 2015 development agenda might effectively integrate rule of law dimensions.





#### Trends in rule of law literature

Promoting rule of law top down is challenging

- · Changing laws difficult and not always effective
- · Courts and other legal institutions resistant to change
- · Access to justice is problem

Bottom up rule of law promotion is the way forward, but:

- · Many small scale projects
- · Difficult to scale up

**券HiiL**mgr

· Difficult to find out what works



# Innovation approach for justice sector

- Strategies of courts, ministries, task forces are increasingly based on innovation
- Innovation can be stimulated systematically
- Innovative services and products can be scaled up
- Innovation in justice sector is a challenge



Our role as HiiL:

**Supporting Justice Sector Innovation** 



#### 1. Services

With services delivered to client organisations (strategy makers, courts, innovators):

A.Strategies for stimulating effective innovation B.Measuring and evaluation: is an innovation effective and does it bring justice?

C.Help develop innovative court and ADR procedures/tools in Justice Innovation Lab



## 2. Innovating Justice Platform

Providing *eco-system*:

(public goods funded by donors)

- A. Innovatingjustice.com: knowledge platform
- B. Trend reports and law scenarios: trends in what works?
- C. Networks of innovators and Rule of Law leaders



# A. Innovatingjustice.com

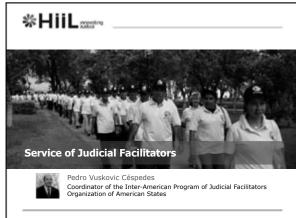
- 84 innovations (last year 16 innovations)
- 16 challenges for innovators
- 13,200 unique visitors until 9 Oktober (last year 6,500)
- Innovating Justice Award 50,538 votes (last 9,000)
- Innovation model and innovation best practices > book
- Business/funding models for justice sector innovation > book

# **券HiiL**martin

# High potential innovations Affecting 10s of millions of people

- Online dispute resolution platforms > future courts
- Corruption notification websites (India, Kenia)
- Structured documents, legal information/advice
- Hybrids between lawyers and mediators and judges
   For poor <u>and</u> developed world
- Proposals for specialised courts in The Hague
- Legal procedure innovation (expert evidence)
- New ways of financing legal assistance and courts











#### Goals innovatingjustice.com

- Awareness of possibilities of justice sector innovation
- · Showing what works
- Mobilizing demand: what courts, ministries can make or buy
- Rewarding and stimulating innovators
- + generating data > research > learning how to innovate



#### B. Trend reports and law scenarios

Based on research, project experiences, network feed-back

- Worldwide trends in challenges, innovations that work, needs for further innovation
- 1. Towards basic justice care for everyone: strategies on access to justice (April 2012)
- 2. Law of the future scenarios (June 2012)
- 3. Rulejungling: When rulemaking goes private, international and informal (Oktober 2012)
- 4. The future of courts: ...... (June 2013)





# Goals trend reports and scenarios

For researchers and academics

· Exposure and recognition

For practitioners and our target groups

- · Combining insights from interdisciplinary research
- Into actionable knowledge: what can I do?
- What challenges do my colleagues see across the world?
- Showing strategies can be based on innovation



#### C. Networks

- We have networks
  - Rule of law academics and practitioners, Highest courts, Innovators, Public private governance
- What we offer
  - Web profile on innovatingjustice.com
  - Interaction in major network meetings
  - Energizing lab sessions in new premises (1-1-2013)
  - Insights on what works, trend reports > HiiL Highlights
  - Options to be involved in projects



#### **Goals networks**

- Building community of leaders around rule of law innovation
- Platform for demand and supply of innovations (market place)
- Exchanging knowledge about innovation

# BUILDING UP A NETWORK ON INTERNATIONAL ASSISTANCE IN LEGAL AND JUDICIAL SECTOR

January 2013 Miha Isoi JICA Senior Advisor

- 1 Examples of Cooperation and Coordination in the Practice
- (1) Examples of Coordination and Exchange of Comments on the Draft Bills
  - Seminars by several donors in the drafting process of the law on enforcement of civil Judgments (Vietnam)
  - Cooperation and coordination between GIZ and JICA on draft laws for administrative procedure and its subordinate regulations (Uzbekistan)
  - The land law and the Civil Code (Cambodia)
  - The law on secured transaction, the commercial contract law and the Civil Code (Cambodia)
  - The law on prevention of domestic violence and the Code of Civil Procedure (Cambodia)
- (2) Examples of Coordination and Collaboration in Implementation
  - A: Joint Efforts in Implementation
    - Continuous Legal Education for judges and prosecutors (Cambodia)
  - B: Coordination and Taking Advantages of Preceding Activities
    - Coordination for common curriculums of training of community mediators with the Asia Foundation (Nepal)
    - Joining the Survey Trips by Justice Partnership Program (Vietnam)
    - Buying time blocks of TV drama series "Legal Hours" for dissemination of mediation procedure (Mongolia)
    - Coordination on dissemination of project information of other donors with Project for capacity development of the media sector (Nepal)
    - Reflection of the Inter-Ministerial ordinance on immovable registration pertaining to the Civil Code and the Code of Civil Procedure to the land registration database constructed by Land Administration Sub-Sector Program (Cambodia)

- Dissemination of the draft Civil Code supported by JICA at the Access to Justice Seminars supported by UNDP
- Coordination in dissemination between USAID that supported on publication of casebook and JICA that supported preparing manual on writing court judgments (Vietnam)
- (3) Cooperation and Collaboration in Gathering and Sharing Information
  - Sharing English translation of local laws and regulations including drafts
  - Collaboration in Legal Needs Assessments (Vietnam)
  - Utilization of survey reports and results of researches
- 2 The Keys to Successful Collaboration
- (1) Building and Strengthening the Channel of Information
  - Language problems
  - Accuracy of translation to foreign languages of draft laws and regulations
- (2) Role of Local Project Managers, Advisors or Coordinators
  - Development of consciousness and capacity
  - <JICA's training for experts to be dispatched for a long term> Theory and practice on donor coordination
- (3) Taking Over or Institutionalization of the Channels of Information
  - Setting official scenes for information exchange or not?
  - <Practices in Vietnam>

Unofficial periodical lunch meetings

Project office as a de facto information center

- Experts on donor coordination?
- Practice of information gathering during periodical review and research of projects
- (4) Mutual Understanding
  - Especially of the background of each actor:
     Civil Law legal system, Common Law legal system, Religious background...
  - Characteristics or pattern of thought or action of each donor

#### Networking of International Legal Cooperation Programs of the Japan Federation of Bar Associations

Kimitoshi Yabuki Chair, Committee of International Relations Japan Federation of Bar Associations Professor, Hitotsubashi University, Graduate School of International Corporate Strategy

### History of International Cooperation Activities of the JFBA

- 18 years experience since 1995 when the JFBA organized a training program for legal professions of Cambodia
- International Legal Cooperation Center (ILCC)
  - 30 members
  - Administration Staffs
- · "Policy on International Legal Cooperation Activities"
  - Human Rights Protection/Permanent Peace/Rule of Law
  - Neutrality
  - NGO relationship with the ODA projects
- · Grounds of Activities
  - Cambodia, Vietnam, Laos, Indonesia, Mongolia, Malaysia, China
  - Project for Lawyers and Bar Associations

#### Networking with Other Organizations in Japan

- · Relationship with ODA projects
  - Cooperation with the JICA
    - · More than 20 members working as JICA long term experts
    - Consignments of JICA programs such as training programs in Japan
    - Funding to the JFBA's projects for bar associations in Asia
    - Funding to international conference such as Asia Access to Justice Conference in 2012
  - Cooperation with the Ministry of Justice and the Supreme Court
- Cooperation with Universities such as Keio University, Nagoya University and Waseda University
- Funding Organizations such as Japan Foundation and Toshiba Foundation

#### Networking with International Organizations

- International Legal Assistance Consortium (ILAC)
  - International legal assistance programs after post-conflict countries
  - Council Member
  - Joint project in Myanmar
- · Asia Access to Justice Network
  - Conference every two years (Kuala Lumpur, Brisbane, Tokyo)
  - Website information
- · Cooperation with Other Bar Associations
  - Project on the Bar Association of Kingdom of Cambodia
  - ABA-UNDP Project
  - International Bar Association (IBA)
  - American Bar Association
  - German Federal BarCanadian Bar Association

# Cooperation and Collaboration with Other Bar Associations (BACK Proejct)

- Cooperation and Collaboration with the Canadian Bar Association, the Lyon Bar Association and the American Bar Association
- Center of Collaboration being the BAKC
- Communications, Information Sharing an Transparency
- Trust and Good Faith



## What we have learned and what we will do

- Sustainability of the project partner
- · Step-by-step approach
- Total coordination and integrity
- · Quality control
- Trust



#### "2013 ICD Workshop"

#### Networking Initiatives by Nagoya University

Associate Professor Okochi Minori

Vice Director of the Center for Asian Legal Exchange, Nagoya University

Ladies and gentlemen,

This is my first participation at this ICD workshop as the Vice Director of Center for Asian Legal Exchange (CALE), Nagoya University. I would like to express our gratitude to you for the supports and cooperation which you have been extending to Nagoya University, particularly the CALE and the Graduate School of Law (GSL). Following the agenda for this workshop, I would like to introduce you briefly on our mission and activities.

#### CALE after twelve years

CALE was first established in 2000 as a research center belonging to the Nagoya University School of Law to institutionalize the Asia-Pacific Region Studies Project initiated by the School of Law in 1990. The Project was then expanded and given a particular focus on the issue of legal cooperation and assistance for other Asian countries seeking for help to facilitate their economic and political transitions in the 1990s. These activities were well received by the public and the Japanese government, who later contributed significant funds for us to develop our activities in this field. In 2002, CALE was promoted to the status of an institution directly under the administration of the University and, together with the Graduate School and School of Law, given the mission of coordinating international legal assistance/cooperation projects on behalf of the University itself. This new mandate has enabled CALE to initiate many ambitious projects in cooperation with universities and research institutions inside and outside of Japan, to implement five main roles as follows:

- Gathering and disseminating basic data and information related to Asian law and politics;
- Coordinating the advancement of theoretical research related to law and politics in Asia;
- Developing itself into a national and international center for Asian Legal Assistance;

- Building a Japanese hub for the network of Asian legal specialists;
- Accepting foreign legal specialists as visiting scholars and partners in developing joint research and cooperation projects.

#### Legal cooperation activities implemented by CALE and GSL

On the basis of these roles, CALE and GSL have initiated several research and assistance projects not only with countries in this region, but also institutions in Europe and the American continent, to develop a more comprehensive base for developing academic cooperation and technical assistance partnership programs. Such programs enable us to learn more about Asia and the different views about Asia, and to develop forums for dialogues about the future of Asia. I can give you some examples of the kind of projects which Nagoya University is promoting in recent years.

- (1) Establishment and operation of the Research and Education Center for Japanese Law in Uzbekistan, Mongolia, Vietnam and Cambodia; (Please see the CALE pamphlet for more details). We are also planning to establish a Japanese Law Research Center with the University of Yangon in Myanmar.
- (2) Dialogues with countries outside of Asia to promote mutual exchange of knowledge and experiences related to law and development activities; (We have held such dialogue forums with German counterparts about legal assistance in Uzbekistan in 2008, with Brazil in 2010 about the experience of Law and Development in Latin America, and with the US about legal assistance activities in Afghanistan);
- (3) Supports for formation of academic forums and societies in transitional countries, in order to help them develop their own research capacity and education standards; (In implementing the Global 30 project funded by the Japanese Ministry of Education (Monbusho), we have established a Nagoya University Office in Uzbekistan to serve as a hub for Japanese educational and academic cooperation with Uzbekistan, to facilitate Uzbek students' access to information about studying in Japan, and to promote cultural, academic and social exchanges between Japanese and Uzbek people. Since 2009, we have also been supporting the academic activities of the Cambodian Society of Comparative Law, which was established by young Cambodian scholars and legal professionals working in Phnom Penh);
- (4) Joint research on common theories for comparative administrative law, in cooperation with leading scholars and institutions in the US, Europe and Asia; (We have initiated this program since 2009 to involve experts in the field of Administrative Law in multi-lateral dialogues on the possibility to develop the academic discipline of comparative administrative law studies, with particular focus

- on the recent trends of administrative law reforms and the relevant international assistance projects in Asia);
- (5) Continued joint research on legal cultural issues of the region; (We continue to work with South Korean, Chinese and Vietnamese partner institutions to develop further common knowledge about the traditional laws of Asia. We believe that such knowledge is important for the sustainable development of the legal system in this region);
- (6) Development of the Campus Asia Project. This is a long-term academic development scheme among Japan, South Korea and China on matching funds. Nagoya University is working with some leading universities in South Korea and China to run one-year exchange programs for students of the partner universities in these three countries. The purpose is to build new generations of scholars and practitioners who will be capable of working together in formatting a future East Asian legal community.
- (7) Development of the Leading Graduate School Program on "Cross-Border Legal Institution Design" funded by the Japanese Ministry of Education. This is a national scheme designed to provide education and training to outstanding students so as to help them develop future leading roles in industries, and governmental and academic work globally.
- (8) Partnership with legal information networks; (CALE has signed partnerships with Asian Legal Information Network (ALIN) in 2006. We are implementing a joint research project on International Cooperation in Legal and Institutional Building in Cambodia with financial supports of ALIN);
- (9) Partnership with international organizations; (In 2012, CALE has joined World Bank Global Forum Law, Justice and Development. By participating in international symposium and working groups, we are continuing to gain beneficial information and to develop our global network.
- (10) In the future, we would like to further expand the scope of our cooperation with other outstanding education and research institutions inside and outside of Japan, to form sustainable network or consortium of center for Asian legal studies as a timely response to the recent process of global and regional integration in academic fields.

Thank you very much for your kind attention.

Networking between Researchers across Recipient and Donor Countries for the Betterment of Legal Assistance

> ICD Workshop January 24, 2011 Yuka Kaneko Professor, Kobe University

#### Lessons from 1990s~2000s

- ●Politicization of Legal Assistance
- Promotion of Globalization led by neo-institutionalism

- ←model laws + conditionalities (e.g. Asian Crisis)
   ←model laws + legal indicators (e.g. Transition)
   Security and peace-building after 9.11
   ← "Rule of Law" (supreme court independence; police & military reforms, etc.)
- Conflicts:
- ·Donor vs. Recipient
- Donor vs. Donor (civil code vs. land law/ secured transactions law; civil procedural law vs. commercial court/ ADR, etc.)

#### Networking

- Networking between Donors sharing goals:
- -Goal-sharing (cooperation for Results Framework)
- -Model-sharing (e.g. civil code vs. special law)
- -Evaluation-sharing ("Efficiency" test or cost-benefit analysis on input-output ⇒"Effectiveness" test for the outcome directly deducted from the ultimate goal)
- Networking with Recipient/ Other Donors having different
- Researchers' Networks across Borders

# cf. Networking for Asian Disaster Law

# THE 14TH ANNUAL CONFERENCE ON TECHNICAL ASSISTANCE IN THE LEGAL FIELD 2013

【第 14 回法整備支援連絡会】

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE MINISTRY OF JUSTICE JAPAN

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
JICA

#### **PROGRAM**

2013/01/25(FRI) 10:00AM TO 18:00PM

大阪会場: 国際協力部国際会議室 Osaka: International Conference Hall, ICD

東京会場: JICA 市ケ谷ビル国際会議場 Tokyo: International Conference Hall, JICA Ichiqaya Building

「連携と協調で広げる法整備支援」

**Theme** 

Seeking enhanced partnership and cooperation among donors in the provision of legal technical assistance 』

法務総合研究所,独立行政法人国際協力機構(JICA)

後援

最高裁判所,日本弁護士連合会,独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)アジア経済研究所, 財団法人国際民商事法センター(ICCLC)

Organizers

International Cooperation Department (ICD), Research and Training Institute (RTI), Ministry of Justice Japan

Japan International Cooperation Agency (JICA)

(Supported by the Supreme Court of Japan, Japan Federation of Bar Associations, Japan External Trade Organization (JETRO), Institute of Developing Economies, and the International Civil and Commercial Law Centre Foundation (ICCLC)

TIME TABLE

総合司会:ICD 江藤教官

MC: Ms. Mikine Eto, ICD

10:00 - 10:20 開会挨拶 Opening Address

法務総合研究所長 酒井 邦彦

Mr. Kunihiko Sakai, Director General, RTI

JICA 產業開発・公共政策部長 入柿 秀俊 Mr. Hidetoshi Irigaki, Director General, Industrial Development and Public Policy Department, JICA

10:20 - 12:00 Session 1 国際機関による取組事例 Efforts by International Organizations

Ms. Geraldine Fraser-Moleketi

Director of the Democratic Governance Group, United Nations Development Programme (UNDP)

Mr. Giulio Zanetti

Director of the Training and Networks Department, International Development Law Organization (IDLO)

**Prof. Maurits Barendrecht** 

Academic Director, Member of the Management Team, Hague Institute for the Internationalization of Law (HiiL)

Q & A /Discussion

Lunch Break (12:00 - 13:30)

13:30 - 15:30 Session 2 政府機関などによる取組事例 Bilateral experiences

Prof. Lars-Göran Lennart Malmberg

Professor, The School of Business, Economics and Law at the University of Gothenburg

Mr. Yoichi Shio

Director, Law and Justice Division, Governance Group, Industrial Development and Public Policy Department, JICA

Mr. Takeshi Komatsu

Attorney at law and Partner, Mori Hamada and Matsumoto, Singapore Office Co-Representative

Q & A/Discussion

Break (15:30 - 15:50)

15:50 - 17:50 Session 3 全体討議 General Discussion, Q&A

Moderator: 法務総合研究所国際協力部長 野口 元郎

Mr. Motoo Noguchi, Director of ICD

17:50 - 18:00 総括・閉会挨拶 Conclusion and Closing Address

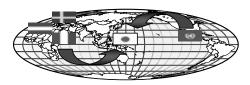
財団法人国際民商事法センター理事長 原田 明夫

Mr. Akio Harada, President, International Civil and Commercial Law Centre Foundation (ICCLC)

Reception (18:15 - 19:30)

Note: An English/Japanese simultaneous interpretation service will be provided.

#### **GUEST SPEAKERS**







UNITED NATIONS Ms. Geraldine Fraser-Moleketi ジェラルディン フレーザー モレケティ

国連開発計画(UNDP) 開発政策局民主ガバナンスグループ長 1994-1999 南アフリカ共和国国会議員 1999-2008 南アフリカ共和国公共サービス行政大臣 2009-現職





■ ITALY Mr. Giulio Zanetti ジュリオ ザネッテイ

国際開発法機構(IDLO) 研修・ネットワーク部長, 弁護士 1996-2001 WIPO 国際登録局法律部法律専門家 2001- IDLO 国際コンサルタント, 知的財産専門家を経て現職 2006- トリノ大学客員教授(知的財産法・開発法分野)





Prof. Maurits Barendrecht マウリッツ バレンドレッチ

ハーグ国際法律機構(HiiL) アカデミックディレクター, 弁護士 1982-1997 De Brauw Blackstone Westbroek 法律事務所勤務

1992-

ティルブルフ大学教授 1992-





SWEDEN
Prof. Lars-Göran Lennart Malmberg
ラーシュ イェーラン レナート マルムベリ

ヨーテボリ大学教授、元スウェーデン国際開発庁(Sida)専門家 1998-2006 スウェーデン国際開発庁(Sida)専門家(在ペトナム) 2007-2011 ルンド大学教授 2011-現職





# JAPAN 子浦 陽一 Mr. Yoichi Shio

国際協力機構(JICA)産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 法・司法課長 ニューヨーク州弁護士

1996 国際協力事業団(現独立行政法人国際協力機構)入団 2001-2003 JICAベトナム事務所 駐在代表補佐 2009-2012 JICA 総務部総合調整課 主任調査役/企画役

2012-現職

Мояз Намада & Матяльного



JAPAN
 小松 岳志 Mr. Takeshi Komatsu

森・濱田松本法律事務所 パートナー, シンガポールオフィス共同代表

弁護士登録 2000-

2005-2006 アメリカ、アトランタ、Alston & Bird 法律事務所勤務 2006- ニューヨーク州弁護士登録

2006-2009 法務省民事局勤務任期付公務員) 2012- 財務省「ミャンマー資本市場育成支援」ワーキング・ブループ委員



#### お問合せ

#### 法務省 法務総合研究所国際協力部

International Cooperation Department Research and Training Institute Ministry of Justice Japan

〒553-0003

大阪市福島区福島1丁目1番60号 大阪中之島合同庁舎

TEL: 06-4796-2153

E-mail: icdmoj@moj.go.jp

http://www.moj.go.jp/housouken/houso\_icd.html

○司会(江藤) 御来場の皆様,本日は御参加いただき,まことにありがとうございます。

ただいまより第 14 回法整備支援連絡会を開会い たします。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます法 務総合研究所国際協力部教官の江藤美紀音と申しま す。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、この大阪会場と東京の JICA 市ヶ谷ビル 国際会議場とをテレビ会議システムで結びまして、 質疑応答やディスカッションに御参加いただくこと となっております。

東京会場は聞こえていますでしょうか。

- ○中村 東京会場, 聞こえております。
- ○司会(江藤) 東京会場, 御紹介お願いします。
- ○中村 私,東京会場の進行役を務めさせていただきます法務総合研究所国際協力部教官の中村と申します。どうぞよろしくお願いします。
- ○司会(江藤) よろしくお願いします。

それでは,第 14 回法整備支援連絡会の主催者で あります法務総合研究所所長,酒井邦彦より,開会 の辞を述べさせていただきます。

#### 開会あいさつ

○酒井 皆様,おはようございます。

法務総合研究所の所長をしております酒井でございます。本日、法整備支援連絡会の開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。



酒井邦彦所長

本日は、皆様お忙しい中、多くの方にお集まりい ただきまして、まことにありがとうございます。

また、ゲストスピーカーであられるジェラルディン・フレーザー・モレケティ様、ジュリオ・ザネッテイ様、マウリッツ・バレンドレッチ様、ラーシュ・イェーラン・レナート・マルムベリ様におかれましては、お忙しい中、日本に来ていただきまして、まことにありがとうございます。私たちは本日の皆様の御講演をうかがうのを大変楽しみにしております。

また、本連絡会に御後援を賜りました最高裁判所、 日本弁護士連合会、日本貿易振興機構アジア経済研 究所、財団法人国際民商事法センターを初めといた しまして、私ども法務総合研究所の活動に御協力い ただいておられる多くの方々に深く感謝を申し上げ ます。

さて、今回の連絡会のテーマですが、「連携と協 調で広げる法整備支援」とされております。法整備 支援においてはこれまで、異なるドナーによる支援 の結果、法制度間に矛盾が生じることも少なくあり ませんでした。これは助言戦争とか制度間戦争など とも呼ばれております。しかし、法整備支援は、支 援受入国に法の支配が浸透していくことによって, その国の社会の安定と経済発展につながり、ひいて はそれは国際社会の安定と発展につながっていくも のですから、法整備支援は、受入国はもちろん、ド ナー国にとどまらず全ての国が共通の利益にあずか る活動でございます。その意味で、法整備支援とい うのは、いわば WinWin ゲームなのだと思います。 ですから、この分野ではより一層の連携と協調を図 るべきですし、また、それが関係者の心遣いにより 可能な分野だというふうに思います。

この連絡会も,正に法整備支援関係者間の情報交換や連携促進の場となることを目的として,元法務大臣であられた三ヶ月章先生の御提唱により開始されました。三ヶ月先生は民事訴訟法の全面改正とい

う大事業を遂げられた後の人生を法整備支援に捧げられました。三ヶ月先生はこの法整備の分野でも正に先頭を突っ走っておられて、後に続く私どもはハアハア言いながら必死に後を追いかけていった記憶がございます。その三ヶ月先生は、あるとき私にこういうことを言われました。「酒井君、日本の法律をアジアの国に教えるには、日本語で教えるなんていう横柄な態度ではなく、その国の言葉でやらなければ駄目だ」とおっしゃいました。そして、75歳から中国語の勉強を始められました。支援受入国とドナー国との協調というのは、そこまでの覚悟を持ってやるものだということを身をもって教えていただいた思いでございました。

さて、私の挨拶の最後になりますが、2点ほど御報告とお願いを申し上げたいと思います。

1つは、私どもの新しいパートナーとしてミャンマーが加わることになりそうでございます。これまで軍事政権下で国際社会から孤立しておりましたが、一昨年、民政に移管したことに伴い、我が国も援助を本格化させ、法整備の分野においても現在 JICA の御尽力によりミャンマーとの間で協議を進めております。今年中に、早ければ夏にも本格的な技術協力プロジェクトが開始されることになりそうでございます。

それからもう一つ、次に、今年は日本・ASEAN 友好協力 40 周年ということで、一年を通じて日本と ASEAN で記念事業を行うこととしております。 そして、今後、協力を強化すべき分野の一つに法整備支援と人事育成が挙げられております。 ASEAN は我が国にとって最も重要なパートナーですので、40 周年となる今年が日本と ASEAN にとって記念すべき年になりますよう、皆様の御協力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の御挨拶といたします。ど うもありがとうございました。(拍手)

○司会(江藤) 続きまして、JICA 産業開発・公

共政策部部長、入柿秀俊より開会の辞を述べさせて いただきます。

入柿部長は東京会場からの御挨拶となります。 ○入柿 皆様,おはようございます。本日は,お忙 しい中,多数御参加いただきまして,ありがとうご ざいます。

私は、ただいま御紹介いただきました独立行政法 人国際協力機構(JICA)産業開発・公共政策部部長 を務めております入柿でございます。

本日は、我が国による法整備支援に対して日ごろから御理解と御協力をいただいております最高裁判所、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構アジア経済研究所、財団法人国際民商事法センターの御後援を得まして、法務省法務総合研究所と JICA との共催において第 14 回法整備支援連絡会が実現しましたことを大変喜ばしく思っております。この場をおかりしまして、本連絡会開催のために御尽力いただきました皆様に対して厚く感謝申し上げます。

皆様御承知のとおり、JICA は関係の皆様の御協力を得まして1996年にベトナムで本格的に法整備支援協力等開始いたしました。これを皮切りに、1999年からはカンボジアでも支援を開始し、2000年代に入りましてからは、ラオス、ウズベキスタン、インドネシア、中国、モンゴル、ネパール、東ティモール等へと支援対象国を広げてまいりまして今日に至っております。

昨年 10 月には、ベトナム、カンボジアでのプロジェクト開始以来、長年にわたり多大な御貢献をいただいているベトナム民法、カンボジア民法、民事訴訟法の3部会に対しまして、JICA 理事長より国際協力感謝賞を贈呈しまして、ささやかではありますが、感謝の意を表させていただきました。

今年度は、4月になりまして、カンボジアの継続 案件ということでございますが、民法・民事訴訟法 普及プロジェクトを開始いたしました。また、7月 にはベトナムから副首相、最高裁長官、司法大臣な どから成るハイレベルの司法調査団を受け入れまして、ベトナム憲法改正に向けた情報収集、意見交換等に協力いたしました。

また、現在は、法務省等関係機関御協力の下、ミャンマーへの法整備支援の開始に向けて準備を進めているところでございます。その一環としまして、日本の法律事務所の関係者からも御参加をいただきながら、8月には会社法、12月には国営企業改革をテーマに現地で公開セミナーを開催いたしました。12月のミャンマーでの現地セミナーには私自身も参加いたしましたが、ミャンマー側からは法務長官を筆頭にハイレベルの参加者を得まして、活発な議論が展開されました。我が国の法整備支援に対する高い期待があらわれた次第でございます。

本連絡会は JICA が法整備支援に本格的に乗り出した時期から間もなく法務省主催により第1回が開催されました。以来,回を重ね今回で14回目を迎えることになりました。連絡会では,これまで,多国間協議,法整備支援に携わる人材の育成,法整備支援の強化等,様々な切り口から国内外,各機関の取組の情報交換,法整備支援の在り方について,検討が行われてきました。今回の連絡会では,「連携と協調で広げる法整備支援」と題しまして,国内関係機関だけではなく,国際機関からも多数の参加を得ることができました。関係諸機関の更なる連携と協調を目指して情報交換を行う貴重な機会になることを期待しております。

近年,紛争・脆弱国への支援,あるいは気候変動,食糧安全保障,防災など,開発課題が多様化・複雑化し,先進国,途上国,国際機関,日本国内の官・民・学と地方等,様々な機関が一丸となって世界の知恵を結集し,こういった課題に取り組む必要が生じてきております。このような状況を踏まえ,日本としてもプロジェクトの現場レベルでの情報交換,協調をより一層強化することに加えて,日本による支援の経験を積極的に世界に対して発信し,ナレッ

ジシェアリングを図ることとして,国際レベルでの 協調を一層促進して支援の効果を高めていく必要が あると考えております。

さらに、国際的な協調・連携だけではなく、日本 国内の関係者、パートナーとの協調・連絡・連携強 化も重要性を増してきております。JICA では、民 間連携室の設置、PPP インフラ事業や BOP 事業と の連携、あるいは中小企業との連携促進、海外投融 資等々と民間部門との連携を促進するための様々な 制度、手法を整えつつあるところでございます。今 後、法整備支援分野におきましても、これまで御協 力いただいている関係機関に加えて、さらに日本国 内の民間企業の皆さんの団体、大学等との連携を深 めてまいりたいと考えております。

本日の連絡会が各機関の取組への理解を更に深め、 今後の連携と協調の強化につながるきっかけとなり ますことを心から祈念いたしまして、甚だ簡単では ございますが、御挨拶とさせていただきます。どう もありがとうございました。(拍手)

#### 第一部 国際機関による取組事例

○司会(江藤) それでは、第1部に入ります。

本連絡会は3部構成になっておりまして,第1部では国際機関で法整備支援を実施している専門家による講演を行います。

ゲストスピーカーは、国連開発計画(UNDP)開発政策局民主ガバナンスグループ長のジェラルディン・フレーザー・モレケティ氏、国際開発法機構(IDLO)研修・ネットワーク部長のジュリオ・ザネッテイ氏、ハーグ国際法律機構(Hill)アカデミックディレクターのマウリッツ・バレンドレッチ氏の3名です。そして、3名のスピーカーによる講演が終わりましたら、若干の質疑応答の時間をとる予定です。

まず,本日最初のスピーカーですが,国連開発計 画開発政策局民主ガバナンスグループ長のジェラル ディン・フレーザー・モレケティ氏です。

モレケティ氏は、1994 年から 1999 年まで南アフ リカ共和国国会議員、1999 年から 2008 年まで同国 公共サービス行政大臣を務められ、2009 年から現 職でいらっしゃいます。

本日は、UNDPによるドナー間協調に関する取組 事例について発表をしていただきます。

それでは、モレケティ様、準備はよろしいでしょ うか。

〇モレケティ 過分なる御紹介ありがとうございます。皆さん、おはようございます。それから、東京会場の皆さん、おはようございます。

本日,こういう機会をまず賜りましたので,法務省の法総研の皆様に御礼申し上げます。このように皆様のとても重要な連絡会に参加する機会を賜り,大変ありがとうございます。また,事務官の皆さんにも御礼申し上げます。

パネリストの皆さんですが、パートナー組織から 来ていらっしゃる方々であり、こういったパートナー組織は法の支配の分野の知識、プログラミングの 拡充に十分貢献なさってくださっています。先ほど 御紹介いただきましたように、本日は UNDP の開 発政策局民主ガバナンスグループ長として、法の支配、司法、それから治安ということについて、民主 ガバナンスという枠組みから UNDP のアシスタン ス、支援についてお話しいたします。

このようなアプローチというのは、例えば司法制



モレケティ氏

度といったような制度、これは国家と社会の間の民主的なかかわりの基本的な要素であるという考えに基づいています。UNDPのかかわりの中核にあるのが、人間の開発のパラダイムであります。このパラダイムの目的というのは、人々の選択や自由を拡大し、そしてより長く健康な生涯を可能にし、教育、それから人間らしい生活、教育基準を実現しようというものであります。このアプローチの根幹にある理解というのは、人間の開発を達成するためには、民主ガバナンスの強化が不可欠だということです。法の支配を含めたガバナンスの欠如こそが皆さんの国際的な開発の目標、例えばミレニアム開発目標を達成する重要な障害となっているわけです。

皆さん御同意いただけるかと思いますが、法の支配の確立というのは、それ自身重要な、また根幹的な目的でありますが、同時に、より幅広い開発が進歩するために不可欠なものです。人間の権利、人間の安全保障、そして法の支配を通すことによって、その国はより高い可能性を持って成長するから、発展の恩恵をより公平に分かち合うことができるわけです。それらを通して社会的な結束と安定感を確立し、それがひいては発展に勢いを与え、尊厳と、それから社会的な信用を確立していくのに寄与するのです。

UNDPは、この法の支配を強化する支援として、プログラムを通しまして人間の開発の進歩を維持していく、つまり、人々がそれぞれの意義を決め、そして自分たちの生活を形成する決定に自らが参加していく、組織的な安定性を有し、そして紛争の可能性あるいは暴力行為のエスカレーションの可能性を抑制しようというものであります。

皆さん御高承のことかと思いますが、UNDPというのは国連機構の最大の開発担当機関でありまして、約177カ国・地域においてプログラムを展開し、その中で、各国の開発努力、そして優先順位の達成を主にしています。その中で、政府機関、市民社会の

各パートナー,そして地元の地域社会の皆様と様々な面で協力しています。例えば危機的状況からの回復,あるいは予防,貧困対策,環境保護,女性のエンパワーメント,そして諸国を支援し,様々な制度やガバナンス体系がより包摂的で有効で,また説明責任のあるものにしようとしています。

法の支配の分野においては、UNDPは 100 カ国以上で活動しており、鍵となる役割を 40 以上の紛争の影響を受けている発展途上国で、この 10 年の間、関与してまいりました。計画プログラムとしては、例えば司法や治安関係の制度あるいは組織を支援する、そして司法アクセスを促進するサービスの支援、法律に関する意識啓蒙、さらにコミュニティーベースの暴力行為を予防するイニシアチブを確立し、さらに国際的な貿易や投資を促進するような法的制度の支援というのがあります。

では、法の支配において我々はどのように機能しているのでしょうか。法、それから開発の実務者のコミュニティーとして1つ認識している点があります。法の支配を強化するということは、単にそれに関連する制度やサービスを提供する、それを強化するということだけではない。伝統的に言って、支援というのは、法律改革、さらにまた支援に関する様々な担当者、司法、さらに法執行機関の制度、研修だとか、あるいは設備を提供することで行ってまいりました。

しかし、UNDPはこのように単に制度だとかサービスに焦点を当てるだけでは不十分であると認識しています。このような制度づくりと法律改革をボトムアップのエンパワーメント戦略と組み合わせていく必要がある。国家を通して貧困者、さらにまた社会から取り残された人々が法的な保護を受け、裁判の結果を享受できるようにし、さらにまた個人やコミュニティーの安全性を確保しなくてはならないと考えています。

特に, このアジア太平洋地域に関して言いますと,

UNDP は現在、プログラム、計画を通して、法の支配の強化に 18 カ国以上で関与しています。実質的なプログラム支援を、アフガニスタン、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、ラオス、さらにモルディブ、モンゴル、パキスタン、フィリピン、スリランカ、東ティモール、ベトナムで展開しています。法の支配というのは、さらに新しく始めております UNDP のミャンマーでの民主ガバナンス計画の重要要素でもあります。

UNDP はまた、地域レベルにおきましても活動し、発展途上国同士の交流や知識共有、さらにまたネットワークの構築を、政府機関、市民社会、学会、さらに実務者の間で進めています。例えばアジア太平洋地域でありますが、UNDP は人権に基づく司法アクセス治安会議の設立に寄与してまいりました。これは 33 の機関から成っておりまして、例えばラオスの弁護士会、さらにフィリピンやいろんな諸国の法学会、さらに公益、法律に関するグループなど、これは韓国などでありますが、入っておりまして、そして好事例に関しての知識の共有、そしてアジア太平洋地域においての司法改革に情報を提供しています。

貧困者, さらに最も社会から取り残された人々に 対する司法アクセスにつきましては,公式,それから非公式のメカニズムを通して寄与しており,特に 不平等や差別という面を強調しています。例えば女性です。性的あるいはジェンダー暴力行為に関連して,あるいは家族ですとか相続,あるいはその他の社会経済権利について女性の司法アクセスを促進するというのは重要な優先課題と考えています。様々な諸国で女性の司法アクセスの努力をやってまいりましたが,しかしながら十分にこの面で私たちが実現したいと思われるような大きな影響をもたらすほどには至っていません。このことは世界の女性シンポ報告書でも明らかでありまして,このことをベースにいたしまして,国連女性機構,さらにまた OHCHR と協力し、2013 年に女性の司法アクセスに 関する共同プログラムを行っています。

インドネシアでの取組の例でありますが、司法アクセス、そして法の支配について、次のようなことをやっています。幾つかの会合を行いまして、貧困者、さらにまた弱者に対しての司法アクセスを確保するために、今後、司法のプロセスの需給、サプライとデマンドの両サイドで活動しています。

もう一つ重要な点をこのプログラムについて指摘しておきたいと思います。

私たちはまずアダットと呼ばれる伝統的な法制度 のリーダーと協力し、このような伝統的なコミュニ ティーベースの司法制度の判断が国際的な基準に合 致している、さらにまた女性自身がこのような伝統 的なコミュニティーベースの司法制度にも参加でき るようにすることを促進しています。

司法のもう一つの側面で重要なのは、メカニズムをきちんと設定し、例えばコミュニティーレベルで女性などが参加し、そして、その苦情に対しての救済手段が得られるようにするということです。リーガルエンパワーメントの重要性を認識して、私たちはこの分野の努力を大幅に評価しています。

情報アクセスを改善し、法的扶助あるいは法的支援を UNDP インドネシア支部がきちんとサポートするようにしています。例えば法律扶助ですとか法律に関する意識啓蒙を法律扶助クリニック、パラリーガルあるいはコミュニティーベースの組織を通してやっています。45 万以上の貧困者、そして社会的弱者の人々で、法的問題を抱えた人々が、このようなリーガルエンパワーメント支援プロジェクトを通して、インドネシア政府、そして UNDP の協力でもってサポートされてまいりました。

このような私たちの経験から、重要な点として言えるのは、UNDP自体は法整備あるいは法の支援について多大な経験があるけれども、しかしながら、我々の経験をグローバルな知識として十分に活用し

たり、あるいはほかと相関関係をつけるところでは うまくやってきていないということです。他方、国 あるいは地域レベルでの活動は、グローバルな政策 ベースに基づいてやってまいりました。ドイツ政府 の貢献を得まして、実践的なガイダンスを、法制度 の改善ということで、イノベートでのやり方でやる ツールを提供してまいりました。強力なプログラミ ングを提供し、各国のカウンターパート、相手方に 提供し、さらに政策及び革新ベースが強力に持って いくように確保して意を伝えています。

指揮管理,それから政策という分野は,このように経済情勢が厳しいと,なかなか困難に直面する分野であります。そのアクセスに関しての我々のグローバルプログラムを考えますと,私たちは,なかなかこのような経済的な環境の中で知識ベースを強化する十分なことができないリソース状況になっています。法の支配の測定,計測というのが私たちの重要な部門の一つになっています。

さて、法曹界、法律の専門家以外のステークホルダーが関与するということは、法の支配にとって重要です。法の支配というのは非常に多面的で複雑であり、幅広いステークホルダーと協力することが不可欠だからです。このような形のパートナリングの経験を持っていますし、さらにもう一つ、非公式な司法制度というのもそのうちの一つであります。これについては、討議のときにまた深くお話ししたいと思います。

さて、コーディネーション、協調についてです。 国連の法の支配についての定義というのは非常に幅 広くて、例えば治安に関して、議会、さらに立法の 起草者あるいは市民社会、司法の専門者、あるいは その他様々が関連しています。よって、コーディネ ーション、協調を、このバイラテラルなドナー、さ らにまた国際機関、あるいはその他のパートナー全 般において行うというのは、非常に複雑な作業にな ってくるわけです。その件に関して、2つのレベル でお話したいと思います。

法の支配のリソースコーディネーショングループが、このワンコーディネーションを確保し、全てのテーマエリア、これはこの中に、司法、治安、さらにまた刑務所、矯正制度、さらにまた公的な司法制度に関して国内機構全般でコーディネーションをとるものであります。この国レベルでの協調コーディネーションというのは、その国に常駐しているコーディネーターが行っています。それは、例えば、ほんのわずかであっても、法の支配に関連する機関を含めてコーディネーションを行っています。例えば、国連の難民高等弁務官事務所も入っています。というのも、例えば法というのは難民に関連しているからです。

こういったようなコーディネーショングループの目的というのは、価値観ですとか原理原則を共有することによりまして、法の支配について一貫性のある支援を提供するということであります。このことは本当に必須なんです。先ほど言ったように、バイラテラルなドナーあるいは国際機関、あるいはその他のパートナーがまとまっていく上で極めて重要です。紛争あるいは危機的状況にある国や地域におきましては、国連の平和維持局 (DPKO) と協力し、UNDPがフォーカルポイント、すなわち中核機関として協力しています。司法、さらにまた矯正制度を特定の国で支援していくというものです。このような中核拠点とすることによって、コーディネーションの遅れた本部のサポートを現場に対して行うことができます。

UNDPと DPKO はまた、グローバルな中核機関、フォーカルポイントのアレンジを通して、法の支配におきましても様々なコーディネーションのとれたサポートを提供しています。例えば、国連女性機関(UN Women)でありますが、このような私たちグローバルフォーカルポイントの拠点にスタッフを派遣し、例えば司法や矯正などを平和維持増設という

関係の中でジェンダーの問題を主流化するということで参加してもらっています。

このようなコーディネーションでありますが、国 連機構にとどまりません。政府機関、国際機関、さ らにまた市民社会にも関連してきますので、極めて 法の支配においてのコーディネーションというのは 複雑でありますし、さらにまたセキュリティー、治 安ですとか、法執行機関も入ってくる。場合によっ ては、非常に機微に触れる点がありまして、組織に よってはなかなか、どのようにやっているかという ことについて、情報を提供したくないというところ もあります。UNDP はこの点で最近、世銀を東京に 送りまして、世銀がマスクを出す、セキュリティー 分野においても, 治安分野の公的金融, 財政管理と いう出版を出すことになっています。さらにまた、 治安部分も民主的なガバナンスに対する国連支援の ガイダンスノートを出しておりまして,この分野, 治安の分野もコーディネーションと透明性という問 題に対応していると思っています。

コーディネーションをより多く改善していく, さらにそれぞれの機関の長所を利用していくということで, このような関係がとても重要であり, 今回のような連絡会はコーディネーションを改善し, さらにまた法の支配のプログラムに関する意見交換をされており, 極めて重要であります。皆様方との討議を楽しみにしておりますし, 最後になりましたが, 今回の会議を主催してくださった法総研の皆さんに, このような発言の機会をいただいたことに対し再度御礼申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

○司会(江藤) モレケティ様, どうもありがとう ございました。

では、次のスピーカーを御紹介いたします。国際 開発法機構 IDLO の研修・ネットワーク部長、ジュ リオ・ザネッテイ氏です。

ザネッテイ氏は知的財産専門家として, 世界知的

所有権機関 (WIPO) などで活躍され,2001 年からは IDLO の国際コンサルタント,研修部長及び知的財産専門家として知的財産開発プログラムの企画,運営実施を行われてきました。

本日は、法整備支援分野におけるドナー、アクターの協調について、IDLO の取組を発表していただきたいと思います。

それでは、ザネッテイ様、準備はよろしいでしょうか。

○ザネッテイ 皆様,こんにちは。以上で私の日本 語は尽きてしまします。

モレケティ先生と同じく、法務省、そして法総研の皆様、温かいお迎えをいただいたこと、そして、このすばらしい連絡会を運営されていること、お喜び、感謝申し上げます。JICAの皆様にも感謝申し上げます。

私,国際開発法機構研修・ネットワーク部長のジュリオ・ザネッテイと申します。

話は2部構成でさせていただきます。最初の部分は短い部分ですが、まず国際開発法機構についての御紹介をさせていただきます。なぜかと言うと、国際開発法機構というのは、UNDPほど大きな組織ではないからです。また、今日は協力とネットワークのお話ですが、お互いを知って初めて協力ができます。どういう価値やどういう理念を我々が持って法整備支援を途上国のためにしているかを知って初めて協力ができます。お話のパート2、こちらのほう



ザネッティ氏

が主たるものになりますが、11 点、取り上げてお話ししたいと思います。成功裏に法整備援を行うために必要な項目を取り上げたいと思います。30 年前に始まった着想ですが、29 年間にわたる世界各地の活動によって得られた11項目を御紹介します。

まず、パート1、国際開発法機構とは何か。 IDLOですが、こちらは国際的な政府間組織です。 残念ながら、まだ日本は加盟されておりません。こ の機会を通しまして、ぜひ IDLO のメンバーになら れることを御検討いただきたいと申し上げたいと思 います。

IDLO は法の支配とよきガバナンス、そして正義の文化を途上国に浸透させることをそのマンデートとしております。途上国だけを対象としています。よく冗談で言うのは、私たちイタリアに本拠があります、イタリアだってこうした IDLO のサービスから成果が得られるに違いない。しかし、我々はアフリカやアジア、ラテンアメリカ、東ヨーロッパの国々だけを対象にしております。

私たちは、法の専門家、政府の役人、政策担当者、 規制当局、市民社会、そして裁判官、検事などを対 象にしております。本拠は美しいローマにあります。 そして,各国に事務所を持っております。アジア諸 国にも事務所があります。ビシュケク(キルギスタ ン),ドゥシャンベ(タジキスタン),ジューバ (南スーダン),最も新しい国でもありますカブー ル(アフガニスタン)、こちらには大きな事務所が ありまして、JICA とも幾つかの協力を行っていま す。カトマンズにも小さなオフィスがあります,ネ パールです。ケニアのナイロビ、そして、最近、ウ ランバートル(モンゴル)にも事務所を開設しまし た。加えまして、47の同窓会組織のネットワーク を 47 途上国に持っています。これについてはまた 詳しく後述いたします。重要な部分だと思っていま す。

私たち、3つのグローバルな領域で活動していま

す。

まず1つは、市民の司法に関する信頼構築に力を 入れております。これは伝統的なやり方で、世界中 の司法機関の強化、そして裁判官や検察、検事の研 修なども入っています。さらに、憲法づくりにも力 を入れております。ソマリアやケニアに関しまして は新しい憲法づくりの支援をしました。加えまして、 積極的に関わっているのが腐敗防止、そして透明性、 説明責任の促進です。

もう一つは、ボトムアップの活動です。正義、司 法アクセスの促進です。最も脆弱な人々、途上国の 弱い人々を対象にしています。特に女性です。また、 より進んだプロジェクトとしましては健康へのアク セスというところにも力を入れております。

最後の領域、こちらは特に私が積極的にやっている領域ですけれども、国際取引・投資、持続可能な開発などをやっています。特にグリーン経済であるとか、天然資源、水、エネルギーなど、さらに国際取引、これはWTOの自由貿易協定、知財などです。それから、もう一つですけれども、先ほど知財についての言及がありましたが、私自身は知財プログラム、IDLOのスタートを切ったものということで、特にここには思い入れがあります。

では、2つ目の部分ですが、11 項目について御紹介したいと思います。この 11 項目に関して、お手元の資料の中にも入れています。

まず最初に申し上げたいのが、統合化されたアプローチです。統合的取組、どういう意味かといいますと、法の支配の領域で我々の傾向として公的部門だけに取り組めばいいと、いわば司法省だけでいいと思ってしまう。当然、司法省は鍵です。そして、重要な役割を果たします。商務省もそうかもしれません。その他、様々な法律分野があるからです。しかし、決して忘れてはならないのは民間部門を巻き込むということ、そして、市民社会を巻き込まなければ、発展はうまくいきません。したがって、3方

向のアプローチをやっております。統合的に公共部門の各組織、特に司法組織を入れていきます。さらには、民間部門の組織、例えば商工会議所などがあるでしょう。それから市民社会。これらの健全な対応が3つのグループ間に存在して初めて目に見える持続可能な結果が生まれます。

私の知財の領域について例を挙げますと、往々に して知財関係の活動ですと、関係省庁だけ、例えば 商務省あるいは産業省だけに取組を行って、民間部 門でイノベーションが生まれることを忘れてしまし ます。そして、例えば患者さんが薬を手に入れよう としても、きちんとした市民組織が関わっていない と、うまくいかなかったりするわけです。

2つ目、オーナーシップ、そして説明責任です。

私たちは、需要主導型の組織です。IDLOが様々なアジアの途上国を回って、例えば法整備支援がそちらで必要ですねとか、グリーン経済の支援が必要ですねと言うのではなく、私たちは要請を待たなければならないわけです。明確な要請があって初めて、その国に関しての要求があることがわかるわけで、そして、貧困削減戦略書にのっとった支援要請が各国から来ることが必要です。つまり、国家の優先順位としてその要請が高いことが必要です。途上国がまず運転席で運転手でなければならない。少なくとも、フロントシートにその国が座っていることが必要です。私たち国際的なアクターが勝手に決めて主導をとっていいということでは決してありません。現地の組織、機関と密な関係を持つことが重要です。これは時には難しいこともあります。

例えば、個人的な経験で言いますと、最近カンボジアで大がかりなプロジェクトが知財関係で終了しました。知財は、カンボジアの領域ですと、4つの省庁が関わっています。商務省、これが商標に関して、産業省、こちらは特許、文化省、こちらはコピーライト、そして農業省は意匠に関してですから、これは非常に難しいわけで、そこで調整機関を1つ

作りまして、そこでの調整を行いました。それでも 制度的には非常に複雑な枠組みで、様々な、ばらば らになった部分がありました。

また, 加えまして, 御存じのように, 多くの省庁 機関が関わってくると、今度は自分たちの領域を守 ろうとしますし、また、様々な圧力や対立が生まれ てしまいます。一旦こうした制度的な枠組みが設定 されると、更に一歩下までおりて、もう少し細かく 中心人物を明らかにすることが必要です。これもま た問題であったりします。例えば、非常に熱心な中 心人物を明らかにすることができる。しかし、その 人には決定権がなかったりするわけです。または、 中心人物がプログラムの 50%の進捗時点で, 他の ところに異動してしまう、そうすると、新しく入っ てきた人、この人は我々のプログラムに余り重きを 置いていないかもしれないわけです。ですから、べ ストプラクティスを共有するときに、私たちは正直 にうまくいかなかった領域、ここはもう少しこうす ればよかったといった経験なども共有するようにし ています。

国の主導ということを言いますが、これはプログラムの設計そのものを協力してつくっていかなければならない。ニーズも共同で評価し、プログラムも共同で設計し、実施し、そして、モニタリングと評価も共同で行われなければなりません。

では、次に、調整ですけれども、これこそが本来、テーマの一つですけれども、パリ宣言、そしてアクラ行動計画、そして釜山などがありますけれども、最低限ぜひ必要なのは、調整がきちんとされるということです。我々がお互いに何をやっているか、国際的なアクターが何をしているかを知っていることが必要です。それによって重複を避けなければなりません。全てに我々が関わるだけの要求はたくさんあります。これはいいことです。法の支配に必要なところはいっぱいあるからです。ですから、私たち、お互いを知り、協力し合い、お互い何をやっている

のかを知ることによって重複を回避しなければなり ませんし、お互い、できれば、協力もしていかなけ ればなりません。

連携、パートナーシップ、提携といった場合、IDLOのDNAに関わるものです。我々250人の小規模組織が世界で活動しています。専門知識として途上国が法の支配で必要なものを全て我々が持っているわけではありません。したがって、協力が必要です。外部、国際的なアクター、UNDPやJICA、多くの組織との提携が不可欠になります。様々な法の領域で活動していますから、パートナーが必要です。例えば、知財の領域ですと、私たちは、WIPOとかWTOと協力しますし、例えば保健分野の担当の人たちであると、WHOとか国連合同エイズ機関、市民社会組織等々と協力します。つまり、よく構築されたパートナーのネットワークを私たちは持っています。

加えまして、私たちは、知識のネットワークを国際的なアクターと地元のアクターの間につくっていきます。気候変動に関心のある人、水、エネルギーに関心のある人等々を集めてネットワークを作ります。また、私たち、小規模組織ですからこそ、すばらしいコンサルタントのネットワークを持っています。2,500 人を超える人々とほぼ定期的な形で協力しています。これは私たち独自のネットワークではありません。ぜひ皆さんも、専門家がある特定の領域でいないといったことであれば、連絡してください。お手伝いできるかもしれませんので、このネットワークは皆さんと共有したいと思っています。

次に, ニーズ評価です。

徹底的なニーズ評価を全てのプログラム一つつにやっていかなければなりません。ドナーから十分なこの部分の予算がないことがあります。あそこに行って、ワークショップ3つやってくださいとか、それで終わってしまうわけで、もちろんその前に評価の資金が必要です。ただ、コピー&ペーストでは

うまくいきません。スリランカであるプログラムが うまくいっても、インドネシアで同じものがうまく いくとは限りません。ですから、白紙の状態、ゼロ からスタートが必要です。現場に行って、そこの本 当のニーズ、そして優先順位は何かを見ます。そし てそれを検討して初めてプログラムの設計を行いま す。

問題に直面することもあるでしょう。例えば司法 省が相手方であったりしますと、司法省だけと一緒 に協力してプログラムを設計することがありますが、 それは不十分です。言いましたように、民間部門、 そして市民社会組織などを巻き込むことが必要です。 それによって初めて十分包括的、幅の広い、持続可 能な、その国のためになるプログラムができます。

また、私たちが教訓として学びましたのは、ドナ ーとどのように一番いい形で仕事をしていけばいい かということです。かつては、世界中、様々なドナ 一、本格的なある特定の活動の提案を出して、特定 の予想を立てました。しかしそれが一番いい方法で はないということが分かりました。プログラム案、 提案というのは、ドナーとの協力で一緒につくって いくことが必要です。例えば、将来、JICA と一緒 に協力するという場合には、いろいろな提案をつく って、JICA にそれを送って、お金を支援してくだ さいと言うのではありません。皆さんが専門家と一 緒になってプロジェクトをデザインします。一緒に ニーズを評価し、プログラムの調整をします。まず、 企画書, 概念的なものから作り上げて, もう少し詳 細に詰めて、具体的な活動へと絞り込んでいくよう な作業になるでしょう。

次に申し上げたいのが中立性です。

IDLO は国際的な政府間組織です。28 の加盟組織があります。様々な司法組織の代表が入っています。私のような者、あるいは民事法の専門家、コモン・ローの弁護士、コモン・ローの世界の人たちもいますし、また例えばシャリア法の専門家もいたりしま

す。私たちは1つの国旗を掲げるわけではありません。特定のシステム、制度を打ち上げるものではありません。イタリアの国旗がここにあるのはうれしいです。私はイタリア市民です。しかし、IDLOの仕事をするときは、途上国を IDLO として支援するときは、私はイタリア人ではありません。IDLOの旗を掲げます。つまりこれは中立性です。特定のシステムを強制することはありません。

そして、これは我々も学んだことですけれども、 プログラムを成功させ、持続させるためにはエンパワーメントが必要です。私たちの視点から物事を決めてはなりません。カンボジアにとって何がいいか、私たちが決めてはいけないのです。私の仕事は、あらゆるプラス面、マイナス面、長所と短所を客観的に示す、そして、様々な結果を示す、様々な判断ごとにそれを示す、そのお手伝いをすることです。それを全部した上で、相手方が自らが決定を下すのです。これを中立性と呼んでいます。非政治的であるということでもあります。これは、私たちにとって大変重要です。

今日の連絡会は連携、そして協調ということですが、法務省のパンフレットを読ませていただきました。ここでは正に同じ理念が書かれて、大変うれしいと思いました。世界中に法整備支援をするに当たって、中立性を大事にしていらっしゃいます。解決策はその現場の文脈に合わせていらっしゃいます。

次に、最もよいツールの選択の話をしたいと思い ます。

IDLO は研修機関として 30 年前に設立されました。 私は研修・ネットワーク部長という肩書で、もちろん我々、研修は大事だと思い、好きですし、やり方も分かっています。忘れてはならないのは、研修がいつもベストではないということです。

例えば、ワークショップを、1回、2回、カンボジア、ラオス、中国でやります。中国のような大きな国で3日間のワークショップをする場合、それは、

どんなインパクトをもたらすでしょうか。一番いい アプローチは、もっと包括的なプログラムをつくる ことです。何を結果として得たいかを考えなければ なりせん。得たい結果をベースにして、どういうア ウトプットを出すかということ、それをベースにし て活動を設計していきます。これが結果重視型の管 理の仕方です。

逆の手法をとることが多いわけです。例えば、ある国でワークショップをやりましょう、こういう結果を達成したいですと考えるわけで、そういう逆を追って、結果から始めて、それから活動を設計すると、このトレーニングは一部いいかもしれない、しかし技術的な支援も必要じゃないかということもあるかもしれない、あるいは何らかの実践的な部分も必要かもしれないと途中で考えるわけです。ですから、大事なのは、研修や会議、これをデフォルトモードでやってしまってはいけないということです。

今回のような会議、連絡会、これは大変すばらしい機会です。経験を共有し、意識向上するすばらしい機会です。ただ、会議というのは能力を生み出すツールとしては魅力ありません。例えばラオスの役人の能力を見出すためには、会議は唯一じゃないかもと考えます。例えば、一番いいのは、1日6時間、1週間かけて、実務知識、対応型の知識、100%その人のニーズに合わせてつくったものを提供することです。そうすれば、週明けの月曜日、その人は職場に戻ってすぐに仕事をすることができます。これがその理念です。

このスライドにもトレーニングに関するポイントを幾つか書いています。言いましたように、IDLOは能力開発、政治に関して様々な経験を持っています。半日のトレーニングをXというテーマについてやるというのは不十分だと考えます。誰かを本当にエンパワーメントしたいという場合、最低5日間、1週間の1日6時間の集中強化された知識共有が必要です。

忘れてはならないのは、途上国の能力強化、キャパシティービルディングするに当たって、大学と同じことをやるわけではありません。場合によっては、大学はすばらしかったりします。私たちが対象としているのは成人です。成人は経験を通して学びます。6時間、私が講義を続けると、みんな眠ってしまいます。20分たつと、大人の人たちは、事務所に帰って仕事、あれをやらなければいけない、これをやらなければいけないと、違うことを考える。ですから、大人を教えるのは全く違います。

参加者中心型のアプローチと、私たちは呼んでいます。1週間ずっと、1日6時間、どうやって集中力を維持できるかといいますと、その人にとって大事なものを、その人の仕事に本当に必要なものを提供して初めて集中力を維持できます。私たちのプログラムは、彼らのニーズに合わせてつくっています。そして、その人の独自のエンパワーメント、仕事が要領よくできるためのものをつくっています。

今は指導者研修がありまして、IDLO は本格的なアプローチをとっています。段階を踏む手順もあります。トレーニングサイクルもあります。それぞれのステップ、それぞれのツールは、学習者の能力に合わせてつくられています。

先ほど言いましたが、結果重視の管理が重要だと言いました。これは、正に同じ言葉を話すというのと同じです。結果について話し合い、結果を基にしてプログラムをデザインします。大事なのは協力です。会議だけに力を入れているとか、あるいはワークショップは2、3しかやらないというようなパートナーとは一緒に協力するのは難しいわけです。包括的にプログラムを一緒に作るに当たって、結果重視マネジメントの様々なツールを一緒に作ることが必要です。例えば、ログフレームとか論理手法であるとか指標とか、そして、これをきちんとやれば、その結果が及ぼすインパクトはよりいいものになります。

発表の最後の部分ですけれども、後に何をするか、 研修後、能力開発後何をするかという話です。

研修済んだらさようなら式は絶対に回避したいと 考えています。トレーニングをしてお役に立てれば 幸いです、さようならということでは不十分です。 私たちは、体系的に、プログラムのデザインの段階 の中で、持続可能なメカニズムを埋め込みます。プロジェクトが終わって随分たってからでも成果が生まれるようなものです。そのうちの一つが指導者研修です。これは、学習者の能力を高め、そして、それぞれ現場で得られた知識をもっと広めるためのものです。英語でプログラムがあり、研修をやって、そして、例えば、その人がカンボジアで研修を受けますと、同じ活動を次に現地で展開できるわけです。そうすると、より草の根にまで及びます。指導者研修は、その意味で、非常に重要なツールです。

それから、同窓会組織、これは先ほども既に言及しましたが、私たちの最大の強みの一つです。すばらしい47の同窓会組織が47の途上国に作られています。同窓会組織とは何かというと、小さな IDLOと言えます。独立した小型の NGO、法的な背景を持ち、独立して各47カ国に作られております。私たちの価値観を持ち、私たちと協力をします。私たちにおいても大事なツールです。私たちはローマに本拠地があり、幾つか事務所がありますが、このネットワークを使うことで、例えばインドネシアで何が起こっているかとか、スリランカやネパール等々で何が起こっているかを知ることができます。

同窓会組織は特別な組織です。御存じのように、 途上国では市民社会というのは各クラスごとに分か れています、裁判官の組織だとか、弁護士の組織だ とか。しかし、私たちの同窓会は、IDLO の全ての 同窓生が1つの組織に入っています。ですから、政 府の人もいますし、民間部門の弁護士もいます。業 界代表者もいますし、また市民社会の代表者も入っ ています。これが特徴です。 同窓会がなぜ重要か。私たちは民間企業ではありません。政府間組織です。このネットワークは私たちのリソースであり、これは私たち独自のものではありません。皆様とぜひ共有したいと思っています。例えばJICA、あるいは法総研の国際協力部がネパールで活動を活発にやっていらっしゃいますけれども、何かやりたいということであれば、私たちにも同窓会組織があります。私たちはどこかで仕事をするときに、必ず同窓会を巻き込みます。例えば最高裁の判事だった人がいたり、また検事総長だった人、そして民間部門の弁護士も入っています。私たちだけのネットワークではなく、ぜひ皆様と共有したいです。

最後の2点ですが、共有ネットワーク、シェアリングネットワークについて述べたいと思います。

シェアリングネットワーク,この写真,絵のよう に小さな村です。ウェブベースのネットワークです。 ネットワーキング用に作ったものです。まだ試行レ ベルですけれども,実際にコミュニティーを作ろう としています。先進国,途上国,いずれにおいても, 関心のある人たちのコミュニティーを作っています。

途上国において、人々は隔離された形で活動をしています。そして同じことを何度も繰り返さなければいけなかったりします。しかし、今、優れた技術があります。これをうまく使えば、お互いを結ぶことができます。例えばフェイスブック、皆さん、フェイスブックを使うようになりました。私たちはフェイスブック的なものを、法を専門にしたものを作ろうとしています。法の分野でのサポートをプログラムが終わった後も提供できるような仕組みです。

それから、コーチングとメンタリング。手法としては非常に有用で、持続可能なメカニズムとして、 プログラムのインパクトを途上国のために持続できるものです。

私の時間はこれで終わったかと思います。御清聴 いただきまして、ありがとうございました。また質 問がありましたら、ぜひ後ほどお伺いします。ありがとうございました。(拍手)

○司会(江藤) ザネッテイ様, ありがとうございました。

それでは、第1部の最後のスピーカーを御紹介いた します。

ハーグ国際法律機構 HiiL アカデミックディレク ターのマウリッツ・バレンドレッチ氏です。

バレンドレッチ氏は、1982 年から 1997 年まで弁護士として、1992 年からはティルブルフ大学教授として紛争解決制度の研究をされており、HiiLのイノベーションジャスティスプログラムと提携されています。

本日は HiiL の取組について御紹介をいただきます。

それでは、バレンドレッチ様、準備はよろしいでしょうか。

○バレンドレッチ ありがとうございます。御招待 にまず感謝申し上げます。

日本に初めて今回参りました。できるだけ多くの 方々とお会いして、日本のアプローチについて学び たいと思っております。日本は世界の中でも大変有 名です。非常に多くの東南アジアの国々に焦点を当 てて活動していらっしゃいますし、常に長期的な視 野に立って支援をしておられます。また、法体系の 変化というのは非常に時間がかかるということも御 存じです。昨年出ました世銀の報告書によりますと、



バレンドレッチ氏

42 年かけて法の支配といったものを確立することができるようになるということで、日本が長きにわたってある国にとどまって活動するというのは、正に正しい道だと思っております。

司法分野でのイノベーションの話をさせていただきます。奇妙だなと思われるかもしれません。司法というのは、急激な変化、イノベーションと結びつけて考えることではなく、安定性が求められると、通常思うからです。しかし、我々HiiLではイノベーションに焦点を当てております。政府が出資するNGOの形態をとっておりまして、研究者でもありますけれども、それは様々な実務の側面からの研究を進めております。常に何がうまくいくかというところに焦点を当てておりまして、理論であるとか、そういったものだけでなく、本当に実際うまく機能するのは何かというところに焦点を当てて活動しております。

私と、そして同僚たちは、人に焦点を当てて活動をしてまいりました。なぜかといいますと、イノベーション、そして、より一般的に言いますと、司法セクターにおける変化というのは通常個人からスタートするからです。

例えば、この人物のような個人です。ペドロ・ビスコビッチさんという人ですけれども、非常に力もある、しかし優しい人です。チリの経済省の人でありまして、その個人的な経験からして司法は何かということは分かっております。彼の父親も、サルバドール・アジェンデの政権で大臣をしておりました。この政権はピノチェトの独裁政権に追いやられてしまったものでありました。

また、ニカラグア、これも内戦でぼろぼろになった国、そして、不正義が多く存在したところにおいて、彼は 20 年以上、毎日毎日、あるイノベーションに取り組みました。彼は、常に赤ちゃんのことについて話をします。すなわち、司法ファシリテーターという彼の赤ちゃんです。これが、彼の編み出し

たイノベーションであります。すなわち、司法について関心を持ってもらう、また、資金調達をする、 そしてプログラムに賛同を得るための活動です。

この女性、彼女が司法ファシリテーターと呼ばれ る人です。在宅で仕事をします。彼女、今、自宅の 台所に立っているんですけれども、ペドロ・ビスコ ビッチが気がついたことは、コミュニティーにおい て、通常ニカラグアの大きな都市から離れている地 方においては、でこぼこのほこりだらけの道を2時 間も歩かなければ、整備された、舗装された道に届 かないようなところに住んでいる人たちでもやはり 司法が必要だということなんです。彼女のような人 は、司法ファシリテーターとしてコミュニティーに よって選ばれ、そして、そのために白いTシャツを 司法のシンボルとして身につけています。そして、 彼女のような人は、基本的な紛争解決において訓練 を受けます。そして、イノベーションの一環としま して、裁判官はもちろんこのようなファシリテータ ーに助けられて、例えば文書の送達をしてもらった り、助けてもらいます。また、調停もしてもらいま す。調停というのは決して容易ではありません。

ファシリテーターの果たす役割の一つとしましては、例えば誰かが家にやってきたときには、その人は武器、例えば火器のような物を外に置いて家の中に入ってこなければいけないというルールになっています。そして、例えばコミュニティーで対応できなくなったときには、裁判官のところにそのケースを持っていくということなんです。そして、判決、あるいは合意内容等を文書にして、毎年それをメモにしていきまして、次の年にはより改善できる方法がないかということを探る手段としています。

これがユニークなイノベーションの一つの在り方です。これは、実は、ニカラグアの農村部で始まったことですけれども、それがうまくいったということで、ニカラグアだけでなく、パナマ、パラグアイの裁判所もそれに関心を持つようになりまして、グ

アテマラ, そして将来的にはブラジルにまでそれが 広がる可能性があると思われています。

ファシリテーターは単に農村で働くだけでなく, 3年ほどの間はニカラグアの都市部でも仕事をし, 貧しい人たちが住むようなところで仕事をしていま す。これはうまくいっているということのシグナル です。それが国境を越えて外に広がっていく,他の 国でも広まっていくということがイノベーションが うまくいっているということの証左ではないかと思 います

それでは、何がうまくいくのかということで、世界中のトレンドをこのようにフォローするようにしています。いろいろなイノベーションに目をとめ、そして、それに関する文献等を集めています。

昨年レポートを出しました。これはウェブサイトでも入手していただくことができます。「万人のための基本的な司法ケアに向けて」というタイトルです。基本的な司法ケアということですが、司法のセクターというのは、やはり医療セクターからも学ぶことは大きいと思います。それについては後ほどお話ししたいと思いますが、この基本的な司法ケアというのは、公平かつ効果的な解決策を個人が直面する重大問題に提供するということでして、世界中で1年当たり新しく出てくる問題というのは10億件にもなるということです。

それは、リーガルニーズ、法律面でのニーズは証拠から特定することができます。これは、どの種の問題に直面しているのかということの調査をしてみますと、パターンがあることが分かります。ある特定の人たちを集団で見てみますと、消費者問題というものがやはり出てきます。隣人との関係、家族関係の問題。そして、日本はもちろん平和な社会として知られているというのは、このニーズ調査からも分かっております。また、雇用関係の問題というものがある一定程度出てくるのも共通点です。

これがトップテンの法律問題ということで上げら

れているリストです。何がうまくいくのかという話, そんな中で何が重要なのかということです。その証 拠は何なのか, うまくいっているという証拠は何な のか, もちろんそれは司法のセクターでは決して易 しいことではありません。

確実に法律がうまく働いている、作用していると何をもって評価するのかということですけれども、幾つかのやり方があると思います。いろいろなイノベーションを集めております。ウェブサイトを御覧いただきますと、イノベーティング・ジャスティス・ドットコムのサイトで80件以上のイノベーションが、熱意を持つ人々から寄せられている状況を御覧いただくことができます。

またさらに、法律ニーズ調査を見てみますと、どのような形でそれを解決しているのかということが分かります。ほとんどにおきまして、裁判所が関わるのではなくて、和解、あるいは人々の間において関係を修復するための合意がなされているということです。その際には、多様なサービスが関わっています。例えば家族、友人、弁護士、警察、警察も非常に大きな存在として正義を果たす役割を持っています。あるいは、ラジオの番組、そういった司法で問題を抱えている人たちの経験を聞くというようなことも役に立つ。しかし、裁判所ももちろん役に立つわけで、司法へのアクセスというのは、やはり裁判所へのアクセスが背後にあって成り立つものであります。

しかし、典型的な正式な手段というものは、割合 としましては少なくなっています。例えば、私のよ うな人、あるいは皆さんのような人たち、雇用問題 に直面したときに、新しいタイプの手続というもの が生まれてきているということが分かります。

もちろん,法の支配に関する文献も多々あります。 我々の出版物は、ハーグ・ジャーナル・オブ・ロー というものがあります。そこでトレンドを押さえる ことができます。傾向を見てみますと、法律を変え ること、また立法のやり方を変えること、非常に難 しいことが分かります。民事訴訟、手続の在り方を 変えること、それが司法へのアクセスを変える方法 でもあるわけですけれども、なかなかすぐに変わる というわけではありません。また、裁判所、その他 の法的な機構というものもそれほどたやすく変わる わけではありません。

UNDP、IDLO の研究成果などを受けまして、 我々は新しい形で、非公式な司法について考え始め ました。10 年ほど前は、そういった非公式な手段 というのはいい結果を及ぼさないのではないかと思 っておりましたが、しかし、今では、司法へのアク セス等を改善する意味で役割を果たしているんでは ないかと思うようになりました。もちろん改善は必 要です。ジェンダーの問題、年齢、あるいは権力の 問題、中立性が必ずしも常に担保されるわけではあ りません。しかし、UNDP、IDLO は非常に賢明な 形で非公式な司法制度というものを改善すべく努力 をしていらっしゃいます。新しい戦略として打ち出 されていると思います。

実は、今では、果たしてそのような戦略がうまく いくのかどうかを測定することもできます。我々が 編み出した手段ですけれども、司法アクセスをこの ような形で測定しております。100人に,50人の男 性,女性,都合100人ですけれども,経験を聞いて みました。このグラフから見るように、非公式な司 法、公式な司法手段、競合しているということが分 かります。コストにおきましては、従来の在り方の ほうが大きくなっています。そして、透明性という ことに関しては、公式な司法ほうがいい結果が出て いるということです。こういった形で聞いてみると、 経験上どのような判断がなされているかということ を知ることができるわけです。また、何がうまくい くのかということに関しましては、交渉、紛争解決 に関しても、文献からいろいろ読み取ることができ ます。

この 10 年の間,我々は多くのことを知ることができました,紛争解決に関して。もちろん,調停関係の文献でいろいろ学ぶこともできますし,あるいは,社会心理学的な文献であるとか,その他の分野からも知ることができます。経験的な研究,どのような場合に介入がうまくいくのかということも学んでいますし,そして文献等に従ってどのようなアプローチをとるべきかを判断していきます。

また、その結果、専門家のネットワークを持つことができるようになりました。これらの専門家はUNDP、IDLOが既に同意されている専門家もあります。こういった専門家を知ることによって、戦略をうまく調整していくことができます。専門家に聞いて、最も重要な戦略は何かということを教えてもらいます。ウェブサイトでのレポートとして、その戦略について触れているものもあります。

実は、5つの戦略というものが特にうまくいっているように思います、司法アクセスを改善するという意味におきまして。それだけがうまくいくという限定的なリストではなく、むしろ専門家がそう言っているという、2012 現在での状況です。それぞれ5つの戦略について、ごく簡単に御説明いたします。

まず最初の戦略ですけれども、法律に関する情報、これが専門家が最も重要視しているものです。それをどのように提供していくのかについてはいろいろ学びました。法律情報がいかに重要なのかについては我々は皆知っています。だからこそ成文化されたものを、法典、そして手続法などを重視するわけです。しかし、新しい成文化というものが出てきておりまして、これは人々がより理解しやすくするもの、もっとカスタム化されたもの、そして、必要なときにそれを見て理解することができるようなもの、また人々がヘルプデスクによって安心してそれを使うことができるようにするということ。

もちろん,使われている現場は多々あります。ウェブサイトを通じてということもありますし,司法

のアクセスを求める場合、多くの国では、まずインターネットを見る人たちも多いかと思います。しかし、途上国では、同時に NGO がヘルプラインを設置している、子供の正義のために、あるいは女性の正義のためにヘルプラインがある、あるいは従業員のために、あるいはラジオの番組などもそうです。裁判所も提供しています。カリフォルニアでは裁判所用のヘルプデスクもあります。80%の人たちは、やはり弁護士を雇うことができない。したがって、部屋に座って法律文書を、お互いを助けながら、あるいは助けてもらいながら文書を作成していくというようなものです。そういったことは非常に幅広く、また重要視されている動きです。

ただ、興味深いことは、多くの国におきまして、 法律情報に関して確たるリーダーというものは存在 しない、グーグル・ローといったものはまだ存在い たしません。どこか一か所に行けば法律情報がまと まって得られるというところはないわけです。

イノベーターにとって問題は何かということに、これはつながってくることです。ウェブサイトをつくる、あるいは法律情報を普及させていくという場合におきまして何が問題かということなんですけれども、ウェブサイトを通じて情報を売っていくということはなかなか難しいので、イノベーターとしましては、いいビジネスモデルをまだ見つけられずにいます。したがって、法整備支援の観点からできることは、法律情報のウェブサイトをやはりいいものとして提供していくという在り方があるんじゃないでしょうか。ヘルプライン、あるいはラジオ番組、あるいはテレビ番組、司法に関するそういった番組といったものに今頼っているところもありますが、それも活用することができるかと思います。

2つ目の戦略ですが、多くの国では、新しい法律 扶助の在り方が見られます。ファシリテーター、パラリーガルと言われる人たちが活躍しています。パラリーガルのプログラムがアフリカ、アジア等にお いては展開されています。徐々に国全体をカバーできるような形になっております。多くのヨーロッパの企業では、例えば法律関係と経費を保険で賄ってくれるようなところ、中間層が対象となっている場合が多いかと思います、貧困層ではなくて。いずれにしましても、司法へのアクセスという点におきましては、やはり1年当たり10万件ぐらいにはなる、あるいは何十万件にもなるということだと思います。法律事務所で家族関係、土地関係等に特化しているところも出てきているということです。

この背景には、興味深い展開があります。20 年前であれば、弁護士がいて、調停人がいるというのが当たり前でした。しかし、その弁護士と調停人というものがハイブリッドになってきている。すなわち、その2つをあわせ持つような存在というものが出てきているということです。両当事者に対して何が公平かということについて考えるようになっている。そして、報酬も固定化されております。日本の場合には、弁護士報酬の在り方としましては、やはりいい形での整備が行われていると思います。多くの国ではそれが見られませんけれども、固定報酬制になっていった場合には、法律問題を解決するに当たって、やはり利用しやすいのではないかと思われます。

それでは、イノベーターにとってバリア、障壁は何なのかということですけれども、一番興味深いのは、多くの国では、これら新しい形の法律的な助言を与えることは許されていない。すなわち非常に規制が厳しい国もあるということです。ある国の場合には、弁護士会に所属している弁護士しかそういった活動をしてはいけない、あるいは、一方当事者の仕事しかしてはいけない、両当事者に関わってはいけないという場合もあります。あるいは、調停人が例えば DV のケースなどを取り上げてはならないという国もあります。警察に行けと言われます。これは、必ずしもクライアントにとって、依頼人にとっ

てはいいとは言えません。したがって、その種のイノベーションをサポートする在り方としましては、 我々が支援をする国に対して、法的サービスを規制 するのはイノベーションにとっての障壁を作り出し ているということをはっきりと伝えることではない かと思います。

基本的な司法ケアという話をいたしましたけれども、それに関しては、医療分野との比較をしてみたいと申し上げましたけれども、多くの国で今見てとれることは、やはり保健医療セクターに似ています。例えば、お医者さんに行って、インフルエンザであれば、世界中どこでも同じ治療を受けるはずです。プロトコルがあります。標準的なプロトコルというものがあります。だからこそ医師を我々は信頼するわけです。すなわち標準的なケアの仕方について通じていて、そのうまくいくこと、うまくいかないことについての研究が十分整っているというふうに考えるからです。

それが司法の分野でも出てきています。ベストプ ラクティスも UNDP のプログラムオフィサーがワ ーキングメソッドを国境を越えて共有していること などにおいて生まれております。そしてまた、離婚 や DV などに関しましても、ベストプラクティスを いろいろな国で見てみました。アゼルバイジャンか らエジプト,カンボジアまで見てみました。そして, ベストプラクティスというのは似ているということ が分かりました。DV の場合の対処の在り方という のは、インフルエンザの処置あるいは重症のがんな どの対処の仕方と似ているということで、やはりい い治療方法が必要であると。これは、隣人とのとり なし、あるいは麻薬関連の犯罪でも同じであります。 そして、それがやはり行動規範であるとかマニュア ル化に進めていくことができるんではないかという ことです。

もちろん, 開発支援は途上国にとって重要な問題, 土地あるいは使用権の問題, ベストプラクティス, グッドプラクティスも出てきつつありますけれども、一つのスタンダードというものがまだ生まれておりません。UNDP、あるいは IDLO が中心となって、もしかすると出てくる可能性があります。モデル法ということではなくて、ステップ・バイ・ステップのガイドラインを生み出して、どのようにすれば問題解決につなげていくことができるのかという意味でのベストプラクティスの積み上げです。

では、イノベーターにとってなぜこれが難しいのかということなんですが、なぜベストプラクティスがなかなか出てこないのか。これはやはりコストがかかるということが一つあります。NGOの人たちがベストプラクティスに自ら取り組むということは考えにくいわけで、投資が必要、コストがかかるということがやはり問題かと思います。

4つ目の大きなトレンドとして専門家が上げているのが、第三者による審判のプロセスです。これはいろいろイノベーションに富んでいます。例えば宗教的な家事裁判所、インドネシアにおきましては、それはインドネシア版のシャリア法に従って判断を下しております。それが、やはり国民にとっても有用と思われているということです。また、さらに、オーストラリアの場合には、司法が宗教的な家庭裁判所をサポートしています。そこでは、個々の人たちにとって役立つ手続が生まれています。

また,消費者の ADR でも同じトレンドがあります。アジアについては分かりませんけれども,最近,消費者 ADR でヨーロッパでの調査を見ますと,750の専門化されたプログラムがこれらの紛争解決には生まれているということであります。これは何億人ものための手続と言っていいと思います。通常,非常にシンプルで非公式な形のものです。また,特定の問題,例えば,雇用,審判所,あるいは隣人との問題のとりなし等々,あるいは消費者問題等に特化するということであります。

20 年前であれば、やはり判事の一番大きな仕事

は判決を書くことと思っていたと思います。しかし、 今ではヒアリング、すなわち、審判といいますか、 公判で話を聞いてもらうことが重要だということで あります。そして、最終的には判決を出してもらう ということではありますけれども、やはり話をしっ かり聞いてもらう場が必要であるということです。

正式な裁判所、そして非公式な村での裁判所、そしてまた、様々な政府が設置する審判所でもそうなんですけれども、いろいろな形の法廷というものがあって、その間に競争があるということも重要であるかと思います。どこを選ぶのかということは、その人のニーズに従ってなされるということかと思います。

何が難しいところなのか、なぜもっと裁判所手続 においてイノベーションが出てこないのかというこ とですけれども、審判を下してもらうということが 無料になってしまいますと、やはり裁判所に負担が かかり過ぎてしまうということ、いい資金提供源を 生み出すことができないということ, また, 他に ADR、調停だけではうまくいかない場合に、やは り原告がいて被告がいて、両方とも裁判所に来ても らわなければ判断を下してもらうことができない。 これは非常に複雑なことであって、簡単に説明する ことはできませんけれども、新しいやり方を導入す るということは難しさを伴うということです。しか し、その法整備支援の在り方としましては、より簡 素化した手続というものをどうしたら考えることが できるのか、そしてまた、もっとイノベーションに 富んだ裁判などのやり方はないかどうかということ を, コストあるいは資金調達の方法も含めて考える ことが必要かと思います。

また、5番目、やはりインターネットに対するアクセス、あるいは携帯電話へのアクセスといった IT プラットホーム、これが交渉あるいは裁判手続などを進めていくことができます。eBay の紛争解決センターの場合には、毎年6,000 万人もの人たち

の紛争を解決しております。リーガルズーム,そしてインドの ID プログラム,こういったものも新しく IT を使って,司法へのアクセスを改善する手段を提供しています。

では、イノベーターにとってここでの問題は何かといいますと、またここでも複雑なものが関わっています。IT プラットホームは多くの国で使うことができるわけですが、しかし、裁判所、そして司法制度全般としては、手続を外から取り入れてくるのではなくて、自ら作り出しているということだと思います。別に法的な移植をすることが全てといったわけではありません。一つの国でうまくいったものを単純に別の国に移植することはできません。

しかし、そうは言っても、専門家あるいはほかに、 消費者問題、土地問題、あるいは財産問題、あるい はビジネス上の問題で何かいい手続といったものが 外で開発された場合に、それを何らかの形でうまく 取り入れることができないかということを考えるこ とは必要だと思います。それが、何がうまくいくの かという考え方の基本であるかと思います。

そして、こういった新たなイノベーションが多くの人たちに影響を与えております。それを我々も前に進めていくためにサポートすることができます。 既にお話したように、ドナーによる法整備支援を、我々もどのように支援していくことができるのか、これまでお話をしてきましたが、しかし、イノベーションを法整備支援でどう促していくのかということについて触れておきますと、どの司法へのアクセス戦略がうまくいかないのかを押さえておく必要もあります。

例えば無料での提供,これは,アメリカ,その他の国が研究を進めていますが,あまりうまくいっていません。もちろん恩恵を受ける人たちもいますが,しかし,多くの人たちにとって司法へのアクセスを改善する手段とはなっておりません。また,単に調停を提供するというだけでは駄目であって,調停人

を単に訓練しただけでは、クライアント、依頼人が ふえるわけではありません。適切なモデルを編み出 すことによって、国民が調停に頼るというような状 況を作り出すことが必要です。

また、多くの国で政府は法律扶助への補助を減ら そうとしております。うまくいかなくなってきてい るという例もあります。また、私のところでも重点 を置いているのはイノベーションでありますけれど も、ドナーもまた、やはりイノベーションを刺激し、 そしてそれに報奨を与えていく、例えば名声という 形、あるいは初期のファンディングという形でそれ を促すような活動をしていくことができるかと思い ます。

イノベーションのためには時間が必要であり、そして若干の実験も必要です。したがって、プロトタイプと言われる初期の段階では資金も必要ではないかと思います。日本で、これをお話しする必要はないかと思います。日本はこれまでイノベーション、そして技術に多く投資をしてこられましたので、投資といったもの、新車に対する投資がいかなるものであるのか、プロトタイプづくりにはいかに投資が必要かということについては、十分熟知していらっしゃると思います。これは、法律、司法の面でも生かされるということを申し上げているわけです。

そして、イノベーションにおきましては、効果、 そして公正さというものを計るということも必要で あります。それが司法アクセスが改善されているか どうかにとっては非常に重要だということです。

また、司法セクターというものを一つの業種として捉えることも必要でしょう。イノベーションがまとめられている業種として捉えるということです。それぞれの業種においては、研究開発に対して予算の2、3%を振り向けることが必要だというのは常識になっています。したがって、司法分野においても同じことをやはり求めていく必要があるのではな

いかと思います。

また、やはり対等な土俵のためのロビー活動も必要です。例えば既存の既得権益といったものが阻害要因になるかも分かりません。あるいは、規制といったものが障壁になっているかもしれません。

ドナーと研究の国際的なパートナーシップが必要です。ベストプラクティスを生み出すということ、うまくいくこと、これを様々な国に展開していくということがイノベーションアプローチの重要な部分ではないかと思います。

皆様、本日は司法セクターでのイノベーションというトピックで話をさせていただきました。私の熱意が伝わったならば、うれしく思います。ペドロ・ビスコビッチのような人物に会えば、イノベーションの力を認めてくださると思います。新しいものを生み出していく人たち、そして10年、15年かけてそれをうまく生かそうとしている人たちのような熱意をぜひ理解していただきたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○司会(江藤) バレンドレッチ様, どうもありが とうございました。

それでは、ただいまより、質疑応答を開始いたします。

この質疑応答,連絡会の内容については、ICDNEWS 及びホームページへ掲載予定ですので、そのため録音をしております。ですので、質問の際には、お手元のマイクのスイッチをオンにしてから発言お願いいたします。また、発言は挙手をしてお願いいたします。

質問の受付ですが、大阪会場、東京会場の順にさせていただきます。それから、大阪会場で質問される場合には、スイッチをオンにして、ランプが点灯したのを御確認いただいた後に発言をお願いします。発言後はマイクのスイッチをオフにしてください。

それから、質問の初めには、御所属とお名前、それから、どのスピーカーに対する質問かをおっしゃ

っていただきますようお願いいたします。

それでは、大阪会場で質問のある方、挙手をお願 いいたします。

○松浦 名古屋大学の松浦と申します。ザネッテイ さんに1つ御質問がございます。

ニュートラリティーの話をされました。けれども、いろんな国が援助をするときに、それぞれ自国のいいところを強調するのはよくあることです。車と同じで、イタリアの車がいいとかドイツの車がいいとか日本の車がいいと、アメリカの車は駄目だとかですね、ニュートラリティーというのは確かに重要なのですが、実際にそのニュートラリティーをどうやって実現するかが大きな問題だと思います。ザネッテイさんのところのチームでは、どういうやり方で実際にニュートラリティーを実現しようとしておられるのか、そのポイントを教えていただけないでしょうか。

以上です。

○ザネッテイ 松浦先生,非常に興味深い質問,あ りがとうございます。

何とかイタリアの車が世界で最善だということを ベースにお答えしたいと思いますが、実際のところ、 ここでは製品の話ではなくて、法制度、法整備の話 になるわけです。ということで、実際の事例をベー スにお答えしたいと思います。

最近、どのように中立性の原則を実現したか。これは、経済連携協定(EPA)、ヨーロッパとの経済連携協定においての支援でした。ザンビア政府に対して、それからエチオピア、それからセーシェルに対して支援を提供したんですね。私はイタリアから来ていますので、EUのメンバーです。しかし、先ほど言ったように、私の義務をIDLOの文言として執行するときには、私は中立性を持たなくてはならない。全てをきちんとフィルターにかけて、発展途上国、そして彼らのニーズの優先順位という観点から守らなくてはならないわけです。ということで、

知的財産権、EPA の中の IP の部分について、ザンビア政府の担当者、それからエチオピア政府の担当者に対して、第4条は、これはあなたにとってはいい、この第6条はよくない、第7条はよいだろうと、しかし、そういうふうに言うのは、中立性がないということで、よくないのです。

その条文ごとに、様々政府に対して、一体それが 何を意味するのか、その条文条文が何を意味してい るのかというのを説明します。世界全体のトレンド も説明します。例えば特定の件については、ジュネ ーブにおいて、アフリカグループと、それからアジ アの諸国グループと、それから先進国グループの間 で大きな論争になっていました。法的にどういう結 果になるのか、どういう制度面の結果になるのか、 また開発的にはどういう結果になるのかというのを 示すものです。この条件をのんだら、この条文をの んだら、あるいは、のまなかったらどうなるかとい うことを説明いたします。その後グループに分かれ てもらいました。それぞれでまたブレインストーミ ングしてもらったんです。私としては、本当に謙虚 な気持ちでアシスタント役をしたんです。つまり、 彼らに決定を任せるということです。

それで実際的なお答えになったでしょうか。つまり、良いところ、悪いところ、いろんな情報を全てつまびらかに説明し、彼ら自身に決定を委ねるということです。それが私の言う、私たちの言う中立性なんですが。

○モレケティ 私のほうからもちょっと追加してい いでしょうか。

より幅広い開発という観点から見たいと思います。 開発の目的というのは法の支配を強化するということであり、この中には司法だとか治安も入っている。 政治的に機微に触れる点がありますが、これは皆さんよく御存じかと思います。こういったような機微に触れるところというのが明確でなかったとしても、それは、開発というのは、例えば文化、例えば経済、 あるいは制度的な環境が周りにあって、それの状況 によって、うまくいったり、うまくいかなかったり するわけです。実際にコンテクスト、発展を取り巻 く状況や周辺がよく分かっているのか、特に法整備 を支援する上でコンテクストを十分に理解して支援 をするということが、支援の効果を高める上で重要 なんです。

国際機関、多国間機関の場合には、これは政府間 の NGO, IDLO のような場合もそうだと思うんです けれども、特定の現場、コンテクストがあって、そ れを十分に考えて、特定のやり方を押しつけてはな らない、こういったオプションがあるということを 提供しつつ、特定な状況というのを十分に、あるい は環境や周囲を理解しなくちゃいけない。車を売る ということは簡単かもしれませんが、しかし、法の 支配の分野では、それほど簡単にはいきません。 様々な実践というものが示されなくてはならないの です。そして、その国の法、例えば支援を求める国、 あるいは特定のエージェンシーのグループ、あるい はコミュニティーが様々なオプションを吸収し、そ して、彼らが決定をするということが重要なんです。 ○松浦 追加の質問をしてよろしいでしょうか。 ○松浦 イタリアの車を運転したら何が起こるかは 非常によく分かります。ところが、新しいリーガル システムを入れたときに何が起こるかよく分からな いのが普通なのです。今のお話ですと、何が起こる かが事前に分かれば、みんな選べますが、分からな いときにどうするかという問題は依然として残ると 思います。特にお返事は結構です。コメントです。 ○司会(江藤) はい,ありがとうございます。

次の質問、どなたかございますでしょうか。

はい、そちらの方。マイクをオンにして、御所属、 お名前と、それから、どなたに対する質問かをおっ しゃって下さい。

○鷲尾 失礼いたします。ちょっとお時間いただきます。私、キントキフーズ代表の鷲尾と申します。

どうぞよろしくお願いします。

主に農業を専門にちょっとやっている企業でございまして、目標としては飢餓救済に向けての農業、アグリカルチャービジネスというのを世界中で展開しておる企業でございます。

それで、質問なんですけれども、WHOとかWFPとか、いろいろ御関連あると思うんですけども、現在食糧が行き届いている子供たちとか、行き届いている国とか、行き届いていない国とか、いろいろございます。そういった形での法整備というんですかね、そういうことはどうなっているのか。ジェラルディン・フレーザー・モレケティさんにお尋ねします。

○モレケティ 具体的には、詳細にはお答えできないのではないかと思うのですね。では、交代して。 ○ザネッティ では、私のほうから何とか御質問にお答えしたいと思います。

非常にすばらしい,また専門的な質問です。食糧に対してのアクセス,そして食糧危機というのは世界各地で御存じのとおりに起こっています。社会的,経済的,それから法的な意味合いを持っています。

法的な枠組みということで、食糧の安全保障ということを考えるに当たっては、まずは土地権の問題、つまり土地の所有権だとか利用権の諸国においての問題がありますし、他の側面もあります。例えば知的所有権という問題も入ってきます。国際条約、IPWIPOの28,91というのがあります。こういった枠組みが、特定の国が農産物をつくって、そして販売するという能力に影響を与えます。

さらに、その他の国際条約もあります。例えば生物多様性条約(CBD)というのもそうです。この条約も重要な役割を果たしています。これもまた生物学的な試料の所有権、さらにまた伝統的な部族や民族の持っている知識にも影響を与えている。

ちょっと十分な説明でないかもしれませんが,以上です。

○バレンドリッチ 恐らく司法アクセスというのもこの件には絡んでくると思います。1つ,司法アクセス,司法の利用というのが重要だと思われている分野,それは政府サービスへのアクセス,利用ができるかどうか,さらにまた,いかに政府機関が様々なエリアの規制を行っているかという点についてです。例えば、特定の国において,インフォーマル,非公式,公式に優れた手続があって,それを使って,市民や国民が上官について苦情が言えるとしたら,例えば食糧の品質だとか,あるいは食糧の流通について苦情が言える,例えば飢餓といった状況においての食糧の配給などについて苦情が言いやすいというようであったらば、食糧というのは、それを必要としている人に行き渡り、安くなると思うんです。

実際,これまで貧者,貧困層に対しての司法アクセスを強化する取組,あるいは行政的手法といったように言われているような分野のやり方というのは,法的エンパワーメントを行う上で重要です。水や食糧に対するアクセス,電気といったような利用可能性を拡大するため,こういったものを全て人間らしい生活のために不可欠だと言えます。

○モレケティ じゃ,私のほうから少し,本当にこれは純粋に専門的,しかし同時に法律的な話だというふうに思いました。特にリーガルエンパワーメントということをメーンで申し上げたいんです。それはパートナーシップという役割です。グローバルな法的,リーガルエンパワーメントの取組があります。これはナマティというふうに言われていて,この制度というのはいろんな機関が参加しておりまして,数多くの非政府機関,それから二国間機関も参加しています。

こういったグループが、今おっしゃったような分野に焦点を当てています。例えば、昨年の終わりでありますが、カンパラで会議がありました。そこで、コミュニティーのベースのパラリーガルのやり方を

サハラ以南でどういうふうにやっているかという話 し合いがありました。50 のプログラムについて討 議が行われ、その中でいろんな課題、例えばジェン ダーベースの暴力だとか、さらに統治だとか自然資 源をめぐる問題、そして規制環境、規制状態につい ての話もなされました。

最初、十分に理解せず、お答えできず、申し訳ありませんでした。

○ザネッティ ちょっと, 1点, 忘れました。

もう一つの点は、法的枠組み、消費者保護という 点です。例えばラベル表示です、特定諸国において の。

それから、もう1つ、アドバイスで申し上げたいのは、農業食糧機関(FAO)、これも国連専門機関であり、農業、それから食糧の機関、こちらのほうの情報です。FAOのほうも非常に興味深い情報を持っており、国際条約をこのような分野において仕切っています。

そのようなコメントで何とか包括的なお答えになったでしょうか。

○鷲尾 どうも皆さんありがとうございました。

最後に一言だけ、その食糧なんですが、生産している最終的な、いろんな貧困国の現場で3歳ぐらいから5、6歳の子供たちが強制労働させられている現状が一日も早くなくなるということを願って、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。○司会(江藤) ありがとうございます。

大変申し訳ないのですが、予定の時刻を既に過ぎ ております。ですので、ここで質問を東京会場のほ うに移したいと思います。

ちなみに、第2セッションの後にまだ質疑応答の 時間がございますので、もしまだお三方に御質問さ れたい方は、そちらでも質問を受け付けるようにし たいと思います。

それでは、東京会場、質問いかがでしょうか。 ○森嶌 森嶌と申します。質問の相手はザネッテイ さんです。ザネッテイさんだけでなくて、バレンド レッチさんにも関わりますけれども、主としてザネ ッテイさんに伺います。

日本が公式に法的支援を始めたのは、先ほど御案内ありましたように、1996年からです。これに対して、先ほどのザネッテイさんのお話に出ましたけれども、IDLOは既に28年ぐらいの経験をお持ちのようですが、先ほど松浦教授の質問にもありました、ニュートラリティーの話でありますが、自動車ですと、走りのいい車か悪い車かを評価するのは比較的簡単だと思うのですが、法整備の場合には、法律が機能しているかとか、その国のガバナンスがどうかというようなことを評価することは、非常に難しいことです。

日本でも今まで、ベトナム、カンボジアなどで、何年も法整備支援をやってきたわけですが、その際、相手の国のオーナーシップを尊重するということを最も重視してきました。この点は大事なのです。けれども、相手が望むからといって、相手の言うがままに従っていいのかどうか。果たして相手の国にどの程度のガバナンスがあるのか、あるいはその法を運用できる社会的基盤があるのかどうかは問題です。

そこで、立法支援をするに当たっては事前に相手 国の政治や社会の体制などについてアセスメントを きっちりしなければならない。それから、立法のド ラフティング、またヒアリングやモニタリングをし なければならない。そして、立法の効果について事 後のアセスメントをしなければならないのですが、 先ほどのお話では、IDLO ではそれをやっておられ るということのようです。日本の法整備支援では、 現実には、私は JICA の ODA の一環として日本の 法整備支援に関わっているわけですけれども、この ような事前事後の評価が必ずしもきっちりできてお りません。何とか一生懸命やっていますけれども、 まだ評価についてきっちりとした理論ができていま せん。 JICA はこれまで土木工事などの ODA についてのアセスメントはちゃんとやっていると思いますが、ガバナンスとか民主化などというものについて、どういうふうにしてアセスメントをするのか、まだ模索中です。例えばセレクト・ベスト・ツールと言っても、その国の状況の下で何がベストなのか、Aの国でベストでも、Bの国ではベストかどうか分かりません。どういうベンチマークでモニタリングをして、何を基準として、例えば研修のツールがベストとして選ばれるのか。そういうことについて方法論とテクノロジーをお持ちでしたら、ぜひ我々に教えていただきたいと思います。これは、ザネッテイさんだけではなくて、バレンドレッチさんにも、モレケティさんにも教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○司会(江藤) ありがとうございます。

まず、ザネッテイ氏のほうからお答えいただけますでしょうか。

○ザネッテイ 森嶌先生、非常にチャレンジングな 御質問いただきまして、ありがとうございます。サイエンティフィックなお答えがあればいいんですけれども、部分的な答えしか持ち合わせておりません。おっしゃるように、国際協力の領域では、試みるということしかできません。試行錯誤でうまくいくときもあれば、うまくいかないときもあります。IDLO は約 30 年の長い歴史を持っておりますが、日々学習をしています。あるところで一つのパッケージとして、カンボジアでうまくいっても、ラオスではうまくいかないかもしれない。隣同士の国であったとしても、人々は違う、文化も違う、そういうことがあります。また、私はイタリアの車に乗っていますけれども、日本のバイクにも乗っているんです。現実的なことを申し上げますと、それぞれの解

今日お話しした 11 項目というのは, これは魔法

決策の一番のいいところだけを選んで初めて先進国

に意義のあるものが出来上がると思います。

の処方箋として全ての国に当てはまるという意味ではありません。これは、本質的な解決策というわけではなく、スキル的なアプローチ、一つのプロセスです。今この場で例えばラオスの一番のツールは何ですかと言っても、答えられませんし、カンボジアにとってもそうです。まずカンボジアに行って、まずラオスに行って、人々と話をして、質問を直接相手方に投げかけるわけです。例えば司法省に対してです。ただ、残念ながら、それでは不十分で、民間、そして市民社会、全てのステークホルダーを取り込むことが必要です。

あるとき裁判官のプログラムをやったことがあります。裁判官に「大きな問題、何ですか。消費者保護でどういう問題を抱えていますか」と聞いたら、裁判官は「私もそんなこと知らない」、「消費者保護について詳しくない」と言いたくありませんから、「いや、特に問題ありません」という答えになる。ですからこそ、全ての様々なステークホルダーを社会それぞれから巻き込み、そこの人々と話をし、理解をすることが必要です。

ニーズを優先順位ベースにすることが必要です。 そして、現地の相手方とともに、最終結果として何 を達成したいかを明らかにします。例えば問題のあ る特定の部分の改定をすることによって、何らかの 規制を入れるとか。そのために、やはり裁判官や、 そして弁護士や政府の担当役人の能力を強化するこ とが必要です。そして、相手とともにそのためのベ ストツールは何かを明らかにします。

先ほど言わんとしたのは、かつてドナーは、国際アクターが「さあ、それでは、すばらしい国際会議を開きましょう。専門家を呼んできましょう。そして新しい法律づくりをお教えしましょう、そして、それがどうなりますか説明しましょう」と言ってトリミングをするわけです。そういうことをやっていましたが、それが一番良いツールでないということを、みんな学んだわけです。

一番良いツールというのは、中立的な技術支援、 法整備支援をするわけで、もちろん、ここは中立性 が重要です。私自身、法を起草したことはありませ ん。憲法を起草したこともありません。我々は、憲 法起草に関しましては、ケニヤ、ソマリヤでかなり 参画をしました。しかし、私たちが誰かの手をとっ て、そして書かせようということを起草でするわけ ではなくて、よく知られた中立的なアドバイスを 我々は提供し、実際に向こうの人が書くわけです。

そういう法整備支援で、そのためには、やはり能力強化であるとかトレーニングが必要です。裁判官や、そして弁護士がそれによってそれをどう当てはめて引用するかを知ることができるわけです。モニタリングや評価、そして再評価が必要です。時々ソースになります。仕事を変えたいと思うこともあるでしょう。しかし、プラスの結果が生まれると、さらにまたやろうという熱意が生まれます。ありがとうございました。

○バレンドレッチ 森嶌さん,御質問いただきまして,ありがとうございます。

中立性ということに戻りますが、ハーグが中立の 場所となぜ言われているか、さまざまな裁判所があ るし、車を売っていないからじゃないかと、やっと 思うようになったんです。ちょっと真面目に言いま すと、法や研修の評価、計測方法についての御質問 ですが、これは非常に難しいです。法律や研修とい うのは、言ってみれば、中間結果で、最終的に達成 したのは例えば説明責任とか正義とか公正な関係、 そして繁栄する経済であるからです。法律によって 経済が繁栄するとか、手続法、訴訟法によって紛争 解決とか、司法アクセスが良くなると、それを評価 するのは難しいです。

法や研修を評価するに当たっては、ベストプラクティスをベースにすることはできます。専門家にアドバイスを求めるとか、特定の法的なアプローチのプラス面、マイナス面を評価するということもでき

る。そういう点は難しいです。

最終結果という観点があれば、もう少し容易かも しれません。例えば、特定の手続を経験して、これ は公正だとか、その結果が公正だと思うかどうかと いういろんな質問で探ることができます。そうすれ ば、その訴訟法であるとか手続が人々にとって良い かどうかが分かります。ユーザーであるとか市民に 質問をするというのが、やはり出して良い製品にな るかどうかを知る秘訣でした。これは司法の製品で も同じです。法律でもそうかもしれません。

市民の人たち、団体と、例えば食糧安全保障に関する法律とか、あるいは知財の法律を一緒に話をすると、相手もいろいろ意見が出てくるでしょう。例えば、こっちの方がより公正だとか、こっちは余り公正でないとか、全てをこうした市民型の民主主義で決定すべきということではありませんが、少なくともユーザーや市民に対して対象となる人々に質問をするのは、一つ、効果があるかどうかを評価する方法だと言えます。

○モレケティ 一つ加えたいと思いますが,優先順位が高いものの一つ,これは冒頭のコメントでも申し上げましたけれども,やはり法の支配の測定ということになります。我々が常に気にしているのは,今指摘がありましたように,時間がかかるということなんです。決してすぐに結果が分からないわけです。ということは,我々自身,スタディーをUNDPとしてやっていまして,今うまくいっているものは何なのか,何が改善を求められるのかを調査してみました。そして,そこで分かったことは,UNDPのカントリーオフィスにおいては,実はイノベーションというものがいろんなアプローチに使われている。それは評価においてもそうです。受益者との間でのサーベイにおいてもそのようなイノベーションが使われております。

しかし、あらかじめ設計された形で評価をしています。ベースラインを設定し、インディケーター、

指標といったものを導入しながら評価をしています。 それが改善をしていくために必要なんです。我々が より良くプログラムを実施することができるように するためには、評価が必要です。そして、また全体 的な効果というものを計るに当たっても、特に法の 支配の整備をサポートしていく上でも、UNDPのガ イドといったものを持つようにしています。

そして、それが最終版に近づきつつあるわけですけれども、そのガイド、指針を全てにおいて適用できるような形にしていくということが目標です。それは、紛争国においても、脆弱国においてもそうです。そして、この1年の間にパイロット化した上で、この指針を当てはめて使ってみようと思っています。すなわち、測定は、実世界においてのみ、それを評価することができるわけです。指針をつくるということとそれを適用するということは違ってきます。特に法の支配においてはそうです。したがって、指針というものを修正して、教訓から学んで、修正した上でウェブベースのソースとしてそれを提供していければと思っています。そして、それを使いながら修正もしていきたいと。

実は、インドネシアのケースにおいてのことですが、司法アクセスに絡んで、彼らが国家計画局とともにどういった課題があるのかということを評価しています。そして、包括的な形で評価をし、我々のプログラム前にはどういう状況であったのかということも調査しているということです。国の主体性であるとかそういったことについては、また後ほど話が出るかと思います。

○司会(江藤) ありがとうございました。皆さん、3名のスピーカーに温かい拍手をお願いいたします。(拍手)

以上を持ちまして第1セッションの質疑応答を終 了させていただきます。

これをもちまして第1部を終了いたします。

(休憩)

## 第二部 政府機関などによる取組事例

○司会(江藤) それでは、時間になりましたので、 これより第2部を始めさせていただきます。

第2部では、JICA など政府機関や現地専門家から見た法整備支援分野における協力・連携、弁護士事務所との法整備支援分野における協力などについての発表を行います。ゲストスピーカーは、ヨーテボリ大学教授のラーシュ・マルムベリ教授、JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法課課長、子浦陽一氏、森・濱田松本法律事務所パートナー、シンガポールオフィス共同代表、弁護士の小松岳志氏の3名です。スピーカーへの質問は第1部と同様、3名の発表終了後に受け付けをいたします。

それでは、第2部最初のスピーカーを御紹介いたします。ヨーテボリ大学ビジネス・経済・法研究所教授のラーシュ・マルムベリ氏です。マルムベリ氏は1998年から2006年までスウェーデンSidaの専門家としてベトナム・ハノイ法科大学で法教育強化プロジェクトに従事されていました。本日は、この経験を基に、ドナー、アクター間の協調についての発表をしていただきます。

それでは、御準備はよろしいでしょうか。 ○マルムベリ ありがとうございます。

本日は、このような機会を賜り、私のベトナム での経験についてお話をすることができ、またコー ディネーション、協調、調整という点について、特



マルムベリ氏

に法整備支援ということでお話をすることができ, とてもうれしく思っています。

まず、私たちのベトナムでのプロジェクトや経験 についてお話をしていきます。これで幾つかの問題 提起をし、そして討議をしていきたいと思っていま す。

私たちが携わったベトナムでのプロジェクトでありますが、ベトナムでの法教育の強化というテーマでありまして、これはベトナム政府の要請に基づいたものでした。スウェーデンに対して、既に 1980年代後半に要請されたプロジェクトだったんです。ベトナム政府側の要望としては、確実な協力を通して法教育を良くしたいということでした。というわけで幾つかのスウェーデンの大学と協力したいということだったんです。彼らはストックホルム大学、ウプサラ大学に要請したんですが、こちらの2つの大学は関心を示していなかったし、ベトナム側としても十分に対応しませんでした。しかし、その後、スウェーデンの Sida とルンド大学の管理局との間で話が進みまして、1998年になりまして、ある種の相互協定ができたということなんです。

私はルンド大学に当時おりまして、その後、私は ヨーテボリ大学に移ったんですが、このプロジェクトの時には私はルンド大学に所属し、全て法学部、ルンド大学からの人間が行っていました。ルンド大学の法学部というのは、その歴史で言いますと、2番目に古い、1664年に設立されておりまして、カール11世に1664年に認証を受けた非常に古い歴史を持ったなかなか立派な法学部なんです。

さて、私たちが 1998 年に始めたプロジェクトでありますが、ルンド大学法学部として開発協力に本格的に私たちが参入するというものでした。このような活動は、かつては行われていなかったんです。参入当初から分かっていたことがありました。この点について本当に私たちは幸運であるというふうに思っていましたし、実際にたくさんの学習ができる

だろうと考えていました。私たち、その学部の人間 は実際に学習をし、いろいろ反省点も身につけてま いりました。もちろんいろいろ違いもあるかもしれ ないというふうに思いましたが、それをその後もル ンド大学やその他の大学の教訓になるだろうという ふうに思っていました。

ルンド大学は3つのエリア、こちらに示している ところで支援しようとしました。教員養成と図書館 の構築、さらにまた国際学術ネットワークの強化と いう面です。講師養成につきましては、この中の要 素としてベトナム側からの要請として、また私たち の希望として法教育のカリキュラムをベトナムの大 学で行っていこうということです。プロジェクトの パートナー、ハノイ法科大学、それからホーチミン シティーの法科大学がパートナーです。もちろんべ トナムのその他の大学も私たちのベトナムのプロジ ェクトを通して支援したわけであり、ワークショッ プを行う際には、他の大学、フエ大学ですとか、ダ ナン大学の先生たちもおりました。どちらもその講 師の数は多くなかったのですが招待していました。 しかし、主たるパートナーは本来ホーチミンシティ 一の法科大学であったわけです。

この3つのエリア,講師養成,図書室の設置,国際学術ネットワーク強化というこの3つほどありますが,私たちは我々側の持っているスタンスを動員して,そして近代的な教授方法というのを向こうに移していこうというふうに考えたわけであります。その面では,他の大学の支援も必要だろうということがすぐ分かりました。

私たちは非常に幅広い国際的なネットワークを持っていました。ERASMUS というヨーロッパ側のプログラムがありましたので、他のヨーロッパの大学の先生も知っていたし、私個人的にはカナダの大学の先生もよく知っていました。バンクーバーのUBC、ブリティッシュコロンビア大学、ハルパックスのマギル大学、これはモントリオールですが、そ

ういった私のネットワーク、それから、更により良い協力を、サフォーク、これはボストンでありますが、こちらの大学のロースクールも優れており、こちらの協力を得ることもできました。このような大学間のネットワークを通してベトナムのパートナーを支援しようということになったわけです。

1つ難しかったこと、これも申し上げたいのですが、それは用語の問題であります。プロジェクトを1998年に開始した当時でありますが、2つのスタディーコミュニティーというのを作りました。ベトナムのスタディーコミュニティーはハノイ法科大学のバイスディレクター、学長、副学長、さらにまたルンドの大学の方のスタディーコミュニティーは、1998年当時、私がヘッドコーディネーターになっていました。このように2つのステアリングコミュニティーがそれぞれに生まれ、そして学部長がそのヘッドを務めたわけです。

1998 年でありますから、最初のスキームは3年の予算でありまして、Sida としては通常の期間でした。しかし、Sida はこれを長期的なプロジェクトになっていくだろうと認識していました。少なくとも15年だとか20年必要だというふうに認識していたわけであります。というのも、カリキュラムを改革する、そして大学を近代化するというのはそんな簡単に短時間でできるものではない、長期的な取組が必要だという認識が当初からあったわけです。

もう1つ、すぐに感じたことがありました。それはベトナムとスウェーデンの距離であります。実際の地理的な距離だけではない、1万キロという距離だけではなくて、それ以上の距離があるということです。つまり文化的な距離感も非常に巨大であるということでした。それぞれのアプローチが違う、ベトナムの社会に対して、さらにまたこの2つの大学についてこれまでと違うアプローチが必要だと感じました。ここで得た教訓というのは、プロジェクトを我々の方から提案する、あるいは様々な活動をそ

れほど簡単に提案できるものではないということだったんです。

ルンド大学の仲間の中には、例えば我々は開発の 過程、さらにまた教授法については世界で進んでい るというふうに思っていて、楽観的な仲間もいたん です。しかしながら、ベトナムの仲間も我々の仲間 なんだということを認識し、教授法を近代的な大学 においてどう思うかということを向こうも学習をし ていく必要がありました。そしてハノイに早く誰か を送り、常駐する必要があるというふうに考えまし た。

2つ目のフェーズというのは,2001 年からの段階であります。ルンドの法学部が Sida が言う長期専門家をハノイに派遣することにしたんです。ここで選任されたのが私でした。よって,2001 年に家族と一緒に私はベトナムに行きまして,2006 年まで5年間,ベトナムに駐在することになりました。「ベトナムナンナントウニハ」,ベトナムに5年間いたということを現地の言葉で言ってみました。

さて、ベトナムに人間を送るというのはそれほど 大きな問題ではありません。私のような人間を指名 して送ったということは、Sida が長期的なエキスパートが必要と考えたということでした。長期的な常 駐専門家という呼び方は、しかし、良くないのでは ないかというふうに考えられました。というのも、ベトナム自体がこういった長期的な専門家を常駐さ せるというのはうれしくないと言っていたのです。 そのために長期的な専門家、日本人、スウェーデン 人とは言いませんけれども、ベトナムにこういった ような外国から長期的な専門家がやってくると、こ の人のために与えられた資金を全て、彼の生活コストをプロジェクト費用から出してしまうというまず い経験があったようです。

ということは、スウェーデンから投下されたお金 が戻ってしまうと、還元されてしまうということを 彼らは恐れていた、両方とも恐れていたので、うれ しくはなかったというわけです。ベトナム司法省, 企画投資省,財務省は,こういった長期的な専門家 が来るのはあまりうれしくない。よってベトナムに 誰が来るのかということについては,ベトナムの仲 間がマルムベリだったらば来てくれてもいいよとい うふうに信頼して言ってくれたので,私が選任され, 長期常駐専門家として行くことができたわけです。

さらに専門家ということについて、2つの大学を 私たちはサポートしなくてはならなかった。そして パートナーとしての地位が必要だということ、つま り担当でなくてはならないと考えました。私たちが 専門家として偉そうに相手に言うんではなくて、専 門家、エキスパートよりもパートナーでありたいと いうふうに考えました。よって、私はプロジェクト コーディネーター、ベトナム在住のプロジェクトコ ーディネーターという名前にして、それによって、 用語の点が重要だと言ったのはそういう意味なんで す。

エキスパートとして私がやってきたのではなくて、 改革のため、カリキュラム改革、近代化のためのパートナーとしてやってきた、コーディネーターであるということとなりました。よって、この協力においても、自らの位置づけというのが重要だということなんです。このプロジェクトは協力だということ、あくまでも、我々が外からやってきて勝手にやるというのではなくて、パートナーとしてお互いに関心を持って一緒に進んでいくということでありました。ということで道のりを進んできたわけであります。

1つ、今日のお話の中で重要な点として、学術的ネットワークの強化のお話をしたいと思います。今回の連絡会の主要テーマというのは、いかにパートナーシップ、協力をドナー間で推進するかということであります。私が今テーマにしているのは、大学が参加した話ということですと、私はドナー側にいるというのではなくて、極めて特殊な部門での大学間の協力ということでお話をしています。学術機関

間、つまり大学間のパートナーシップということです。ドナー間の協力ということについても学術世界でのパートナーシップとしてお互いに学べるものがあると思いますし、双方においてうまくいくやり方というのもあるんではないかというふうに思っています。

さて、ベトナムでこのプロジェクトをやっていたときに、いろいろな活動をやりました。単にベトナム側だけの活動だけではなくて、もちろん彼らの教授法を構築したり、あるいは図書館を構築するということで、司書に対しても英語で、それからベトナム語で図書館について様々なスキルの訓練を行っていました。教育関与は国際的な法教育においての発展状態を理解する必要があるということです。ベトナムにおいて、様々な国際的な会議を行いました。例えば学士レベルのカリキュラム開発を行い、次には修士レベルのカリキュラム開発、さらに国際会議としては博士レベルのカリキュラム開発についての会議をベトナムでも行いました。

その際にも様々な大学、私たちルンド大学だけではなくて、いろんな大学から講師を招いて講師役を務めてもらいました。場合によっては、大学側の人間としてどういう話を求められているのか分かっていない講師もいました。カリキュラム、オーストラリア大学でどういうふうに開発をしてきたか、これはメルボルンの大学の人だったんですが、いかにメルボルン大学がすばらしい大学で、すばらしいパートナープログラムをやってきたという話をしていましたが、それは彼らメルボルン大学の宣伝であって、彼らに話してほしいという内容ではなかったというような問題もありました。ということは、私たちがどのような内容を求めているかということが彼ら側に十分伝わっていなかったということであります。

さて、ベトナムのプロジェクトについては、例えば名古屋大学も私たちは訪問しましたし、アメリカに行ってボストン、それからマギル大学にも行って

きました。ボストンにおきましては、パーカーハウスというホテルに泊まったんですが、このボストンのホテルは非常に年代が古いホテルでありまして、19世紀末に建てられたということでした。そのホテルに着きますと、ホテルの支配人がやってきて、「ようこそお越しくださいました」と、ホー・チ・ミンが世界各地に行ったのときに彼がこのホテルの厨房のスタッフだったということで台所も見せてもらいました。そういった面白い経験もあり、さらにまた法教育についていろいろなテーマで研修を行いました。

1つ,ベトナムでのトレーニングで分かったことがあります。それは、ベトナム側は、アメリカの教授からいくつかのアメリカのやり方、アメリカの教授法の判例を使った方法だとか、あるいはソクラテス法といった経験もあって、アメリカの教育に本当に感銘を受けていたんです。法に関しての伝統だとか法に対する文化というのもあるんだということを私は言わなくてはならず、ベトナムが必ずしもアメリカだとか、他のところの法伝統あるいは法教育がそのままうまくいくとは限らないということで話をする人がいました。

スウェーデンの教授だけじゃなく,アメリカの教授も来てもらって,例えば大陸法の諸国で判例を扱っているのか,またそれがいかにアメリカの教授方法に反映しているのかという話をしました。これはベトナムの先生方にはびっくりしたことであって,またアメリカの先生もびっくりしていたようでした。様々なケースに,アメリカの判例,ケース・ローに基づいた教授法だけではなくて,ほかにも教授方法があるということです。例えば比較法であります。比較法というのは非常に特殊な法律分野に当たるというふうに思われていると思います。しかし,比較法ということよりもメソッド,様々なエリアで使われる教授法の比較ということも重要だというふうに考えていました。

このように、様々な大学の仲間の支援も得まして、このプロジェクトを進めていったわけです。昨日のワークショップで1つ話題になったことがあります。全般的に見て、世界においての法の発達・発展については2つ、用語が重要なキーワードとして出てきました。今日も出てきました。これは法の支配、それから、もう1つはSida、常に私たちが言っていること、それは人権であります。もちろんSidaとしては人権についてもセミナーをやろうと、人権について、とにかく人権のことを言おうと私たちに当時言っていました。人権というのをSidaは重視していたわけです。

私たちの方から当初 Sida に言っていたのは、大学の側が、この言い方ではいかんと、ベトナムでは当時、1998 年の時代、人権というのはあまり公には言えないんだということでした。インターネットカフェに当時行きますと、まだグーグルはありませんでした。よってネットスターなどを使って人権というふうに検索用語を入れますと、コンピューターが出すのは、そんな用語はないというのがベトナムのインターネットカフェだったんです。それくらい厳しいスタートだということが分かります。Sida に対しては、後に、今の人権の話はできるけれども、今は駄目ですよというふうに言いました。

2008 年、つまり 10 年後ということです、その当時になりましてようやくいかに人権を法教育で指導するかというセミナーが行われることになりました。つまり人権というのは別の1つのテーマではなくて、その行政法の中で、あるいは家族法の中で、あるいは経営法あるいは刑事訴訟法の中の人権としてセミナーを行うということになったわけです。そういうことにして普通のカリキュラムの中に入れていく、そうするとベトナム側ものみやすいのです。人権自体のテーマを1つ個別に取り上げたらこれほど成功しなかったと思います。それから技術移転についてのセミナー、比較的大きなものもやりました。これ

も発展途上国にとっては重要なテーマ,技術移転で あります。

このような活動をする中で、私たちは当初からあったネットワークを活用しました。ルンド大学自体が持っていたネットワークを活用したということであります。日本にも行き、アメリカにも行き、それからオーストラリアにも行き、ヨーロッパの様々な諸国にも行きまして、いろいろなプロジェクトのための素材を集めました。6つのキーワードをここで挙げていきたいと思います。

この6つのキーワード、若干素早くお話をしていきますが、コーディネーション、特にネットワーク構築ということでこの6つのキーワードをお話ししていきます。この6つのキーワードは全て有効性を持っているということであります。ドナー、それからレシピエント、双方について意義があるということ、専門家の間、私たちの場合にはルンド大学とハノイ法科大学、ホーチミン市の法科大学、どちらに対しても関連性や意義を持っているし、さらにまたルンド大学からネットワークのパートナー、コーディネーションをとるべきパートナーに対しても意義があるということで、いろいろな側面で重要な意義を持っているキーワードであります。

さらに、このキーワードの中には、もう明らかなこともあります。なぜそんなことをわざわざ書くのかということを皆さんおっしゃるかもしれません。確かにそうですが、もう考える必要はないというものではないと思うんです。簡単で、もう忘れてしまって構わないというものもあるかもしれませんが、そういった明らかな考え方をこちらに入れたのは、やっぱり考える必要がある、お互いに関連しているから、止まって考える必要があるということなんです。1つのキーワードがあって、そして、それが他の5つのキーワードと別個になっているのではなくて、みんなまた関連し合っているということで、この6つのキーワードを見ていきたいと思います。

まず、1つ目はトラスト、信頼・信用ということです。これは最も重要です。プロジェクトを機能させるためにはこれがまず重要、ドナーと受け手の間の信用が必要です。これに最初の3年間がかかりました。私たちルンド側もこれまでそういった国際協力、特に法教育の開発に関して国際協力の経験がなかった、ベトナム側もこんなことは初めてだったということ、さらにまたこのプロジェクトにかなりの投資資金がかかっていたんです。

当初はそれほど多くなかった。最初の3年間は1,400万スウェーデン・クローナであったんですが、この活動は結局それほど大きくかかりませんでした。大体140万アメリカドルぐらいだったんでしょうか。それを全部使い切ることはなかったんです。2001年から2004年にかけては大体300万米ドルでありました。それから、一番最後の第3段階では、これは大体2011年に終了したんですけれども、7,000万スウェーデン・クローナ、当時は大体1,000万米ドルぐらいでした。ということで、かなり当初から予算がつぎ込まれていたわけです。

さらに機能譲渡、そういうのをどこが主導あるい は主体性を持つのかというような話がありました。 もちろん、この場合には、Sida がまずそのお金を十 分に使ってほしいということで主導性が欲しいと。 もちろん我々の方としては、こういったような予算 や活動についてルンド大学の活動になっていくわけ ですから、私たちが主導権、主体性を持ちたいとい うふうに思っていた。ベトナム側とのタスク、任務 でありますが、もちろん毎日我々は同じことをやる わけではなく調整も必要なわけです。ハノイの大学 では図書館を造ってほしいという強い要望があり、 私たちも必要だと考えていました。でも図書館を構 築するのはどういうことだったのかというふうにべ トナム側に聞きますと、そういった様々な図書が欲 しいと。そういう図書をそろえて提供するというこ とになったわけです。そのほとんどの資金、最初の

3年間の予算はかなりここにつぎ込みました。

しかし、次に疑問に思ったのは、図書の司書の入力であります。図書を図書館にそろえる、もちろん司書がいなければ、どこに欲しい図書があるのかということを検索できないということになります。まず司書がきちんとした役目を果たさないといけない。すばらしい図書がいっぱいあるけれども、それを触るなと、私たちが仕切るんだというふうに司書は考えがちです。きちんと司書が目録作りができるのか、そういう点でスキルも重要です。

よく私はこういったようなジョークを言うんです。 ルンド大学にワーレンブルク協会,これは人権協会, 赤十字みたいなものなんだというふうに言っていま す。赤十字が1万枚の毛布を地震の被災地に送る, これは良くない例かもしれません。この研究所が1 万冊の人権の本をハンガリーの法律大学に送った。 しかし,こういった人権に関する本というのは毒物 を入れるキャビネットに全部入れられてしまって, 誰も触れられないようにしてしまった。人権に関し て重要な本があるわけですが,しかしながら,目録 をつくる際には、人権ではなくて非人権というよう なカタログが作られてしまうというようなことにな っちゃうんだということをよく言っていました。

これは信用を構築するということに関連しています。要するに、あいつらは信用できないと、スウェーデン人が信用できないというふうな雰囲気もありました。よって、最初の3年間というのは両者側の信用づくりということなんです。ベトナムにしょっちゅう行って、ベトナムの皆さんもしょっちゅう来てもらって、両者間の信用を構築するということが最初でした。要するに言行一致だというわけであります。我々がベストだと思うことをやっていくためには、お互いの信頼が必要、彼らが享受できるような結果を出すということで信用してもらうことが重要です。

ベトナムの仲間ができ、それだけではなく、現場

には他の活動者もいます。ルンド大学側の人間と, それからハノイ法科大学,それからホーチミン法科 大学のスタッフの間の関係が良好だということがほ かにも分かれば,他の関連機関,共同パートナーの 信用も生まれていくわけです。ドナーとレシピエン トの間の信用関係というのは,他の仲間との信用関 係づくりにも影響を与えるということなんです。

信用と、それから信頼性というのは車の両輪です。同じようなことかもしれません。信用、トラストというのは人間の間の話、それから信頼性というのはプロジェクトに対しての信頼性ということです。我々がプロジェクトの文書に書いている内容、これは私たちがプロジェクトの終了までに提供することだというそのプロジェクトに対しての信頼性です。このようなプロジェクトに対しての信頼性、その結果に対する信頼性はそのプロジェクトのパートナーにも持ってもらう必要がある。例えばアメリカだとかカナダの大学の仲間です。彼ら自身もこのプロジェクトに信頼性を持ってくれる。信頼性を持ってくれなければ、進みませんし、また協力してくれません。様々な活動に対しての信頼性が最も必要です。

ハノイ,それからホーチミンにおいても図書館の 構築についてはマギル大学,さらにまたその法学部 の先生たちと緊密に協力しました。そして,司書長 でありますダニエル・ボイヤーの参加も重要でした。 ダニエルがこの2つの図書室の構築に参加してくれ たんですが,それによって大きな変化が生まれまし た。彼はこれを信頼性のあるプロジェクトだという ふうに信頼を置いてくれたのです。マギル大学の法 学部学部長に,これは信頼性のあるプロジェクトな ので,ぜひサポートしてくれというふうに言ってく れたのです。このようなことがいかに重要かという のはもうお分かりいただけるんではないかと思いま す。

もう一つは、パーソナルナレッジ、個人の知識ということです。これは正に大学に関連してのキーワ

ードだと言えると思います。いろんな協力を他の大学と行う上で,まず個人のレベルで始めるのです。 1人の研究者が別の大学の別の研究者と協力する。 例えば名古屋大学に行くことができたのは,名古屋大学の先生と私の関係のものであり,ナルミさんがルンド大学にやってきてルンド大学で研究してもらったのも,この個人レベルのつながりがスタートなわけです。個人個人の知識,個人個人が知己を得るということが最初でありました。

しかし、ここには危険性も潜んでいます。個人の 知識のレベルのままであったとしたら、私たちある いは先生が大学を去ってしまったら、それで終わり です。もう退職年齢になった、定年になったという ことになったならば、もうその両大学のつながりと いうのは終わってしまう。ルンドの法学部と、それ から名古屋大学の法学部の優れた関係というのは個 人が替わってしまった場合には強力なつながりとい うのがなくなってしまう危険があるわけです。よっ て、個人レベルの知識というのが個人のレベルでと どまらない、ほかにも広がっていく、大学全体など に広がっていくことが重要です。

この点は例えば大阪の ICD の場合には別かもしれません。というのは、ICD の皆さんはより大きな団体としてベトナム、カンボジア、ラオスで活動を幅広く行っていらっしゃるからです。しかし、個人レベルで始まった信用や関係が人が替わった場合あるいは定年退職した場合になくなってしまう、弱ってしまうというリスクはあると思うんです。

次、相互理解ということについて、これは個人の レベルの知識だけではなくて、信用と話しても明ら かと思いますので余り申し上げません。あと2つ申 し上げたい点があります。おいしい昼食をとりまし たので、皆さん眠いかもしれません。ちょっと私の 声を変えて、次の方に替わって、皆さん眠らないよ うにする必要があるんじゃないかいう思いを今感じ ています。 さて、持続可能性、サステーナビリティーです。 これは全ての開発プロジェクトの鍵であることは間 違いがない。この用語というのは、皆さんの文書、 ドナー側に自分の提案しているプロジェクトを支持 してもらうためにはこの用語は不可欠、それから、 もう一つのキーワードでプロジェクトの提案書を採 択してもらうために必要なものです。

さて、まずは持続可能性です。このようなベトナムとの法学教育の持続可能性というのは問題もはらんでいます。幾つかのキーワードを示しました。信用、信頼性、個人のレベルの知識、相互理解、そしてこの持続可能性なんですが、これもやはり信用、信頼性に基づいている。そして同時に、この成果が個人が去った後も継続する必要があるということで、持続可能性は重要なわけです。

それぞれのカリキュラムがどんどん進化し、良くなっていくという持続可能性です。2005年,我々はカリキュラムを作りました。ベトナム側と一緒に作ったカリキュラム,それは,5年ごとに改訂していかなくてはなりません。よって,ベトナム側の仲間と一緒にアカデミック・クオリティー・アシュアランスセンターというのを2つの大学で作りました。学術的な品質保証センターです。そして隔年ごとに様々なコースの質を評価し直す,見直してもらうということにしました。それこそが改善,継続していく,持続していく重要な点であります。

プロジェクトから、それに関わった先生方自身へも影響が大きいということが重要だとも思っています。ベトナムで仕事をした際には、ほとんどのルンド大学の先生方側も協力しました。しかし、その後、事情がちょっと変わってきて、同じように先生から全員が前向きに関与してくれるという状況にならなくなった。つまりちょっと飽きてきたという状況です。学部長が替わって、そしてルンド大学の主要な先生方が替わりますと、あまりこのプロジェクトに関心が高まっていないということが分かったのです。

さらに、例えば Sida に対してプロジェクトを継続できるように予算をつけてくれというようなことも必要になってまいりました。スウェーデンでは政権が替わって、開発プロジェクトを東南アジアについて見直すということになり、またラベルを対象にした開発予算も見直すということになり、そしてベトナム側の予算が削られてしまったのです。よって、大学側だけではなくて Sida 側の問題もありました。ルンド側で1つ見過ごしていたのは、我々ルンド側の大学の持続可能性ということです。つまり、大学の例えば学部長が替われば、ベトナムのプロジェクトがあまりルンド大学側で重視されなくなってしまったというようなことが起こってしまったわけです。こういう大きなプロジェクトの問題点と思います。

もう一つは透明性であります。これもプロジェク ト提案書に書いていなければ、分類があったとして も、責任があったとしても、なかなかサポートして くれません。透明性ということはそれほどプロジェ クトの鍵になっているわけです。私たちの場合の透 明性というのは、ベトナムの2つの大学が明らかに そのプロジェクトの目標・目的が明確に理解できて いるということでした。ルンド大学側がどのような 意図を持って支援しようとしているかということが 明確に理解されているということであります。さら に、同じようなことが諸国のパートナー大学につい ても言えることです。私たちのプロジェクト文書を 彼らにも見てもらう。ルンド大学で誰がどのような 責務を持ってこのプロジェクトをやっているかとい うのは、それぞれのパートナー大学にも見てもらう 必要があります。

ここで持続可能性という話が関連してきます。幾つかのプロジェクトを私たちは始めました。1つは CALE での会議,これは松浦先生もいらっしゃって,あれは文書化,ドキュメンテーション……,かなり古い話で全部覚えていないんですが,そういったものだと思います。松浦先生,覚えていらっしゃいま

すか。

少なくともウィスコンシン大学のマジソン校の先生が参加していたと思います。ルンドからは私と仲間が参加して名古屋の仲間,それからマジソン校の仲間と三角形,トライアングルのやり方で3つの大学でセミナーをし、もっと開発における法を促進していこうと、学術的なテーマとして,これはアメリカで1960年代に始まって1970年代,1980年代,ちょっと関心が薄れ、1990年代,2000年に再び関心は復活したんですが、この開発における法にもっと注目しようということを,この3つの大学の意思を示したんです。

しかし、残念ながら、プロジェクトはルンド大学 ではほとんど賛同が得られませんでした。1人、2 人がこのテーマを見つけて関心を持ってくれたんで すが、非常にシングルグループになってしまいまし た。透明性をもってその他のルンド大学の先生方の 間に広まらなかったんです。これはルンド側の完全 な失敗でありまして、十分にプロジェクトを進めて いく、続けることができませんでした。これは、要 するに、ルンド大学の教授陣全体の関心ではなくて 個人的な関心で終わってしまったということ、よっ て自分たちの大学の中におきましても透明性という ことが重要です。パートナーシップを行い、さらに また数多くの活動者との間でパートナーシップを強 調しようとするんであれば、本当に自分の組織の中 でのプロジェクトに関しての透明性も重要だという ことです。

まとめです。

もうほとんどまとめのような話になっていたかと 思いますが、法律あるいは法整備の面での様々な専 門家組織あるいはドナー間の協調というのはまず簡 単ではありません。いろんなテーマや課題があるし、 また透明性をどの程度許すのかと、自分側でどの程 度の透明性を出せるのかという問題もあります。

ベトナムに私がおりましたころは、現場で法教育

を支援していたのは私たちルンド大学だけでした。 なぜかというのは、それはもう大変な仕事でしかな いと、あちこちに行ってセミナーをやって新しい民 法だとか新しい民訴法について偉そうに話をし、流 行の魅力的なセクシーな感じの仕事ではないという ことだったんです。もうしんどいだけだろうという ことでした。

ハノイのプレスクラブで2か月に1回,このハノイのプレスクラブというのが最も高価なレストランで,ハンバーガー一つもベトナムの人にとっては本当に高いものですが,ドナー間のコーディネーション会議も行われていました。そうすると JICA だとか DANIDA, OCA, USAID の担当者も参加したんですが,透明性というのがドナー間にはなかったんです。お互いに情報をきちんと明らかにしませんでした。

コーディネーションが必要だ、必要だとみんな言っていました。しかしながら、会合の後、一体何を、じゃ、コーディネートできたのかというと、ランチをオーダーする、注文するぐらいのコーディネーションにとどまってしまっていたというのは惨たんたる状況でした。少なくとも21世紀の初め、これは2001年から2006年、私がベトナムにいた当時なんですが、ほとんど私もこういったコーディネーションに関心を持っていませんでした。ところが今、皆さんの前でこのコーディネーションの話をしているという皮肉な結果です。なぜかというと、コーディネーションをとる、そしてそれも成功するんだと、することによってお金も、それから人材も節約的に使えるということなんです。

もっと効率的にプロジェクトを行えばそれだけ予算も少なくて済みます。それだけ出費が少なかったらば、ストックホルムの本部に要請するにしても、予算を次に請求するときには、より少額で済むだろうということなんです。例えば Sida のほうから人材を少なくせよということもあった。皮肉なのは、

予算を使うために仕事をするというような場合もある。お金をただ無駄に使っているだけだというような場合も、皮肉なことに、あります。しかしながら、より効率よく仕事をするということはコーディネーションが必要だということです。残念ながら、私がベトナムにいた当時はそのような必要なコーディネーションは得られませんでした。しかしながら、本当に振り返ってみれば、様々なプロジェクトはどのようなものであったとしても、それぞれがコーディネーションをとることができれば、もっとより良い結果、有効な結果が得られたと思います。

さて、皮肉な話をしてしまったかもしれません。 あまりにも長い期間を法教育の開発で行い、そして 今もう定年退職しているという状況でありますが, しかしながら、また日本に参りまして、私が1年前 に始めた法律分野、コーディネーションについての 研究を続けようと思います。昨年1月から4月に名 古屋大学に行かせていただきまして仕事をしました。 パートナーの皆さんは本当に準備万端でありました。 これは日本の法専門職とベトナム、それからカンボ ジア、それからスウェーデンの法専門職でのやり方 の比較ということだったんです。そういった比較を 通して JICA のやり方と Sida のやり方の違いという のもつまびらかになってまいりました。また日本に 参りまして、今回のこのような、今申し上げました ような研究の成果についてお話をする機会がいただ けるのであれば幸いです。ありがとうございました。 (拍手)

○司会(江藤) マルムベリさん, ありがとうございました。

次のスピーカーは、JICA 産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ法・司法課課長の子浦陽一氏で す。

JICA については本日会場にお越しの皆様方に改めて紹介するまでもないと思いますが、子浦課長は2001年から2003年までベトナム事務所駐在時代に

法整備支援に関わり、2012 年4月から現職にあります。本日はドナー・アクター間の協調についての JICAの取組について発表をお願いします。

準備はよろしいでしょうか、よろしくお願いいたします。

○子浦 今御紹介のありました JICA 法・司法課の 子浦でございます。

今紹介の中で2001年から2003年までベトナムに、 私,事務所のほうに駐在しておりまして、今隣にい らっしゃるマルムベリさんとは全く同じ時期にベト ナムにおりまして、何度も会合に出ていたので、必 ずどこかでお会いして一緒に仕事をしていたという ふうに思って、今、大変懐かしく思っております。

本日、スライド等、プロジェクターで映すものは ございませんが、お手元に JICA の法整備支援にお ける協調・連携という1枚のレジュメを用意させて いただきましたので、そちらを御覧になりながらお 聞きいただければと思っております。

JICA の法整備支援につきましては、皆様御存じの方、多いと思いますし、また今回配付させていただいた資料の中に JICA's World の日本の法整備支援特集号というものを入れさせていただいておりますので、詳しくはそちらを御覧いただければと思います。皆様もよく御存じのとおり、日本の法整備支援は日本の様々な関係機関が連携をしながら実施をしております。法務省の中でも国際協力部や国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)、また日弁連、



子浦陽一課長

最高裁、その他大学等、多くの関係者の皆様に支えられて実施しております。今日はそういったことに加えて、更にもう少し広げて連携・協調の具体的な取組というのを御紹介したいというふうに思っております。

私のレジュメの方で国際的な協調・連携と日本国内の協調・連携というふうに整理をさせていただきました。国際的な連携・協調と言いますと、まず頭に浮かぶのはもちろん援助機関同士、ドナー同士の協調・連携ですけれども、後で具体的な例に触れたいと思いますけれども、いわゆる南南協力、サウス・サウス・コーポレーションといった日本が現在支援を行っている国あるいはこれまで支援を行った国との連携というのも重要であるというふうに考えており、今回そのように御説明をさせていただきたいと思っております。

最初にドナーとの連携ですけれども、正に今、マ ルムベリさんの発表の最後でドナー会合では少しし か情報が出てこないというようなお話があったばか りではございますが、具体的にはどのような連携・ 協調をしているかと申し上げれば、まず最初にはド ナー会合等で情報の共有・交換をしているというと ころでございます。それで、例えば具体的には、べ トナムですと、UNDPの政策アドバイザーの方がリ ードをとって、多くのドナーが集まって毎月約1回 開催しているという状況がございました。メンバー としては、例えば JICA のほかにアメリカの USAID, デンマークの DANIDA, カナダの CIDA, それから スウェーデンの同じく Sida, EU, フランス, イギ リス,世界銀行またはアメリカ法曹協会(ABA) といったところが参加をしていると。その中に JICA の長期専門家も参加をして、様々な情報交換 をしているということでございます。

それで、単にサイレントに参加して情報を収集してくるだけでなくて、発信もしております。例えば 具体的な例で申し上げると、2011年9月のドナー 会合では、JICA プロジェクトのこれまでの活動、 現在の活動について3名の専門家が発表を行っております。このほか各国で法律分野のドナー会合というのは開かれておりまして、長期専門家の滞在している国では長期専門家、また法整備支援を担当している事務所の職員がそれぞれ参加をしているというふうな状況にございます。

それから、個別に活動の中でも連携・協調している事例というのはございます。これらはプロジェクトの文書には出てこない活動がほとんどです。プロジェクトの文書の中で活動として明示されていないものではありますけれども、様々な連携・協調の事例というのはございます。幾つか具体的に申し上げたいと思います。

ベトナム刑事弁護人に関するワークショップと書いてありますのは、昨年、2012 年3月に行われたもので、JICA もベトナムの弁護士会の機能強化のための支援というのを行っておりますけれども、同じようにベトナムで弁護士会を支援しているドナーというのは幾つかございます。そういったドナーなどが協力をしまして、ベトナムの弁護士会がワークショップを実施したということでございます。それでベトナムで刑事訴訟法の改正に向けた検討がなされていたときに、ベトナムの弁護士会として被告人の弁護権の強化等に関しての意見を提出する、その準備のためのワークショップというのを開催させていただいたということです。

それから、ベトナムの地方の弁護士会の活動状況の調査といったことを活動の中で行っておりますけれども、それについても JICA、それから同じような活動を実施している JPP、レジュメに「JPP」とありますのは、EU とスウェーデン、デンマークが拠出する協力プログラムで、ジャスティス・パートナーシップ・プログラムというプログラムの略称ですけれども、JICA の専門家が JPP の支援する調査に同行するなどといった形で連携を実施しておりま

す。

別の国のエリアも少し見てみたいと思うんですけれども、カンボジアでは王立の裁判官養成学校というところに支援を行っておりますが、2008年に当時のアメリカの USAID の支援を受けてこの学校で裁判官の継続教育というのを開始いたしました。学校側は、更にドナーの支援を得るために、ドナーを招いて協議をいたしまして、JICA も民事分野の一部について支援をすることとなりました。当時、刑事分野はフランスが支援をし、民事分野の一部について JICA、それからドイツが支援をするといったような形で分担をしながら、裁判官の継続教育の支援を実施したというふうな事例もございます。

それからラオス,これはまだ現在進行形で行っているものですけれども、ラオスでは2012年、昨年、民事訴訟法、刑事訴訟法の改正というのが行われ、その改正法の普及の支援についてJICAに要請がありました。現在のラオスに対するプロジェクトも、活動の一環として今のプロジェクトで作成をして民事訴訟手続、刑事訴訟手続のフローチャートの普及と併せてこの改正法の普及支援を実施するということをやっております。他方で、ラオスの最高人民検察院からUNDPに対しても普及の支援をしてほしいというような要請がございまして、効率的にかつ効果的に普及活動を行うために関係の機関、ラオスの最高検察院、最高裁判所、UNDP、JICAで協議し、これを協力し合って実施していくということを確認したという事例がございます。

それから、少し時代を遡るんですけれども、モンゴルで調停制度の普及を行う際に、これは 2008 年当時のことですけれども、ドイツの GIZ がモンゴルの法律関係機関と協力して法律の時間というドラマシリーズを放映しておりました。この枠を JICA のほうで2回買い取りまして、調停で事件を解決するドラマを作成し放映をしたというような連携の事例がございます。

最後,挙げているネパール調停研修というのは, 私どもの法・司法課で所管している案件ではないん ですが、ネパールのコミュニティー内における調停 能力強化プロジェクトというプロジェクトがござい まして、2010年から開始し、今年の9月まで実施 をしているプロジェクトでございます。このプロジ ェクトでは、ネパールの地方のコミュニティー調停 を支援するプロジェクトですけれども、ほかに多く のドナーがこの分野で支援をしております。中でも 長年の実績のある活動を行っているのがアジア財団 というアメリカに本拠のある財団でして、そのアジ ア財団の使っていた研修プログラム、研修モジュー ルというふうにプロジェクトの中で呼んでおります が、研修モジュールを活用するということで、若干 手直しをしたものを JICA のプロジェクトの中でも 使っているというような連携の事例がございます。

以上、ざっと事例を御紹介いたしましたけれども、 どういう連携・協調をしているのかということを若 干整理してみると、情報の共有だけじゃなくて、実 際の協力に当たってもギブ・アンド・テイクの協力 をしているということが言えると思います。

例えばギブについて言えば、情報についてはドナー会合で発表するなど情報の提供がございますが、 それ以外に現地で行われる国際的なワークショップ等に日本人の法律専門家を派遣するといったようなことがございます。それで日本人の法律専門家が入るメリットとして、やはり相手国、カウンターパートにとっては1か国だけでなくて比較法的な観点から検討ができる、そのような情報が与えられるというメリットがあるだろうというふうに思います。

また、テイクの方では、もちろん情報をとってくるということもございますし、それから、他のドナーのプロジェクトの成果、既存の成果を活用するということが言えると思います。例えばモンゴルですとかネパールの例というのが他のドナーの既存の成果を活用するということで言えるかと思います。そ

れ以外にも、プロジェクトを開始する時点で、他のドナーが同じカウンターパートに協力を行っているといったような場合には、役割の分担というのが行われております。例えば、これはカンボジアですとかべトナムの弁護士会に対する支援というのがこの例に当てはまるかというふうに思います。

それで、既存の情報の活用と先ほど申し上げましたけれども、これはドナーに既存の成果というのが蓄積されていると同時に、支援をした相手側にももちろんそういったものが蓄積されているわけであります。したがいまして、レシピアント、カウンターパート側と更に協調していこうというふうに考えると、これが南南協力になるというふうに思います。それは1の(3)で被援助国との連携の事例というふうに挙げさせていただいているものです。

具体的に御紹介いたしますと、ベトナムにおける ラオス刑事司法研修といいますのは、これは正に今 月末から来月初めにかけてこれから行われる研修で ございますけれども、ラオスのプロジェクトの活動 のために結成をしたラオスの刑事訴訟法のワーキン ググループのメンバーをベトナムに招へいして意見 交換をすると。それが現在、ラオスとベトナムの両 プロジェクトに派遣されている専門家の緊密な連携 によって実現いたしております。ベトナムを視察し てラオスの刑事訴訟法の改正、ラオスの刑事訴訟実 務の改善の参考とするというのが目的です。

ラオスの刑事訴訟法にはベトナム法からの影響があり、参考になる部分が多いというふうに思われますし、またそれだけではなくて、ベトナムで行われている JICA のプロジェクトの活動、これは非常にうまくいっている部分というのもありまして、ぜひそういった部分は他の国のプロジェクトの活動の参考になるのではないかというふうに考えておりますけれども、ベトナムのプロジェクトの活動を見ることによって、ラオスのワーキンググループの皆さんにとっても、今後の活動上、非常に参考になるので

はないかというふうに思っております。

それから、インドネシアにおけるネパール研修員の受入れというものですけれども、これは先ほど御説明をいたしましたネパールのコミュニティー調停のプロジェクトに関して、開始後の最初の研修をインドネシアで実施したというものでございます。これはインドネシアにおいてかつて JICA も調停制度を支援するプロジェクト等も実施しておりまして、コミュニティー調停を含む ADR、裁判外の紛争解決手続についてインドネシアの実例を参考にするというためにこういった研修を行ったということでございます。

今日の午前中、IDLO のザネッティ氏からも、帰国後の研修員が資産であると、同窓会、アルムニアソシエーションがというようなお話がございまして、その話を聞いて私も非常に共感をいたしましたけれども、JICA でも帰国研修員の同窓会というのもありますし、また帰国した研修後のフォローアップとしても、別の国に対して自分の国もこう改善してきたのだという取組を教えるという、そういう活動自身が大変彼らにとっても有効なフォローアップになるのではないかというふうに考えております。

それでは、次に日本国内の連携・協調というとこ ろの御説明をさせていただければと思います。

本日、メーンは国際的な協調・連携ということなのかなというふうにも思いましたけれども、国内の連携というのも JICA としては非常に同様に重要であるというふうに考えております。やはり ODA について国民の理解を更に得ていくためには、ODAを実施することで日本も同時に元気になるという、そういった ODA の実施を目指さなければいけないというふうに考えておりまして、民間の企業や団体、大学あるいは地方との連携ということを重視してやっていきたいというふうに考えているところでございます。と申しましても、何か特別なことを考えるということではなくて、今あるプロジェクトの活動

で何ができるかという工夫をしているというような 状況でございます。

幾つかの事例を、特に昨年度、あるいは、若干、 一昨年に関わるものもございますが、この1年間の 取組の紹介を兼ねて幾つか御説明させていただきた いというふうに思います。

1つは、これは既に1年以上前のお話ですけれども、2011年12月に開催されましたアジアにおける「司法アクセス」国際会議でございます。これは、大変名誉なことに、日弁連とJICAとの共催という形で開催させていただきまして、法務省、国際法曹協会(IBA)、アメリカ法曹協会(ABA)、あとドイツ弁護士会等の後援を得て実施したものでございます。この会議では、法整備支援を実施しているアジア諸国を中心に途上国の司法関係者を招いて、司法アクセスの改善や利用者の視点から見た法制度の改善に関する各国の経験を共有するという会議でございました。

具体的には、ベトナム、カンボジア、ラオス、モンゴル、ネパール、東ティモール、インドネシア、それから、JICA の法整備支援として実施したことはございませんが、マレーシア、韓国から参加者がございました。参加者からは、同様の困難に直面しながら同じ課題に取り組んでいる各国の取組事例を自国の参考にしたいといったような声が多数聞かれて、法整備支援の更なるフォローアップあるいはスケールアップの意味でも支援を行っている対象国同士の相互の学びというのは大変有意義ではないかというふうに考えております。

それから、大学との連携についても多くの先生方に法整備支援に関わっていただいておりますが、1 つだけここで例を挙げさせていただいておりますが、イランに対する法整備支援というのも 2004 年から 実施をしておりまして、こちらのほうは名古屋大学 法政国際教育協力研究センター (CALE) との協力の下で実施をしてきております。

それから、どのように民間企業にひ益するような 法整備支援を行っていくかということも課題の一つ でございます。もちろん間接的に日本企業の活動に 資することは疑いのないところでございますけれど も、そこを更により直接的に身近に感じてもらうと いうことが課題であり、これはいろいろな取組が必 要だと思いますが、既に幾つか着手しているものと しては、例えば、今朝、酒井法務総合研究所長から も挨拶の中でございましたが、ミャンマーで今年か ら法整備支援プロジェクトを開始するべく、様々な 現在準備をしておりますけれども、準備の過程で足 の速い協力を実施していくという方針の下で、公開 の現地セミナーというのを開催しております。

8月に会社法に関するセミナーを行い,また12 月には国営企業改革に関するセミナーを実施しました。また3月には商事仲裁のセミナーを実施する予定です。これについては、現地の日本商工会を通じて、あるいは個別にお問い合わせのあった方には日本国内からも御案内を差し上げておりまして、毎回、十数人から20名程度の日本企業の関係者も御参加をいただいていると。こういう形で、できるだけ情報発信の機会を増やしていきたいというふうに考えております。

同じように、中国の事例でございますけれども、 中国の競争法に関する民間企業向けのセミナーを、 昨年8月ですけれども、経団連と公正取引委員会と の共催で開催させていただきまして、日本企業から 約180名の参加があり、大変盛況のうちに開催する ことができました。これは中国で行われております 独占禁止法とその執行を改善するプロジェクトの本 邦研修として、中国から商務部の独禁法局局長ほか が来日した機会に、お願いいたしまして、中国の競 争政策、知財政策等を紹介する講演をいただいたと いうようなことでございます。

同じように、これは東京ではなくて現地でござい ますけれども、中国に法整備支援に派遣している長 期専門家が日本の支援によって改正がされました中国の改正民事訴訟法のポイントについて、現地の日本商会との共催という形で現地でセミナーを実施いたしております。去年の10月にセミナーを実施しており、企業の法務担当者あるいは現地の法律事務所の方など45名程度の参加を得て開催をしております。

それから、地方との連携ということでございますけれども、JICA のいろいろな協力の形態の中では青年研修という若手の行政官などを対象に将来の国づくりを担う人材の育成に協力をしようという事業がございますけれども、今年度、法制度整備というコースがございまして、フィリピン、中央アジア・コーカサス、またミャンマーから研修員が来日して研修を行いました。

それらのコースの中では、フィリピンから来られた研修員の方々には仙台に行っていただきまして、仙台の弁護士会や仙台の高等裁判所、地方裁判所で、地域における弁護士会、地域の裁判所の役割について理解を深めていただくという試みを行いました。また法テラス南三陸出張所の協力を得まして、被災地の状況と被災地で提供されている司法サービスについても御理解をいただくというような取組を実施いたしました。同じように、中央アジア・コーカサスでは新潟に、またミャンマー向けのコースでは静岡のほうにそれぞれ参りまして、地元の弁護士会、地方裁判所にお世話になったというところがございます。

このような取組を実施してきておりますけれども、 今後に向けて大きな課題があるなというふうに感じ ております。これまで以上に国際的な、あるいは日 本国内の協調・連携を更に進めていかなければいけ ないというふうに考えておりますが、その一つの柱 としてどういったことに取り組んでいったらいいの かということを考えておりますけれども、1つはナ レッジ・シェアリングという言葉がございますけれ ども、これに向けた取組の強化というのを実施していきたいというふうに思っております。

このためには、いろいろな法整備支援に参加するドナー同士あるいは先ほど申し上げた南南協力のような横の援助を受ける国同士で様々な経験や知見を共有し合うといったようなことを更に進めていきたいと思っておりますが、JICA 自身の取組としては、やはりより情報の発信を強化していかなければならないというふうに考えております。特に国際的にJICA の活動の情報を発信し、良いところも、また悪くて、改めていかなければならないところもあると思いますが、そのためにも英語でのこれまでの成果の発信をより強化していかなければならないというふうに考えております。

また、同じように日本語での情報発信も英語と同じように、あるいはそれ以上に強化をしなければいけないと思っておりまして、さらにそういった情報は現在も日本語の情報が JICA のプロジェクトのサイトであったりですとか、また法務省の国際協力部の方でも様々な情報を発信していらっしゃいますので、インターネット上に情報が点在しているという、今日プレゼンテーションもございましたが、ポータルサイトを作成するのは、分かりやすく、アクセスしやすくなるような工夫も必要だというふうに感じました。

最後に、民間企業、法律事務所との連携の強化ということもこれから工夫して考えていきたいというふうに考えております。特に JICA の法整備支援をこれまで行っていない新たな国で始めるような場合に、そういった国での調査などで法律事務所ですとか、また民間企業の知見を得ながらやっていけるのではないかというふうに考えているところでございます。

予定を超過していると思いますけれども,私の方からの報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○司会(江藤) 子浦課長,ありがとうございました。

それでは、次が本日最後のスピーカーとなります。森・濱田松本法律事務所パートナー、シンガポールオフィス共同代表の小松岳志氏です。小松氏の所属する法律事務所は、それ自体、法整備支援の機関ではございませんが、小松氏は現在、財務省の「ミャンマー資本市場育成支援」ワーキンググループ委員を務められており、また同事務所では国際協力部で実施するミャンマー法に関する調査を受託しております。これまでのスピーカーの発表とは異なっておりますが、法務省と法律事務所との連携の一事例として、本日はその調査委託の内容について発表をしていただきます。

それでは準備はよろしいでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○小松 御紹介ありがとうございます。

森・濱田松本法律事務所シンガポールオフィスの 共同代表パートナーを務めております小松岳志と申 します。よろしくお願いいたします。

ただいま御紹介にありましたとおり、弊事務所、 現在、法務省から委託を受けてミャンマーの法制度 の調査をしております。3月に御報告を差し上げる ということになっておりますので、現時点ではまだ 途中という状況でございますけれども、経過報告と して内容を御報告申し上げるとともに、恐らく、今 日、こういう形でお時間をいただいた趣旨というの



小松岳志弁護士

は、法律事務所が関わっている法制度調査の一つのケーススタディーとして皆さんの議論の参考にという趣旨があろうかと思いますので、我々が調査している法律の中身だけではなくてプロセス、どんな体制でどういうやり方でやっているのかということをお話ししたいと思います。

そういったことで、目次としては2ページに掲げているような形でお話を進めていきたいと思いますが、ディスカッションの時間もお取りした方がいいと思うので、若干短目にお話ししていきたいと思っております。

まず、調査を委託いただいている背景、これはミャンマーの状況も含めてお話をいたしまして、調査対象と調査方法、そして調査内容の要旨をかいつまんで御報告します。その上で、我々の今現在進行形のプロジェクトに基づく経験ではございますけれども、今後のミャンマーの法整備支援について、ひとつコメントさせていただきたいというように思っております。

まず、背景ですけれども、これはもう報道等で皆さん御存じのとおり、現在ミャンマーは開放政策を一、二年前からとっておりまして、非常に急速に社会経済が発展しております。それに伴って日本政府、例えば麻生副総理が今年の初めにミャンマーに訪問されておりますけれども、それ以外にもたくさんの政府機関が関与されています。そして日本企業も去年1年間だけ見ても相当数の企業が進出ないし進出の計画を発表するということで、非常に深い関与と深い関心というのを持っているという状況でございます。

ミャンマーに関わっていくためには、当然、法制 度を理解して関わっていく必要があるわけなんです けれども、ミャンマーの法制度、法令は実はイギリ スの植民地の時代にあったものをほとんど改正せず に使ってきておりまして、非常に古いか、ないしは、 例えば知的財産法制のように、現代の国であれば通 常備えている法制、これが欠落している、ないしは、 まだ法律の整備が進んでいないという状況にござい ます。そして何よりも今そういう状況であるという ことを知るのが難しい。要は、法律がちゃんと出版 されていないので、現在の法律の姿自体を知ること が難しいという状況にございます。こういった状況 ですので、今後、ミャンマーの法制度を整備してい こうというニーズは非常に大きいものがございます。 例えば、日本において現在ミャンマーに協力して いるものとして、ミャンマーに証券取引所をつくる というプロジェクトがございまして、そのための法 整備の支援というものをやっております。証券取引 法制の整備・支援、これは我々も、先ほど御紹介い ただいたように、財務省と一緒に関与させていただ いているものでございます。そのほかにも会社法や いろんな基本法からモダンなものにしていきたいん だというニーズがあるということを聞いております。

日本がこういう形で法整備支援をこれからしていくにしても、当然、ミャンマーの法制度、法令が今どんな状況であるかという現状認識があって、その上で、どこをどうお手伝いしていけばいいのかという形になってまいりますので、情報の収集というのが非常に大事であるということで、我々、法務省さんから委託を受けて現在調査をしていると、そういうことでございます。

調査のやり方ですけれども、4ページ、調査対象ということで、現在ここの(1)に書いているような法分野を対象に調査を進めているところでございます。ここの発想というのは、民事基本法をまず知ろうということ、そして、もう一つは、日本企業の進出というニーズが現に目の前にあるということからして、民事基本法でなくても、例えば⑤の外資・輸出入・外貨管理規制のように、目の前で日本企業が必要としている法律というのも併せて調べようということで、ここに掲げているような5つの法律、具体的には会社法、債権法・労働法、物権法、民事

訴訟法・仲裁法、先ほど申し上げた⑤の各規制とい うものを現在調べているという状況でございます。

調査の中身、対象項目というのは、現時点の法令の中身を調べるということ、そして法令だけではなくて、ミャンマーは、法律にない部分を、運用でカバーしていたり、法律が存在していても、それと違う運用があったりといったものがどうしてもございますので、これは可能な範囲で現在の運用、実務の状況というのも調べて、これを両方セットにして御報告するということを考えております。ちなみに、この御報告については、今までの法務省の委託調査と同様にウェブサイトにおいて公開される予定だとお伺いしております。

調査の方法,5ページですけれども,方法として, 手に入れた法令を分析するということです。その前 段階として,ここには書いていませんけれども,現 時点の法令を明らかにする。これだけでも非常に難 しい部分のある作業でありますけれども,法務省の ネットワークなども使わせていただいて現時点の法 令の姿を明らかにし,そしてその法令を分析してお ります。

文献も分析していくという手法がオーソドックスにはとられるわけなんですけれども、ミャンマーの特殊性として文献が非常に限定的でございます。日本のようなコンメンタリーや判例集、こういったものはほとんどございませんので、我々が依拠している有益な情報源として実はヤンゴン大学等の大学の法学部で現在使われている教科書、こちらを非常に有益な情報源として使わせていただいていて、こちらの収集に関しても法務省のネットワークを使わせていただいているという状況でございます。

その上で我々の弁護士の方でミャンマーの法律を 理解いたしまして、その上で疑問を持つ点がどうし ても当然出てまいります。ないし今の実務がどうな っているかという質問もする必要があります。です ので、③でミャンマーの法律家に質問をして回答を 入手するといった形で現在調査を進めているという 状況でございます。

(2)で体制ですけれども、弊事務所の中でも 20名以上の弁護士が現在関与いたしておりまして、 先ほどの各法律分野ごとに4名ないし5名の弁護士 のチームを作って作業をしているという状況でござ います。

弊事務所のシンガポールオフィスにはミャンマー の法律家も所属しておりますので、彼女の知見ない し彼女のネットワークも使って今調査を進めている ということです。

ミャンマーの法律制度なんですけれども、英国法 圏ということで、コモン・ローと思われることも多 く、そういった認識をされることもよくあるわけな んですけれども、実は英国法の起源を持った成文法 の国家であります。要は、法律に書かれているもの だけが法律であって、裁判所は法創造機能を持って いないということですので、ミャンマーの調査をし ようと思ったら、コモン・ローのセンス、知識も必 要だけれども、成文法国家ですので、成文法の国、 日本としてもお役に立てるという両方の面がござい ます。そういった背景がございますので、どうして も英国法ないしインド法から見たときにミャンマー の法律をどう読めばいいんだろうというような形で、 英国法系の知識というものも必要になってくるわけ でございます。

我々シンガポールでもいろんな弁護士の方とお付き合いしていて、イギリス法の弁護士でミャンマーの法制度調査を手伝ってもいいと言う方もいらっしゃって、そういった方からイギリス法に基づくミャンマーの法律の読み方であるとか、そして我々の所内のイギリス法の弁護士からも知見を得ながら解読を進めているというところもございます。

先ほどの(1)の③のミャンマー法律家への質問 というものの具体的なやり方としては,(2)の一 番最後の友好先のミャンマーの法律事務所,これは 複数の事務所に協力をお願いして情報提供をしていただいているという体制でやっております。

ここからは調査内容の要旨ということで、ただ、 このシンポジウム自体はミャンマーの法律の中身を 勉強する場ではないと思いますので、網羅的という よりも、ミャンマーの状況が分かりやすい特徴的な 部分だけかいつまんで御報告をしていきたいと思い ます。

6ページは会社法ですけれども、特徴として、とにかく古いということがございます。100年前の法律を今も使っていると、1914年の会社法。これはどういう会社法かというと、イギリス植民地時代のインドの会社法をそのまま使っています。ミャンマーはイギリス領インドの中のビルマという地域でございましたので、インドの法律をそのまま輸入しているんですね。これをまだ使っているという状況でございます。

特徴的な部分としては、例えば現代の国の会社法では必ずある組織再編、国によって合併であったり、英国系だとスキーム・オブ・アレンジメントと言うことも多いですけれども、こういったものがないということが1つの特徴で、要は現代の会社法で通常ある規定がないと、そのまま改正されずに生き残っているというのがミャンマーの会社法の特徴でございます。

ただ、1955年に1つだけ大きな改正がされていまして、それが7ページの広範な外国会社規制と裁量による外資規制というところでございまして、ここだけは外国の会社に対応した改正がされている。しかし、精緻な規制がされているわけではなくて、非常に広範に外国会社に対して裁量による透明性のないような規制の仕方をしているというのがミャンマーの特徴でございます。

広範なという意味は、1つ目のところで1株でも 外国人が株式を持っていればもう外国会社であって、 99%国内の人が持っていて外国の人が1%だけしか 持っていないというような会社であっても、同じように扱って、全て外資規制に服するというのが1つの特徴でございます。

規制が裁量でやられているというところの具体的な内容として、この規制というのは当局、これはDICAという組織ですけれども、英語ではディレクトレイト・オブ・インベストメント・アンド・カンパニー・アドミニストレーションというものの略で、DICAですけれども、この当局がパーミット・ツー・トレードという営業許可を外国会社に与えるかどうかということによって外国会社が事業を行っていかということをコントロールしているということがございます。その前提として外国会社に当たってしまうと営業許可証が必要という規制がございまして、当局がこの許可を与えるどうかというのを裁量によって行っているというのが特徴です。

例えばということで次のポツのところにいきまして、数年前からミャンマーにおけるトレーディングというものにカテゴライズされる事業については、もう営業許可は与えないよということを DICA が始めております。その結果、小売や卸売、輸入販売という事業は全てトレーディングに当たるということで、今、外資に全く開放されていません。小売規制をやっている国は多いですけれども、これが、完全裁量の中、行われているというのはミャンマーの特徴でございます。

次にいきます。あと、ここは、外国会社については、先ほどの部分については一定の対応はしているんですが、それ以外についてモダンな会社法とはちょっと異なる部分があるぞというところとして8ページで例を挙げておりまして、全く海外からビジネスをやるということを一切想定していないまま法律が残っているというのが1つの特徴です。

例えば取締役会について電話会議やテレビ会議が 可能かどうかが明確にはなっていません。④で,他 方で,海外からビジネスをされることについて無防 備な部分もございます。普通の国であれば、取締役の国籍や居住要件を定めて、国内に人がいるような状況でビジネスをやってくださいということを規制している、要求している国が多いわけなんですが、ミャンマーは外から人が来てビジネスをやるということは先ほどの外国会社規制以外の部分では想定していませんので、今のところ、取締役の国籍・居住要件はないというふうに会社法ではなっているということでございます。

以上が会社法の特徴で、9ページが債権法・労働 法の特徴というところですが、債権法の中でも中核 的な法律である契約法、これは実は会社法よりもさ らに古いということでございまして、会社法は 1914 年でしたが、契約法は実は 1872 年です。その 当時のイギリスの判例に基づいて作ったインドの契 約法、これをそのまま引き継いだものをいまだに使 っているということで、その後、余り判例形成も進 んでいませんし、改正もされていないので、本当に 1872 年のイギリスの判例のスナップショットを今、 法律にして使っているというのがミャンマーの状況 です。

さらに興味深いのは不法行為法でございまして、 ミャンマーは成文法国家と申し上げましたように、 不法行為も成文法がないといけないはずでございます。しかし、我々の調査で今のところ発見できているのは、このザ・フェイタル・アクシデント・アクトという法律だけが不法行為法の分野の法律でございまして、しかも、これは不法行為の損害賠償請求権があるということを前提に、人を死亡させる不法行為があった場合に遺族に訴権を与える規定を定めるだけでございまして、実は、成文法国家であるにもかかわらず、不法行為に関する成文法がどうも見当たらないということでございます。

ミャンマーの大学の教科書を見てみますと、どう 書いているかというと、2つ目のポツのように書い ていまして、不法行為一般についてはミャンマーの 状況に適合している限り英国の不法行為法が適用されると書かれているわけでありますけれども、こういった形で英国の成文法の不法行為関連法規や成文になっていないコモン・ローをミャンマーに移植するという法律もまだ見つかっておりませんで、一体どういう根拠でミャンマーで不法行為が請求できるのかと、不法行為に関する救済を求めることができるのかということについて、実は法律が欠落しているんではないかと思っています。ここについてはさらに調査を進めていきたいと思っています。

労働法に関しても整備がまだ進んでいませんで、個別にはいろいろと法律はあり、最低賃金に関する法律や労働組合法などあるんですが、基本法はなくて、労働組合法も2012年に新しくできたばかりという状況でございます。

物権法については、ミャンマーは国が全ての土地 を所有するということになっていて、権利としては、 土地の利用許可を得て賃借したり使用したりする、 そういった権利を私人は持つんだということになっ ています。

外国人のミャンマーの土地規制に関しては、②で 書かれているような不動産譲渡制限法がありまして、 所有はできないと、賃借についても原則1年を超え てはいけないという形で厳しく規制されているとい う状況でございます。

法制度として日本と違うのは、③のところで不動産の売買・賃借については書面主義が採用されていまして、書面でやらないといけないと、あと登録証書の交付が必要ということですので、意思だけで不動産の譲渡ができるわけではなくて、形式が必要であるということです。

④で登記制度は存在しますが、日本のような権利 関係自体を登記簿に書き込んでいくわけではなくて、 英米法圏でよくやられている不動産取引の書類自体 をどんどんとファイルしていくと。そして積み上げ ていって、後になって書類を見れば、どんな権利変 動があったのかわかるというような仕組みをとっております。

ただ、11 ページにいきまして、⑤で、登記制度 はあるけれども、使われているかと言うと、政治体 制が流動的であったことと費用がかかるということ で敬遠されたということから、実は登記はほとんど されていなくて、実際にミャンマーで土地の正確な 権利関係を知ることは困難な場合が多いということ を聞いておりまして、ここら辺も今後整備が必要な ところではないかというふうに思っております。

12 ページにいきまして、民事訴訟法・仲裁法ですけれども、民事訴訟法はございます。かなり古いものがあって、現在もその古いものを使っていると。そして手続の細則を定めた裁判所が出したオーダーというものも存在するという状況です。

仲裁法が特に外国から投資する際には興味深いところではあるんですが、ミャンマーは今、通常、各国が加入している外国仲裁判断の承認・執行に関するニューヨーク条約に加入しておりません。何が仲裁法としてあるかというと、ニューヨーク条約の前身のジュネーブ条約に基づく外国仲裁判断の承認・執行に関する法律はありますけれども、そもそもこれを使って外国仲裁判断の承認・執行を求める事例がございませんので、使われていないという状況でございます。

国内の仲裁についても、仲裁法あるんですけれども、実際、実務でも使われていないという状況です。ここはニューヨーク条約の批准を早くしてもらえれば外国投資が非常にしやすくなりますので、ここを注視していくことと、あと、外国仲裁判断を承認してもらっても、執行がちゃんとできないと意味がないということがございますので、ミャンマーの中で判決ないし仲裁判断の執行体制というのを今後構築していくというニーズは大きいものがあるんではないかというふうに思っております。

(5) で外資・輸出入・外貨管理規制, ここに書

かれているような形で,ここは急速に整備が進んでいまして,外国投資法は昨年,世界的な注目を集めた新しい法律ができておりますが,実質的には外資規制が強化されてきております。特別経済地域法も現在,抜本的に改正中,そして輸出入・外貨管理についても IMF といった国際機関の協力のもと改革が進んでいるところというところで,ここは最も変動の激しい分野ということは言えようかと思います。最後に,我々の現在進行形のプロジェクトの経験

最後に、我々の現在進行形のプロジェクトの経験 に基づいて、ミャンマーで何が求められているのか、 そして法整備支援をこれからしていくために何が必 要なのかということについて若干言及したいと思い ます。

1つ目は、法律自体を作っていくということも大事なんですが、それを使う法曹の養成というのが非常に急務であるということを指摘させていただきたいと思います。ミャンマーの法律家の皆さんはイギリス法に基づく伝統ある教育を受けられて、非常にレベルの高い方が多いんですが、しかし圧倒的に数が足りません。あと、もう一つ、基本がしっかりしていても、現代の社会に対応した国際的な取引やビジネスに関する知識という面では、もちろん今までそれに接してこなかったわけですので、それがまだ足りないというところがございまして、そういった意味で質と数、両方の面でミャンマーの法律家を養成していくということは非常に大事であろうかと思います。

外から、外国からミャンマーの法整備支援をしていくというときに、我々、今、証取法の法整備支援や法制度調査自体を通じて感じていることとして、やはりミャンマーに特徴的なところとして英国法の影響を受けた成文法国家で、かつアジアの中の一つの国であるということで、多様な要素を持っておりまして、支援していく我々の側のほうでも日本法だけではもちろん足りず、英国法やアジアの近隣諸国の法律についての知識というものを持った上でミャ

ンマー側が必要とする情報を提供していくという必要があります。今日のお話の中でもたびたび出てきていた中立性というところとも関わってきますけれども、ミャンマーは特に多様な法律についてのバックグラウンドが支援する側にも求められるというところを日々実感しておりまして、そのために我々もイギリスの弁護士やミャンマーの弁護士自体も入れたりして、法制度の調査や支援をしているというところでございます。

そして、やはり証券取引法のような分野は特に専門性が高いですので、専門の弁護士が関与していくということも大事であります。なかなかこれを1人で全て兼ね備える人というのはおりませんので、それぞれの得意な部分を結集してチームで対応していくということもかなり大事なんではないかと思っているところでございます。

そして、最後にミャンマーの法曹業界の発展自体に非常に大事な部分として、非常に基本的なんですが、日本では当たり前になっている現在有効な法令の特定をして、その改正を溶け込ませたちゃんとした法令集、六法を作ってあげるだけでも、相当支援になるんではないかというふうに思っております。それがまず法令集でございまして、さらに判例集、そして教科書、法律書という我々が当然のインフラだと思っているものというものをミャンマーでしっかりと整備していくと。その上でいい法律をつくっていく。そしてミャンマーの法律家の方々にも、数の面でも、質の面でも、どんどんと育っていただくと。そういったところを実現することができれば、ミャンマーの法律の発展に寄与することができるんではないかというふうに思っております。

我々は微力ではございますけれども、今回貴重な 経験をさせていただいていますので、今後も、これ を生かしてお手伝いをしていきたいと思っていると ころでございます。御清聴いただきましてまことに ありがとうございます。(拍手) ○司会(江藤) 小松様,ありがとうございました。 それでは、昼過ぎの時間から長時間にわたり皆様 ずっと講演を聞いておられましたので、そろそろフ レッシュな空気を体の中に入れる必要があると思い ます。ただいまから会場のスピーカーに対する質問 を受け付けたいと思います。順番としましては、大 阪会場、それから東京会場の順で受付をさせていた だきます。

まず、大阪会場で質問のある方は挙手を願います。 どうぞ。最初に御所属とお名前と、どのスピーカ ーに対する質問かをお願いいたします。

○市橋 所属は名古屋大学 CALE, 市橋です。マルムベリ先生に2つ質問があります。サステーナビリティーとトランスペアレンシーの関係です。

最初はサステーナビリティーの関係ですが、スウェーデンの Sida のベトナムのプロジェクトが終わってしまったということがお話しされました。質問は、スウェーデンの場合、Sida 以外に法協力の分野、例えば研究だとか教育といったのが大学では考えられると思うんですが、そういうものは並行してベトナムで行われていないのでしょうかということです。日本の場合は、JICA のプロジェクトが例えばなくなっても、多層的というか、いろんなプロジェクトが何やかんや、そう大したものはないんですが、あって、サステーナブルにそれなりに継続は可能なところもあるんですが、その辺はスウェーデンの場合はどうですかということです。

2つ目の質問は、これはトランスペアレンシーの 関係で話されていたと思うんですが、ルンドの大学 の中でなかなかトランスペアレンシーが十分でなか ったために教員の広がりがなかったという話があり ました。これも、名古屋大学も結構そういう面は実 はあるのですが、関心のある人が一つの大学を超え て何かそういうオープンなトランスペアレンシーが ある仕組みが、コンソーシアムとかネットワークと かいう形で一つの大学を超えてスウェーデンの場合 はありますかという, そういう質問です。

- ○司会(江藤) お願いいたします。どうぞ。
- ○マルムベリ 市橋先生,ありがとうございます。御質問に答えたいと思います。

まず持続可能性ということなんですけれども、ほかの大学あるいは、開発支援プロジェクト、法教育について、ほかの機関が参加しているかどうかということですが、ルンド以外の大学で言いますと、スウェーデン北部の大学がラオスでやっているプロジェクトがあります。このプロジェクトは、しかしながら、スウェーデン側でベトナムに対しての予算がカットされまして、終わってしまいました。東南アジアの中心としてはカンボジアが対象になっていまして、いわゆる学術大学分野のプロジェクトというのはカンボジアはないんです。

ラオスのプロジェクトについてはスイス政府がプロジェクトを持っており、そしてその作業の継続がなされていますが、予算はスイス側から来ています。これはスウェーデンの大学も参加しているんですが、しかし、まだこのプロジェクトが継続しているかどうかというのはよく分かりません。その他は法制度の部分あるいは法学教育の分野では余りないと思います。まだ開始段階、インドに関してはヨーテボリ大学で若干あるようです。さらに中国との協力が、例えば監視法、モニタリングローについてはヨーテボリ大学の方でやっていると思います。ということで、かなり限られています。

Sida の関心でありますが、現在こういったものを立ち上げていくという関心は高くはないようです。 Sida の中で大学に関しての開発というのはどうも奇妙な存在と思われているようです。例えば法制度、立法など各国の司法省へのプロジェクトは別なのですが。透明性の問題は、先ほど言ったように、ありました。情報を様々な教授に対して十分に発信し切れなかった、あるいは、様々なパートナーシップの仲間に対しても、ベトナムプロジェクトに関心を持 ってもらいうというところまで十分に普及できなかったという例があります。簡単ではありません。

例えば共同修士過程プログラム, 共同博士課程プ ログラムについて言えば、幾つか、何人かの教授陣 がベトナムの作業に参加してくる可能性があったと 思いますが、しかし、ベトナムでどんどんプロジェ クトがなくなっていくと、それに関しての人材の導 入も少なくなってきて、更にまた教授間、先生方の 間の情報流通も少なくなっていったという次第であ ります。このようなプロジェクトに関して言うと、 少なくとも活動をできるだけ教授間で情報を広げて いくということが重要だと思います。ルンド大学の 教授陣は、かなりベトナムのプロジェクトで彼ら自 身得たところがあったと思うのです。人材開発とい う点でもそうですし、さらに資金を得て、より多く の教授陣をルンド大学でも採用できた、そういった ような恩恵も教授陣側にあったと思うのです。よっ て、一緒に教授が参加することによってこういった 良い点も自分たちの中にあるのだということを示す ことによって、その継続の可能性というのは増えて くると思うのです。

以上です。

○司会(江藤) それでは、他に御質問ある方、どなたかいますか。

○今泉 日本貿易振興機構アジア経済研究所の今泉 と申します。小松弁護士に質問いたします。

日本の法整備支援についての研究では、日本の法整備支援の特徴の一つとしまして、民間コンサルタントの利用が少なくて、法曹ですとか、法学者が中心に役割を果たしてきたということを指摘しております。そういうふうに、近年、日本の特に大手ローファームがアジア進出をどんどん進めておりまして、そうした観点から、ローファームの方はこういう法整備支援をどのように位置付けているのでしょうか。今後、ローファームの役割が法整備支援の分野で拡大すると見ているのでしょうか。

御報告の中で特にチーム力というものを最後に強調されておりましたけれども、そういう意味で、もしかしたら、ローファームだからこそできるところがあるのかなと思いますので、その辺りをちょっと深く説明していただければと思います。

○小松 法律を作るお手伝いをこれからしていくに 当たってのローファームの役割という御質問ですけれども、我々としても、是非お役に立っていきたいと思っております。お役に立てる部分として、特に専門性の高い法律、例えば我々が行っているミャンマーの証券取引法の支援などは、もちろん学者の先生方やアカデミックの先生方の関与は必須ではございますけれども、実際、今、国際社会でどういう形で法律を使ってどんな実務が存在しているのかというところについて、我々は日々業務でそれを扱っておりますので、その部分を、特にそういった観点から御協力するということが可能ではないかというふうに思っております。

あとマンパワーの点ですけれども、特にミャンマーで感じているのは法整備のみならず社会の発展の速度がものすごく速くなっていますので、今グローバル化が進んでいて、本来であれば数年、数十年かけて起こるような社会の変化というのが1年ぐらいで起きるような状態になっていて、法整備自体についても、短期間で仕上げたいというニーズをミャンマーの人たちと話していても非常に感じるところがあって、短期間にやるためにはやはりマンパワーというのがそれなりに必要でございます。

ですので、法整備していく中で我々チームを組んで、例えば証券取引法の整備であれば、5人の弁護士でチームを組んで対応しているわけでございますが、またそれぞれの弁護士が、金商法一つをとっても、それぞれの得意分野が金商法の中でもあるという、そういった5人がチームを組んで、学者の先生方や官庁の方々と一緒に今支援をしているという現状でございまして、今後も恐らくそういったニーズ

というのがどんどん出てくると思いますので、我々 としてもそういった形で手伝いをしていきたいと思 っています。

○司会(江藤) よろしいでしょうか。他に質問のある方。

○松浦 名古屋大学の松浦でございます。小松先生 に一つ御質問があります。

ドナーコーディネーションということから考えて、 どういう形のコーディネーションをすれば良いとお 考えでしょうか。ある程度コンセプトをお持ちなら ば、教えていただきたいと。

例えば、先ほどおっしゃったように、ミャンマー の現行法を示すということになったときには、一部 の法律を集めるだけでは駄目で、常にその情報を更 新しなければなりません。法令を電子化して、管理 するというのは一つのやり方です。そういうことを 行った典型的な例は、オーストラリアのタスマニア 州です。同州は、全部の法令を 1990 年代に電子化 して、法令改正を追えるようにしました。そういう 経験を持った機関に参加してもらえば、現行法を確 定するという仕事は、すぐに陳腐化する手作業のア プローチから全法律分野についてデータを継続的に 管理するアプローチに変化します。今調査なさって いるミャンマーというのは、そういう意味ではドナ ーコーディネーションをするのに非常に良い例なの ではないかと考えます。そこでどういうふうなコー ディネーションをすればいいかというコンセプトが 必要な気がするのですが、調査なさっているところ で幾つかアイデアがあれば、教えていただきたいと 思います。

以上です。

○小松 そうですね。今お話に出た現在有効な法律を明らかにするという作業については、まず、今、紙になっている法律を集めてきて現在の姿をはっきりさせることはいずれにせよミャンマーの方々にもやっていただく必要がありますけれども、その先で

すよね。今、私のレジュメではパブリッシングとか本を前提にしたような言葉になっていますが、おっしゃるように、今、日本も法令をインターネットで全部公開しておりますので、ミャンマーにおいても日本の法令の電子での公開を行ってこられた方などのノウハウやそのシステムも導入して、一気に紙を飛ばして、インターネットで法律を見られるようにするところまでコーディネートして支援する。例えば、そういった発想で、いろんな方が集まってチームを作ってやっていくというのは一つ面白いのではないかというふうに思っています。

もう一つは、どの法分野を整備するかということについて、ミャンマーの方とお話をすると、それ自体がなかなか決められないと、全ての法分野について古いとは認識しているので、やれることは何でもやりたいんだということになっていますので、コーディネーションとして一番まず大事なのは、優先順位を一緒に付けてあげるということが非常に大事なのではないかと思っております。

ミャンマーの官僚の方々も非常に優秀ですけれども、数が限られていまして、全てアトーニー・ジェネラル・オフィスというところで法令を審査して出すという日本の内閣法制局のようなやり方をして、しっかりはしているんですが、そこでボトルネックになって処理が止まってしまうというところがございまして、そこのキャパシティーもにらみながら、ミャンマーにとって現時点で一番必要な法律は何で、その次が何で、何から順番にやっていきましょう、どういった順番でやった方がより整合的な良い法律の整備というのができるかということを一緒に考えてあげるというところからのコーディネーションが必要なのではないかというふうに思っております。○司会(江藤) 他にはどうでしょうか。東京会場ではどなたか質問がございますでしょうか。

子浦さんと、小松さんに質問です。子浦さんのプ

○佐藤 どうも東京大学の佐藤安信です。

レゼンの中で、いろいろな国際機関との連携の話が 出てきたのですが、世界銀行とか、アジア開発銀行 (ADB) あるいは私が勤務しておりました欧州復 興開発銀行(EBRD),こういう JICA の大きなマ ーケット開発ということで、当然絡むところがある と思うのですけれども、法律関係では連携・調整と いうのが具体的にどうだったのかなということを、 余り詳しくなくてもいいので教えていただきたい。

それから、国際機関と言うと、開発関係でなくても、UNDP以外にも国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)とか、あるいは環境であったらユネスコとか、労働問題であれば国際労働機関(ILO)とかたくさんあるわけですが、こういったところとの連携ですね。組織上の連携はするのですけれども、法整備支援という部分での連携はどうなのかなということです。特に恐らくこれは、日本の中の縦割りである財務省や経産省の関係の組織と外務省やJICAのラインということからすると、省庁の縦割りのこういった形の連携というのは難しいのかなと思うのですけれども、今後の展望という点も触れていただけたらと思います。

それから、小松さんにつきましては、私、ミャンマーは全く無知でありまして、今回初めてミャンマーは成文法との組合せだということ、ちょっとびっくりしたのです。イギリスの統治からすれば当然コモン・ローだと思うのですけれども、その趣旨というのは、いわゆる司法がコモン・ローで法律が成文法ということなのか聞きたいのと、それが余り機能しないというか、インドのような形にはなれなかったというか、当然、軍事政権を含めて、司法は機能していないのだろうということは推察するのですけれども、つまり関連法とかを含めて裁判所の機能ですね。

やはり今まで日本が扱ってきたフランス法を継受 した種類とは違う問題点が出てくるのではないか。 つまり、もう少し応用編として裁判所あるいは裁判 官の養成ということについて、今日も初めに出ていた教育という、人材育成といった法的支援については、単に条文を作るということだけではないアプローチというか、そういう部分でこの問題点の今後の展望を分かる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○司会(江藤) ありがとうございます。

それでは、今、子浦課長と小松先生に質問が出ま したが、最初に子浦課長からお答え願えますでしょ うか。

○子浦 佐藤先生、どうもありがとうございます。 まず、世銀や ADB といった国際金融機関とどの ような連携を考えているか、あるいはやっているか ということですけれども、世銀につきましては昨年、 世銀・IMF 総会が日本で開催され、ちょうどその機 会に、私どもが後援をさせていただきましたが、東 京大学で世銀の副総裁をお招きしたミニシンポジウ ムを開催されたと。その中でも世銀が正に法整備支 援分野を、世銀自身がナレッジ・シェアリングとい う言葉を使っていたかどうかちょっと私は失念いた しましたが、様々なナレッジを集めようというよう なフォーラムを作って、それに対する日本の国内の 研究機関であるとか、法整備に関する援助機関の参 加、協力を呼びかけていたというようなことがござ

何ができるかというところはありますけれども、このナレッジ・シェアリングに向けた取組の中で、やはり JICA 自身が更にもっと我々自身の経験を発信していくというところで、それは研究のための資料になったりするということもあると思いますので、世銀あるいはその他の国際的なそういったフォーラムへの協力というのも今後考えていきたいなというふうには思っております。

それから、その他の国連の専門機関なども、佐藤 先生がおっしゃいましたように、法整備支援の取組 というのはそれぞれの機関のマンデートに沿った形で行っているというところがございます。こういったところとどう協調・調整していくのかということについては、やはり一番最初に申し上げたような現地、それぞれの国ごとに持たれているドナー会合でどういったことをやっているのか情報を収集し、必要に応じて協議・調整していくという方法を採るのだろうというふうに思います。

ただ、ここで少し注意しなければいけないなと思 っているのは、佐藤先生も日本の省庁の縦割りの話 をされましたが、ドナー会合も縦割りでできている ということです。ですので、法整備支援のプロジェ クトの専門家あるいは事務所の担当者は、例えばリ ーガルセクターのドナー会議に出ても、取れない情 報というのがございます。実際には、それが例えば 金融のセクターで議論をされていたりだとか、ある いは例えば労働であるとか、そういったような別の セクターで議論されている可能性がある。そういう ことを考えますと、特に法整備支援、日本はですね、 特に基本的な法律の整備などを行っている国におい ては、ちょっとアンテナをもう少し高く張らないと いけないこともあるのではないかということを、過 去の事例を今回の発表のために調べた結果、少し反 省点として感じたところです。

とはいえ、現地の方でも非常に人手が限られておりますし、基本的には長期専門家のそれぞれのプロジェクトの活動のほとんどが相手国、カウンターパートとの間の活動で大変多忙であるというところがございますので、事務所の、あるいはプロジェクトの現地人のスタッフの方に情報収集のために参加していただくとか、何か工夫をしながら、さらに情報を取って、関連の分野で法整備支援が行われそうな情報をキャッチしていくということが必要かなというふうに考えております。

○小松 私からは2つ目の御質問についてお答えしたいと思います。

います。

コモン・ロー的な要素を持っているけれども,成 文法の国家であるミャンマーにおいて裁判官,司法, 裁判官の目指す法曹育成という意味で今後どういっ たことが課題になるかと,そういった御質問だと理 解しております。

若干,何でコモン・ローなのに成文法になっているのかという背景から申し上げると、もともとイギリスの統治下ではコモン・ローでした。裁判所が法創造の権限を持っていたということでございます。ただ、イギリスから独立した後、社会主義や軍事政権が続きまして、そういった体制の下では裁判所が政権党を離れて法律を作っていくということ自体がなじまないということで裁判所による法創造機能が奪われ、そして法律自体も、経済的な発展というのが止まっていたということもあって、改正する必要がなかったということでございまして、成文法国家なのに昔のコモン・ローの法律を使っていると。

要するに、判例による補充を前提として作られた 法律を補充せずに使っているという状況でございま すので、さっきの不法行為法の例のように丸ごと法 律分野が1つ欠缺しているとか、本来、成文法の国 であれば定義規定をちゃんと置いて概念をはっきり させて法律に書き込むところを、コモン・ロー的な 概念をそのまま使って定義をせずに使っているとい うような形で、精緻さの面でやや欠けているという 部分があると。これを今後、法律を急速に整備して いく中で、新しくできる法律についてはきっちりと した作り込みがされていくと思います。

ところで、法曹養成という観点から見ますと、実は今、ミャンマーの法曹の教育の最前線に立ってやっていらっしゃる大学の教授の皆さんは、実はイギリスに留学をしてコモン・ローの教育を受けてこられた50代後半から60代の非常に優秀な先生方であるという状況にございます。もちろんもともとのスピリッツがコモン・ローにあるわけですので、それに基づく教育が継続されるのは非常に大事だと思い

ますが、恐らく今後の課題というのは、新しくできてくる法律、モダンな法律に対応した教育をする能力を持つ教授陣の育成というのがまず第一でありまして、恐らく法整備の支援にミャンマーサイドで関わった人たち、ミャンマー側のワーキンググループの人たちがそういったモダンな法律を学生に教えるという役割を担ってくるんだと思いますが、それだけでは恐らく数は足りないので、新しくできる法律を教える人たちをまず育成すると。

その人たちが、ミャンマーの場合、教育自体は非常に機能している部分もありますので、学生を教えると。法学部生が弁護士、裁判官、検察官、そして官庁の方々になっていくわけですので、そういった形で教育の面で今後体制を補充していくという必要性があるのではないかというふうに思っています。逆にこれがうまくできないと、法律は作ったけれども、実際にそれを使う人が理解できていないという状況が起きかねませんので、繰り返しになりますが、新しい法律を教える人たちの育成が大事であろうと思っております。

以上です。

○司会(江藤) ありがとうございます。

それでは、これをもちまして第2部を終了いたします。

(休 憩)

## 第三部 全体討議

○司会(江藤) それでは、これより第3部に入ります。

第3部の進行は国際協力部部長,野口元郎が行います。ただいまよりマイクを野口部長にお渡しいたします。よろしくお願いします。

○野口 ありがとうございます。

今から 5 時 50 分くらいまで、約 2 時間弱、全体 討議ということで時間があります。本日は、セッション 1 とセッション 2 でそれぞれスピーカーの方々



野口元郎部長

へ御質問いただきまして,不十分ながら,そこで Q&A の時間もそれぞれ取っております。そこで, セッション3では,まずはセッション1,2のスピーカーに対する御質問ではなくて,今日会場においでの皆様方から,情報を共有するという趣旨で,現在行っている活動などについて御説明いただく御発言を最初に幾つか頂きまして,その上で時間があれば,さらに個別のスピーカーに対する御質問,又は相手方不明の御質問のようなものも頂いておりますが,そういうものに移りたいと思います。

実は、この法整備支援連絡会、今回、第 14 回で ございますけれども, 私は, 本日, 総合司会をして いる江藤教官と同じ立場で,第1回,2000年のこ の連絡会に参加しております。その際は、まだ国際 協力部もできておりませんで、日本政府が 1994 年 ぐらいから法整備支援を始めて、今の霞ヶ関の法務 総合研究所の赤れんが棟を拠点に立ち上げ期として の活動をしておった頃でありました。そこで 1996 年ぐらいから私もそれを仰せつかってやっておりま したが、4年ほどたちまして、いろんな機関が法整 備支援若しくはそれに類する活動をやっているとい うことで、一つ、とりあえず国内だけでも情報共有 をした方が良いのではないかと、そういうことを思 い付いて、第1回の会議を2000年の1月でしたか、 私がアジア開発銀行に出向する直前に行ったもので ございます。それが綿々と続きまして、本日、第 14回を迎えておるわけです。

第1回のときは、そういう趣旨で行ったこともありまして、それこそ、その日御参集いただいた数十の機関から、今、自分のところでどういう活動をやっているというようなことを本当に、1機関3分ぐらいだったと思うんですけれども、手短に御披露いただきまして、参考資料等も持ち寄っていただきまして、まず当時日本でその手の活動をやっていたところ、若しくは、これからやろうとしていたところ、そういうところが情報共有をするということで始めた経緯がございます。

昨日、本日の議論を聞きましても、やはり情報共有というのは内外のドナーのコーディネーションの大前提であると、まず相手の存在と何をどういうつもりでやっているかということを知らなければ先に進めないだろうということで、情報共有というニーズはいまだに存在していると考えております。そういうこともございまして、せっかくの機会ですので、本日御参集の皆様から活動報告のような御発言があれば、まず頂きたいということで進めさせていただきたいと思います。

それから、幾つか御質問、コメントなども頂いて おりますけれども、時間の関係で恐らく全部は処理 できないと思いますので、こちらの方で適宜まとめ させていただく、若しくはお一人から複数の御質問 を頂いている場合には一つに絞らせていただかざる を得ないと思いますので、あらかじめ御容赦いただ きたいと思います。

それではまず、活動発表の関係で幾つか御提案を 頂いておりますので、最初に高知短期大学の桑原尚 子さんから、先ほどの東大の佐藤安信先生からも御 報告ありました世銀のグローバルフォーラムに参加 された御報告などを頂ければと思います。恐縮です が、時間の関係で、お一人5分以内程度ということ でお願いいたします。

では、桑原さん、お願いいたします。

○桑原 ありがとうございます。高知短期大学の桑

原と申します。

昨年12月に世界銀行の本部で開催されました「The Global Forum on Law, Justice and Development」の会合へ、同フォーラムには東京大学、名古屋大学、同志社大学といった日本の大学が加盟しておりまして、そちらへ東京大学の枠から出席いたしました。この場を借りて、せっかくの連携・協調という機会ですので、フォーラムの御紹介を簡単にしたいと思います。

同フォーラムですが、これはドナーである、世銀、UN 関係の国際援助機関、二国間援助機関、例えばドイツの GIZ、などが既に加盟しております。その他、各国の法務省に関しましては、アルメニアの司法省、トルコの司法省なども既に参加をしておりました。あとはアメリカ法曹協会(ABA)なども協賛をされているようです。NPO も積極的に参加しているようでした。昨年、私が参加した時点では既に100以上の団体が加盟をしている状況でした。

昨年度は第1回目ということもありますので、まず顔合わせという面もありました。既にテーマ別ワーキンググループが設置されておりまして、それが中心となって5日間にわたってセッションを行いました。そこで気付いた点について3点を指摘したいと思います。まず1点目は、現状について、同フォーラムが今どのような段階にあるのかということです。2点目は、連携・協調という面から同フォーラムがどのように資する、有益な機能を果たし得るのかということです。3点目は、課題は一体何かということについてです。私は法整備支援の実務をJICA専門家として5年半行い、現在大学教員をしていますので、そういったバックグラウンドを持つ者から見て、この3点についてどういう印象を受けたかということを簡単に御紹介したいと思います。

現状ですが、既にテーマ別のワーキンググループができています。最も大きなのは、世界銀行と国連がイニシアチブをとっているものですが、Justice and Rule of Law Reformです。このワーキンググルー

プへは 72 機関が既に参加を表明しています。その他に環境、汚職、法と経済学があり、最後がEmpowerment and Equity for Diverse Societies でして、こちらは NPO やユニセフ等の子供、女性などをターゲットとしたものとなっています。今年度につきましては、12 月に同じような会議をすることになっていまして、どのようなセッションを行うかということについては既に動いている状況にあります。

あと、2点目ですが、連携・協調に一体どう資するのかというのが恐らく一番気になるところなのですが、参加してみまして思ったのは、まず今まで点としてあった情報が多分今は線ぐらいになっているのではないか、つまり、各国でドナー協調であるとか、例えば私が赴任していた中央アジアでもドナー間での情報共有などがありましたが、これが国、地域、機関といった枠組みを超えて、面としてグローバルな規模で情報がシェアされている大きな土俵が1つ作られたのではないかと思っています。まだ始まったばかりですが、情報集約という面に加えて、ルンド大学の先生の御報告にもありましたが、パーソナルネットワークを基点としたパーソナルなものから組織としてのネットワーク作りに資するのではないかというふうに思っています。

3点目、課題ですが、これは私の専門一アジア法、開発と法、イスラム法一から見て気になった点ですけれども、国家法中心主義という面が非常に強く出されていたように思います。本日お話がありましたUNDPの御指摘、午前のセッションでありましたインフォーマル・ジャスティスの面がやや欠けていました。今後の課題としては、実際の法整備支援において法がどう機能するのかということを実施面で捉える場合には、インフォーマル・ジャスティスやリーガル・プルーラリズムの問題を視野に入れることが課題ではないかと思っています。

これについては同フォーラムにおいて指摘がありましたが、インフォーマル・ジャスティスなどを視

野に入れると、その調査に非常にコストがかり結果としてプロジェクト・コストが上がってしまうという難しい面もあります。そこで、今、大学で働いている関係から申し上げますと、既に 20 年ほど法整備支援が行われていますので、ベストプラクティスの蓄積もあると思いますから、大学や研究機関が貢献できることというのは、恐らくこのベストプラクティスを学問的あるいは科学的な視点から分析することではないかと感じている次第です。

○野口 ありがとうございます。

世界銀行の「The Global Forum on Law, Justice and Development」というのは、昨年くらいに世銀の本 部が立ち上げた新しい試みですが、正に我々が今回 議論しているネットワーク作りの典型的なものとい いますか、非常に大規模なものであります。昨年の 10 月に世界銀行の担当上級副総裁が世銀・IMF 総 会で来日したときに法務省にもお招きしまして、こ のプロジェクトについて御説明いただきましたし、 その後,同じ日に午後,東大で開かれたシンポジウ ムでも御説明いただいております。既にその時点で 東大と名古屋大学、同志社大学が参加しておったと 思いますが、鮎京先生が首を振っているところを見 ると、違うのかもしれませんが、いち早くその3つ の大学が参加表明をされ、既に昨年の 12 月のロー ウイークに参加されたというふうに聞いております。 法務省におきましても, 遅ればせながら, 参加の 方向で検討を進めておりますし、それから財団法人 国際民商事法センターも同じく参加の方向で検討さ れている状況でございまして、世界銀行のような非 常に大きな組織が正にグローバルな規模で作った土 俵ということで、やってみないと分からない部分も 多々あると思いますけれども、私どもも積極的に貢 献して、できるだけそういうフォーラムから学び、 かつ、こちらがシェアできるものはインプットして いくことを検討しているところでございます。

次に、活動発表ということで、これは JICA の活

動になりますけれども、JICA の中国プロジェクトで現地の長期専門家として活躍されております白出弁護士から、現在の中国でのプロジェクトの状況などについて簡単に御説明いただければと思います。 〇白出 中国民事訴訟法、民事関連法及び行政訴訟法、行政関連法の個別専門家の弁護士の白出です。 47期の弁護士です。

本日配布した資料の中の法整備支援活動年表のと ころに中国関連がございますので、それを見ていた だければ、少し話が分かりやすいかと思います。

現状ですけれども、この表にある 2007 年から始まって 2008 年から専門家を派遣して開始した中国 民事訴訟法及び仲裁法プロジェクト及び 2010 年開始の国別研修中国民訴法・民事関連法での法制度整備支援及び協力を受けて、昨年8月末にやっと中国 民事訴訟法が成立いたしました。改正項目は 90 項目ほど、80 か所ほどの修正の条文がございます。 ここで改めて現地セミナー、本邦研修などで御協力いただいた先生方、今日この場にいらっしゃる池田 辰夫先生、あるいは御担当の江藤教官を初め法務総合研究所の皆様にお礼申し上げたいと思います。

今回、具体的な修正の中身、あるいは、さらにこれまでの研修等で提供した日本の知見がどのように反映しているかについては、最新号の ICDNEWS53 号の 75 ページ以下に、2回に分けてになりますけれども、紹介の記事を書かせていただいておりますので、詳細についてはそちらに譲りたいと思います。本日、テーマでございましたドナー間での協力パートナーシップという観点では、私たちのカウンターパートである全人代法制工作委員会民法室あるいは行政法室、ここでは草案を作成する際にアメリカ、ドイツ、そして日本の比較法的な検討を経たものであることが必須とされているのですが、私あるいはJICA の中国事務所のガバナンス班とともにこれまでドナー、具体的にはドイツの GIZ あるいは UNDP、さらには EU 法官学院、法官というのは裁判官です

ね,こちらでそれぞれヒアリング,あるいは意見交換の機会を持ちまして,カウンターパート機関である全人代のニーズがどの辺にあるのかということの調査を通して,できるだけ効率的な支援を図れるように工夫をしてまいりました。

具体的には、特に訴訟法との関係では、大陸法についてはまずドイツのオリジナルのものを学んで、それをベースにしながら日本でそれがどのように応用されているのか、さらには社会的な、経済的な構造が比較的似通っている日本社会で起きている問題、事件、これについて実務の対応等についての立法的な課題を明確にしたいというのが全人代のニーズのようでございました。

先ほど、JICA の子浦課長からの御報告の2で、 日本国内の協調・連携についてというお話がござい ました。御報告にもありましたように、中国の民事 訴訟法セミナー、これが8月末に法律が成立して、 公表されてからすぐ 10 月 11 日に私が講師になって セミナーをさせていただきました。この点、中国で も改正法の素案についてはパブリックコメント、こ れが行われています。そして、実際には中国在住、 中国にある日本企業の意見、これは現地の日本商会、 あるいはジェトロさんなどが取りまとめて、草案へ の懸念だとか、あるいは疑問点だとか、このような ものをまとめてパブリックコメントとして提出され ていたんですが、このセミナーでは実際に成立した 改正法の内容と、それらの日本企業の懸念、あるい は疑問はどのようなものなのかについて具体的にコ メントさせていただいて、この点、非常に好評でし た。

現在,カウンターパート機関である全人代法制工作委員会の民法室,あと行政法室との間では,まず民法室の間では消費者権益保護法,この改正を現在行っています。実は来週からこの会場で 10 日間ほどの消費者権益保護法改正のための本邦研修を行う予定でございます。また,行政法室との関係では,

行政訴訟法, さらに環境保護法, 今日お越しの市橋 先生, あるいは本多先生に御協力いただいて, 引き 続きこの改正にタッチしております。実は, 民訴法 で日本にない公益訴訟という, そういう制度が入っ て, その公益訴訟の各論として消費者公益訴訟, あ るいは環境公益訴訟が現在行っているそれぞれの法 律の中で具体化されるという引き続きの案件になっ て現在進行しております。

ただ、このいずれの分野についても日本企業にとっては非常に興味、関心の高い分野、逆に日本側が被告にされる可能性が高い、そういった分野でして、日本商会等からは現在の協力状況、消費者法と環境法という話をさせていただいたところ、同様のセミナー、できるだけ法律が成立した早い段階でこれを是非提供してほしいというニーズがあったということをここで御報告しておきたいと思います。

先ほど、もちろん法整備支援、支援相手国のため というのは大事ではございますけれども、先ほどの キーワードで、日本も同時に元気になる ODA を目 指すというお話がございました。そういった意味で 日本国内へのひ益という意味では、引き続き非常に 重要な分野で協力を続けているというのが中国の現 状でございます。

以上でございます。ありがとうございました。 ○野口 ありがとうございました。

続いて、日本貿易振興機構ジェトロ・アジア経済 研究所の今泉研究企画課長から御発言いただきます。 ○今泉 今泉です。

アジア経済研究所では直接法整備支援には携わっておりませんが、2点ほど、皆さん御関心あると思われる情報を提供したいと思います。

一つはミャンマー関係でして、今、研究所は国際機関、国際的なシンクタンクなのですけれども、 Economic Research Institute for ASEAN and East Asia— ERIA という団体を立ち上げまして、こちらはもう 国際的な国際機関としてのステータスを持っており、 ジャカルタに本部がございますが、この ERIA がミャンマーに対して今、開発プログラム作成を支援していまして、そこに研究所のミャンマー担当者を派遣しておりますが、そのプログラムの中にやはり法律の分科会がありまして、そこで法律面でのマスタープランといいますか、そういう計画を作ろうという動きがございます。

ただ、聞くところによりますと、今いろんな機関が入っているために人材の確保に困っているということで、JICAの方の法整備支援も同じ問題に直面されているのかもしれませんけれども、かなりそういう現地の人材などというものは事業の進捗に支障を来しているというように思います。

それから、もう1点ですけれども、全く今度は別の事業なのですけれども、ジェトロの方では中国などにおける知的財産保護の事業も手掛けておりまして、例えば中国ですと、模倣品対策のために国境地域の税関ですね、カスタムオフィサーに対する研修、どうやって違法な商品を見付けるのかとか、そういう事業もしておりまして、実は昨年度、法整備支援連絡会のときに、もっと他の司法分野の法整備支援以外の者もこの場で意見、情報、協議したらどうかという御提案があったと思いますが、今回は準備しておりませんけれども、また来年以降、機会を頂ければ、もう少し詳細な情報を提供したいというふうに思っております。

以上です。

○野口 ありがとうございます。

次に、これは活動の御紹介ということではないと 思いますが、東京会場の方から総合研究開発機構の 西山さんから御発言があるようですので、東京会場 の方、お願いいたします。

○西山 御提案,御指名ありがとうございます。私, 公益財団法人の総合研究開発機構,俗称 NIRA とい うところで主任研究員をしております。 我々のところでは、法制度を各国に整備支援する という活動はしておりませんが、経済を発展させる 上で法制度というのが非常に重要な役割を果たして いるという観点から、経済支援の上で日本がどのよ うな役割を果たせるのかという政策提言を行えない かという視点で今回参加させていただいております。

貿易や海外への投資が発達するためには国際的に 統一されたルールが普及していることが非常に重要 だと思います。その上で、先ほど佐藤先生の御質問 に子浦さんが答えた中で多少言及があったのですが、 各国際機関が作った条約が広がっていくことが重要 だと思うのですが、各国の締結がなかなか進まない といったような状況があります。例えばですが、私 がよく仕事の関係上で見ていた国際海事機関 (IMO) というところでは改正議定書も含めて 60 近くもの条約が作られておりますが、半数弱が未だ に発効に至っていないという状況です。

もう一つあるのが、条約というのはそれぞれの条 文に非常に癖がありまして、それぞれの国によって 親和性の高い法体系になっているものと親和性が低 いものというのがあって、先進国でも全ての条約に 加盟しているところというのは一つもございません。 こういったことから考えますと、各国の法支援をす る上で、将来的に国際条約の締結も見据えますと、 自国が優位性を持った産業に関する国際条約と親和 性の高い国内法にすることをにらんでやっていくこ とも一つ重要な点なのかなというふうに考えており ます。

このような観点から、各国際機関がうまく連携し、 それからその国の支援、ODA も連携して戦略的に 議論するような場というのはないのか、また、もし ないのであれば、今後そういう場ができる可能性は あるのかというところについて質問させていただき たいと思います。どなたに質問すべきか分からなか ったので、今この場で質問させていただいておりま す。ありがとうございます。 ○野口 この問題は国際側から見てということで、 一番広く条約関係等を扱っておられるモレケティさ んにとりあえずコメントいただきたいと思います。 ○モレケティ ありがとうございます、御質問いた だきまして。

まず、初めに申し上げたい点としては、確かに諸 国が国際条約を批准し実行するというのは極めて重 要です。国際条約というのはそれが基になりまして、いわば規範としての枠組みを、実施、実行について 与えるものであり、それらをベースにして普遍的な、 世界的な宣言が広がり、それを約束した加盟国が実 施していくわけです。国連も加盟国で批准実施国と いうことになりますが、この実施ということについ て申し上げたいと思います。

どの程度、加盟された条約がきちんと実施しているかということに関連しての質問かと思いますので、まず申し上げたいのは、世界的な人権委員会の定期的見直しというのがあります。この点に関して全ての加盟国、つまり署名国というのが見直しをされることになり、すぐに次、2回目の見直しというのが批准した後になされます。これはPLDPのプロセスとなっていて、先進国であれ、あるいは発展途上国であれ、批准した諸国というのはピア・レビューを受けることになっており、進捗について見直しがなされます。これが人権条約についてということです。

2つ目で申し上げたいのは、もう少し詳細になりますが、これは国連の腐敗防止条約であります。この条約に対しては、それを批准していく国が増えておりまして、特にこの条約に関しましてはピア・レビューがやはりなされます。実施がどの程度なされているかということでピア・レビューがなされるわけです。そして、その中ではそれぞれの諸国の事情ということも鑑みられるわけですが、普通は2か国の政府が第三者としてピア・レビューを行います。

さらに、その中では、その国の NGO が参加して、 彼らの存在している国や政府がきちんと実施してい るかということを見るわけです。例えばアフリカです。アフリカでのピア・レビュー・メカニズムというのがあり、その中で遵守がどの程度あるかということが見直されますので、かなり遵守程度は高い。一方で、アジアにおきましても、その遵守程度が完遂されています。

このネットワークにも関連して話ができると思う んです。どの程度連携できるかということも関連し ていると思います。アジア・太平洋 "インテグリティー・イン・アクション" ネットワーク, これは AP-INTACT という組織ですが, これは UNDP のガ バナンス部門が支持しています。このネットワーク が定期的に情報を提供しています。

例えば1月 22 日でありますが、このネットワークに関連してアジア地域で活動しているグローバル企業は数多くの国レベルあるいは他国においても汚職に直面している、そして、この法律、条約をきちんと遵守するようにということが載っています。国連の汚職防止条約においては、実際にそれらの加盟国に対して汚職防止の法律が国内で整備され、きちんと国際条約を遵守するようにということが言われています。

また、1月22日、このネットワークにもう一つ情報として載ったのはモンゴルの議会で法案が導入されたということで、これは興味深い法律でした。初期のパネルからの議論結果として出てきたわけで、この議員が出した法案というのは、政府高官の腐敗防止のための権利の制限に関する法案でした。ハイレベルな高官の配偶者や子供は外国銀行口座の保有が限定され、外国企業への投資も制限され、外国株株式取得も制限される、ギャンブルも駄目というものでした。特に高官に関しては、モンゴル人の配偶者でない場合には、外国人配偶者のモンゴルの様々な権利法に関しての制限があったわけです。モンゴルにおきまして例えば官僚においてはモンゴル国籍がない人の場合にはどうするかということもいろい

る検討されました。唯一、こうした情報がきちんと 要求に関して明らかにされるには、ネットワークが あって初めて可能なわけです。アジア・太平洋の AP-INTACTというのが正にその一例なわけです。

したがって、この2つを組み合わせることが必要で、まず、これらを組み合わせることによって国際条約の批准が、または加盟ができ、それによってさらに実施にも力が入れられるわけで、これはピア・ビューの仕組みが入ることによってできるわけです。人権委員会がこれを可能にしました。国連条約で汚職防止に関しても行える仕組みが入っています。これが1つ。第2点として申し上げたい点、これは少し遅れても歓迎しているんですけれども、ニーズとしてネットワークを検討しなければいけないということです。地域社会でどういう実施をしているかということもネットで見ることが必要です。ありがとうございました。

○野口 ありがとうございました。 ザネッテイさん,何か加えることはありますか。

○ザネッテイ ありがとうございます。

簡単に申し上げます。国際条約、他のタイプのもの、特に貿易都市に関わる条約ですが、国際的なものだけではなく、地域間の条約に関してもですが、一つ申し上げたいのは、こうした条約を交渉するとき、よく忘れるのは、途上国がスキルや知識を十分に持っていないがために平等な立場で交渉ができないということです。これも考えていかなければなりません。我々国際社会としては、その部分を埋めるお手伝いが必要です。

途上国のステークホルダーに技術的に高度な実体的,本質的な知識を提供する支援を,経済や法の分野でしていかなければなりませんし,また交渉力,交渉のためのスキル,国際条約の交渉スキルを身に付けてもらう支援が必要です。そうして初めて地域条約や国際条約というものが執行可能となります。本当の意味で,きちんと交渉され,何を交渉してい

るか分かっている形で交渉されて初めて実効力があるわけで、国連において外交会議などにも出て新しい条約の採用にも関わったことがありますが、これで実務を学ぶことができました。

そして、日本の代表団の方には感動しました。 8 人の方が来られ、 8人が月曜から金曜までずっと毎 日毎日会議に参加され、お一人お一人がそれぞれ幾 つかの条文ごとに担当して 100%準備を整えてこら れたわけで、私の国、あるいは多くの他の国の代表 団、特に途上国の代表団というのは、例えば朝、会 議場にやって来て、その後、1週間ずっと買い物に 時間を費やして閉会の式にだけやって来るというも のでした。非常に悲しいことであって、国際条約が きちんと交渉されていないのが残念です。決して平 等の立場ではなかったわけです。ネットワーキング あるいは連携、協調という話をしていますが、途上 国のステークホルダーのエンパワーメントが重要で す。国際条約の交渉力を付けてもらうことが必要で す。ありがとうございました。

○野口 この問題は結構私は重要だと思います。先 ほど来、支援におけるニュートラリティーというこ とが何人かのスピーカーから出ましたけれども、要 は、自分の出身国の法制度を移植するといったアプ ローチではないんだとすると、何か世界共通なニュ ートラルなものがあるという前提だと思うんですね。 それは一般にインターナショナルスタンダーズとか 言われているもので、私もカンボジアのクメール・ ルージュ裁判ではそれをやることが使命だったわけ ですけれども、果たしてインターナショナルスタン ダーズというのがそう明白に存在する分野ばかりな のかということは常にあるわけでありまして、恐ら く民商事法分野、特に WTO だとか UNCITRAL と か、そういう統一法レベルのものができている分野 では比較的今言ったようなことが言いやすいけれど も、そうでない分野、もしくは非常にリージョナル コンテクストが重要である分野というのもあるので

はないかと思います。

そこで、この質問に関する最後の御発言として、 主にこういう問題を専門に扱っている HiiL ですね、 The Hague Institute for the Internationalisation of Law のバ レンドレッチさんに少しコメントいただきたいと思 います。

○バレンドレッチ ありがとうございます。野口さんがおっしゃったこと、それから、他の方々のお話ですけれども、国際機関におけるコンプライアンスの問題です。ドナーの調査も我々行いました。国際的な規制あるいはそれに関わるネットワークについての調査もしましたが、一つ興味深かったのは、既成ネットワークがどんどん出てきて、そしてお互いに非常に高められていたこと、アフリカのネットワークについてモレケティさんが先ほど言われましたけれども、それも一つの例です。

そして、インフォーマルな場で政府の人たち、場合によっては、高官であるとか、あるいは指導者たちが集まります。そして、腐敗の問題、汚職の問題などを取り上げ、議論し、条約締結国のコンプライアンスなどを見て、また新しいガイドラインについても議論もします。これはインフォーマルなレベルでの法の支配の確立を目指すものです。結果として分かったのは、フォーマルな国際法からインフォーマルなネットワークへの動きは政府のユーザーたちの間で見られるということです。

そうなると、一つの心配は、ネットワークの統合性に関してです。世界に対してどうなっているかがよく分かることが必要であり、それを具体的にしていかなければなりません。そして、政府、指導者間、また例えば各国の腐敗理論についての評価をするとか、また腐敗防止条約、国連のこの条約に対するコンプライアンスを見るということが必要だと申し上げなければならないし、またその評価を公表することも必要です。これは、公開され、統合性があれば、より力あるものになります。

一方、政府にとっては、そしてデータを公表することはそれほど容易ではない、特にマスコミに出したくないということもあります。ですから、透明性を見直すことは非常に重要であり、他の参加者の方々からもコメントいただきたいのは、ベストプラクティスはどうなっているかと、インフォーマルなネットワークのミーティングがますます重要になってきていますが、これが果たして本当に法の支配の世界の中で一つの役割を果たすことができるのか、そして透明性を確保することができるのか、それを文章化し、そして例えばパブリックコメントを求めることができるのか、又は、これは閉ざされた中で非公開となるのかということです。ありがとうございました。

○野口 それでは、この問題はこれぐらいにして、 次のサブジェクトに移ります。

東京会場にいらっしゃる衆議院事務局の荒井さん からの御発言をお願いいたします。

○荒井 国会の衆議院事務局から参りました荒井と 申します。今日は実務者の方々がほとんどというこ とで、私からの質問は多少観点が違っているかもし れないのですけれども、御容赦いただければと思い ます。

今私が携わっている仕事は、世界の国会議員が年に2回ほど、100 か国以上一堂に会する会議に衆議院議員が参加する際に同行しているという業務なのですけれども、そのような国際会議の場で途上国支援というのは非常に重要なテーマの一つであって、いつもいろんな議論が出されています。ただ、実務に直接携わっている議員さんももちろんいるんですが、そういった国際会議、いろんな国際会議の場では、議論はどうしてもグローバル的なものに終始しがちであったり、また途上国支援という中でも、とりわけ今日のテーマの法整備という分野についてはまだまだ議員の関心が高いとは言えないのかなと思っております。

それで、今日お集まりの実務者の皆さんから見て、 日本のような支援する側の、日本に限らずですね、 支援する側の国会とか、国会、立法府が今後、法整 備の支援において果たし得る役割とか解決すべき問 題というものが実務者側から見て特にあれば、御教 示いただければなと思います。よろしくお願いしま す。

○野口 ありがとうございます。この御質問について、どなたか御発言ありますでしょうか。

モレケティさん, どうぞ。

○モレケティ どうもありがとうございます。実務者というだけではなく,前国会議員を南アフリカで務めました。顧みまして,その経験も踏まえてお答えします。

2つあります。まず、国会議員が積極的に関心を 法の支配、そして立法に寄せることが必要です。そ して、関わることが必要です。これこそ正に直接、 法の可決に関わるものだからです。また、国内法を 国際的な条約に関して行う仕組みだからです。これ がまず国会議員の第一義的な役割です。これもきち んと明確にしていくことが必要です。

国際的な国会議員の連盟があって、キトで間もなく会合が、今年3月、予定されていると聞いております。国会議員が各国から集まるわけですが、そこで先進国国会議員のメッセージは何かということになるかと思いますが、座長の先生に理解いただいて申し上げたいのは、ODAを減らさないでくださいということ、ちょっと外交的な話になりますが、例えば、コミットメントをそのまま守っていただくということ、それからリソースを提供していただきたいということです。法の支配に関するリソースを配分していただきたい。司法アクセスへのリソースを配分していただきたい。これは非常に重要な部分です。

より最近の仕組みなどを見ていきますと、新しい 憲法などにおきまして法の支配はどのような民主主 義においても重要です。法制度の変革を維持していくため、段階的に見て法制度を強化し、そして法案可決などを考えると、またはボトムアップでもそうなのですが、ボトムアップといった場合、人々のエンパワーメントになりますが、そして一般の人々の法へのアクセスを良くするということ、いずれにおいてもリソースが必要です。この2日間、ここで行われている議論でも、やはり実務家がグローバルにも、また各現場において集まってこれを推し進める必要性についても明らかになったと思います。ですから、そのためのリソースが必要です。それを提供していただきたい。

そして,最後のポイントとして申し上げたいのが, 国のエンパワーメントです。そして国の主導です。 国家が主導するということが重要です。そして、持 続可能な結果がこれをもって初めて得られる, そし て人々の生活に前向きな影響が生まれてくると思い ます。途上国の能力開発といった場合、まず明快に 理解しておかなければいけないのは各国が何が起こ っているかを自ら主体的に見ていくということ、そ して国家の主体性を……。(音声トラブルによる中 断)私が話をしていたのは、持続可能な結果につな げていくためには、やはり国の取組も必要であると いうことで、議員というのは重要な役割を果たすわ けです。そこで、法的なエンパワーメントのイニシ アチブ、取組というのは法律扶助というものから始 まります。ドナーが完全にファンドを提供するとい うことで持続可能性ということがこの2日間の話題 でもあると思うのですけれども、それはやはり特定 のプロジェクトの期間を超えて持続する必要がある ことを意味します。国の主体性のための仕組みとし ましては、国の計画期間あるいは法曹界などが関わ らなければいけないということだと思います。そし て中核的な政府の機能等を中心として国際的な計画 作り、予算作りをするということです。それは政府 の役割です。

その一方で、これまでの話に出ている交渉、すなわち国のキャパシティーをどう上げていくのか、途上国、そして先進国も一部入ると思うんですけれども、その能力を構築するためには地域的なネットワークも必要です。一番強い介入というのは能力の開発、すなわち合意あるいは条約を交渉するための能力ということだけではなく、地域がブロックとして共通の立場を基にして特定の条約の交渉に当たっていくという力が必要なのです。それがやはり議員の役割にもつながっていると思います。

そして、最後に申し上げたいこと、これは議員に何を求めるのかということですけれども、現時点で我々がやろうとしているのは 2015 年以降の、すなわちミレニアム開発目標後の取組です。それに対する議論に関しては、ミレニアム開発目標というものが何かにおいて取って代わられるべきものなのかどうか、持続可能な開発目標とすべきではないのか、もしそのような議論があるのであれば、やはり言葉の問題があります。すなわち、法の支配をどう盛り込むのかということであり、司法アクセスを中心に置く必要があります。

そして、文言的には実務家が使う言葉ではなく、 やはり法律のコミュニティーが満足できるものであるだけでなく、言葉として疎外感をどの国も、どの グループも感じないような言葉にどう落とし込んでいくことができるのかということが問題になると思います。これこそが今、アジェンダとして議論されていくことであります。ステークホルダーを関与させるということ,法律とコミュニティー外の人たちにどう伝えていくのかということが問題だと思います。ありがとうございました。

○野口 田中さん, どうぞ。

○田中 今の点に関してコメントを1つ加えさせていただきたいと思います。元国際協力部の教官で、 今は大阪地検の総務部副部長をしております田中嘉 寿子と申します。 国会議員が法整備支援について理解しておく必要性がどういう場面で現れるかについて具体的な例をちょっとだけ御紹介して、イメージを持っていただけたらと思いました。

以前、ベトナムの民事訴訟法の支援をしておりま したときに、ベトナム側がなかなか日本の提言につ いてうんと言わなかった項目がありましたけれども, 実は、その条文は既にアメリカとベトナムとの二国 間貿易協定でアメリカ側の条約締結の条件としてこ のように変えなければいけないということが決まっ ていた内容でした。その点を日本の専門家が指摘し て、ベトナムの民事訴訟法を所管している最高裁に、 貿易協定上こうなっているから、早く変えないと駄 目だよということを説明して説得するような場面が ありました。このようなことがなぜ発生するかとい うと、貿易関係を所管している国会議員さんと、そ の国の最高裁なり立法を担当している方々との連絡 が悪いわけですよね。そういうことは国全体として の立法能力を向上させていかなければ解決しない問 題です。

それと同じように、ASEAN はコモン・ロー系の国と大陸法系の国が混在しているために、ASEAN内部でいろんな地域協定を作ったり、それに日本も絡むことも比較的多いと思いますけれども、ある特定の分野、例えば知財の分野でシンガポールがすごく効率的で素晴らしい制度を持っておられるからシンガポールがリーダーになってその分野に関して新しいこういう協定を作ろうとかということになると、シンガポールが当然の前提としておられるコモン・ローを前提とした新しい提言がなされる。

私が赴任していたラオスの国の方なんかは余りよく知らないまま、はいはいとオーケーしちゃうのですけれども、それを持ち帰ったら、国の法体系と完全に矛盾していて、全部変えなくちゃいけなくて大変だということを理解しておられない。それが国会議員レベルでも起こるし、立法担当者レベルでも起

こってしまうので、キャパシティービルディングを 全体として行っていく、または国会議員が最低限の 基礎的な法的な知識を持っていて、それを国内で調 整する必要を感じてもらうということがとても大事 になってまいります。

法整備支援もそういう場面で長期専門家と国内とまたは現地で話し合いながら何とか調整をしてあげよう、他のドナーと連携して矛盾が起こらないように、その国が困らないようにしてあげようということを常に意識してやっているものですので、日本の国会議員の方々や先進国の国会議員の方々もそういう問題があるということを御理解いただければと思います。

○野口 ありがとうございます。

次は、名古屋大学の留学生のオタベクナルジエフ さんからの御発言をお願いいたします。

○オタベクナルジエフ 皆さん,こんにちは。オタベクナルジエフです。名古屋大学から参りました。 コースボードはリーガル・インスティテューション・デザイン・プログラムに参加しています。ザネッテイさんに質問させていただきます。

御経験をお話しいただき、ありがとうございました。法整備支援において、それを提供するに当たってどのような問題に直面したか、そして、それをどう解決されたのかということをお聞きしたいと思います。また、発表の中で成果重視の管理とおっしゃいましたけれども、成果をきちんと得るためには、何かメカニズムといったものがあるのでしょうか。事例があれば、御説明いただければと思います。

○野口 1つ目の質問はとても広い質問で、時間が かかるかと思いますので、二つ目の質問だけにお答 えいただいてよろしいでしょうか。

○ザネッテイ 御質問ありがとうございます。会議後に個人的にちょっとお話をし、そしてどのような問題があったのか、ありとあらゆるものをお話しできればというふうに思っております。

成果重視のマネジメントの在り方ということですけれども、これはツールでありまして、国際社会がこれを使っている理由というのは、様々に異なるアクターが、こちらでワークショップをやり、あちらで会議をやり、お互いに結び付いていないというのが問題だという認識があるのです。受益者、ローカルレベルのカウンターパートと一緒になって、本当のニーズを把握した上で戦略を立案し、ニーズを満たしていくことが必要になるわけです。そして、達成したい成果に従って幾つかのツール、幾つかのステップを経て、その成果を達成することができるようにするということです。

これは精密なサイエンスかと言いますと、そうではありません。これはツールです。そのツールを使ってプロジェクトを形作っていく、アプローチを形作っていくという手段です。そして、どれだけそれに力を入れるかによって結果は異なってきますし、正確さも異なってきます。それを使いたいということであるならば、もう少し同じ方向に行くことができるのではないかなというふうに思います。厳密な意味でのサイエンスではないということを御理解いただきたいと思います。ありがとうございました。〇野ロ それでは、次に慶應大学の松尾先生、お願いいたします。

○松尾 モレケティさん, ザネッティさん, そして バレンドレッチさんに, それぞれのお立場から考え をお伺いしたいと思います。

昨日のワークショップでも本日のプレゼンテーションでも、様々なパターンのドナー間コーディネーションや協力・協働の在り方について分析と提言がありましたけれども、私の感触としましては、法整備支援ネットワークの構築は、単なるドナー間コーディネーションを超える意味をもっていると考えています。それは、各ドナーが法整備支援の経験を蓄積してきた結果、各国で法の支配のシステムを現実に浸透させ、実際に司法アクセスを促進するために

は、各ドナーが各々の関心事に基づいて単発的プロジェクトを実施していたのでは不十分であることを認識してきた結果だと思われます。司法アクセスを現実に増進するためには、第1に法令を整備し、第2に裁判官、検察官、その他の法運営組織の能力を強化し、第3に市民社会の法的能力を強化するという3つの次元のプロジェクトを相互に有効に関連させながら、「法の支配システムが浸透した空間」を広げてゆくという意味での統合的アプローチが不可欠です。そうすることによって初めて法の支配へのアクセスを名ばかりでなく、実際に拡充していくことができるものと考えます。

これと大きく重なることを、奇しくもモレケティさん、ザネッティさん、バレンドレッチさんのいずれもが、それぞれトップダウン・アプローチとボトムアップ・アプローチの結合、政府部門・企業部門・市民社会部門の各レベルにおける法整備プロジェクトの統合、多数の小規模プロジェクトからなるボトムアップ・アプローチや市民社会の法的能力強化のプロジェクトのスケールアップという形で触れられました。こうした一致は決して偶然ではなく、必然性があるからこそ、そのような指摘がされたのだと思います。

そこで、このような統合的アプローチを進めてゆくためには、各ドナーがネットワークを構築するためのアクセスしやすいプラットフォームを工夫し、提供するだけで良いのでしょうか。あるいは各ドナーやレシピエントがネットワークの核として共有すべき行動規範、コード・オブ・コンダクトを形成し、共有するために、もっと意識的・組織的にイニシアチブをとる必要があるのでしょうか。この点について、国際機関、政府間組織あるいは NGO としてそれぞれどのようなアクションを起こすことが必要または有益であると考えておられるか、率直なお考えを聞かせていただきたいと思います。

○バレンドレッチ 松尾弘先生,今回の連絡会の会

議の内容の核心に迫る問題提起だと思います。明確 に御質問いただき、ありがとうございました。

それもまたいかに本当にそれが必要なのか, 法改 革だけではなくて司法部分の能力強化, さらにまた 市民社会全般の能力構築, 市民自身が法制度の改革 に, あるいは彼ら自身もリーガル・エンパワーメン トに関与し参加することの重要性を指摘なさいまし た。

今のような形の質問提起,それだけの努力をいかにコーディネートするのか,それは重要なのか,私はやはり重要だというふうにこのミッションの意義を信じています。本当にそれは必要なのではないかと考えます。ひょっとしたら,何らかの国際的な機関,外商部門が中核的なコーディネーターの役割を果たさなければならないのかもしれません。モレケティさんは,法の支配,それから司法アクセスを次の持続可能な開発目標をポスト 2015 年として掲げていく必要があるということをおっしゃいました。本当に国際的な組織が中心的な役割を果たして法の支配を全世界に行き渡らしめる必要性があるのかもしれません。

しかし、このような機関があったとして、それがまた別の大きな管理機構になってしまわないように、さらに特定の利害にまみれた機関、そしてボトムアップのアプローチを無視してしまうような機関にならないような設計をどうしたらいいのか、それは本当に大きな課題です。私の組織、HiiLはこのような統合的アプローチ、そしてそれをサポートするような組織を支持するものであります。中立的な証拠に基づいて、そして何らかの価値判断をしない形で、様々な国の法伝統を理解し、そして強力に支援だとか、あるいは保護、人権に基づいて提供できる中核的機関なのかもしれません。

○ザネッテイ 松尾先生,ありがとうございます。私のほうから二言だけ付言したいと思います。

ドナー側のコーディネーションというのは特に新

しいテーマではなくて、本当にこの 20 年間実現しようと努めてきた目的であります。しかし、今、新たな項目が提言に上がってきました。それは 2.0 技術であります。要するにコミュニケーションを促進する技術ということです。

先生の非常に興味深い質問提起、プラットホームだけで十分なのか、そうではないと思います。プラットホームを持つというのは難しいことではありません。マイクロソフトのシェアポイントを使ったら、そして、それをカスタム化して3日間でやってしまえば、いわゆるバーチャルな形のプラットホームはできるわけですが、それだけでは十分ではありません。政治的あるいは制度的な意思、様々なステークホルダーに対して求めるもの、必要である、しかしそれだけではない、人材、それから資金、ファンドも必要です。

IDLO の方でシェアリングネットワークの話を今日は紹介しました。この種のネットワークの良さというのは、参加者がどれだけそれに参加するかで決まるわけです。例えば、2人が一生懸命やったとする。しかし、専任担当者がいたとしても、サラリーを払うためには給与資源が必要。そうでなければ、ネットワークというのは続きません。この2人がいなくなってしまったら、ネットワークは死んだも同じです。よって、給料を払うためにも資金が要るし、人材も必要です。

そのようなネットワークは常に新たなものとして 更新されなくてはならない。誰も情報を公開してく れなければ意味がないわけで,しかし,それをやっ てもらうためには,特定の関心をそれぞれに持って もらう必要がある。残念ながら,フェイスブックで はないのです。法の支配というのはそれほど,フェ イスブックほど面白いものではなく,魅力的なもの ではない。関心を維持するためにはもっと他の方法 が必要なのです。

○モレケティ ありがとうございます。今おっしゃ

られたことに対しては私からも申し上げます。 松尾 先生, 御質問ありがとうございました。幾つか明ら かなことを申し上げてしまうかもしれません。

この2日間にわたりまして、もう、みんな、知っていることかと思いますが、本当にもっとお互いに協力し、クリエイティブに想像力を使って必要なコーディネーションが実現されるようにしなくてはならないわけです。一方でリソースは決して十分ではない。ますます厳しくなってきている状況なわけです。

今朝、2つのコーディネーションという話もしました。法の支配のリソースグループ、これはグローバルレベルのフォーカルポイントであります。この1時間の討議からも明らかになった点として、グローバルレベルのコーディネーションは必要なわけです。というのも、グローバルレベルでそれぞれがどのような比較基準を持っており、それぞれの活動機関がどのような優先課題を持っているのかということを理解するためにも必要なわけです。これはもう皆さん、よく理解なさっている点であり、グローバルレベルのコーディネーションができてこそ重複も避けられるわけです。

2つ目はカントリーレベルのコーディネーションです。これが必要なのは、その国の開発優先順位のために仕事をするためです。私たちドナー側自身、サプライドリブンではいけないということです。特定の技術、特定の製品を我々は提供できるから当たるのではなくて、そこにニーズがなくてはならない。我々自身がニーズを掘り起こすというのではないのです。これに国レベルで対応しなければならない。

さらにもう一つは、特定のステークホルダーが既にやっている特定の国の努力と重複するということはいけないわけです。お互いの長所を利用していくという面でパートナーシップは必要です。UNDPとJICAは協力するし、IDLOと私たちも協力しています。UNDPとHill、JICA、IDLOもパートナーシッ

プを組むということもあるでしょう。

そして、もう一つ申し上げたいのは、これまでももう何度も言われていることですが、それはプラットホームの利用という点についてです。これも今の御質問の中にありました UNDP は民主ガバナンス実務者ネットワークというのを持っています。これは数年にわたって機能しているネットワークでありまして、非常に有能な道具です。皆さん方の中にも実務者として、あるいは学者、研究者として、あるいは、他の能力の下で特定の問題について参加するわけです。

例えばフィリピンで何かこういう問題があるというふうにそのネットワークに示す,次にこのような 法律が作りたいのだ,それぞれの諸国でどのような 経験があるのか,それを我々の法伝統に整合性のあ るような国から学びたいというようなときに役に立 つのです。10年ぐらい,これはよく機能していま す。

ツイッターは例えば非常に効果的ですよね,ツイッターを使って特定のツールやプログラム,このネットワークで使うわけです。ビジネス,事業になったらば,このようなツールはオープンソースでは提供できないでしょうけれども,これは実務的な事業でありませんので,どういうふうにフィールドのマッピングをするというのはコントロール,仕切るためではなくて,情報共有のためです。特定のエリアで何をすべきかということを明確にするということで,能力をさらに拡充するためです。今日の話もありますし,さらにまた委員長,議長を通してリコメンデーションもできると思うのです。

私はコンソーシアムの話をしてまいりました。この地域においてのパートナーシップ、コンソーシアムです。しかし、このようなネットワークを作ったとして、条件が課せられることがあってはならない。受け手に対して能力を可能にする、さらにまたコー

ディネーションを可能にさせるようなものでなくてはならない。UNDPはこの面で経験を持っています。場合によっては、これは不愉快、ちょっと困ったというような場合もあるかもしれません。例えば中立性だとか不偏不党性ということを重視するからです。しかし、私たちは銀行との間でも協力しておりますし、一体何が提供できるかということも開示していきます。

○野口 次に、神戸大学の金子先生、お願いします。 ○金子 ありがとうございます。バレンドレッチ先 生へ質問させていただきたいと思います。昨日から 引き続いての質問になりますけれども、イノベーションという言葉をお使いで、そのイノベーションの 意味についてのちょっとしたお尋ねになります。

昨日今日と、ドナー間協調の可能性について議論 してきているところですが、私は、ドナー間協調の 一つの大前提として、目標を、ゴールを共有しなけ れば無理ではないかという発言をしておりました。 今日、他の発言を聞きながら私はなおその思いを強 めたところなのですが、例えば世界銀行のグローバ ルフォーラムの御紹介がありました。

世界銀行の意図は、私、まだこの時点で分かりませんけれども、1990年代後半に世界銀行が CDF、Comprehensive Development Framework という試みをいたしまして、それがあまり歓迎されなかったという過去がありました。その理由は、そこでは世界銀行が作成する目標に従ってインタードナーコーディネーションではなくて、インタードナーコントロールという言葉が使われていたからであります。それぞれのドナーの目標を世界銀行の目標の下で集約していくというような志向があったので、多くのドナーが警戒してなかなかうまく進まなかったということがあります。ですので、世界銀行のグローバルフォーラムというものが一体どのようなドナー間の目標の共有というものを目指していくことができるのか、ちょっとウォッチする必要があるなと思っていると

ころです。

しかし、このような私の懸念に対しまして、バレンドレッチ先生から、ゴールが違っても連携できるのだと、むしろゴールの違うドナーがお互いに競争すべきなのだと、コンペティションというお考えを示しておられます。例えばカンボジアで土地法と民法という物権法が対立しても、競争すればいいというお考えでした。また、今日午前中に一例としてインフォーマルなジャスティスの制度と、そしてフォーマルな裁判制度が競争すればいいという、そういう目標が違うものを競争させると、そこにイノベーションが起こるんだというお考えを提供していただいたのだと理解しております。

非常に斬新なお考えと思うのですが、しかし、そこで言うイノベーションというのは、結局、何のための、何のイノベーションなのか。innovation for what ということですね。そして、competition for what ということです。お尋ねしたいところです。というのは、例えば腐敗を削減するといったような簡単なシンプルな目標であれば、イノベーションということは論じやすいと思います。しかし、例えばカンボジアの土地法をめぐる問題のように、慣習的にそこに住んで生活をしている農民たちの権利を守るかどうかという単純な問題ではない局面、そこでは裁判のスピードとか量とかいう問題以上に、裁判の正義、ジャスティスの中身が問われてきている状況だと思います。

そのような、ジャスティスといったようなサブスタンティブな内容を競争によって評価していくことができるのか、その競争によってゴールを見極めていくことができるのか、もし技術的にそれを HiiL で実践しておられるならば、お尋ねしたいと思います。

○バレンドレッチ 御質問ありがとうございました。 法・司法の分野でもイノベーションというのは何 のためなのか、また競争というのはどのようになさ れ,さらに我々の世界のいわば市場においての競争で勝者をいかに何を基準に決めるのか,これは簡単な質問ではありません。本当に今ようやくイノベーションというのはいかに機能し得るのか,法・司法の分野で機能し得るのかということが明らかになりつつあるところであります。

土地法の例を挙げましたが、それは確かに複雑であります。そこで、更にお答えするために、皆さん良く御存じの分野、これは雇用法を挙げたいと思います。御存じのとおり、多くの諸国は適切なバランスをいかにとるかということで苦慮しています。雇用を守る一方で柔軟な経済体制をいかに持ち得るかということです。

厳密に法の専門的な観点から言うと、確かに手続を決めて、例えば雇用を終了する、しかも一方でその手続上の正当性を保障するというのは可能かもしれません。つまり、両者に対して発言させます。そして問題を妥結させようとする。それから、こういう保障を提供する、保障についての話合い、あるいは別の転職あるいは特定の解雇までの通知期間といったようなことが雇用法の範囲では討議する内容として可能です。

さらに、司法アクセスを実現するという点について、このような状況では司法アクセスということもあるでしょう。一方で政治家に任せねばならないという分野もあると思います。それが通知期間の長さだとか、あるいは勤続年数と離職手当をつなげて、どのように離職手当のレベルを決めるのかというようなところは政治家や議員が常に苦労しているところです。

しかし、法律家、私たちの方は例えば手続を提供 し、そして迅速に判断をし、公正な手続を提供する、 また保障することはできると思うのです。また、一 体何が雇用者と被用者の側で正当だというふうに思 われるような手続を設計するということも可能だと 思います。シリコンバレーの人間がオンラインの紛 争解決用ツールを雇用問題について作り出した。特定の雇用関係の面での日本の関係者も参加して,優れた雇用関係の手続を設計できるかもしれません。そして,それが良いと思ったら,他の国もそのような手続,あるいは方法を導入するかもしれないし,それぞれの経済事情に基づいて例えば離職手当の計算方法を調整するかもしれません。そういったやり方はうまくいくと思うのです。

○野口 原田理事長,お願いします。

○原田 ありがとうございます。私は、この会議の 支援をしている組織の一つ、ICCLC の理事長をし ております原田でございます。

実は、この後、最後に御挨拶と、それからコンクルージョンを述べよというミッションを頂いているのですけれども、コンクルージョンということはとても不可能になりましたので、この段階で一言発言させていただいてよろしいでしょうか。

というのは、今、交わされた法支援整備とか、そういうルール・オブ・ローのための様々な活動、いろんなプレーヤーがいますね、その目標は何だということに関わる問題で、実は、最近、私、今日ここでお話しするつもりはなかったのですけれども、実は、考えてみると、我々はよくルール・オブ・ローと、デモクラシーと言っていますけれども、今、グローバルに見ますと、デモクラシーに反対という国があります。一党独裁がいいのだと、一党独裁で国のあるべき姿をきちんとやっていけると。案外、デ



原田明夫理事長

モクラシーというのは選挙に頼るから最も悪い政体 だというふうに昔言った人があるし、現にそう考え ている人たちもいるのですね。

そして、ルール・オブ・ロー、この問題でも、皆 さん、あるいはお聞きになったかもしれない、私も 愕然としたのですけれども、先日のアルジェリアの ケースで、最初から計画したという方が事前に流し た言葉が既に紹介されていますけれども、自分はデ モクラシーに反対なのだと、デモクラシーを標榜す る国々に対して自分たちは闘うのだということを言 われました。

また、他の面から、ルール・オブ・ローと言いますけれども、ローとは一体何なのだと、それは、今の世界で言うと、これだけ価値観が違ってきた中で、あなた方の言っているルール・オブ・ローのローは、これはあなた方の考えるローであって、我々にとっては従うことはできないと、それは我々の価値観でそれをやるのだという考えがございます。

そういうことがこれから日本を取り巻くアジアの みならず、幅広くグローバルに考えていくと、正に 重大問題になってくる可能性があるのですね。そう いう中で私どもはある程度単純にと申し上げますか、 かつて法による平和、ワールドピース・スルー・ロ ーということがこのアジアを中心に言われまして, 法律によって、あるいは物事を武力じゃなく、暴力 でなく、法的な手続で解決する、そして紛争を予防 していくということが必要じゃないかと、そのため の理念を掲げてこのアジアでも議論をやっていくべ きだと。またそれは日本だけではなくて, LAWASIA いう団体とかもありまして、ワールドピ ース・スルー・ローということは掲げるなと言われ ましたけれども、そもそもスルー・ローのローには 反対だという動きが現にいろんな形で現れつつあり ます。

そういうことを考えますと、私はちょっとこの辺 りで立ち止まって、我々が今やろうとしていること、 つまり法整備支援ということで社会の発展と経済の 発展を根底から支えるという意味での法の支配と、 それを実現してお互いにシェアすることが、それが 一国の発展のみならず、地域、国際社会、またグロ ーバルにも、共同に、共に発展していくためのこれ はパワーになるんじゃないかというふうに私どもは 考えた。そのつもりで皆さん方もやっていただいて いる方も多いと思うのです。

しかし、それに対し現実にそうはいかないよという声がこれから出てくる可能性があると。そうした場合に、ここで立ち止まって、「我々」というのは、日本の立場からだけで、日本のためになるから、日本の国益だからやりますということではなくて、今日もいろんな議論が出てきましたが、お互いに、ともに、ウイン・ウインといいますか、共にこの社会を平和で、そして紛争がないように、そして、それをうまく解決する道を探りながらやっていくことが結局は平和を作り出していくと、維持すると。これは地球環境の問題とか食料の安全とか、そういうことも含めまして、また貧困をなくすとか格差をなくすということも含めて、社会的な様々な不安の解決が結局最後は何だと。

それを私は法だと言っていましたけれども、今、 世間では、しかし、例えば、国の名前を挙げてしまって申し訳ないのですけれども、中国の政府、また その中の要人、また重要なオピニオンリーダーも中 国は変わらなきゃいけないと、これから変わっていきたいと、だけども我々のやり方でそれをやりたいと、しかし、それは貧富の格差を直し、コラプションをなくし、そして誰もが、国民の多くの人たちが自分たちの意見を言えるような社会にしたいと、それがユニバーサリー・アクセプテッド・バリューズだと言ったのですね。それを、ユニバーサル・バリューを守っていくということでグローバルな仲間になっていかないと、この国はやっていけないということを表明しております。私は、この辺りになりま すと、非常にポリティカリーな難しい問題がありますけれども、私どもは、それを正に法による平和だと考えているというところでは話合いはできるのではないかというような気がしております。

そういう意味で、今日の議論、昨日からお続けになった議論でとても重要なことで、我々は何のためにこの問題にそれだけ力を入れていくのかというときには、これは日本のためじゃなく、極東アジア、アジア全般、アジア太平洋、また中東、アフリカも含めて、ヨーロッパも含めた、このかけがえのない壊れやすい地球を環境汚染から守っていくためにも、物事を法によって解決していこうじゃないかと。法が気に入らなかったら、ユニバーサルにアクセプトできる、お互いに理解できる、そして受け入れることができる価値観のためにコラボレーションしましょうというアプローチができるのではないかということを私は今日一日考えさせられたのですね。

そういう意味で、スピーカーの皆さんも会場の皆さんも、こんなに遅くまでお集まりになっている。 多くの方の共通の基盤ができるのではないだろうかという感じがいたしましたので、コメントです。後でコンクルージョン、ちょっと難し過ぎて、できませんので、その責任を逃れるためにも発言させていただきました。ありがとうございました。

○野口 原田理事長, ありがとうございます。

非常に大きな問題を提示いただきましたが、この 点について、せっかくですので、名古屋大学の鮎京 副学長に何かコメントいただけますでしょうか。 〇鮎京 ありがとうございます。

今の金子先生,また原田理事長の御発言というのは私も大変重要だと思っております。もう少し,原田理事長が今御指摘された問題をもっと具体的なレベルで申し上げますと,例えば今日の会議,ドナー間の協調という話なのですが,ドナーとは誰かということについて,実は,今,構造的な転換が私は出てきているという認識を持っております。それは,

今,理事長が言われたように、中国の存在が大きいと思います。つまり、中国はこれまで法整備支援のレシピエントという立場であったのだけれども、同時にドナーとして今や特にアジア地域に対して現れようとしています。

そうなってきますと、こういった法整備支援のドナー間会議というところに例えば中国の関係の方が来る。いろんな方が来られていいのだけれども、例えば、中国の法学者のそうした法整備支援に関心のある方々はどのようなことを言われているかというと、要するに今のユニバーサルな価値の問題を異口同音に語られるわけです。しかしながら、そこにおける人権であるとか民主主義であるとか、あるいは法の支配という、そういった考え方は、おそらく今日集まられている方々とはかなり異なった内容と手続に関する意見であると思います。

それを象徴する言葉というのは何かというと、中 国の方々が言われているのは、これまでは欧米のス タンダードで法の普遍性に関する価値というものが 形成されてきたけれども、これからはアジアからの 発信としての価値をその分野で作り上げていこうと いう主張がなされており、それが、極めて象徴的に 問題の性格を示しているのだろうという気がしてお ります。

したがって、私、結論を述べる能力もありませんけれども、実はドナー間の協調をめぐる問題というのは、今申し上げたような、そうしたドナーにおける構造的な転換とともに、それが単に従来のレシピエントだけではなくて、ドナーの側にもそういったこれまでとは違うユス・コムーネといいますか、共通法の提示があるのだということは、私たちが法整備支援に携わる者として新たに念頭に置かなければいけない、そういう問題だろうと思っております。ありがとうございます。

○野口 ありがとうございます。

もう余り時間もありませんが、今の大きな問題に

ついて, 法総研の酒井所長, 何か御発言ありますで しょうか。

○酒井 1つだけ、rule of law に関してコメントを 私なりにしてみたいと思いますが、law といった場 合に、いろいろな要素があります。それはアジア法、 あるいは大陸法、コモン・ロー、いろいろなものが そこに入っておりますが、一番の根本にある law と いうのは、僕は、人間の尊厳・自由・平等というも のだと思います。この価値観については恐らく、ど の民族であろうが、共通であり、またあるべきだと 信じております。ですから、我々人類は、どの国で あろうが、コモン・ゴールを持っているのではない かということを期待していますし、きっとそうだと 信じております。

○野口 ありがとうございました。

このセッション3に関してはもう少し会場の皆様からも個別の御質問などを頂いておりますが、残念ながら、時間の関係で対応するのが難しい状況でございます。ちょっと途中で接続が切れたりして時間をロスしましたこともありまして、不手際をおわびいたします。この後また懇親会もありますので、各スピーカーに対する御質問等、その懇親会の席でも行っていただければと思います。

それでは、原田理事長、コンクルージョンはもう 免除ということで結構ですけれども、閉会挨拶はし ていただかなければなりませんので、お願いいたし ます。

閉会あいさつ

○原田 大変、機会を与えていただきまして、ありがとうございました。

今日は午前中から本当にこんなに長い間、大変重要で、かつ興味ある問題についての様々な御意見を頂き、そして討議ができたことを大変うれしく思います。この会場の皆様方、また東京会場にお集まりいただいた方も含めて、私は法総研、JICA、その他この会議を準備し努力された皆様方に心から感謝す

るとともに、この会議を作り上げていただいた参加 者の皆様方に心から感謝を申し上げたいというふう に思います。

私は、先ほど、もう既に本音の一端を言ってしまいましたので、これ以上細かいことは申し上げませんけれども、私はこのような形で法整備支援という事柄を通じて共通の方向に向けて話合いができたこと、そして、この関係、きずな、ネットワークは今後も様々な活動の基盤になってくれるものだというふうに私は希望しておりますし、そうなってくれるだろうと心から信じております。

そして、事柄が余りにもたくさん語られましたし、 私がこれを総括することは手に余りますけれども、 相当詳細な記録は主催者の皆さんによってまとめら れて、いずれ公にしていただけると思いますので、 それを参考にさせていただきたいと思いますが、し かし、この問題についての現在の世界的な状況の中 における大切さというものに対する気持ちを皆で共 有できたということを私は大変感謝申し上げており ます。

1つだけ、実は、非常に狭い意味のローヤー、法律家についての話ですけれども、今から約30年前に、アメリカで有名なハーバード大学のロースクールの学長が、若い学生が競って法律家になって、コンフロンテーション、対立的な訴訟にばかり目を向け、自分のクライアントを守るために闘うということに余りにも時間を割き過ぎていると、そこで、ジェントル・アーツ・オブ・リハビリテーション・アンド・アコモデーションズを求めて法律家は努力していただく必要があるんじゃないかということを言われたことがありました。

私は、今日のスピーカーの皆さん方の端々に出て くる対立的構造の中では解けない問題が、それが私 は、先ほどの御質問にありましたけれども、ジュディシャリー・イノベーションの一つの姿だと思いま す。私は司法的解決が不必要であると言うわけでは



ありません。厳然とした司法の組織、そして裁判官の独立によって司法的解決が図れるということを断固として支持するものでございますけれども、しかしそれで全部の問題を片付けようとすると、余りにも経費が高くつきます。そこで、先ほどのアコモデーションズとジェントル・アーツ、これ、いいですね。アコモデーションとリハビリテーションのための、より穏やかな手法による物事の解決に法律家は努力すべきだという、アメリカのロースクールの学長がそういう発言をされたということを私は30年後の今も覚えています。

そういう面で、今日の皆様方の発言は、狭い意味 での法律家ではなくて、法というものに関心を持ち、 法によって世の中を良くしていこうということにつ いてお集まりになった皆様方の共通の認識ではない だろうかというふうに思います。

駄弁を弄しました。どうぞ、今後とも、皆様方の それぞれの持ち場での働きが実りあるものになるよ うにお祈りいたします。ありがとうございました。 (拍手)

○司会(江藤) 原田理事長,ありがとうございました。

ただいまをもちまして, 第 14 回法整備支援連絡 会を終了させていただきます。

皆様,長時間,どうもありがとうございました。 次回,来年の第15回法整備支援連絡会は2014年 1月24日金曜日を予定しております。皆様,お忙 しいこととは存じますが,来年度も是非御出席いた だきますようお願い申し上げます。

ここで東京会場との中継は終了させていただきま す。東京会場の皆様も本日はどうもありがとうござ いました。中村さん、お疲れさまでした。

- ○中村 どうもお疲れさまでした。東京会場,失礼 します。
- ○司会(江藤) ありがとうございます。

## The 14th Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field

## **Program**

Thursday 24 January 2013: 13:00pm to 17:30pm

Friday 25 January 2013: 10:00am to 18:00pm

#### Session 1: Efforts by International Organizations: 10:20-12:00

This session aims to deliberate partnership and cooperation in the field of legal technical assistance through experiences by the international organizations.

Ms. Geraldine Fraser-Moleketi, Director of the Democratic Governance Group United Nations Development Programme (UNDP)

#### **Overview of Remarks**

- (a) UNDP's activities in support for legal systems and institutions
- UNDP conducts support for legal systems and institutions in over 100 countries especially within the context of its rule of law, access to justice and legal empowerment programming.
- In addition, UNDP supports the strengthening of parliaments and legislative branches including building the capacity of parliamentarians in legal drafting and legislative reform.
- UNDP's approach is based on a theory of change that combines national level or top down reform and capacity development of rule of law institutions (particularly the

judiciary, law enforcement, legal aid and assistance, legal education and corrections systems), with bottom-up empowerment strategies that enable the poor and most marginalized to be able to seek and actually benefit from legal protections and justice outcomes.

- UNDP support strategic reform planning, coordinated assistance and national capacity development in a holistic manner, where-ever possible and increasingly seeks to
- UNDP also has a focus on building the rule of law in conflict and crisis situations.
- UNDP's reach is substantial throughout all regions, including in Africa, Europe and the Commonwealth of Independent States, the Arab States and Latin America. In this region of the Asia Pacific, UNDP has a long history of provision of support to governments and societies on access to justice and legal empowerment.
- For example, UNDP currently has programmatic engagement in strengthening legal systems in over 18 countries in the region, with substantial programmatic support in places such as Afghanistan, Bangladesh, China, India, Indonesia, Lao PRD, Maldives, Mongolia, Pakistan, Philippines, Sri Lanka, Timor Leste, and Viet Nam. The rule of law is also a major feature of the new UNDP Democratic Governance Programme in Myanmar.
- UNDP also works at the regional levels to enable South-South exchange, knowledge
  sharing and the building of networks amongst government, civil society, academics and
  practitioners. In the Asia Pacific, for example, UNDP has helped develop the Asian
  Consortium for Human Rights-Based Access to Justice which consists of over 33
  organizations, from Bar Associations, such as from Lao, and Judicial Academies, such as
  from the Philippines, as well as public interest law groups, such as from Korea, to share
  knowledge on best practices and help inform justice reform efforts in the Asia region.
- UNDP has also supported the Legal Empowerment Asia Partnership, (LEAP) which brings together government actors and civil society on the particular issues around legal empowerment.

• UNDP's work at country and regional levels is supported by the global policy base, which thanks to the Government of Germany, has been able to develop key knowledge tools that provide practical guidance to improve legal systems support in innovative areas, such as the recently published study on *Informal Justice Systems: Charting a Course for Human Rights-Based Engagement*, which we undertook with UN Women and UNICEF. We also provide financial support for regional capacities in the UNDP and their policy work (such as the networks described above) and, where possible, seed funding of innovative programmes and projects, including through the DGTTF.

#### (b) UNDP's strategy in this field for the future

- Our strategy in the future can be divided in 3 main areas of:
  - Increase Knowledge and Policy Development to Strengthen UNDP's Approach
  - Enhance Partnerships and Joint Action for Delivery, including in Conflict and Crisis Countries
  - Expand UNDP's Integrated Programming

Increase Knowledge and Policy Development to Strengthen UNDP's Approach

- Our first priority is to increase UNDP's knowledge base and capacity, grounded on sound
  evidence policy and practice. UNDP has extensive experience in this area, but has not
  always been able to leverage this experience and learn appropriately from it. This is not a
  new area of assistance for us, and we need to build on the solid foundation that we have.
   Some of the areas where we are improving our practice, based on a solid policy
  foundation is in measurement of rule of law impacts and in analyzing better the
  institutional context to ensure our engagement best reflects the political, social and
  cultural country context.
- We have put in place the practice networks and capacities to provide strong programming support to our country counterparts, but we need support ensure the policy and learning base is strong. And for this, UNDP needs resources from donors and supporters not significant ones, but enough to enable policy direction and increased learning.

Enhance Partnerships and Joint Action for Delivery, including in Conflict and Crisis Countries

Our emphasis is on access to justice for the poor and most marginalized through formal and informal mechanisms, to address inequality and discrimination, particularly for groups such as women. Women's Access to Justice, in relation to sexual and gender violence, as well as in family, inheritance and other social and economic rights areas, is an important priority for us. In a range of countries, we are already working on women's access to justice but we have not taken these efforts sufficiently to scale to make the transformational impact we want to see, as pointed out by the Progress of the World's Women Report. This is why we are joining forces with OHCHR and UN Women on a Joint Programme on Women's Access to Justice which will be launched in early 2013.

- Legal Aid and Assistance is another priority area, where we are working closely with UNODC to improve UNDP's capacity to provide support for legal aid systems including in support for the recently approved UN Principles and Guidelines on Legal Aid in Criminal Matters.
- In conflict and crisis areas, UNDP is joining forces with DPKO to act as global focal
  point for the UN system to improve delivery of rule of law assistance in these specific
  countries.

#### Expand UNDP's Integrated Programming

- As we move towards an integrated sustainable human development agenda, it will be important for UNDP to increase its programming in the areas of economic and social dimensions of justice and the rule of law. The legal empowerment approach has been very useful in furthering these objectives and in identifying specific entry points.
- We will seek to enhance our support for access to justice and legal empowerment approaches to land and property rights, environmental and natural resource matters, business and livelihoods and legal identity.

#### (c) any other relevant information

The Post 2015 development agenda will be an important framework for UNDP's
future engagement. Last September, the United Nations General Assembly held a
High Level Meeting on the Rule of Law at the National and International Levels.

In the Declaration stemming from this Meeting, Member States agreed that exploring the linkages between the rule of law and development in the context of the Post 2015 agenda is important.

• UNDP will look to support efforts such efforts with a view to identifying how the Post 2015 development agenda might effectively integrate rule of law dimensions.

## 第14回法整備支援連絡会

## 日程表

2013年1月24日木曜日:13:00 pm~17:30 pm

2013年1月25日金曜日:10:00 am~18:00 pm

#### セッション1:国際機関による取組事例:10:20~12:00

本セッションは、国際機関の経験を通して、法制度整備支援分野における連携および協力に関する討議を目的とする。

国連開発計画民主的ガバナンスグループ長 ジェラルディン・フレイザー・モレケティ氏

#### 発表の概要

- (a) UNDPによる司法制度・機関の支援活動
- UNDP は 100 カ国以上において、特に法の支配、司法アクセス、およびリーガルエンパワメント計画を背景にした司法制度・機関への支援を実施している。
- また UNDP は、国会議員の法案起草や立法改革の能力強化を含め、議会や立法部門の強化を支援している。
- UNDPの取組み方は、(i) 国家レベルまたはトップダウン型改革や、及び法の支配に関わる機関の能力開発(特に司法・法執行機関、法律扶助・支援、法曹教育、矯正制度)、および、(ii) 貧困層や社会から取り残された弱者層が、法的保護や裁判結果の恩恵を求

め、かつ実際に享受し得るボトムアップ型権利拡大戦略を組み合わせた変革理論に基づいている。

- 実践可能であって、要請がますます高まっているのであれば、どこの国においても、 UNDP 支援戦略的改革計画、協調援助、および全体論的な方法による国家の能力開発 を手助けする。
- UNDPはまた、紛争や危機的状況下での法の支配の構築にも重点を置いている。

- UNDP の活動範囲は幅広く、アフリカ、ヨーロッパ、独立国家共同体(CIS)、アラブ 諸国、南米も含め、全ての地域に亘っている。このアジア太平洋地域においても、 UNDPには、司法アクセス裁判やリーガルエンパワメントに関し、各政府や社会への支 援提供の長い歴史がある。
- 例えば、UNDP は、現在この地域の 18 カ国において、法制度の強化についての計画的な取組みを実施し、またアフガニスタン、バングラデシュ、中国、インド、インドネシア、ラオス人民共和国、モルディブ、モンゴル、パキスタン、フィリピン、スリランカ、東ティモール、およびベトナムの各国では、幅広い計画的支援を行っている。また法の支配は、ミャンマーにおける新 UNDP 民主ガバナンス計画の重要な特性でもある。
- UNDP はまた、政府、市民社会、学会、および実務者間の、南南交流、知識の共有、およびネットワーク構築を実現する活動を行っている。例えばアジア太平洋地域においては、司法改革の取組みに向けた最善の実践と支援に関する知識を共有するため、各弁護士会(ラオス)、法学会(フィリピン)、公益法関連の各グループ(韓国)等、33の機関から成る「人権に基づく司法アクセスアジア会議(Asian Consortium for Human Rights-Based Access to Justice)」の発展に助力してきた。
- 更に UNDP は、リーガルエンパワメントをめぐる特定の問題に関して、政府アクターと市民社会を協力させる LEAP(Legal Empowerment Asia Partnership)を支援してきた。
- 国家・地域レベルにおける UNDP の各事業は、ドイツ政府の貢献のおかげで、世界的政策ベースで支えられている。それらの政策によって、画期的な分野における法制度支援向上のための実践的指針を提供する基本的知識・手段を開発してきた。画期的な分野とは、例えば UNDP が国連女性機関 (UN Women) やユニセフと協力して着手した「非公式司法制度~人権を基にした取組課程の立案」について最近刊行された研究を挙げることができる。我々はまた、UNDP の地域の能力やその政策的事業(上述のネットワーク構築、等)に応じて財政支援も行っているし、また可能な場合は、DGTTF(Democratic Governance Thematic Trust Fund )経由も含め、画期的な計画や事業のための資金調達を実施している。
- (b) この分野における UNDP の未来戦略
  - UNDP の未来戦略は、下記の3つの主要分野に分けることができる。
    - UNDP の取組強化のための知識や政策開発の増進
    - 紛争や危機的状況にある国々を含めたパートナーシップや統一行動実施の強化
    - UNDP 統合計画の拡大

UNDP の取組強化のための知識や政策開発の増進

- 我々の最優先事項は、信頼できる「証拠に基づく政策・実践」に立脚した UNDP の知識基盤と能力を増進させることである。UNDP はこの分野において豊富な経験があるが、常にその経験を活かしてそこから適切に学んできた、とは必ずしも言えない。UNDP にとってこの分野は新しい支援分野ではなく、我々は自身の有する確固たる基盤を基に、事を進める必要がある。我々が確固たる政策基盤を基にして自らの実践を改善している分野としては、その国の政治的、社会的、文化的な状況を最も善く反映させた UNDP の取組みを保証するための、法治主義の影響度の測定や、また制度的状況のより良い分析等がある。
- 我々は、UNDP の相手国のカウンターパートに対して、強固な計画支援を提供する実践ネットワークと処理能力を提供してきたが、更に、強固な政策や学習基盤を保証する支援を行う必要がある。このために、UNDP はドナーや支援者からの資源(大規模なものでなく、政策方針や更なる学習の実現に十分な程度のもの)の提供を必要としている。

#### 紛争や危機的状況にある国々を含めたパートナーシップや統一行動実施の強化

- 我々は、貧困層や社会から取り残された弱者層、特に女性を含めた集団が不平等や差別に対処するため、公的・非公的な機構を経て司法へアクセスすることを重視している。性的暴力や性差別暴力、また家庭内暴力、相続、およびその他の社会的・経済的諸権利の分野に関し、「女性の司法へのアクセス」は UNDP にとって優先度の高い重要課題である。幾つかの国の範囲内で、我々は既に「女性の司法へのアクセス」問題に取り組んでいるが、「世界の女性の進歩 (Progress of the World's Women)」の報告書が指摘した通り、この取組みは、我々の期待する一定の変革への影響を起こすには不十分であった。この理由から、UNDP は、2013 年初頭から始まる予定の「女性の司法へのアクセスに関する共同計画」のために、OHCHR (国連人権高等弁務官事務所)や国連女性機関との統合実施部隊に参加している。
- 法律扶助・支援は我々のもう一つの優先分野である。UNDP は、最近承認された「刑事事件における法律扶助に関する国連の原則と指針」の支援を含め、自身の法律扶助制度支援の提供能力を増強させるため、UNODC(国連薬物犯罪事務所)と密接に協働している。
- 紛争および危機的状況の分野では、UNDP は特定の該当国における法の支配実施支援を 向上させる国連組織のグローバルな焦点として活動するため、DPKO(国連平和維持活 動局)との統合実施部隊に参加している。

#### UNDP 統合計画の増大

• 統合された持続可能な人材育成計画に向かって進むとき、我々UNDP にとって、司法および法治主義の経済的・社会的尺度の面から、計画を増大することが重要になるだろう。 リーガルエンパワメントの取組手法は、これらの対象事項を推進し、具体的な実践開始点を特定する上で極めて役立っている。 • 我々は、司法アクセス、および、土地および財産権、環境・天然資源問題、ビジネス・ 家計、また法的身分証明等に関わるリーガルエンパワメントの取組に対する支援を強化 すべく務めていく。

#### (c) その他の関連情報

- 「ポスト 2015 開発アジェンダ」は、UNDP の将来の取組みにとって重要な枠組みとなるだろう。昨年9月の国連総会において、「国家および国際レベルの法の支配に関するハイレベル会議」が開催された。この会議において行われた宣言で、各加盟国は、ポスト 2015 アジェンダに照らして、法の支配と開発との関連性を探求することは重要である旨同意した。
- UNDP は、ポスト 2015 開発アジェンダが如何にして法の支配の諸要因を効果 的に統合し得るかを確認するために、そのような取組みを支援すべく努めるも のである。

# Osaka, Japan January 24-25, 2013

# Seeking Enhanced Partnership and Cooperation among International Actors in the Provision of Legal

The eleven points below are the outcome of and summarize 29 years of IDLO's experience in the provision of capacity development and technical assistance in the legal field for the benefit of developing country stakeholders. Each point, learnt and tested in dozens and dozens of programs, represents a crucial element for the success of any technical assistance program in the Rule of law area. Each point should, in our view, be considered by other international actors and donors with a view to facilitating and enhancing partnership and collaboration in this field.

#### 1. INTEGRATED APPROACH

Integrated approach to promotion of Rule of Law in Developing Countries to support to legal and judicial reform.

Support must be coordinated among:

- 1) Public sector entities (not just legal/judicial but also other democratic institutions that interact with the legal sector, e.g. finance, welfare, etc.);
- 2) Civil society organizations principally involved with legal aid, advocacy and monitoring of government institutions; and

3) The private sector (in developing countries this means SMEs). I.e. not only law/justice but also other related components: CSOs and the private sector.

This is because for development interventions to be successful all three sectors need to be involved.

Programs are particularly successful

- When we succeed in creating dialogue among various national stakeholders in all sectors;
- When IDLO coordinates its program with programs implemented by other international actors so that there is synergy and mutual benefit among the three sectors.

Key issue: need local ownership and buy-in by representatives of these three sectors. This is essential in order for the program to have lasting impact and be effective and sustainable (otherwise when the implementer leaves, there are no lasting outcomes).

For example, a typical problem in Intellectual Property Capacity Development: often only for Government officials, or only for SMEs are identified as possible beneficiaries of program initiatives. Instead, better to involve both. IDLO always endeavours to merge public and private sectors in any program.

#### 2. COUNTRY OWNERSHIP & ACCOUNTABILITY

- IDLO programs are demand driven. There must be therefore a precise request from a developing country Government. Such request for assistance must be based on national priorities within the PRSP.
- Local institutions must seat in the driver's seat (or at least in the front seat).
- The identification of relevant partner institution(s) at local level may be challenging: by way of example, in the field of IP, which is the relevant counterpart in Zambia? PACRO or the line Ministry (the Ministry of Trade)? Chamber of Commerce or Business

Associations? And in Cambodia: Ministry of Commerce? Ministry of Industry? Ministry of Culture? Ministry of Agriculture? Ministry of Health?

- In addition, very often there is not just one institution that operates exclusively in that area and there are multiple stakeholders.
- Frequently lack of communication and cooperation, coupled with obstructionism and personal conflicts may create problems and make a program unsuccessful.
- Unfortunately there is a general tendency to forget to duly involve private sector organizations (and it is therefore up to international actors to insist).
- Another crucial issue is the identification of a focal point in the target institution: this person must be reliable, committed and has sufficient decision-making power. It is imperative that he/she remains over the duration of entire program.
- Country ownership implies:
  - Joint Needs Assessment with local counterpart, as well as with donors (not only that of specific project) + other stakeholders and international actors.
  - The determination of priority areas of need and of measures to undertake must be carried out with the local counterpart.
  - o Joint implementation and responsibility.
  - Joint M&E.
  - Joint reporting

# 3. COORDINATION -- NEED TO COORDINATE WITH OTHER DONORS and other DEVELOPMENT PARTNERS

- The necessity to avoid duplication, conflicting programs and approaches is clearly spelled out in the Paris Declaration and Accra Agenda.
- Most of the concepts presented under item 2 are relevant also in this context.

• This however does not mean that no room for all international actors, as the needs are immense. However, all interventions need to be fully coordinated.

#### 4. PARTNERSHIPS

- Especially for a small organization like IDLO it vital to partner up, as we cannot do everything, we cannot have all necessary in-house expertise. However, IDLO can be the coordinator, organizer, the body that ensures quality, application of methodology, etc.
- IDLO has different partners in the various sectors in which it operates:
  - In the field of IP: WIPO, WTO.
  - In the field of climate change with FAO, IFAD, UNREDD, World Bank, etc.
  - In the field of health: WHO, UNAIDS and numerous CSOs
- We aim at creating networks of experts and beneficiaries,
   Communities of Practice (see later).
- We avail of our network of trusted international consultants: over 2500 top experts around the world.

#### 5. NEEDS ASSESSMENT MUST BE AN ON-GOING PROCESS

A thorough needs assessment must be conducted always (despite the fact that often donors cut off funds for this item in the proposed budget) with all relevant stakeholders including:

- All other international actors and donors present in the country to avoid overlapping and to get a better view of the real situation on the ground.
- The private sector must always be involved (even in programs for the public sector): this is frequently difficult (especially with SMEs): it is therefore imperative to start cooperating with Chamber of Commerce, Ministry of SMEs, and possibly representatives of operating SMEs.
- Representatives of CSOs. IDLO systematically involves its Alumni Associations, but also other relevant NGOs.

- Possibly the needs assessment should be performed face to face, preceded by telephone interviews, and desk review (internet research, etc.).
- The needs assessment should be seen as an ongoing process and should be conducted in stages. This is sometimes difficult as donors normally want a full-fledged proposal with a precise list of activities and precise budget upfront. In some cases, this is not the best approach as we discover priorities, problems, etc. during the program implementation.
- Better to start from a general concept paper, agree on results and on possible instruments to reach them, then agree on a forfeit budget.
- In other word, there is need of flexibility not only in implementation of the program, but also at the stage of definition of the activities. For example, there should be the possibility to move funds from one budget line to another or event from one country to the other (also depending on responsiveness, reliability of local institutions).

#### 6. WORKING WITH DONORS

IGOs and other development agents should no longer submit selfgenerated and complete proposals for precise activities but:

- Develop the proposal with the donors, starting from a concept paper (initial ideas, beneficiary countries, etc.), then more and more precise (following the implementation of a proper needs assessment).
- Need to maintain great flexibility (possibility to revise activities, allocation of funds, etc. – see above).

#### 7. OBJECTIVITY -- NEED TO BE NEUTRAL / A-POLITICAL

IDLO as an IGO (27 Member Parties, all legal system represented) is often particularly well received by developing countries as we are neutral and apolitical. This implies that we need to:

 Provide all elements to enable decision by beneficiaries (no imposition of decision) – in other words, we should objectively present plus and minus, pros and cons and ... enable a decision by local institutions. This is a crucial element to ensure sustainability of any intervention.

- A recent example is the 2012 project on independence of judiciary in Tunisia.
- The fact of not having a political agenda and of being neutral and objective is an important element for the cooperation with other international actors, as it should be the standard. In addition, partners should know that this is IDLO's way of working (IGO standards).

#### 8. NEED OF SOLID RBM SYSTEM and M&E STRATEGY

This should be embedded in program design and carefully maintained throughout the program.

- What RESULTS do we want to achieve based on the joint needs assessment? On the basis of desired and anticipated results, the program is designed and activities determined (often though the other way around happens).
- Need to develop Logic Model and Logical Framework.
- Need full cooperation of local counterpart(s) and coordination with other international actors.
- Need capacity to re-adjust the program also following approval and signature of the contract.
- Need to speak the same "language" (i.e.: RBM) this is another very important element for cooperation with other international and national actors.

#### 9. IDLO APPROACH TO TRAINING

Training is a very important tool. However, it is important to remember that this is not the only tool, and not always the best tool. Training is certainly more effective if coupled with Technical Assistance. In this regard, the following issues have to be considered:

No need to replicate university-level learning.

- Conferences should not be considered as a capacity building tool, but as an excellent method for awareness raising and for coordination with other development actors.
- It is crucial to choose the right tool for Capacity Development.
- Passive learning should be avoided, as the beneficiaries of our programs and initiatives are adults, professionals, fully in charge of their lives.
- Training components should be inserted into wider programs that envision impact, outcomes, outputs; in other words a real RBM strategy.
- Since we aim at enhancing the professional capacity of adults, practitioners, managers, the training must be "participantcentred", focused on their needs, as well as practical and interactive. After all Confucious used to say:
  - If I hear → I forget
  - o If I see → I remember
  - o If I DO → I understand
- The duration of the training event is important: the minimum should be one week and six hours per training day. Training cannot last half day or one day: minimum one week, possibly more (if you want to achieve profound and lasting results).
- International actors that provide training to adults for 1-5 weeks, have to ensure to provide practical, concrete knowledge, 100% relevant to their work, that can used the following Monday.
- It is also important to remember that professional adults not only need to be trained on the substance (eg: substantive law) but also on skills (necessary to effectively perform their job) and attitudes.
- On the basis of the beneficiaries' needs, we have to determine concrete, measurable, time-bound objectives, i.e. performance-based objectives.
- Training does not simply mean good communication. IDLO has developed a very scientific approach towards training, where each component, step and tool of the methodology aims at increasing the level of practical knowledge that the adult

learners will carry back to their offices. Among them, we would like to cite:

- -- Needs Assessment
- -- Task Analysis
- -- Training Cycle
- Finally, there is clear need for a solid and well articulated M&E strategy. In this context IDLO has developed a new approach, based on Kirkpatrick model, but adapted to its specific context.

#### 10. APPROACH TO TECHNICAL ASSISTANCE

IDLO has also developed a specific approach towards the provision of technical assistance. To summary IDLO's approach with an example, IDLO does not draft laws, regulations, curricula, but we rather hold the hand of those who will do it. This was the case, for example, with Namibia's law on investment, or with Kenya's curriculum design for judicial school. In other words, doing a copy and paste of another country's law would not serve any meaningful purpose and the new law would probably not be sustainable.

This is again, another important element for cooperation with other international and national actors, as we need to have the same approach.

# 11. PLAN FOR FOLLOW-ON MECHANISMS (SUSTAINABILITY TOOLS)

IDLO is committed to avoid the typical approach of "training and good bye" and it attempts to systematically add sustainability mechanisms to its capacity development initiatives. These include:

 The provision of training of trainers (TOT), by enabling local stakeholders and trainers to independently multiply the practical knowledge acquired in the training events organized by IDLO. The Training of Trainers (TOT) program is designed to provide participants with the skills required to serve as trainers and facilitators for in-service legal training programs. By the end of the sessions on IDLO training methodology, participants will be able to conceive and design a training program, or curriculum, with performance-based training objectives as set out above and to establish criteria for the evaluation of that training. Equipped with the necessary tools to complete a task analysis, to select course content and to apply the participatory method of training by objectives, participants in the training of trainers workshop will be able to deliver training sessions which incorporate participatory training techniques and practical exercises and will be able to foster active involvement by the trainees in the learning process.

• The creation and maintenance of IDLO **Alumni Associations**. The IDLO Global Network is composed of legal professionals (now totaling over 20,000) from 175 countries who have participated in IDLO training and/or legal technical assistance activities over the past 29 years. These individuals are known as the IDLO "Alumni". The Alumni represent a broad range of actors within the legal community, from both the public and private sectors. They are important resources and can be called upon to assist IDLO for the implementation of in-country programs.

Alumni in 47 countries so far have established independent national Alumni Associations, with membership drawn from the legal, business, academic and civil society communities. These Associations aim to do at local level what IDLO does at international level, providing continuing legal education and assistance to the local legal community, and collaborating with business and civil society government, to implementation of country poverty reduction strategies (PRS). In addition, Alumni Associations supply IDLO with important information on emerging legal issues for program design and assist in needs assessments, project implementation and postproject evaluations.

IDLO Alumni Associations have been established in: Albania, Argentina, Armenia, Bangladesh, Benin, Bulgaria, Burkina Faso, Cameroon, Central African Republic, Chad, China, Colombia, Comoros, Congo, Côte d'Ivoire, Cuba, Democratic Republic of Congo, Ecuador, Egypt, Ethiopia, Ghana, Guinea, Haiti, Jordan, India, Indonesia, Lebanon, Kenya, Republic of Macedonia, Madagascar, Mali, Mauritania, Mozambique, Nepal, Niger, Nigeria, Papua New Guinea, Pakistan, Peru, Romania, Senegal, Sri Lanka, Tanzania, Togo, Tunisia, Uganda and Zambia.

• The creation of thematic Communities of Practice. In this regard, IDLO has recently piloted a web-based initiative called the "Sharing Network". The Sharing Network provides a dynamic, user-driven forum to exchange knowledge and experiences among legal professionals. The initiative aims to generate, share, and validate knowledge to support legal reform and learning across countries and institutions. The Sharing Network takes a multi-stakeholder approach, bringing together legal practitioners from the public and private sectors, academia, the judiciary, regulatory agencies, and civil society.

## 2013年1月24~25日 日本、大阪市

## 法整備支援事業に携わる国際的なアクター間の より一層の提携・協力を求めて

下記の 11 項目は、発展途上国の関係者のために能力開発・法整備支援を提供している IDLO (国際開発法研究所) の 29 年間の経験の成果をまとめたものである。数多くの計画を通じて学習・検証された各項目は、法治主義の分野における法整備支援計画を成功させるための極めて重要な要素について述べている。当分野での提携と協働の促進・強化を考慮中の他の国際的なアクターやドナーにおかれても、これらの項目を検討されるべきと考える。

#### 1. 統合的取組み

発展途上国における法の支配の促進に向けての、法律・司法改革支援の統合的取組み。 支援については、下記の機関・組織間で調整する必要がある。

- 1)公共部門の各組織(法律・司法組織だけでなく、法律部門と関わりのある他の民主的な公共機関。例:財務機関、福祉機関、等)
- 2) 主として法律扶助、権利擁護、および政府機関の監視に携わる市民社会組織
- 3) 民間部門(発展途上国では中小企業を意味する)。 すなわち、法律・裁判部門だけでなく、他の関連構成組織(例:市民社会組織や民間 企業)も含まれる。

何故なら、発展にむけた調整を成功させるためには、上記3部門の全てが参画する必要 があるからである。

我々の各計画は、特に以下のような場合に成功を納めている。

・国のあらゆる分野の様々な関係者間での対話に成功した場合

• 3 部門間に相乗効果と相互利益が生じるように、IDLO が自身の計画と、他の国際的なアクターによって実施された計画とを調整した場合。

#### 【重要課題】

現地主導、および前述3部門の代表者の協力・引受けを取付けることが必要となる。このことは、それぞれの計画が永続的な影響を及ぼし、また効果的かつ持続可能となるために不可欠である。(さもないと、実施者が去った後は永続的な成果が生まれなくなる。)

#### 【例:知的財産に関する能力開発の典型的な問題】

往々にして計画の予定受益者を、政府職員のみ、または中小企業のみに限定することがある。それよりも双方が参加する方がより望ましいのであり、 IDLO は、いかなる計画においても常に公共部門と民間部門を融合させるべく務めている。

#### 2. 国の主導・説明責任

- ・IDLO の諸計画は需要主導型である。従って、まず発展途上国政府からの明確な要請がなければならない。またその種の支援要請は、PRSP(貧困削減戦略書)の国家優先順位に準拠していなければならない。
- ・現地の機関が、主導的な立場(少なくとも準主導的な立場)に立たなければならない。
- ・現地レベルの相手側担当機関を特定するのが困難な場合がある。例を挙げると、ザンビア における知的財産権分野の相手方担当機関はどこか? PACRO (特許企業登録庁) か、ま たは計画省(貿易省)か?商工会議所か、それとも商業組合か?

あるいは、これがカンボジアの場合ならどうだろうか?商務省?産業省?文化省?農業省?保健省?

- ・さらに大抵の場合、ある分野を専一的に主導する機関が一つだけ、ということは少なく、 複数の利害関係組織・団体が存在する。
- ・また、しばしばコミュニケーションや協力の欠如が、議事進行妨害や個人的な軋轢と相まって様々な問題を引き起こし、計画を頓挫させることがある。
- ・残念なことに、一般的な傾向として、民間組織を正式に関与させることが怠りがちになっている。(従って、このことを主張するのは国際的アクターの責任である)。
- ・今ひとつの重大な課題としては、対象機関の中心人物の特定である。この人物は、信頼でき、対象計画に全力で打ち込み、かつ十分な意思決定権を備えていなければならない。 また、計画の全期間を通して在任していることが肝要である。
- ・国の主導性とは、下記のような事項を意味する。

- o相手側担当機関、および各ドナー (特定のプロジェクトのドナーだけでなく) + その 他の関係組織や国際的なアクターとの共同ニーズ評価。
- o必要性のある優先分野および実施方法の決定については、現地の相手側担当機関と共同で行わなければならない。
- o共同実施と責任
- o 共同 M&E (モニタリング&評価)
- o合同報告

#### 3. 調整 --- 他のドナーや提携開発機関との協力の必要性

- ・パリ宣言とアクラ行動計画に、重複・競合する計画や取組みを回避する必要性が明確に 述べられている。
- ・上記第2項に示された概念の大半は、この項の状況・背景にも関係する。
- ・しかしながらこれは、国際的なアクターが全て参入できるような余地はない、という意味ではなく、現にニーズは無限にある。但し、あらゆる関与・介入は、完全に調整する必要がある。

#### 4. 提携 (パートナーシップ)

- ・特に我々IDLOのような小規模組織は、全ての関連業務を実施する能力はなく、また必要な全ての専門家を保有することもできないので、外部との提携が不可欠となる。しかし IDLO は、調整者、主催者、優良性および方法論の適用等に関する保証機関の役割を果たすことができる。
- ・IDLOは、下記の通り、様々な活動分野でそれぞれに提携先を有している。
- ・知的財産権分野:WIPO(世界知的所有権機関)、WTO(世界貿易機構)。
- · 気候変動分野: FAO (国連食糧農業機関)、IFAD (国際農業開発基金)、

UNREDD (国連森林の減少・劣化による排出削減計画)、世銀,等。

- ・保健分野: WHO (世界保健機関)、UNAIDS (国連合同エイズ計画)、その他数多 くの市民社会組織。
- ・我々は、専門家や受益者によるネットワークや実践共同体(後述)の構築を目指している。
- ・IDLO が備える、信頼の厚い国際的コンサルタントのネットワーク: 2,500 人を超える トップクラスの専門家が世界中に。

#### 5. ニーズ評価は、継続的プロセスでなければならない

全ての関係機関と共に、下記事項を含め、常に徹底したニーズ評価を実施する必要がある (たとえ現実問題として、ドナーの多くがこの項目の資金を予算案の段階で削除しがちだ としても)。

- ・当該国に存在する他の全ての国際的なアクターやドナーは、計画の重複を避け、現地の 実際の状況をより深く把握すること。
- ・民間部門は、(たとえそれが公共部門向けの計画であっても) 常に参加しなければならないが、これが往々にして困難である (特に中小企業にとって)。従って、まず商工会議所、中小企業省、また可能なら活動中の中小企業の代表者の協力を得ることからスタートすることが不可欠である。
- ・市民社会組織の代表。我々は、「IDLO 同窓会」のみならず他の関連 NGO も組織的に編成している。
- ・思うに、ニーズ評価とは、事前に電話面接をし、書類審査 (インターネット調査、等) を行い、その後で直接顔を合わせて実施すべきことなのである。
- ・ニーズ評価は継続的なプロセスと見なされるべきであり、また段階的に実施されるべきである。しかし、この段階的な実施が時に困難になるのは、通常の場合ドナーが、厳密な活動リストと一括予算の付いた本格的な提案を望むためである。これは、場合によっては最善の方法にはなり得ない。何故なら、我々は計画の実施を通じて、優先順位や問題等を発見していくのだから。
- ・まず一般的な企画書からスタートし、成果およびその成果に到達するための可能な手段について合意し、その後で経費没収について合意する方がベターである。
- ・換言すれば、計画実施中のみならず、活動の特定・明確化の段階においても、柔軟性が必要になる。例えば、一つの予算線から他の予算線へ資金を移す可能性、または一つの国から他の国へ事業を移す可能性を持たせるべきである(尤も、これは現地各機関の対応性や信頼性次第であるが)。

#### 6.ドナーとの連携

各 IGO (政府間国際機構) や他の開発機関は、これ以上自己生成した全面的活動の提案書を提出すべきではなく、下記のような行動をとるべきである。

- ・企画書(初期の構想、受益国、等を含む)からスタートして、ドナーと協力の上、(適切なニーズ評価を実施した後)もっと緻密な提案書を作成すること。
- ・優れた柔軟性(活動、資金配分などを訂正し得る可能性 --- 上記参照)を保持すべきこと。

#### 7. 客観性 --- 政治的中立性・非政治性の必要性

IDLO は、IGO (27 加盟組織。全て司法組織の代表)の一つとして、特に発展途上国に歓迎されることが多い。何故なら、我々は中立かつ非政治的であるからだ。この事実は、我々が以下のような行動をとる必要性を示唆している。

- ・受益者自身による決定を可能にする全ての要素を提供すること(決定を押しつけないこと) ----- 言い換えれば、プラス面とマイナス面、長所と短所を客観的に示す必要がある。それによって、現地機関による決定を可能にすることができる。このことは、関与・介入の持続性を確保するためには決定的に重要な要素である。
- ・最近の例としては、チュニジアにおける司法の独立に関する 2012 年のプロジェクトがある。
- ・政治課題がなく、中立かつ客観的であることが標準となるべきであり、またこれは、他の国際的なアクターとの協力に際して重要な要素となる。また各提携組織は、これが IDLO の働き方 (IGO 標準) であることを知っておく必要がある。

# 8. 確固たる **RBM** (結果重視マネジメント) 体制と **M&E** (モニタリング・評価) 戦略の必要性

これらについては、計画の設計段階で組み込み、計画を通して注意深く維持すべきである。

- ・共同ニーズ評価に基づいて、どのような成果を達成したいのか?望まれ期待される成果に 基づいて、計画が設計され、活動が決定されるべきである(しかし、往々にしてこれと逆 のことが生じる)。
- ・論理モデルと論理的枠組みの構築が必要。
- ・現地相手側担当機関の全面的な協力、および他の国際的なアクターとの調整が必要。
- ・契約の承認・調印後に計画を再調整する権限も必要。
- ・同一の「言語」を話すことが必要。(別の言い方をすれば、結果重視マネジメント) --- これは、他の国際的アクターや国家アクターとの協力のために、極めて重要なもう一つの要素である。

#### 9. IDLO の研修への取組み

研修は、非常に重要な手段である。しかしながら、研修だけが手段ではないこと、また研修がいかなる場合でも最良の手段になるとは限らないことに留意することが肝要である。 それでも、技術的支援と一体で行う場合、確かに研修はより効果的なものとなる。この点に関しては、下記の事項を考慮しなければならない。

- ・大学レベルの学習を繰り返す必要はない。
- ・会議は、能力強化の手段としてではなく、他の開発アクターとの連携意識を育むための 優れた方法論として捉えるべきである。
- ・能力強化には、それに適した手段を選ぶことが肝要である。
- ・計画の受益者(受講者)や主導者は皆成人であり、専門家であり、完全に自力で人生を 処している大人なので、受身型の研修は避けるべきである。

- ・喚起し、衝撃を及ぼし、成果を生み、発信する研修内容、即ち真の「結果重視マネジメント」を、広範な諸計画に織り込むべきである。
- ・我々は、成人、実務家、管理職の専門能力の強化を目指しているのであるから、研修は 彼らのニーズに重点を置いて、「受講者中心」型、かつ実践的、また対話型でなければな らない。つまりは、かつて孔子\*1の説いた通りである。
  - o 百回聞いても、忘れてしまうが、
  - o 一見すれば、記憶に残り、
  - o 一度実行すれば、理解する。
- ・研修の期間は重要である。最低限 1 週間、1 日 6 時間は実施すべきであろう。研修は、 半日や一日では足りない。最低 1 週間か、あるいは奥深い永続的な成果を望むのであれ ば、より長期の研修が必要になるだろう。
- ・成人を対象に  $1\sim5$  週間にわたって研修を実施するような国際的なアクターは、実践的で具体的で、受講者の職務に 100% 関連性があり、研修明けの勤務日にすぐ活用可能な知識の提供を保証しなければならない。
- ・また成人の専門家は、本質論(実体法、等)の研修だけでなく、(彼らの職務遂行に役立 つ)技術の研修も必要としていることに留意することが重要である。
- ・我々は受益者のニーズに基づき、具体的、測定可能な、期限付きの目標、すなわち成果 主義に基づく目標を制定しなければならない。
- ・研修は、単に良好なだけのコミュニケーションを意味するものではない。IDLO は、極めて科学的な研修方法を開発した。この方法の構成要素、手法、手段は、成人学習者が自分の職場に持ち帰る実践的な知識のレベル向上を目指している。その中でも、我々は特に下記項目を列挙しておきたい。
  - ニーズ評価
  - 課題分析
  - 研修サイクル
- ・最後に間違いなく、確固とした、明確なモニタリング・評価戦略が必要である。このような理由から、IDLOは、カークパトリック・モデルに基づいて新しい方法を開発し、特定の背景・状況に適応させた。

#### 10. 整備支援への取組み

IDLO はまた、法整備支援提供のための取組方法を開発した。その取組みについて、実例を 挙げて要約すると、IDLO は法律、規則、教育カリキュラム、等を起草するようなことはせ ず、寧ろそのような業務を行う人々の手助けをする。この実例は、ナミビアの投資法やケ

<sup>1 【</sup>訳注】「百聞不如一見、百見不如一為、因此、万聞不如一為」が、アメリカではこのような形で流布して いる。

ニヤの法学校のカリキュラム設計などが挙げられる。言い換えれば、他国の法律をコピーペーストすると、何らかの重要な目的のために役に立たない恐れがあるし、おそらく新法も継続できないことになるだろう。

これはまた、他の国際的アクターや国家アクターとの協力のための、もう一つの重要な要素である。何故なら、我々は同一の取組方法を採らなければならないからだ。

### 11. 後続のメカニズムのためのプラン (持続可能性の手段)

IDLOは、「研修済んだら、はいサヨナラ」式の典型的な手法の回避に取り組んでいる。我々は、能力開発の取組みに、持続可能性のメカニズムを体系的に付加しようと努力している。これには、以下の事項が含まれる。

- ・現地の関係団体や研修指導者が、IDOLの主催する研修を通じて得た実践的知識を、独力で向上できるようになるための**指導者研修**(TOT)の実施。当該指導者研修計画は、受講者に対して、現場の司法研修計画の指導者として、また、まとめ役としての役割を果たすのに必要な技能を提供するように設計されている。受講者は、IDLOの研修方法に基づいた各講座が終了するまでには、上述の成果主義に基づく研修目標を含め、研修計画や教育カリキュラムを構想・設計でき、また当該研修の評価基準を制定できるようになっているだろう。
- ・指導者研修ワークショップに参加する受講者は、課題分析を達成するため、コース内容を選択するため、また対象毎に研修の参加方法を適用するために必要な各手段を身に付けることによって、参加型研修技術と実践的な訓練を組み込んだ研修講座を実施できるようになるだろう。 さらに、学習課程にある研修者の積極的な関与を促進できるようになるだろう。
- ・IDLO「同窓会」の創設と維持。 IDLO グローバルネットワークは、過去 29 年間で IDLO 研修や法整備支援活動に参加した 175 カ国の法律専門家(現在、合計で2万人以上)によって構成されている。各会員は、IDLO「卒業生」として知られている。これら卒業生達は法曹界において、公共部門と民間部門の双方から成る広範囲のアクターを代表している。彼らは重要な人材であり、国内計画の実施にあたっては IDLO への支援を要請することができる。

現在のところ 47 カ国に散らばる卒業生達は、法律、ビジネス、学術、および市民社会の共同体からの構成員として、個々の国家的な「同窓会」を設立している。これらの組織は、現地法曹界に継続的な法律教育と支援を提供し、また政府、企業、市民社会と協

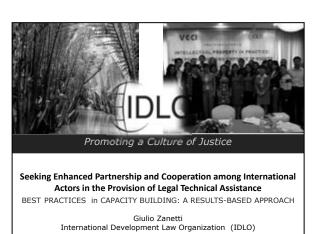
働して国家の貧困削減戦略 (PRS) を促進しつつ、IDLO が国際レベルで実施する業務を 現地レベルで行うことを目指している。さらにまたこの同窓会は、計画設計について新 たに生じた法的問題の重要情報を IDLO に提供すると共に、ニーズ評価、プロジェクト 実施、およびその事後評価について IDLO を支援している。

#### 【IDLO 同窓会が設立されている国々】

アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、バングラデシュ、ベナン、ブルガリア、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、中国、コロンビア、コモロ、コンゴ、コートジボワール、キューバ、コンゴ民主共和国、エクアドル、エジプト、エチオピア、ガーナ、ギニア、ハイチ、ヨルダン、インド、インドネシア、レバノン、ケニア、マケドニア共和国、マダガスカル、マリ、モーリタニア、モザンビーク、ネパール、ニジェール、ナイジェリア、パプアニューギニア、パキスタン、ペルー、ルーマニア、セネガル、スリランカ、タンザニア、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、ザンビア。

・主題の**実践コミュニティ**の創設。この主題に関して、IDLO は最近「共有ネットワーク」と呼ばれるインターネットベースの主導的提案を試験的に発信し始めた。この共有ネットワークでは、法律専門家の間で知識や経験を交換するために、ダイナミックなユーザー主導のフォーラムを提供している。またこの提案は、司法改革および各国とその諸機関をつなぐ学習を支える知識を生み出し、共有し、検証することを目指している。共有ネットワークは、「多数の関係者による取組み<sup>2</sup>」方式を採用し、公共部門と民間部門、学界、司法、監督官庁、および市民社会から法律実務家が結集している。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 【訳注】原文: multi-stakeholder approach





## Our substantive goals / Areas of Work •Improve quality, capacity & integrity of justice sector institutions •Assist constitution making and legal reform •Promote good governance through transparency and accountability IDLO helps build confidence in the justice sector Promote gender equality and uphold rights of women and girls. Innovate "micro-justice" to make law work for the poor and marginalized Use law to advance the right to health IDLO enhances access to justice •Enhance legal preparedness for climate change & green economy •Improve natural resource management , especially of land, water & energy •Support capacity development in trade, IP/IT

Best Practices (tools)

Best tool to achieve those

Participants-centered: based on

results? Not by default!

their professional needs

• Training cycle (6 steps)

5d/week (min) Scientific approach/tools:

Task analysis





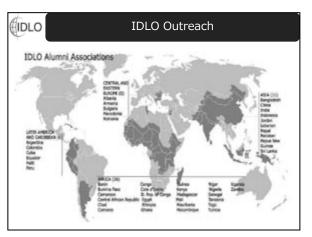
**HIDLO** 

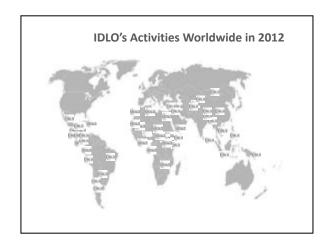
TRAINING

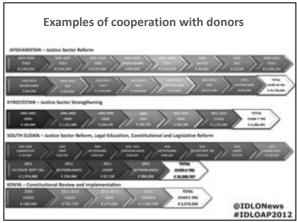
Learn by DOING: practice-oriented Duration of the training: 6h/day Performance-based objectives

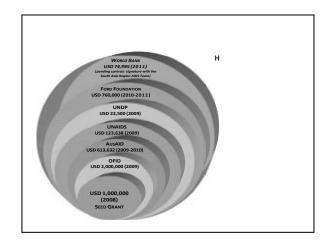
**HIDLO** Best Practices (results) RESULTS BASED MANAGEMENT PROGRAM DESIGN: • Demand → Needs assessment → needs Needs → RESULTS • Impact → Purpose → Outputs → Activities Tool: logframes













- 2. Adapt global knowledge locally: NO "one size fits all"
- 3. Assess institutional capabilities (baseline)
- 4. Define objectives + gaps and barriers
- 5. Design org. development strategy (RBM) + action plan
  - Assess risks and constraints
  - Establish indicators
- 6. Map stakeholder commitment (buy-in)
- 7. Identify + support champions
- 8. Assess and cultivate ability to adapt to change



### IDLO Best Practices Institutional Capacity Development

- 9. Provide tools and encourage knowledge sharing among partners
- 10. Facilitate all-inclusive decision-making processes
- 11. Engage civil society
- 12. Propose organizational structure (organogram)
- 13. Strengthen capacity of organization's leaders to manage human and financial resources

### (IDLO

### IDLO Best Practices Institutional Capacity Development

- 14. Constitution (Articles of Association + By-laws)
- 15. Sustainability: capacity building on
- Proposal drafting & fundraising
- Strategic planning and policy formulation
- Communication skills and promotion
- How to create partnerships
- Management system: financial and HR
- Program administration: needs assess, PCM, RBM, M&E
- Curricula Design + TOT
- New positions in nat. budget
- 16. Reporting: financial and narrative

(6 m for small amounts / otherwise every month)



#### **IDLO Best Practices**

#### Common mistakes:

- 17. Overlook long/mid term + absorption capacity
- 18. Special units with special salaries: sustainable?
- 19. Focus only on part of the institution: discrimination!

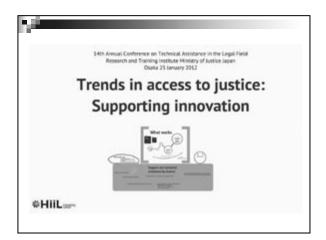
### (IDLO

### **IDLO Contacts**

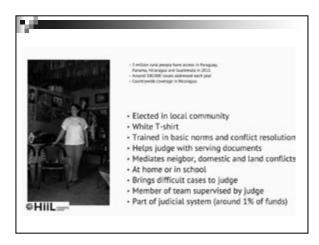
#### THANK YOU!!

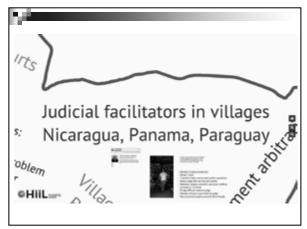
Headquarters
Viale Vaticano, 106
00165 Rome, Italy
Tel: +39 06 40 40 32 00
Email: idlo@idlo.int
www.idlo.int

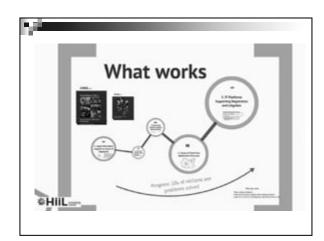
gzanetti@idlo.int



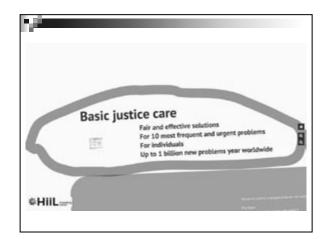


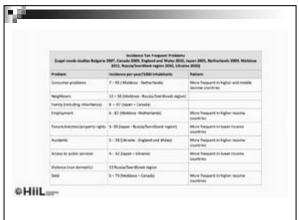




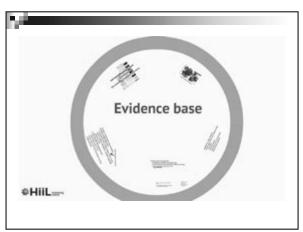




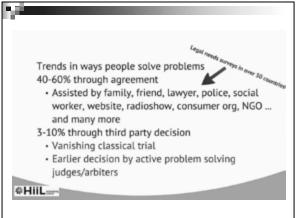










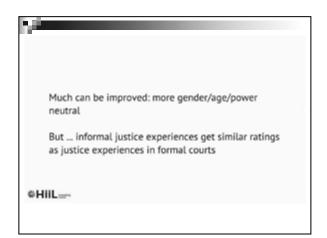


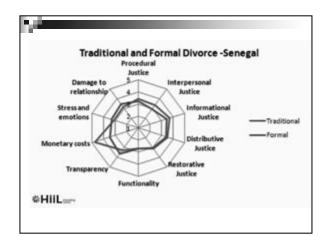
Trends in rule of law literature:

Changing laws difficult and hardly works

Courts and other legal institutions resistant to change

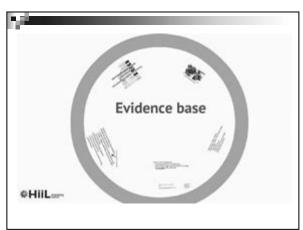
Informal justice works rather well





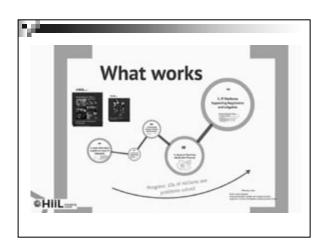


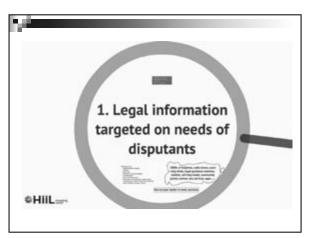












Codification 2.0 =

· Understandable for people

· Tailored

· Just in time

· Sufficient to cope with problem

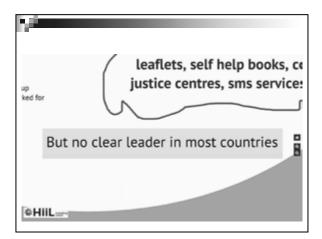
· Limited options

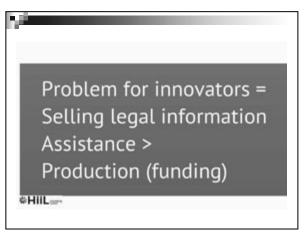
· Easy to put into practice

· Reassurance from help desk or support group

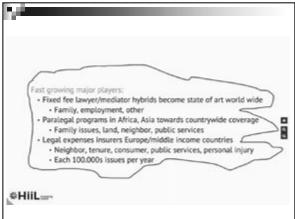
· Learning about concrete solutions that worked for others (schedules, formulas, criteria)



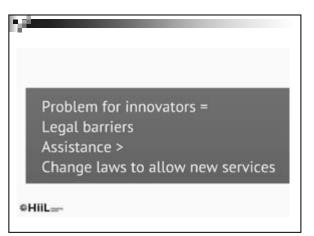








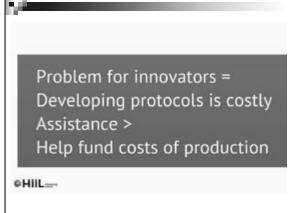


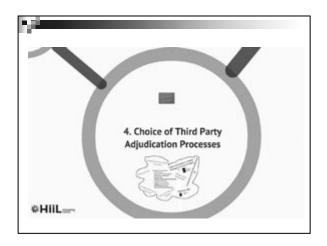






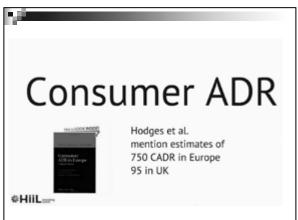


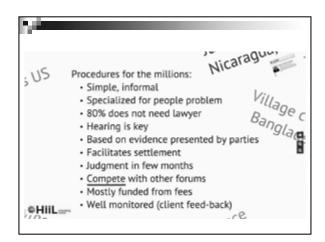






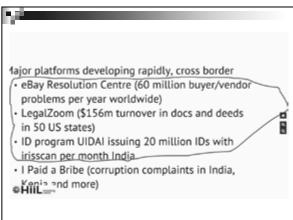




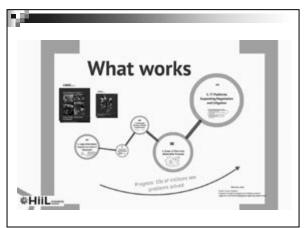


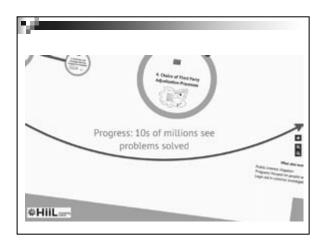




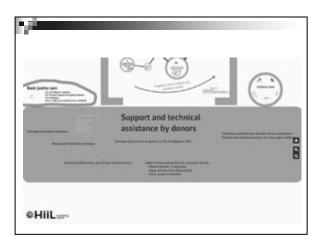


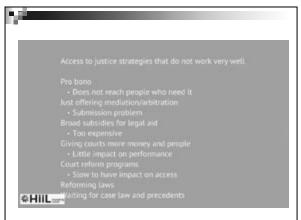


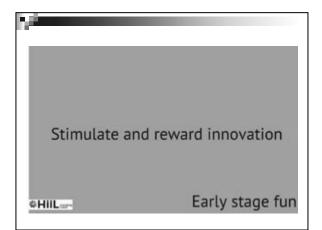


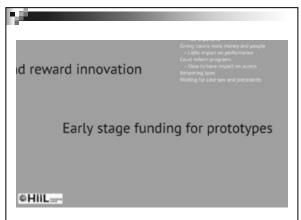


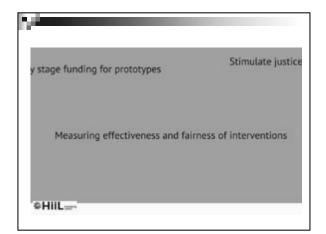




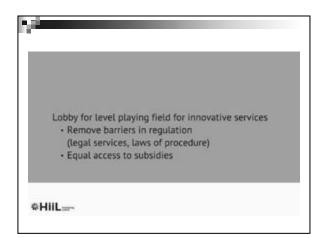








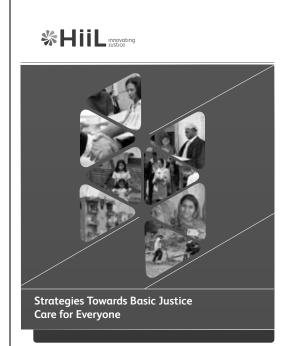












We work for and with courts, regulators, NGOs with a justic tions, innovators in the justice sector and business.

Download HiiL Trend Reports at: www.hiil.org/publications/trend-reports

### Many people do not get basic justice care ...

When having serious problems at work or home, with neighbours, about land, housing, money, crime or with how their local community is governed, people need fair, workable solutions.

With no trustworthy third party they can turn to, they are frequently left at the mercy of the powerful or stuck in conflicts. This causes stress, insecurity, health risks, damaged relationships, economic costs and an increased risk of violence.

Our Trend Report shows how 10 problems are responsible for most of the injustice experienced by individuals. In marry places, less than half of these problems are solved in a fair way. When best practices are used, solving over 70 % is possible. Globally, the estimated "access to justice" gap consists of 200 million unsolved problems. Each year. That is a lot of injustice.

Download the Trend Report "Towards Basic Justice Care for Everyone: Challenges and Promising Approaches 2012" at www.hiil.org/publication/Basic-justice-care

## **Innovating Justice Forum 2012**

The Innovating Justice Forum 2012 assessed how people's basic justice needs are protected and what are the trends in delivery of legal services to meet these needs across the world.

What are the most frequent and urgent problems for which people tend to turn to advisers and neutral third parties for assistance?
What is the impact of these problems worldwide?

■ The estimated access to justice gap

In a lair way it current uses practices were used on a wornowne scare?

What works to meet justice needs

Across the world, lawyers, NGOs, project leaders, public administrators, judges
and entrepreneurs are working hand to improve access to justice. Their innovations
are about to change the delivery of justice in fundamental ways. We thighlight
the trends in dispute resolution, courts and internet-based services, showing how
each of them contributes to setting in which more fair outcomes can be guaranteed. A panel of 100 experts and innovators from all over the world met in The Hague on 16 and 17 April 2012. During the Innovating Justice Forum 2012, they evaluated each of these promising approaches.

This publication "Strategies towards Basic Justice Care for Everyone" contains highlights from the Trend Report and the Forum:

- Five core strategies, ranked in order of priority
- Examples of innovations
- Specific strategies for stakeholders: what can stakeholders do to nurture these innovative approaches so that the access to justice gap can be closed? In particular, we show what can be done by (1) judges and courts, (2) social investors, (3) innovators, (4) law professors and (5) policymakers as regulators and providers of the legal framework.

A secure home and shelter, free from fear of violence.

A unique identity and nationality; without the proof of it, people have difficulties to access health care, water, electricity, social security, financial services, and much more.

Each month of love Inde, 20 million people obtain unique 12 days ID matched to their fingerprin



### Strategies towards basic justice care for everyone

Breakthroughs are possible. We know how to make conflict resolution systems work in a better way to support fair outcomes. Not using this knowledge is gradually becoming the growest source of injustice. The Trend Report selected promising approaches with a sound basis in practice and in research about what works. During the Innovating Justice Forum 2012, experts from all over the world prioritised five strategies.

Legal Information Targeted on Needs of Disputants
 Research Clearly shows that about half of legal problems are solved by communication and negotiation between the parties. Settlement is the rule; a decision by a judge or another adjudicator is exceptional (typically around 5% of problems). Therefore, empowering people to negotiate fairs Johnton is key.

negotiate fair solutions is key.

Right now, many people see law as something threatening and complicated. Instead, they should get access to information that helps them to communicate, negotiate and cope with problems. Legal information is most useful if it is understandable, tallored to the problem at hand and arrives in time. Ideally, it is sufficient to cope with the problem, offers intime dynois, and is easy to put into practice. When working with the information, people tend to need reassurance from a helpdics for a support group.

A key element is learning about concrete solutions that worked for others. Information about specific remedies that were accepted as fair by others empowers people. It prevents them agreeing to unfair proposals. Their demands will become more realistic.

2. Facilitators and Paralegals Working Towards Fair Solutions

A. Teclitators and variolegics working lowards and solar solar

3. Sharring Practices, Evidence Based Protocols As we have seen in health care, quality can be assured when information about the best treatments is made available to general practitioners working in a local context. Many disciplines provide knowledge on what works in negotiation and in bargaining about zero sum issues, on mediation techniques and on effectiveness of third party interventions. For domestic violence, global standards of practice are emerging. Within the next decade, this knowledge may develop into evidence based protocols for solving the most frequent justicable problems.



Security of tenure for a poor family improving a small plot of land or building a house.

#### Choice of Third Party Adjudication Proce

If the settlement process through negotiation stalls, people need the option of a third party to decide with them and for them, without the consent of the other party. This is the only known way to guarantee the fairness of outcomes.

known way't guarantee the tarmess of outcomes.

When a court procedure takes three years and costs a fortune, the option of adjudication is not effective. Availability of legal aid, mediation or lawyers financing claims on a no-win no-pay basis does not really change this. A far more effective way to enhance access to justice is to create alternative adjudication mechanisms which the plaintiff can address. These is to simplified, easy-to-use court procedures (designed for use without a lawyer) or processes before another adjudication. The most effective courts specialise in family issues, land conflicts or other urgent problems.

Competition between third party adjudicators gives choice and increases incentives to be really helpful. Monitoring processes and outcomes is necessary to protect the interests of the parties

#### 5. IT Platforms Supporting Negotiation and Litigation

5.11 Picturints Supporting Negotiation and Eurogucion Resolving conflicts is basically a matter of exchanging information. The parties, the people assisting them and adjudicators learn about issues, facts, points of view, underlying needs, possible solutions, proposed norms and reach, eventually, decisions on these issues. This flow of information can be supported by forms and standard documents that ask the right nucretion.

quesnons. Websites supporting online negotiation, mediation and adjudication are becoming available. Information submitted by the parties is organised issue by issue. Eventually, judges, arbiters or jury members can log in and get easy access to all information submitted. They can contact the parties, or ask them to come to a hearing, and even give their decision online.

Additional strategies

During the Innovating Justice Forum 2012, additional strategies were considered which can support these five core strategies. They include changing professional legal education, specialisation, setting terms of reference for procedures, using reputation mechanisms to induce compilance and providing civic education.

Recommendations

These five strategies are tested and state-of-the-art. Taken together, they may not solve every justiciable problem. But they can bring basic justice care within everybody's reach.

How can these strategies be implemented for the ten most urgent justiciable problems?

Initial investments are needed for legal information, evidence based practices, designing adequate procedures and IT platforms. Once these investments are made, costs of distribution to namy more people are low. For assistance by parallegals and simple court procedures, good business models are available. These services can become affordable for the majority of users.

10

What are the biggest barriers?

Laws prescribing in a detailed way who may deliver services, how they should organise themselves and which procedures they should follow. Legal information, knowledge about best practices and neutral court interventions are difficult to sell for a price. Courts having insufficient incentives to deliver good quality interventions on time.

Can the justice sector be as innovative as any other sector? See on the following pages how judges, innovators, social investors and law professors can take the lead and how policy makers can enable this.

#### Strategies for Judges and Courts

#### Putting people first

From time to time, people are confronted with problems they just cannot solve amongst them-selves. This is when they need you - the judge, the magistrate in the robe, high up on the bench. Looking up to you, and not just literally, because a judge is the paragon of fairness. A judge shows people how to cope with conflict, leading by example. How does that feel? A task as responsible as that weighs heavily on the conscience as well as on the mind. Rules define the pro-fessional role of the judge; rules are a way to guarantee equal treatment and fair solutions. But at the present time, there is more knowledge mere should independing about wheth works between the present time, there is more knowledge, more shared understanding about what works between

people. Great is the judge that finds a way to use this knowledge. Privileged as a judge is, it is a privilege also to put people first. These are our suggestions for judges:

Upon up 
Traditional, formal court procedures are not really suitable for individuals. Many courts have innovated 
their procedures, and succeed in providing basic justice care. Instead of waiting for laws 
to change, courts can themselves take action by developing and testing innovative procedures, 
or even buying them on the market. Courts in on become more accessible by changing from brick 
and mortar to online disputer resolution. In courts as well as in other legal services, professional rules 
and anotar to online dispute resolution. In courts as well as in other legal services, professional rules 
and the sabout roles tend to salidify becoming major barriers to innovation. Judge should be invited to 
rethink and change their roles where needed to solve problems between people in a better way.

Focus on fair solutions that work for the people

Judges are at their best when they actively work towards a solution. When they invite parties to a hearing, help to sort out facts and assist in dealing with the problem. Or when they use the option of adjudication to let the parties grow towards an outcome that will work. If needed, they decide for the parties, using laws and other norms as guidelines: suggestions for a fair solut

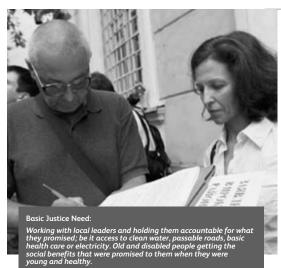
#### Work evidence based

Basic justice care interventions can change people's lives. People have a right to expect they are helped in a way that is state-of-the-art. Future lawyers and judges will have to guarantee that the way they intervene is based on good practice and consistent with what research shows. Conformity with what the law says is not good enough.

Contormity with what the aw says is not good enough. Speciallise and offer choice All over the world, courts and informal tribunals succeed in delivering accessible services when complainants are given a choice of adjudicators. Specialised procedures are needed for the most urgent problems [land, employment, consumer problems, and the most urgent problems of a specific committy), bucklasse jurisdiction makes people depend on one particular judge or ribunal. That should be avoided.

Be rewarded for solutions and well monitored Courts, informal tribunals and legal services can have great added value. They should be rewarded for their contributions to fair, fast solutions. Paying them per hour spent, per procedure started, or per judgement issued does not create the right incentives. Monitoring court performance should focus on timely, effective and fair solutions.

11



#### Strategies for Innovators

#### Keep pushing the envelope

For some the urge to change things is born of anger and frustration about traditional thinking and its lack of results. For others it starts with an idea, born out of curiosity and a professional what if question. Whatever your motive, it can't be strong enough. People who want to change the world are always met by the sceptics, the traditionalists, the ones who benefit from the existing situation. It is not enough to come up with innovative solutions to court procedures, mediation or a slow, lowmaking process. The hard part is getting people to embrace those innovations. To get them to make it really work, to scale it up, to elevate it to common practice. Pursuing change is the hardest road to travel. But it can be done, especially when you're not alone on your journey. Innovators are likely to become even more successful if they:

#### Strengthen what is available

For every type of dispute, there are already ways in which people talk, negotiate and work towards decisions. The most promising innovations strengthen these processes.

#### Are ready for scaling up

If an innovation depends on continued external funding, or can only work in a very specific setting, it is less likely to have a lasting impact. Every innovation needs a good stusiness case." For the clients and for every person in the supply chain, the value proposition needs to be clear. All services need a revenue stream that matches costs. Innovative services in the justice sector are no exception to that.

#### Succeed in bringing the defendant to the table

Access to justice is most needed when one party is in dire need of a solution, while the other party hesitates to listen, to give in, to pay or to take a particular action. Successful innovations reach out to the defendants, making it safe, secure and necessary for them to cooperate. If they do not cooperate, they should be worse off.

#### Ask for integration in court procedures

Courts solve this "submission problem." They give an enforceable decision even if the defendant does not cooperate and do this in the name of the state. This gives them a privileged position, which makes it hard to compete with them. Courts should be urged that they try, test and buy the best available methods for solving the most urgent conflicts.

#### Demand a level playing field

Many innovators in, around and outside courts, can make a strong case that they solve disputes faster, more effectively and/or more fairly than happens in existing procedure it is not unreasonable for those innovators to claim access to similar resources. Existing court interventions and innovative procedures should be evaluated according to the same, independent standards, based on what works best to solve problems for people.

13

15

2



#### Strategies for Social Investors

#### Making a difference in a bigger way

You sa an enterpeneur, social investor, donor, are making exceptional efforts to right the wrongs you see in the world. This results in a myrida of justice-related projects, which could be even more effective if they became a coherent strategy. For you as a donor or investor in the field of justice, there is a lot to be gained by thinking big instead of small. Most legal problems are not just local, but global, occurring in many places. Use your credivity, communication expertise and social media to rally the world's attention, inspire millions in one go and tackle big issue after big issue. It is a small world all the more reason to approach its justice problems in a big way. We believe that social investors can make a bigger difference if they:

#### Make legal information more accessible

Knowledge and skills are the first and foremost priority for strengthening the capabilities of people to deal with justiciable problems. This requires new forms of codification, using web technology, text messaging and other media.

#### Focus on what is hard for the justice sector to deliver

But access to information is one of the main bottlenecks in access to justice. It is very hard to collect and distribute legal information to a broad group of people based on a sustainable business model. Investors can help to distribute such know-how, organising good programmes that can be scaled up across borders.

#### Assist with best practices, monitoring and measuring

The same is true for making best practices available and measuring quality. Social investors and entrepreneurs can improve access to justice across-the-board by investing in this.

#### Understand the large return on investment

In the field of basic justice care, social investors and entrepreneurs can still have a major impact. Progress is measurable, costs are limited.

#### Invest in start-ups provided they can become sustainable

Invest or an help to show the value of innovative services, making it more likely that they are accepted as a service to be paid for by users, the community or the state. In the past, investors have set up rejoiest and services to provide legal aid or adjudication for free. But these proved difficult to scale up and to become sustainable. Stimilar to water, electricity or health care, justice is a valuable service for which most people are willing to pay a reasonable fee.

14



#### Strategies for Law Professors

### Empowering practice with research

ETIPOWETHIS PTACLICE WITH RESEARCH
For a law student, and for many practitioners, the word of a law professor sounds like law itself.
As a professor, you are the one who knows, after all. You know what works and what falls, outside
the perimeter of law school, out there in the real world. Where rules are among the many tools assest people in real conflicts and real relationships. Why not share every morsel of research about
effective solutions with those hungry students? They will love to be challenged as future legal
professionals instead of being outlinely supplied with You from the books: Practitioners will be
grateful for relevant know how and they will be excited to learn from you what research shows is
effective. Empower them with reverything you can give them, so they can serve society better than
your own generation before them. Steps law professors can take:

#### Do applied research

Do dipline treseator.

Unlike the health care sector and the technology sectors, the justice sector does not have a tradition in applied research. Research is needed into what works best to solve common justiciable problems. These problems come up millions of times each year and are very similar across borders and cultures

Universities need to set up projects to research these issues, working towards evidence-based protocols that give guidance to those helping people to settle and decide. They can partner with courts, legal services firms and NGOs providing access to justice.

#### Monitor of processes, outcomes and impact

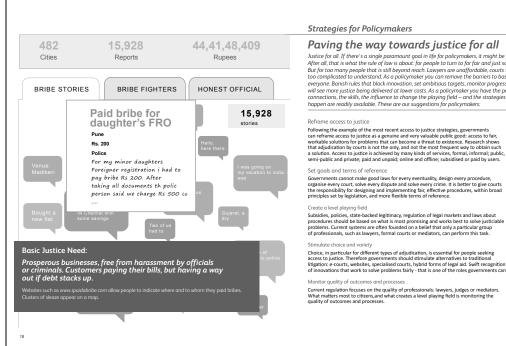
Monitor of processes, outcomes and impute Basic justice care is delivered by an enormous variety of processes, professions and supporting tools. Monitoring, benchmarking and evaluation are needed to make sense out of this complexity.

Focus on comparative legal research on practical solutions
One way to support practice is to compare, design and test compensation schedules,
formulas for child support and other criteria for fair sharing, targeted on the needs
of disputants for each problem. These are among the legal tools that practitioners
use most frequently.

#### Guide a fundamental change in legal education

nice of undormerical critingle in legal equocucion?

ere are also more fundamental questions. Can we still base interventions primarily what judges and lawyers read in the law? The trend seems to be a focus on what risk and what is seen as fair by the stakeholders. Which attitude and knowledge should ure providers of legal services take from law school?



#### Paving the way towards justice for all

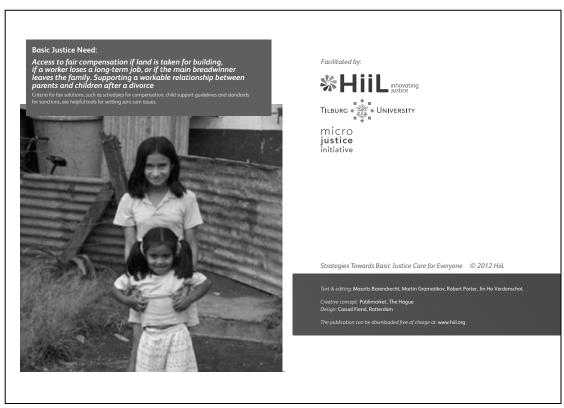
Justice for all. If there's a single paramount goal in life for policymakers, it might be that. After all, that is what the rule of law is about; for people to turn to for fair and just solutions. But for too many people that is still beyond reach. Lawyers are unafforable, courts slow, laws too complicated to understand. As a policymaker you can remove the barriers to basic justice for everyone. Banish rules that block innovation, set ambitious targets, monitor progress, and you will see more justice being delivered at lower costs. As a policymaker you have the power, the connections, the skills, the influence to change the playing field—and the strategies to make it happen are readily available. These are our suggestions for policymakers:

Retirture CCCCS to Josuce. Following the example of the most recent access to justice strategies, governments can reframe access to justice as a genuine and very valuable public good: access to fair, workable solutions for problems that can become a threat to existence. Research shows that adjudication by courts is not the only, and not the most frequent way to obtain such a solution. Access to justice is achieved by many kinds of services, formal, informal; public semi-public and private; paid and unpaid; online and offline; subsidised or paid by users.

Choice, in particular for different types of adjudication, is essential for people seeking access to justice. Therefore governments should stimulate alternatives to traditional litigation: e-courts, websites, specialised courts, hybrid forms of legal aid. Swift recognition of innovations that work to solve problems fairly - that is one of the roles governments can have.

Current regulation focuses on the quality of professionals: lawyers, judges or mediators. What matters most to citizens, and what creates a level playing field is monitoring the quality of outcomes and processes.





# Enhanced Partnership and Cooperation in Legal Technical Assistance

Professor Lars Malmberg
Department of Law
School of Business, Economics and Law
University of Gothenburg

- Strengthening Legal Education in Vietnam
  - Teachers training
  - · Library development
  - Strengthening international academic network

Actual Conditions of Donor Cooperation in the Eyes of an Expert
Working in the Sites of Legal Technical Assistance

#### Academic network

International conferences held in Vietnam Study tours to partner universities

- Seminars on topics in legal teaching
- · Teaching with Cases
- · Teaching Techniques in Comparative Law
- · Teaching Techniques in Human Rights
- · Technology Transfer in Developing Countries

Actual Conditions of Donor Cooperation in the Eyes of an Expert Working in the Sites of Legal Technical Assistance

### 6 keywords

Actual Conditions of Donor Cooperation in the Eyes of an Expert
Working in the Sites of Legal Technical
Assistance

### **TRUST**

Actual Conditions of Donor Cooperation in the Eyes of an Expert Working in the Sites of Legal Technical Assistance

### RELIABILITY

Actual Conditions of Donor Cooperation in the Eyes of an Expert Working in the Sites of Legal Technical Assistance

### PERSONAL KNOWLEDGE

Actual Conditions of Donor Cooperation in the Eyes of an Expert Working in the Sites of Legal Technical Assistance

### MUTAL UNDERSTANDING

Actual Conditions of Donor Cooperation in the Eyes of an Expert Working in the Sites of Legal Technical Assistance

### SUSTAINABILITY

Actual Conditions of Donor Cooperation in the Eyes of an Expert
Working in the Sites of Legal Technical
Assistance

### **TRANSPARENCY**

Actual Conditions of Donor Cooperation in the Eyes of an Expert Working in the Sites of Legal Technical Assistance

Final conclusions

Actual Conditions of Donor Cooperation in the Eyes of an Expert Working in the Sites of Legal Technical Assistance

### 法整備支援における協力強化

ヨーテポリ大学 ビジネス・経済・法律学校 法学部教授 ラース・マルムベリ

- ベトナムにおける法教育の強化
  - ○講師養成
  - ○図書室設置
  - ◦国際学術ネットワーク強化

法整備支援の現場で働く専門家から見た ドナー間協調の現状

#### • 学術ネットワーク

- ベトナムで国際会議の開催 提携大学への研修旅行
- 法教育のトピックに関するセミナー
- ・事例を用いた教育
- ・比較法に関する教授法
- ・人権に関する教授法
- ・発展途上国への技術移転

法整備支援の現場で働く専門家から見た ドナー間協調の現状

### 6つのキーワード

法整備支援の現場で働く専門家から見た ドナー間協調の現状

## 信頼

法整備支援の現場で働く専門家から見た ドナー間協調の現状

## 信頼性

法整備支援の現場で働く専門家から見た ドナー間協調の現状

## 個人の知識

法整備支援の現場で働く専門家から見た ドナー間協調の現状

## 相互理解

法整備支援の現場で働く専門家から見た ドナー間協調の現状

## 持続可能性

法整備支援の現場で働く専門家から見た ドナー間協調の現状

## 透明性

法整備支援の現場で働く専門家から見た ドナー間協調の現状

## 結論

法整備支援の現場で働く専門家から見た ドナー間協調の現状 25 Jan, 2013
Director,
Law and Justice Division, Governance Group,
Industrial Development and Public Policy Department,
Japan International Cooperation Agency (JICA)
Yoichi Shio

#### Partnership and Collaboration in Capacity Development for Legal and Judicial Sectors of JICA

#### 1. International Partnership and Collaboration

- (1) Participation in the Donor Meetings in the Legal and Judicial Sectors
- (2) Examples of Partnership with Other Donor Organizations
  - > [Vietnam] Workshop on Criminal Defense Attorney (UNDP, Justice Partnership Program: JPP)
  - ➤ [Vietnam] Joint Study on Vietnam Bar Federation (JPP)
  - > [Cambodia] Continuous Training in Royal School for Judges and Prosecutors (France, USAID, GIZ)
  - > [Laos] Dissemination Activities of Revised Civil Procedure Code and Criminal Procedure Code (UNDP)
  - > [Mongolia] Dissemination Activities of Mediation System (GIZ)
  - > [Nepal] Development of Training Module on Community Mediation in Nepal (The Asia Foundation)
- (3) Examples of Collaboration with Recipient Countries
  - > Training in Vietnam on Criminal Justice for the Laotian Counterpart Personnel of JICA's Project (Vietnam and Laos)
  - > Training in Indonesia on Community Mediation for the Nepalese Counterpart Personnel of JICA's Project (Indonesia and Nepal)

#### (Reference) Examples in Other Sectors

- > [w/ UNDP] Joint Research on South-South Cooperation and Capacity Development
- > [w/ UNHCR] Collaboration in the Sectors of Reconstruction and Reintegration of Repatriated Refugees
- > [w/ USAID] Collaboration in the Sectors of Health and Food Security
- > [w/ Gates Foundation] Collaboration in Anti-Polio Campaign in Pakistan
- > [w/ KOICA (Korea)] Co-Hosting of the Asian Development Forum
- > [w/ Brazil] Collaboration in Introducing Japanese Police Station System to Central American countries

#### 2. Partnership and Collaboration with Japanese Institutions

- (1) Partnership and Collaboration with the Ministry of Justice (ICD and UNAFEI)<sup>1</sup>, Japan Federation of Bar Associations, and Supreme Court
- (2) Partnership and Collaboration with Private Sector, Universities, Local Authorities and Other Institutions

ICD: International Cooperation Department of Research and Training Institute
UNAFEI: United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders

- > [w/ Japan Federation of Bar Associations] International Conference on "Access to Justice in Asia"
- > [w/ Center for Asian Legal Exchange, Nagoya University] Country Focused Training for Development of Legal System for Iran
- > Seminar on "Reforming Legal Systems of Public Company and the Legal Governance" (August 2012), Seminar on "Legal Aspects on the Privatization of State-owned Enterprises" (December 2013), Seminar on "Commercial Arbitration" (March 2013) in Myanmar (Japanese private companies attend the Seminars as observers)
- > [w/ Japan Federation of Economic Organizations] Seminar on Competition Law in China for Japanese Private Company, and
  - [w/ Japanese Chamber of Commerce and Industry in China] Seminar on "revised Civil Procedure Code in China"
- > Training Program for Young Leaders "Legal System Development Course" in cooperation with Bar association in Niigata, Sendai, Courts in Niigata, Sendai and Japan Legal Support Center in Minami Sanriku (Site Visit of Earthquake Disaster area))

#### (Reference) JICA's Approach in Cooperation with Private Sector

- Preparatory Survey (Public-Private-Partnership (PPP) Project on Infrastructure / Promotion of Collaboration in BOP (Base of the Pyramid) Businesses)
- Feasibility Study in Collaboration with Small and Medium-sized Enterprise (SME) (Feasibility Study)
- Private Sector Investment Finance
- Commissioned Project for Promoting Overseas Expansion of SME (Official Development Assistance: Ministry of Foreign Affairs)
- > Japan Overseas Cooperation Volunteers (JOCV) in collaboration with Private Enterprises

★Web-site (Partnership with Private Sectors)

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv\_partner/index.html

#### 3. For Further Collaboration and Better Partnership

- > Further efforts in Knowledge Sharing
- ➤ Promoting Collaboration with Japanese Private Enterprises and Law Firms

#### IICA の法整備支援における協調・連携

#### 1. 国際的な協調・連携

- (1)セクター・課題レベルのドナー会合等への参加
- (2)他ドナーとの協調・連携の事例
  - ➤ ベトナム刑事弁護人に関するワークショップ(UNDP、JPP)
  - ➤ ベトナム弁護士会の共同調査(IPP)
  - ▶ カンボジア裁判官に対する継続研修(フランス、USAID等)
  - ▶ ラオス改正民事・刑事訴訟法の普及活動(UNDP)
  - ➤ モンゴル調停制度の普及活動(GIZ)
  - ▶ ネパール調停研修のカリキュラム整備(アジア財団) など
- (3)被援助国との連携の事例
  - べトナムにおけるラオス刑事司法研修(ベトナム、ラオス)
  - インドネシアにおけるネパール研修員の受入れ(コミュニティ調停制度)(インドネシア、ネパール)

#### (参考)法整備支援以外の事例

- ▶ UNDPと南南協力、Capacity Development (CD)等に関する共同研究
- ▶ UNHCRと復興及び帰還民の再統合分野等で連携
- ▶ USAID と保健、食糧安全保障分野等で連携
- ▶ ゲイツ財団とパキスタンにおけるポリオ撲滅活動で連携
- ➤ KOICA(韓国)とアジア開発フォーラムを共催
- ▶ ブラジルとの中米諸国での交番システムの支援 など

#### 2. 日本国内の協調・連携

- (1)法務省(国際協力部、UNAFEI)、日弁連、最高裁との連携
- (2)民間団体・大学・地方等との連携
  - ▶ 「アジアにおける司法アクセス」国際会議(日弁連)
  - ➤ イラン法制度整備研修フェーズI、II(名古屋大学法政国際教育協力センター(CALE))
  - ▶ ミャンマー会社法セミナー(2012年8月)、「国有企業改革の法的側面」セミナー(同12月)、商事仲裁セミナー(2013年3月)(民間企業のオブザーバー参加)
  - 中国競争法に関する民間企業向けセミナー(経団連)、中国民事訴訟法セミナー(日本商会)
  - ▶ 青年研修「法制度整備」(新潟県弁護士会、新潟市地裁、仙台弁護士会、仙台高裁・地裁、法テラス南 三陸出張所(震災被災地視察))

### (参考)JICA の民間連携の取組

- ▶ 協力準備調査(PPP インフラ事業/BOP ビジネス連携促進)
- ▶ 中小企業連携促進調査(F/S 支援)
- > 海外投融資
- > ODA を活用した中小企業等の海外展開のための委託事業(外務省事業)
- ▶ 民間連携ボランティア

※関連ウェブサイト(「民間連携―民間企業の皆様へ―」)

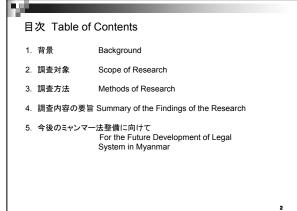
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv\_partner/index.html

#### 3. 今後に向けて

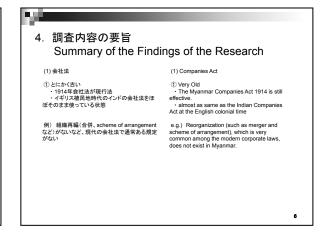
- ▶ ナレッジ・シェアリングに向けた取組の強化
- ▶ 民間企業・法律事務所との連携の強化

以上









② 広汎な外国会社規制と裁量による外資規制

- 1株でも外国人が株式を有していれば、外国会社となり外資規制に服する
- ・規制は、当局(DICA)が営業許可証 Permit to Trade)の付与をするかどうかによっ 主に行われる。国営会社法で規制されている 業種以外の業種については法令上の定めはなく、行政裁量によって規制が行われている。
- ・数年前から「trading」(商業)については、 営業許可証が与えられておらず、事実上、小 売・卸売・輸入販売は外資に開放されていない
- ・認可手続に6ヶ月程度を要しているが、仮 認可は数週間でおりるという実務運用が昨年からはじまった。
- ② Widely regulates foreign companies and large discretion of the authority
- discretion of the authority

   Even if only one share is held by a foreigner, such company is recognized as a "foreign company" and subject to special rules applicable for foreign investments.

   The authority (DICA) approves or disapproves foreign investment through issuance of Permit to Trade. The types of businesses which are not eligible for Permit to Trade are not provided in any law except for the businesses is itsed under Special Companies Act. The authority regulates through its administrative discretion.

   Since several years ago, DICA has been issuing no Permit to Trade with respect to the types of the businesses are not permitted for foreign companies in practice.

   It takes around three or more months to obtain Permit to Trade, however, since last year provisionary permits have been issued within a few weeks by DICA in practice.

③ 取締役会の電話会議やTV会議は不可であると一般に解されている

- ④ 他方で、取締役の国籍・居住要件はない
- ④ On the other hand, there is no nationality and resident requirements for directors.

#### (2) 債権法·労働法

- ① ビルマ法典中の契約法(The Contract Act)
- ル・現住も週用 1872年当時のイギリスの判例契約法を立法 化した1872年インド契約法の諸規定を引き継いだ まの
- ② 不法行為法についての成文法は、The Fatal Accident Actのみ発見
  ・ 同法は、人を死亡させる不法行為があった場合に遺族に訴権を与える規定等を定める4条だけのは終
- ・同法は、人を外にしての小ないョッ・リーット 合に遺族に新権を与える規定等を定める4条だけ の法律・ ・元法行為一般については、ミャンマーの状況 に適合している限り、英国の不法行為法(the English laws of Torts) が適用されるとされる
- ③ 労働法は、個別法によって構成され、基本 法は存在しない
- (2) Contract. Torts & Labor Law
- ① The Contract Act contained in the Brume Code is still currently applicable.
- This Contract Act succeeds the provisions contained in the Indian Contact Act 1872 which restated the common laws on contracts in 1872.
- The only statute which provides any rules on torts is The Fatal Accident Act.
   This Act has only four articles which give a right to heirs to bring law suits on behalf of the person deceased by tort.
   Torts are ruled by the English laws of Torts so far as it is applicable to Myanmar's own
- 3 Labor laws are composed by individual laws on separate issues and there is no fundamental and comprehensive law.

(3) 物権法

- ① 憲法上、土地はすべて国有であり、私人は土 地の利用許可によって土地を使用・賃借し、その権利 を譲渡する。
- ② 不動産譲渡制限法(Transfer of Immovable Property Restriction Law, 1987)により、外国人(自然人及び法人の両方)によるミャンマーの不動産の売買は禁止されており、賃借は原則1年を超えてはならないとされている。
- ③ 不動産の売買(100チャット以上)・賃借(1年以 上)は、書面主義 登録証書 (registered instrument)の交付が必要
- ④ 登記の制度は存在するが、日本のように、各不 動産の物理的現況や権利関係それ自体を登記の対 象とするのではなく、不動産の権利変動に関する一 定の文書が登記の対象となるというシステムである。
- (3) Property Law
- ① The Constitution provides that all of the lands are owned by the state. Private person may use, lease and dispose the rights under the permit given by the state.
- ② Transfer of Immovable Property Restriction Law 1987 prohibits a sale and lease more than one year of the real property by foreign persons (both natural and legal persons).
- ③ Written contact is required for the sale of real property which worths 100 Kyats or more and lease for one year or more registered instrument should be delivered upon sales
- ④ Registration system exists in Myanmar. However, unlike Japan where physical status and titles themselves are registered, Myanmar has a system which requires the documents regarding the change of titles be registered.

10

登記された文書は、原則、その物についての口 頭での合意又は宣言に優先する効力を有する。 また、登記すべき文書を登記しなかった場合には、その不動産について何の効力も有さない、いかなる取引の証拠ともならないとされており、登記が効力要件及び証拠能力の要件ともされている。

- ⑤ 実際には、政治体制が流動的であったこと。 ⑤ 実際には、政治体制が流動的であったこと、 費用が敬遠されたことなどか。全起はほとんどさ れておらず、土地の正確な維制関係が不明なこと が多い。 ・土地行政局にて命令を出し、一定期間内に異 義を述べる者がなければ現在の自有者所有者 として登記するという時にある。 ・工業譲渡の場合には、後の譲受人が需意であれば、所有権を取得することになるとのことであ る。

- In principle registered documents supersede any other oral agreements or declarations made with respect to the subject
- declarations made with respect to the con-matter.

  Moreover, if any document which should be fregistered were not registered, such document has no effect on the subject real estate and cannot be an evidence for the transaction. This means that registration is a requirement for affectivity of the agreement and admissibility of evidence.
- (5) In practice, because of the unsuitability of in precise to because of the disability of the political system and cost, registration has been rarely made. This makes it difficult to know titles of real properties precisely in most
- In some cases, the Land Administration Authority issues an order and if there is no person who objects, the person currently occupies the land is registered as the owner of the land.

  If the land was transferred to more than one
- person, the person who entered into the contract later will be deemed to be the owner if he or she is bona fide.

#### (4) 民事訴訟法・仲裁法

- ① ビルマ法典の民事訴訟法が若干改正された だけの姿で現在も適用されている。手級の細則を 定めたOrdenも存在する。 ② 仲酸法には、ジュネーブ条約に基づく外国仲 裁判断の承認・執行に関す「外国仲裁判断の承認 及び執行に関する法律」といから国助仲裁に する仲裁法があるが、いずれも実務では使われて いない。
- (5) 外資・輸出入・外貨管理規制 ① 外国投資法 (Foreign Investment Law, 2012) が現在有効な法律 ・実質的には外資規制強化
- ② 特別経済地域法(Special Economic Zone Law)は、現在抜本改正作業中 ③ 輸出入・外貨管理規制についてもIMFらの協力の下、改革が進んでいるところ
- (4) Civil Procedure Law & Arbitration Law
- The Civil procedure Act contained in Burma Code is still appliance with minor amendments. There is an Order which provides the details of the procedures.
   Antitration laws are composed of the law which provides the process of approving and enforcement of foreign arbitration awards under Geneva Convention and the law regarding domestic arbitration.
- (5) Laws regarding Foreign Investment Import & Export and Foreign Currency Management
- Foreign Investment Law, 2012) is the currently effective law.
   This new law enhanced the regulations on foreign investments in substance.
   Special Economic Zone Law is currently under discussion for substantial amendment.
   Import & Export and Foreign Currency
- Management laws are being renovated with support by IMF and other organizations.

#### 5. 今後のミャンマー法整備に向けて For the further development of legal system in Myanmar

- ・ミャンマー法曹の養成が早急に必要(質と数 の両面で)
- ・ 複数国の法律に通じた各法律分野の専門弁 護士の活用
- ・現在有効な法令の特定と改正を溶け込ませた法令集、判例集、教科書・法律書の出版(ミャンマー語からの英訳も含む)
- Education and training of legal specialists in Myanmar is immediately needed(in both quality and number)
- Utilizing practitioners who are familiar with specific area(s) of law in multiple jurisdictions
- Finding out what are the currently effective laws and publishing statute books which contains the latest text of the laws and regulation reflecting all past amendments, case law books and text books (including translation from Burmese to English)

...

### ありがとうございました。

Thank you very much!



ミャンマー証券取引法整備支援の現場から (ヤンゴンのミャンマー中央銀行にて)

One scene in the legal development assistance for the Myanmar Securities and Exchange Law (at Central Bank of Myanmar, Yangon)

## 法整備支援活動年表(法務総合研究

年度	ベトナム関係	カンボジア関係	モンゴル関係	ラオス関係	インドネシア関係
1991	・ベトナム司法大臣が日本法務大臣に支援要請				
1993	・森嶌昭夫名古屋大学教授(当時)が文化交流プロジェクトで訪越し、日本民法紹介				
1994	・法務省でベトナム司法省に本邦研修開始(年1回)	・日弁連が「カンボジア司法制度の現状と課題」セミナーを開催	・森嶌昭夫教授がJICA短 期専門家として、モンゴル に対し、民法改正につき 助言		
1995	・上記本邦研修継続 ・1995.8〜2001.3「市場経済化支援開発政策調査」(通称:石川プロジェクト)実施	・法務省・最高裁・日弁連合同で本邦研修開始(年1回)			
1996	・上記本邦研修継続 ・法整備支援フェーズ1開始(1996年12月~1999年11月) ・長期専門家1名(弁護士)派遣	·上記本邦研修継続	・日本司法書士会連 合会による登記制度に 関するモンゴル支援		
1997	・法整備支援フェーズ1継続 本邦研修(年2回へ) 現地セミナー開始(年4回)	·上記本邦研修継続			
1998	・前年と同様	・上記本邦研修継続 ・JICAカンボジア事務所へ調査のため派遣 ・民法・民事訴訟法起草支援を合意	・モンゴル不動産登記庁 の登記官に対し、登記セミナーを開催(JICA短期 専門家は司法書士他)	・名古屋大学及び法務総合研究 所が受託機関となり本邦研修を 開始	・経済法研修(日本インドネシア科 学技術フォーラム(JF)からの研修 実施依頼に基づくもの。参加者 は、裁判官、検事、法務人権省職 員、弁護士)を実施
1999	・前年と同様 <ハノイにて日越民商事法セミナー開催(その他標参照) >・法整備支援フェーズ開始(1999年12月~2002年11 パーナム民法改正共同研究 法令鳥瞰図作成 人材育成 ・対象機関に最高人民裁判所、最高人民検察院が加わる 6 ・長期専門家1名(業務調整員)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1開始 ・カンポジア司法省に長期専門家2名(うち)名は弁護士)を派遣 ・上記起草支援のため、作業都会が日本、現地でワークショップを相当教開催	・前年と同様(モンゴル)	・前年と同様	
2000	- 法整傷支援フェース/2總統 本邦研修(年4回) 現地セナー(年8回) ※ 以後、2002年まで同様 - 長期専門第2名(検事、裁判官, 弁護士各1名) 派遣 - 民法改正共同研究会開始	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1継続 ・本邦研修も作業部会との協議を中心とする起草支援の内容で実施(年2回) ・日弁連が司法調査団を派遣・日弁連がレポンア王国弁護士会と友好協定締結 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会を対象にセミナーを開催		・前年と同様 ・現地で司法制度調査を実施(約3か月) ・日弁連が司法調査団を派遣	・日本貿易振興会(JETRO)等 がインドネシア独占禁止法研究 会を開催 ・JETRO等がAPEC経済法制 度シンポジウムを開催
2001	・法整備支援フェーズ2継続 ・長期専門家2名(検事、弁護士各1名)派遣 ・法整備支援フェーズ2を2003年3月まで延長	・JICA法制度整備プロジェケトフェーズ1 総続・日 弁達がカンボジア王国 弁護士会司 法支援プロジェクト(JICA 小規模開発・パートナー 事業)を開始・日 弁達が弁護士総禁教育セミナー(第1回〜第4回)を開催(なお、これは、カナダ弁護士会(3回開催)、リヨン弁護士会(1回開催)との共同プロジェクトであり、計8回開催)	・モンゴル法整備支援 事前調査 ・法総研が日本・モンゴ ル司法制の度比較セミナー(本邦研修)を実施 ・日本司法書士会連 合会による登記制度に 関するモンゴル支援	・司法アドバイザー型の短期専門 家を派遣(合計8か月間) ・本邦研修を学術的研修と実務 的研修に分けて、年2回実施 ・セミナーを民商事法セミナーと 刑事法セミナーの2回開催とする とともに、民商事法セミナーをシ リーズ化	·JICA調查団派遺
2002	・前年と同様 ・JJCAが、ペトナム元司法大臣を招へい ・長期専門家1名(裁判官)派遣	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ1総続(2003年3月まで) ・民法典及び民事訴訟法典起車記念セミナーを開催(フン・セン首相が演説) ・民法・民事訴訟法起草作業完了 ・日弁連がカンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)開始(3年間) ・本邦研修を実施(起草支援,立法化支援)	・名古屋大学がモンゴ ルに対する本邦研修を 実施	・ラオス司法省等に長期専門家 (司法アドバイザー)1名を派遣(法 務省) ・第2回民商事法セシナー・開催 ・本邦研修を学術的研修と実施 ・国会向けセシナー及び商法改正 セシナーを加え、現地セミナーを4 回に増加	・本邦研修を実施(年1回) ・現地セミナーを開催(年1回) ・JETRO等がAPEC経済法制 度シボジウムを開催 ・JICA調査団派遣 ・外務者・JICAが「最高裁長官 を招へい
2003	・法整備支援フェーズ3開始 (2003年7月~2006年6月) 民法改正共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始 法曹養成共同研究会開始 (法務省・最高裁、日升建) 判決者・判例整備社同研究会開始 (法務省・最高裁、日升速) ・・破産法改正支援セミナー実施 ・・長期専門駅 (後奉)派遣 ・現地セミナーを開催(民法、民訴法、法曹養成) ・法総場・川の名がい十人司法大臣一行を招へい、 本邦研修要派に法曹教の	・本邦研修実施(立法化支援) ・JUCA関連査団派遣 ・民法。民事訴訟法作業部会継続 ・日弁連がJUCA開発パートナー事業を継続 ・司法官職養成校にJUCA短期専門家を派遣(法務省)	・モンゴルへ専門家派 遺(名古屋大学・弁護 土)	・JICAプロジェクト開始(2005年5 月まで予定) 法令データベース作成 法令データベース作成 法令学生的支援 検察マニュアル作成支援 護師委成・フェコンル作成支援 選手で表別法省等に長期専門家 (司法アドバイザー)1名を派遣(法 祭省) ・本邦研修は年2回,そのうち1回 は教科書作成支援に特化	・本邦研修を実施(年1回) ・JCAが弁護士を企画調査員 として長期流復(1年間) ・日本・インドネシアADR比較研究セミナー(本邦研修)を実施
2004	: 法整備支援フェース3總統 - ペトナム國家大学日本法講座開講 - 長期専門教4名(検事、裁判官, 并護士, 業務調整員各1名)派遣 - 現地七寸十を開催(民法, 民訴法, 法曹養成, 判決書, 判例) - 代表訴訟法成立(6月15日) - 改正破産法成立(6月15日) - 本邦研修実施(1月, 2月) (法曹養成, 民法改正共同研究)	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2開始(2007年4月まで) 立法化支援 附属法令接 (民法、民事訴訟法作業部会総続 ・力司法省へ展現事門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・日弁連JJCA開発パナナ事業を継続 ・法曹養成日頃するCP研修実施 ・司法官職養成校にJGA短期専門家を派遣(法務省) ・本邦研修実施(2月)民法・民訴法)	・モンゴル法務内務省 ヘ弁護士1名を長期派 遺 ・名古屋大学が国際シ ンポジウムを開催(モン ゴル)	- JICAプロジェ外総続 - 司法省に長期専門家2名を派 道 (上記1名に加えて日弁連から1名) (判決書マニュアル・検察官マニュアル・検察官マニュアル・検察官・現地セミナーを開催(判決書マニュアル・エス・リー・スを開催(利法書で入る。)	・本邦研修を実施(年1回) ・インドネンプ競争政策、規制 銀和研修プロジェク外開始(公 正取引委員会、2006年7月ま で) ・JICAが企画調査員1名を派 遺
2005	· 法整備支援フェーズ3継続  - 長期専門家「名、數判官)派遣  - 八寸人国家大学日本法議座継続  - 現地セミナーを開催(判決書・判例、判決執行 法、洁曹強の - 改正民法成议(6月14日)  - 本邦研修実施(9月14日)  - 本邦研修実施(9月14日)  (判決書標準化, 法曹養成)	・JICA法制度整備プロジェ介・フェーズ2 総続 立法化支援 附属法合整備 (民法、民事訴訟法作業部会総続 力司法省~長期専門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 ・現地セミナーを開催(模擬裁判) ・本邦研修家院(組入機 、注普養成研究会院足 ・JICA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェ介開始(2008年3月まで) ・裁判官・検察官養成校に長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) ・本邦研修実施(10月)(法普養成) ・日弁連の弁護士会司法支援プロジェクト(JICA開発パートナー事業)が終了	- 名古屋大学が国際シ ンポジウムを開催(モン ゴル) - モンゴルの土地法制 に関する法社会学的 研究プロジェクト開始 (名古屋大学)	・JICAプロジェクト総続 ・司法名に長期専門家2名を派 遺 法務名。日升連) ・本邦研修実施(年2回) (長藤)法教科書作成支援民 法法総研、動派:名古屋大学・現地セミナーを開催(民法教科 書・判決書マーュアル、検察マーュアル) ・検察マーュアル及び判決書マーュアル完成	・本邦研修を実施(年1回) ・アチェに対するADR現地セミ ナー実施(JICA・日弁通)

## 所が把握しているものを中心に)

### 2012/1/20 現在

韓国関係	ウズベキスタン関係	中国関係	ネパール関係	東ティモール関係	ミャンマー関係	その他
神画内が	77. · ( 7/ 2   2   1/ 1	- I BIN IN	191 70 10 10	27.12.132	N/A	CONE
						・財団法人国際民商事法センター(ICCLC)設立
						・ICCLCが日中民商事法セミナー開始(年1回) ・ICCLCが国際民商事法シンポジウムを2回開催 ・法総研で多数国間(マルチ)研修を開始(モンゴル, ミャン マー, ベトナム)
						・ICCLCが日中民商事法セミナー開催
						・国際民商事法シンポジウム(倒産法制)開催(法総研。 ICCLC,アジア太平洋比較法制研究会) ・マルチ研修総続(カンポジア,中国、ラオス,モンゴル、 ミャンマー、ペトナム)
						・ICCLCが日中民商事法セミナー開催
						・国際民商事法シンポジウム(企業倒産・担保法制)開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
·法総研						·ICCLCが日中民商事法セミナー開催
で日韓パート						・ICCLCが・ソイにて、日越民商事法セミナー開催 ・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
ナーシップ研修開						
催(登記 制度比較 研究を中						
心)						
·法総研	・名古屋大学がウズベキスタン3大学と学術					・ICCLCが日中民商事法セミナー開催
で日韓パート	交流協定 ・ウズベキスタンで内閣法制局が現地セミ					・法整備支援連絡会開催(第1回, 第2回) ・世界銀行主催の法整備支援世界会議開催
ナーシッ ブ研修開	ナーを開催					・マルチ研修継続(参加国は前年と同様) ・法総研がADBと共催でマルチ研修開催
催(第2 回)						
・法総研 で 日 韓	·JICA調査団派遣					・法総研に国際協力部新設, 同部が大阪へ移転 ・ADB会議(フィルピン)出張
パートナーシッ						・ 法整備支援連絡会開催(第3回) ・ ICCLCが日中民商事法セミナー開催
, プ研修開 催(第3						・世界銀行主催の第2回法整備支援世界会議開催 ・国際民商事法シンポジウム(ADR)開催
(m)						・マルチ研修継続(参加国は前年と同様)
・法総研	・本邦研修を実施 ・名古屋大学が中央アジア3か国から法律家を					・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナー開催 ・日本貿易振興会アジア経済研究所(IDE-JETRO)が国際
で 日 韓 パ ー ト ナーシッ	招いてシンポジウム開催 ・タシケント法科大学に専門家1名を派遣(名古					・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・
ノーシップ研修開催(第4	屋大学) ・JICA調査団派遣					・ ・ 法整備支援連絡会開催(第4回) ・ アジア知的財産権法制シンポジウム開催
催 (男 4 回)	・現地シンポジウムを開催(名古屋大学) ・現地調査を実施(日弁連)					・マルチ研修継続(カンボジア,中国,カザフスタン,ラオ ス,モンゴル,ミャンマー,タイ)
	・現地セミナーを開催(法総研・名古屋大学)					・法総研がADBと共催でフィルピン研修開催
・法総研 で 日 韓	·JICA調査団派遣 ・現地調査, 現地シンボジウムを開催(名古					・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナー開催 ・法総研・ICCLCが日韓知的財産権訴訟講演会開催(東
パートナーシッ	成地調査, 城地ランボラウムを開催(石口   屋大学)  ・専門家1名を派遣(北海学園大学)					京,大阪) ・法整備支援連絡会開催(第5回)
, プ研修開 催(第5	・本邦研修を実施 ・法務省・名古屋大学がウズベキスタン司法					・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(知
(m)	大臣を招へいし、名古屋大学でシンポジウムを開催					の財産権シンボジウム)開催 ・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア,ラオス,
	・専門家2名(法務省・早稲田大学)を派遣 し、本邦研修のフォローアップセミナーを開					ペトナム) ・法令外国語訳・実施推進検討会議開始
	催					・イランからJICAに対して法整備支援要請
. 注 ※ Ⅲ	·JICA調查団派遣	. 级汶产类少年从中国广州				・ 注処耳・
・法総研で日韓	・JICA調査団派運 M/M締結(倒産法注釈書支援) ・本邦研修を実施(倒産法注釈書)	・経済産業省等が中国に対 する法整備支援(経済法)を 開始				・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・法総研・ICCLCが日中知的財産法制度講演会を開催(東 京 大阪)
パート ナーシッ ブ研修開	・民商法典起草支援を継続(名古屋大学) ・ウズベキスタン司法省に専門家1名派遣(三重	IMIXE				京、大阪) ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第6回)
グ研修用 催(第6 回)	大学) ·最高経済裁判所副長官招聘(法務省)					・
bind /	・現地シンボジウムを開催(名古屋大学) ・現地フォローアップセミナーを開催(法務省)					・経済産業省等が中国に対する法整備支援(経済法)を開始
						・名古屋大学がイランに対する法整備支援(本邦研修)を開
・法総研 で 日 韓	·本邦研修を実施(5月,11月) (倒産法注釈書)					・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催 ・名古屋大学が「アジア法整備支援」全体会議を開催
パートナーシッ	·短期専門家派遣(8月,3月) (法務省,大阪大学等)					・ 法整備支援連絡会開催(第7回) ・ 国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア, ラオス,
, プ研修開 催(第7	・倒産法注釈書プロジェクト開始(法務省,2007年9月まで)					ミャンマー、ベトナム) ・法総研・ICCLC・JETROが国際民商事法シンポジウム(国
(a)	・司法省法整備支援プロジェクト開始(名古屋大学,2008年まで) (中小企業振興,担保法制改革,法令データ					際会社法シンポジウム)開催 ・中央アジア諸国の憲法裁判所の比較研究プロジェクト開
	(中小正集振興,担味広制以早,法市アータ ベース) ・ウズベキスタン司法省に長期専門家1名派遣					始(名古屋大学)
	(名古屋大学) ・タシケント法科大学に日本法教育研究センター					
	を設立(名古屋大学) ・現地シンポジウムを開催(名古屋大学)					

## 法整備支援活動年表(法務総合研究

年度	ベトナム関係	カンボジア関係	モンゴル関係	ラオス関係	インドネシア関係
2006	・法整備支援フェーズ3を2007年3月まで延長 ・長期専門家1名(美務調整員)派遣 ベトナム国家大学日本法康座継続 ・現地セナーを開催(判決書・判例) 日起司法制政府後及び共同研究実施(10月, 判 決書・判例, 最高人民裁判所から4名招へい)	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 財展之今整備 民法、民事訴訟法作業部会継続 力司法省~長期幕門家2名(うち1名は弁護士)を派遣 民事訴訟法成立(7月6日公布) 短期専門家派遣(8月) 理地セミナーを開催(8月:民法特別講義,3月:民訴法) 遠隔セミナーを開催(12月) 北海(別)、関原民商事法センターがカンボジア司法大臣一行を招へい ・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ②重長決定(2008年4月まで) ・JICA裁判官、性験官警戒校民事教育设备プロジェク制総続 法曹養成研究会継続 裁判官、性寮官警成校氏長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) ・現地セミナーを開催(8月)(判決書セミナー) JJGA-Netセミナーを開催(8月)(判決書セミナー)	・モンゴル弁護士会強 化プロジェクトに系勢所 遠専門家、連 ・モンゴル 国立大学に 日本法教育研究セン ターを設立(名古屋大	・JICAプロジェクトを2007年5月まで延長 ・現地にて普及セミナー実施 (判決書でコニアル、検察マニュアル、技術学では、 ニュアル、民商派教科書) ・本邦研修実施(11月) (プロジェハ教祖と成果物普及・ 新司法改革マスタープランの内 客)	・アチェに対するADR遠隔セミナー(全5回)実施(JICA・日弁連)・本邦研修を実施で、JICA 調査団派(A) JICA 調査団派(A) JICA 調査団派(9月)・JICA 和解・調停制 度強化支援プロジェクト開始・長期専門家(日弁連)を派遣(3月)
2007	・法司法制度改革支援プロジェクト開始(2007年4 月~2011年3月) ・民法共同研究会開始 ・裁判実務改善研究会開始 ・裁判実務改善研究会開始 ・表判等の表示を ・表別を ・水ト大国家大学日本法講座継続 ・ハノ(法科大学に日本法教育研究センターを設立(名古屋大学) ・現地セミナーを開催(9月、国賠法) ・本邦研修実施(11月、国賠法起草)	- JICA法制度整備プロジェクトフェーズ2継続 立法化支援 附属法令支援 附属法令支援 民事訴訟法海用(7月) 民法公布(12月) 遠隔セミナーを開催(月月、民訴法) - JICA製画 世級官 後察官養成校民事教育改善プロジェクト継続 - 法書養成研究会継続 - 成日、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では		・2007年5月末プロジェクト延長 期間終了 ・フォローアップ 現地各CPによる普及ワーク ショップ、JICA現地事務所でモ ニタリング(5~12月)	・国内アドバイザリー・グループ を設置(6月) ・現地セミナーを開催(8月) ・本邦研修を実施(10月) ・現地セミナーを開催(3月)
2008	・法 司法制度改革支援プロジェ外継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門な名(検事、裁判・弁護士、業務調整員各1名)総統 ・ベトナム国家大学日本法護座継続 ・本邦研修実施(6月20罪学研究28月。裁判実務の改善及び判例情報等の提供のための万策、3月: 刑訴法改正) ・民事判決執行法成立(11月14日)	- JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3開始 附属法令記率支援 民法、民事が訟法作業部会継続・カ司法省へ長期専門家3名を派遣 遠隔セミナーを開催(12月:民訴法関係) 理地セミナーを開催(12月:民訴法 本邦研修実施(2月:不動産登記法) JJC和護西記派遣 - JJCA裁判官・後察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2開始 ・法曹養成アトバイザリー・グループ開始 ・数判官・検察官養成校、長期専門家2名を派遣(うち1名は法務省) - JJCA・地下セラナーを開催(9月) - 本邦研修実施(10月,3月) - 現地セミナーを開催(2月,2月) - JJCA・共成士会司法支援プロジェクト継続		・法整備支援シミュレーションワークショップを名古屋大学と共同で3回実施(9月・11月・12月) ・現地調査(1月)	・国内アドバイザリー・グループ 会合を駆誘 ・第2回本邦研修を実施(7月) ・インドネシア改正最高裁判所 規則FERMA2008年1号 後裁判所が行う和解 調停手続に関 する規則が施行(7月) ・現地セミナーを開催(11月) ・現地セミナーを開催(11月) ・現地セミナーを開催(11月) ・別のインドネシア「和解・調停 制度強化支援プロシェクト」終 7時評価調査団を派遣(11月)
2009	·法 司法制度改革支援プロジェ外總統 · 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 · 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 · 民期専門取名(核華、森川 子接生、実務調整員名1名)總統 · 本外五個家大学日本法護座継続 · 本邦研修実施(8月不動產參配法・担保取引登 發法起享、10月日年達國制織、活動、12月改正 川事訴訟法起草、民事判決執行法運用指導,2 月行政訴訟法起草、民事判決執行法運用指導,2 月行政訴訟法起草 · 國家賠償法放立(6月) · 現地セミナーを開催(行政訴訟法、弁護士連合 会の組織、運管方法等)	・JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 民法、民事的选准作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 ・現地セミナーを開催(12月:民野法関係) ・JICA裁判官・検察官登成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 ・法曹養成アドバイザリー・グルーブ継続 ・裁判官・核房官整成なへ及長期専門家2名の派遣継続(うち1名は法務省) ・JICA-Netセミナーを開催(5月) ・本邦研修実施(10月,11月) ・現地セミナーを開催(6月,8月,12月) ・JICA弁護士会司法支援プロジェケト継続	・モンゴル調停制度強化プロジェク外詳細計画 策定調査団学日本法教育研究となり年年とンゴル3周年記念 テェ州催・モンゴル調停制度強化プロジェク外開始(2010年1月~2012年6月)	・法整備支援シミュレーションワー グショップを名古屋大学と共同で 4回実施 (5月, 6月, 11月, 2月) ・現地調査(5月, 9月, 3月) ・現地セミナー(9月)	・国内アドバイザリー・グループ 会合を凝積。 現地調査を実施(9月) ・別な周別研修「法廷と連携し た和幹 調停実施」を実施(11月) ・インドネシア最高製判所との 今後の協力の在リカに関する 協議会(2010年3月)
2010	法司法制度改革支援70岁2个接続 - 以CA調查間派遣(終了時評価:詳細計画策定調查) - 民法共同研究会、裁判实務改善研究会継続 - 民法共同研究4名(核事、裁判官,并護士,棄務調整員各1名)継続 - ベトナム国家大学日本法講座継続 - 日越司法制度共同研究(6月) - 司法省次官将心(10月) - 本邦研修实10月;指士職務基本規程,単位 会の役割等,11月戸籍法起草,12月改正刑事 - 訴訟法起草、月月改正民事訴訟法起草, - 行政訴訟法位(11月) - 改正民事訴訟法成立(11月) - 改正民事訴訟法成立(11月)	- JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続 附属法令起草支援 民法、民等的認法作業部会継続・カ司法省への長期専門家3名の派遣継続 - JJCA-Netセラナー開催(12月:法人登記) 本邦研修実施(2月:不動を登記) - JJCA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続 法普養成アドイザリーデリルーブ継続 - 裁判官・検察官養成校への長期専門家2名の派遣継続・新たに1名を派遣(うち2名 は法務名) - JJCA-Netセミナーを開催(5月:民事訴訟法) - 現地セミナー開催(6月:民事訴訟法) - 現地セミナー開催(6月:民事訴訟法) - 現地セミナー開催(6月:民事訴訟法) - 現地セミナー開催(6月:民事訴訟法) - 現地セミナー開催(6月:民事訴訟法) - 現地セミナー開催(6月:民事訴訟法) - 現地セミナー開催(6月:民事訴訟法) - 現地セミナー開催(6月:民事事成) - 3/CA弁護士会司法を模グコジェクト終了(5月) - 法総研が現地調査実施(5月:ニーズ調査)	・モンゴル長期専門家 派遣(弁護士)	・法総研による現地調査を実施 (7.8月: 司法制度) ・川(0A-Netせき)ナーを実施(5月, 7月,10月:12月:12年)、 ・法律人材育成強化プロジェクト 開始、長期専門家3名(後事、弁護 士・長期専門家3名(後事、弁護 士・長期のアドバイザリーグループ を設置(民法、民事訴訟法、刑事 訴訟法・現地セミナー(2月) ・本邦研修実施(3月:民法)	・注総研が現地を訪問し、和 解・調停普及セミナーの実施 に協力するととは一、裁判官養 成制度の実情について調査 (8 月) ・最高裁民事部長を含む10名 が完、注総所立主催(11月) ・最高裁副長官を含む12名が 来日し、日本の知財制度を研究、法総研は各種アレンジに 協力(12月) ・、
2011	・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2開始 (2011年4月〜2014年3月) 民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続 ・長期専門家々名(検事、裁判官、弁護士、業務調 整員名1名 2056 ・ペトナム国家大学日本法護座継続 ・ペトナム国家大学日本法護座継続 ・ペトナム国家大学日本法護座継続 ・ペトナム国家大学日本法護座継続 ・ペトナル国家大学日本法護座継続 ・ペトナル国家大学日本法護企総 ・本邦研修実施(2月・7種土金及び各弁護士の組 機・能力強化、弁護士温疎対策、2月・民法改正、 3月・教刊所組織法改正)	- JICA法制度整備プロジェクトフェーズ3継続(3月に終了予定) 附属法令起草支援 民法、民事的訟法作業部会継続・司法省への長期専門家3名の派遣継続 民法、政事的訟法作業部会継続・司法省への長期専門家3名の派遣継続 民法適用法公布(6月)・現地セミナー開催(9月,9月,11月,民法) - JJCA譲査団派遣(9月:終了時評価) - 提地セミナー開催(12月:民法普及) - 本邦研修実施予定(2月:法人登記) - JJCA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続(3月に終了予定) - JJCA裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2継続(3月に終了予定) - 大芸・養成アドバイザリー・グループ継続 - 裁判官・検察官養成校への長期寿門家3名の派遣総続 - 本邦研修実施(6月,10月:法普養成) - JJCA譲査団派遣(9月:終了時評価) - JJCA譲査団派遣(9月:終了時評価) - JJCA譲査団派遣(10月:次期条件詳細計画策定)		・法律人材育成強化プロジェクト 経続 長期専門家3名(検事,弁護 土、業務調整員各1名)継続 ・リロA-Netセナー開催(6月:刑 事訴訟法,7月:民法:民事訴訟 ・現地セミナー実施(8月:民法:9 月:民事訴訟法、3月:刑事訴訟 ・本邦研修実施(10月:刑事訴訟 法、1月:民事訴訟法) ・リロスによる各CP(司法省。最高 級、最高検、フォス国立大学)副 大臣報招へい	・和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査実施(8月) ・インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(11月)
2012	・法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2 継続・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続・民法共同研究会、裁判実務改善研究会継続・長期専門な名(検事、裁判・兼括・東務調整員名1名)継続・日起司法制度は同研究実施(5月)・本邦研修実施(9月国家財債法・10月)・衛男手続及7事件管理、12月,7事記法等改正・1月(予定):民事判決執行手続・2月(予定):刑事司法における弁護人の権利の確立)	・JICA法整備支援プロジェクトフェーズ3終了 (~3月) (~3月) JICA教授官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2終了(~3月) -JICA教刊官・検察官養成校民事教育改善プロジェクトフェーズ2終了(~3月) -JICA民法・民事訴訟法普及プロジェクト開始 (4月~) 不動産登記共同省合起草支援 -司法名・王立由注官職養成学院、弁護士会、王立法律経済大学を対象とした人材育成支援 - 民法・民事訴訟法作業部会継続 - 法曹養成アドバイザリー・グループ継続 - 長期専門家 4名の派遣の継続 - 長期専門家 4名の派遣の継続 - 現地セミアー開催了の「2月,不動産登記) - 現地セミアー開催で2月, 22月、報底相続法) - 本邦研修察販予定(2月, 大材育成) - JICA調査団派遣(11月: JCC参加)		・法律人材育成強化プロジェクト 経続 長期専門家3名(検事,弁護 土、業務調整員名1名)継続 北、東路調整員名1名)継続 北、東路調整三十東施(6月・8月: 民法、2月(予定):刑事訴訟法、 に第3部(法)・本邦研修実施(10月:刑事訴訟法、 1月:民毒部訟法、2月・3 1月:民事法 、2月・3 1月:民事法 、2月・3 1月:民事法 、2月・3 1月:民事法 、2月・3 1月:民事法 、2月・3 1月:民事法 、2月・3 1月:民事法 、2月・3 1月・2日・中間評 の3 ※民法、2月・3 1月・中間評 の3 ※民法、2月・3 1月・中間評 の3 ※民法、2月・3 1月・中間評 の3 ※民法、2月・3 1月・中間評 の3 ※民法、2月・3 1月・1日・1日・1日・1日・1日・1日・1日・1日・1日・1日・1日・1日・1日・	・和解・調停制度普及及び司法の実情に関する現地調査実施(8月) ・第2回インドネシア裁判官人材育成強化共同研究実施(1 1月)

## 所が把握しているものを中心に)

## 2012/1/20 現在

韓国関係	ウズベキスタン関係	中国関係	ネパール関係	東ティモール関係	ミャンマー関係	その他
・でパナブ催回)	・倒産法注釈書プロジェクト継続(法務省, 2007年9月まで) ・倒産法注解書プロジェクト、長期専門家1 名(弁護士)派遣(法務省,2007年9月まで) ・本邦研修を実施(5月8月,9月,11月) (倒産法注釈書) ・短期専門家派遣(6月,2月)(法務省, 弁護士)・倒産法注釈書(ロシア語版)発刊(3月) ・ウズベキスタン司法省に長期専門家1名追加派強(名古屋大学)					・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 経 ・法整備支援連絡会開催(第8回) ・温酸民商事法、地域別)研修を実施(カンポジア、ラオス、 ミャンマー、ペトナム)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・現地にて注釈書発刊プレゼンテーションを 実施(6月) ・現地にて注釈書普及セミナーを開催(7 月,12月) ・注釈書活用促進に向けたワークショップを 開催(9月) ・注釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊 (9月) ・往釈書(日本語版及びウズベク語版)発刊 (9月) ・注釈書(英語版)発刊(3月)	・JICA調査団派遣(6月) ・JICA中国民事訴訟法・仲 裁法改善プロジェクトR/D 締結(11月) ・本邦研修実施(11月) ・国内研究会を設置(11月) ・現地セミナーを実施(3月)				・法総研・ICCLC・JETROが日中民商事法セミナーを開催・法整備支援連絡会開催(第9回)・国際民商事法(地域別)研修を実施(カンボジア,ラオス,ミヤンマー、ペトナム)・法総研・ICCLCが「アジア株主代表訴訟セミナー」を開催・「中央アジア比較法制研究セミナー」コース運営委員会設置・石川国際民商事法センター「金沢セミナー」開催(2月)
・でパー研集トン開発10	・企業活動の発展のための民事法令および 行政法令の改善プロジェク外終了(名古屋大学)(12月)	·JICAが弁護士を長期専門 家として派遣(2年間) ·本邦研修実施(5月,11月)	・ネパール刑事法 比較研究現地セ ミナー(2回)			・法総研・ICCLCが日中民商事法セミナーを開催 ・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 ・法整備支援連絡会開催(第10回) ・法総研・ICCLC・ルニTROが国際民商事法シンポジウム(アジア株主代表訴訟シンポジウム)開催 ・中央アジアは主代表訴訟シンポジウム)開催 ・中央アジアは数法解研究ともナーを実施(カザフスタン、キルネス、ダジキスタン、ウズベキスタン) ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月)
・法 昭 ・ ・ ・ 法 昭 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・企業活動の発展のための民事法令および 行政法令の改善プロジェクド(フェーズ2)協 力準備調査団の派遣(11月)	・中国現地セミナー開催(5 月,7月,3月) ・中国国際和会法、国際民事 訴訟法議会(清華大学 副教授招へい) ・権利侵害責任法成立(12 月)		・東ティモール法案作成能力の上研修実施		・名古屋大学が「法整備支援戦略の研究」全体会議を開催 催 ・法整備支援連絡会開催(第11回) ・法総研・ICCLC・JICROが日中民商事法セミナーを開催 ・法総研・ICCLC・JICRA共催による「「私たちの法整備支援 ・法総研・ICCLC・JICRA共催による「「私たちの法整備支援 ・技・超が、ICCLC・JICRA共催による「「私たちの法整備支援 ・大きい者、フリー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・法ローナが第一韓カニシー・法ローーが第一韓カニシ修正・提問・提高ニジー・提問・提高ニジー・提問・公開(3月)		・中国民事訴訟法・仲敷法 改善プロジェケト祭了時評 価(5月) ・国別研修「民事訴訟法 及び民事 朝連法」実施(7 月) 日間別研修「民事訴訟法 対育成研修派法・国司法の で書かります。 が書かります。 ・中国民事訴訟法・ 本外民事師 ・が外民事師 ・大学、 ・大学 ・大学 ・大学 ・大学 ・大学 ・大学 ・大学 ・大学	・ネパール国別研修「刑事司法制 修了刑事司法制 度及び刑事主続 にかかる比較研 完」実施(7月) ・ネパール(3月)研 答「民法及び関連 法をセミナー」集施 (8月) ・ネパール長期専 門家派遣(弁護 ・ネパール現地調 査実施(2月)	・東ティモール法南上ボール 水法南上 水法南上 が 後 (フェル 第 2) 実施 (8 月) 東ティモー 東現地調 (3 月) 東京 (3 月)		・法務省インターンシップ実施(8月) ・法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度セミナー」を開催(8月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学共催による「サマーシンボ『私たちの法制度整備支援を10月」を開催(9月) ・中央アジア比較法制研究セミナーを実施(カザフスタン、キルギス・タンネスタン、ウズベキスタン)(12月) ・法整備支援連絡会開催(第12回) ・遺が関法科大学院インターンシップ実施(3月) ・法総研・ICCLの行中民商者とさまナー開催(3月) ・石川国際民商事法センターが金沢セミナーを開催(3月)
		·本邦研修実施(11月:司法人村育成) ·現地七5十一開催(11月: 民事訴訟法) ·本邦研修実施(1月:民事訴訟法及び民事関連法)	・日本・ネパール 捜査事態実務比 軟共同研究 (9月) ・ネパール理地調 査実施(11月)	・東ティモール現地調査実施(3月)		・法務省インターンシップ実施(8月) ・法総研・ICCLC・名古屋大学・慶應大学・神戸大学・ITP共催による「ヤーシンボ「私たちの法整備支援2011』」開催(9月) ・法総研・ICCLC共催による「アジア監査制度シンボジウム」開催(9月) ・法総研・ICCLC・地下Rのが日中民商事法セミナー開催(10月) ・法総研・LCCLC・地下Rのが日中民商事法セミナー開催(10月) ・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン、キルギス、タジネスタン) ・法整備支援連絡会開催(第13回) ・透整備支援連絡会開催(第13回) ・透整備支援連絡会開催(第13回) ・透整備支援連絡会開催(第13回) ・活整備支援連絡会開催(第13回) ・活整備支援連絡会開催(第13回) ・活整備支援連絡会開催(第13回)
・法総研で 日韓パート ナーシップ 研修13回 (6月,10 月)		・中国相談法改正に関する現 地センナー関係(9月) リロス種間実施で「存政部訟法 及び庁政間運法」開始(7月) - 同業件第1回本形研修実施 (7月) ・ 中国民事事訟法改正(8月) ・ 特別条件「民事部訟法及び 民事制選法」第3回本邦研修 実施(1月)	・日本・ネバール刑 事司法共同研究実施(7月) ・ネベール長期専 門家派遣継統(弁 護士)(7月) ・本邦研修実施 (1民法解説書作 成18月,1 字件管 理19月) ・ネベール現地調 査実施(11月)	・東ティモール 法制共同研究 実施(9月)・東ティモール 現地セミナー 及び現地書 実施(12月)	・自分シン・連続資比数周回等表現(7月) デヤンシャ学誌等 東海(7月) デヤンシャ学誌等 は、連続展集の対象では一般では は、一般では、一般では、一般では、 は、10円では、10円では、 は、10円では、10円では、 は、10円では、	・中央アジア地域法制比較研究セミナー実施(カザフスタン,キルギス,がジキスタン,ウボベキスタン)(11月) ・上記録・「日(CL)・ETROが3日中民商事法セミナーを開催(3月)・法整備支援連絡会開催(第14回) ・石川国際民商事法センターが「金沢セミナー」を開催(3月)

## ~国際研修~

# 隣国から学ぼう! ~ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトと ラオス法律人材育成強化プロジェクトの協力~

ラオス法律人材育成強化プロジェクト 長期専門家 伊 藤 浩 之

#### 1. はじめに

2013年1月28日から2月1日まで、ラオス法 律人材育成強化プロジェクト(以下「ラオスプロジェクト」という。)の刑事訴訟法サブワーキンググループ(以下「SWG」という。)メンバー15名が、ベトナムを訪れた。ラオスプロジェクトは、ラオス法の研究、教材開発等の活動を通じて、人材育成能力を向上させることを目的としたJICAの法整備支援プロジェクトである。民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の3つのSWGがあり、司法省(法科大学を含む。)、最高人民検察院、最高人民裁判所及びラオス国立大学法政治学部の職員及び教員から構成される各SWGが、各対象科目について活動を行っている。

ラオスでは、2012 年7月に改正刑事訴訟法が 国民議会で承認され、8月1日付け「で公布施行 された。改正法は、旧法をベースにしつつも、従 来122条しかなかった条文が275条に増えるなど、 大幅に改正されている。そのため、刑訴SWGメ ンバーにおいて、改正法の内容を理解することは 急務であった。この点、改正に当たって参考にし た国の法律を学ぶことは、内容を理解する上で大 変有意義であるところ、ラオスが改正に当たって 特に参考にし、影響を受けた国の一つが隣国ベト ナムであった。そこで、ベトナムの刑事訴訟法や 実務を学ぶ機会があれば、それはラオスプロジェ クトの刑訴 SWG メンバーにとって非常に有意義 なものになると考えられた。

一方、ベトナムでは、日本による法整備支援が 長年行われており、現在、ベトナム法・司法制度 改革支援プロジェクト(以下「ベトナムプロジェ クト」という。)が実施されている。ベトナムプロジェクトの活動は多岐にわたるが、ベトナムで も刑事訴訟法改正の動きがある中、ベトナムプロジェクトではこの改正に向けた活動も支援している。なお、ベトナムプロジェクトの西岡剛チーフアドバイザーは、小職と同じく法務総合研究所 国際協力部(ICD)から JICA 長期専門家として派遣されており、お互いの赴任後も近況を報告し合うなどしていた。

こうした背景がある中、西岡専門家と小職の間で、ベトナムプロジェクトとラオスプロジェクトとの共同企画として、ベトナムへのスタディツアーを行ってみてはどうかとのアイデアが浮上した。法整備支援における開発途上国同士の協力(いわゆる「南南協力」)であり、かつ、JICA 法整備支援プロジェクト同士が協力して行うという新たな試みであったことから、今後の参考になればと思い、その概要と成果を報告する。

 $<sup>^1</sup>$  実際には、2012 年 11 月ころ、改正法を公布する国家主席布告が出されているが、1 日付となっている。

## 2. 実施に至るまでの準備

この企画については、2012年春ころに浮上し たが、具体的に準備を始めたのは 2012 年 11 月こ ろである。ラオス側でスタディツアーの計画を検 討しつつ, 並行して, 西岡専門家と小職との間で, メールや電話で、今回のスタディツアーの目的の 確認,日程調整,訪問先2の絞り込み,訪問先で の希望プログラム又はテーマの検討などを行っ た。また、今回は、ベトナム、ラオス両国の JICA プロジェクト間の活動となるため、JICA 本部、 各 JICA 現地事務所の担当者も含めてメールのや りとりをし、情報共有をしながら準備を行った。 その上で,2013年1月上旬に,JICA本部,ベト ナム, ラオスの関係者間で JICA-net 会議を行った。 ロジ面の詳細な打合せをメインにしつつ, プログ ラムの内容に関する打合せも兼ねた会議であっ たが, 詳細な役割分担や経費負担の確認等につい て、JICA 本部を交えて綿密に打合せを行えたこ とで、その後、円滑に準備をすることができたと 思われる。

具体的な役割分担として,訪問先へのレター発出とアポイントメント,ラオス側からベトナム側への希望プログラム等の伝達,ベトナムにおける移動手段や宿泊先の手配等はベトナムプロジェクト側で行ってもらった。

なお,ベトナム語ーラオス語の通訳として,ベトナム留学経験のあるラオス司法省職員が同行することになった<sup>3</sup>。

こうしたロジ面での準備もさることながら,今回,内容に関わる準備を効果的に行えたこともプロジェクト間の協力という手法の利点であった

一つは,訪問希望先の絞り込みという点である。 まず,訪問希望先を決定するに当たり,ラオス側 が現在必要とする情報をラオス側内部で話し合い,訪問先の候補と共に小職において西岡専門家 に伝え,西岡専門家からは,ベトナムの状況を踏 まえて,訪問先として適している機関・組織,あ るいは,訪問先でのテーマについて多くの有益な 情報をいただくことができた。実際には,直前に なって訪問先を変更する必要が生じたこともあ ったが,そのような場合でも,西岡専門家との緊 密なやり取りにより,迅速に訪問先を変更し,ベ トナムプロジェクト側で調整していただいたお かげで,目的に沿った日程を維持することができ た。

二点目としては、必要な情報、資料を双方が事 前に共有しやすかったという点である。

ラオス側 SWG メンバーに対しては、ベトナム プロジェクトからいただいたベトナム刑事訴訟 法や刑事弁護制度の資料を参考に、小職において、 ラオスとの異同を意識しつつ、パワーポイントを 使って事前のレクチャーという形でベトナム刑 事手続の概要等の予備知識を伝えることができ た。

一方,ベトナム側に対しては,小職において, ラオスの刑事手続の概略 (チャート) やベトナム とラオスの刑事弁護制度を比較した資料等を作 成して送付し,ベトナム側で翻訳の上,各訪問先 に事前に共有していただいた。

このような事前準備を行えたことで、双方が予備知識を得た上で臨むことができ、ベトナムでの講義が理解しやすくなる、あるいは、議論する内容をより重要な点に絞ることができるなど効率化につながったと思われる。

と思う。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 最終的には、訪問という形ではなく、講師を派遣しても らう形となった組織も含む。

<sup>3</sup> スタディツアー中の講義, 訪問に際しては, ベトナム語ー日本語通訳もベトナムプロジェクト側で手配していただいた。また, ラオス語ー英語ができるラオスプロジェクトのナショナルスタッフ1名も同行した。

## 3. 内容

#### (1) 日程

1月28日(月)	ハノイへ移動(空路)
1月29日(火)	午前:最高検察院理論研究所
	トゥイ副所長による講義
	午後:ベトナム弁護士会によ
	る講義
1月30日(水)	終日:バクニン省・市裁判所
	訪問,法廷傍聴
1月31日(木)	午前:司法学院訪問
	午後:ラオス刑事訴訟法
	SWG 内部会議
2月1日(金)	ビエンチャンへ移動

## (2) 具体的内容

## ア 最高検察院理論研究所トゥイ副所長講義(1 月29日午前)

トゥイ副所長より、ベトナム刑事訴訟法のこれまでの改正経緯(現行 2003 年法における旧法からの改正点)、改正の効果と現在の課題、そして、今後の改正の必要性(改正における検討事項)について講義があり、その後、質疑応答を行った。

現在の検討状況としては、刑事訴訟モデルとして、いわゆる当事者主義か職権主義かについて研究した結果、職権主義を維持しながら、当事者主義の要素を取り入れていくとの方向性が説明された。



また、今後の重要な改正点として以下の 10 項目が上げられた。

- ① 基本原則の抜本的な見直し
- ② 訴訟遂行機関の権限分担の明確化(当事者主義的原則の導入)
- ③ 訴訟遂行機関内の長と職員の権限分担の見直し
- ④ 弁護人の権限強化と弁護人の範囲の拡大
- ⑤ (弁護人による)証拠収集
- ⑥ 勾留,差押などの改善
- ⑦ 少年事件手続の整備
- ⑧ 簡易手続に関する改正
- ⑨ 訴訟期間の制限
- ⑩ 刑事訴訟に関する国際協力規定の整備

質疑応答では、ベトナムの職権主義、立件手続(事件立件、被疑者立件)、その不服申立て手段、簡易手続、少年事件手続、刑事補償等についてラオス側から活発な質問がなされ、トゥイ副所長より丁寧な回答がなされた。

## イ ベトナム弁護士会 (VBF) 講義 (1月 29 日 午後)

タオ VBF 副会長、ティエップ VBF 権利保 護委員会副委員長兼ハノイ弁護士会副会長ほ か3名が参加してくださり、刑事訴訟における 弁護士の役割について、主にティエップ副委員 長より説明を受けた後、質疑応答を行った。

人口の差があるものの,既に8000人近くの 弁護士がいるベトナム(ラオスは200名にも満 たない)では,刑事事件における弁護士の役割 についての意識がラオスに比べて相当高いこ とが伺われた。その一方,実務では様々な問題 があること,改善に向けて,弁護士会として 様々な提案や働きかけを行っていることなど について詳しく説明がなされた。また,両国と も,弁護士以外の者が弁護人(保護者)として 公判に参加することが可能であるが、このよう な制度の沿革や運用、弁護士の数が増えている ベトナムでは不要になってきていることなど、 ラオス側の関心事項についても意見交換が行 われた。

ウ バクニン省裁判所,バクニン市裁判所訪問 (1月30日)

バクニン省裁判所トゥエン副長官を表敬訪問後,同副長官の案内により,バクニン市裁判所で強盗被告事件(被告人3名の共犯事件)の法廷傍聴を行った。

実際の公判手続を冒頭から判決宣告まで傍聴することができ、ベトナムの手続やラオスとの違いをよく理解することができた。公判手続の基本的な流れは概ねラオスと同じであるが、一つ一つの手続が裁判官によって丁寧に進められているとの印象を受けた。

法廷傍聴後、トゥエン副長官らとの質疑応答 を行った。

また、この日、ベトナムのテレビ局が取材に 来ており、ラオスプロジェクトの訪問に関する 取材、インタビューが行われた。

#### 工 司法学院訪問(1月31日午前)

レン副学院長ほか研修を担当する職員の 方々から,司法学院の概要について説明を受け たほか,具体的な研修内容,教材に関する説明 を受け,質疑応答を行った。

司法学院では、裁判官育成、検察官育成、弁護士育成、執行官ほか育成のコースがあり、法律の専攻を終えた者について、法律専門家としての教育・研修を行うとのことであった。教育・研修は4段階に分かれており、①教養に関する講義、②技能(例えば、裁判の準備段階の技能や第一審の裁判官の裁判技能などで、演習的なものと思われる)、③専門科目の講義、④実習に分類して行われているとのことであっ



た。

また、研修にあたっては、JICA の協力で作成した教材や実際の事件を参考に作成した事例教材等を使用していることが説明された。

SWG では教材作成を行っている上,ラオスで統一司法研修所の設立準備が進められていることからもラオス側メンバーの関心は高く,活発な質問がなされた。

## 4. 総括

今回、いずれの機会でも、ラオス側 SWG メンバーから活発な質問がなされており、メンバーが食欲にベトナムの制度、経験を吸収しようとしている姿勢がうかがえた。また、ベトナム側の講師陣も丁寧、かつ、熱心に応えてくれ、いずれのプログラムも予定時間を超過するものであった。現に、SWG メンバーからも、大変参考になった、あるいは、分かりやすかったという感想が聞かれ、執筆中のモデル教材にもベトナムとラオスの比較を盛り込む様子が見受けられる。

通常は、先進国から開発途上国への技術協力という形が多いが、今回のスタディツアーを通じて、開発途上国間の協力も有効であることが実感できた。開発途上国同士といっても、発展の程度は異なっており、長年法整備支援を受けて成長してきたベトナムは、ラオスにとって参考になる点が多い。特に、両国は、社会体制が同じで、法制度も似ているため、相互に理解しやすい土壌があり、

ベトナムの経験を共有することは極めて有益で ある。

そして、学ぶ側にとって分かりやすい、親しみやすいという利点があるのみならず、伝える側にとっても、自らが経験してきたことを整理し、伝えることで、自らの状況、課題を確認し、一層発展させることに役立つと思われる。

さらに、日本にとっても、支援による成果が、 一国のみならず、他の国々にも波及するというインパクトがあること、日本のみで支援するのではなく、他国と協力して支援できること、複数の国の発展の度合いを比較できることなど大きなメリットがあるといえよう。

プロジェクト間で協力して行うことの利点に ついては, 先に述べたように, 周到な準備をした 上で実施することができるという点はもちろん であるが, さらに, ベトナムプロジェクトを介し た依頼により、極めて適切なリソースを C/P(カ ウンターパート) から得ることができたことも上 げられるのではないかと思う。すなわち、今回、 ベトナム側の講師陣の方がいずれも素晴らしく, 必要な点を簡潔に、分かりやすく説明してくれた 上、講義と質疑応答の時間配分も適切であった。 ベトナム正月前で多忙である中, 各機関・組織と も重要な役職にある方々が, 事前に説明内容を通 訳用に用意してくれるなど十分に準備をした上, 積極的に協力してくれたのである。これも, 一見 の依頼ではなく,ベトナムプロジェクトからの依 頼であったためと思われてならない。

もちろん課題がないわけではなく、途上国間同士の協力となる場合、どのようなテーマを選定するか、誰に説明をしてもらうかに留意しなければ、伝える側自身がまだよく理解できていない部分について議論するようなことになり、かえって混乱することにもなりかねない。そこで、伝える側のリソースは極めて重要であるが、今回は素晴ら

しい方々に協力していただくことができたと思われる。

加えて、専門家としても今回の活動を通じて得るものは大きかった。すなわち、ベトナムの法律・法制度を学び、両国の比較検討をする機会となり、そのことによりラオスの制度をより理解するきっかけともなった。また、他国のプロジェクトの活動状況、C/Pとの関係等を実際に見て比較する良い機会ともなった(2月1日には、ベトナムプロジェクトの JCC 会合があり、見学することができた。)。

なお、最高検察院理論研究所のトゥイ副所長は、 2年半余り前、ICDが行っているベトナム最高検 察院との交換プログラムで来日したことがあり、 当時 ICD 教官であった小職は、彼女とベトナム 式に酒を酌み交わしたこともあり、思いがけず再 会を喜ぶことができた。

以上述べたように、JICA プロジェクト間の協力は、途上国間同士に日本を加えた三者にとって有益な活動となる可能性をもったものと思われる。ベトナムをはじめ、既に比較的長期にわたって支援を受けて発展してきている国は、近隣国へその成果を波及させることで、地域的な発展へとつなげることができ、かつ、自らも成長することができるのではないだろうか。まだまだ改善すべき余地はあると思われるが、このような取組みを今後も継続していきたいと考えている。

最後に、本企画について多大なる御尽力、御協力をいただいたベトナムプロジェクトの皆様、 JICA本部の皆様、JICAベトナム事務所及びラオス事務所の皆様に改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

## 5. 参加者

- (1) ラオスプロジェクト
- ① ビエンビライ・ティエンチャンサイ ラオス

国立大学法政治学部長

- ② ブンコン・パンヴォンサー 司法省組織人事 局副局長
- ③ センタヴィー・インタヴォン ラオス国立大 学法政治学部刑事法学科長
- ④ スパシット・ローワンサイ 最高人民検察院 検察官研修所副所長
- ⑤ ソムマイ・ブッタヴォン 中部高等裁判所少 年部部長裁判官
- ⑥ スパポーン・インタヴォン ボーケーオ県人 民検察院副所長
- ⑦ ブンマー・ドゥアンマラーシン ビエンチャン首都人民検察院副所長
- ⑧ チャンタブン・ペーンカムサイ 最高人民検察院法学研究部長
- ⑨ ウパイワン・サイヤヴォン 司法省南部法科 大学副学長
- ⑩ シースダー・ソパヴァンディ 司法省法律普及局副局長
- ⑪ ヴィライ・ランカーヴォン 国立大学法政治 学部人事課長
- ② シーワン・ブンタラー 中部高等裁判所刑事 員(ベトナム担当)

部副部長裁判官

- ③ ミットラコーン・ソンカムチャン 司法省法 律研究所副課長
- ④ ペットパサート・ヴァンナパー 司法省北部 法科大学教務課長
- (i) スリデート・ソーインサイ 最高裁判所裁判 官補

パンノーラ・トンチャン 通訳 伊藤浩之 ラオスプロジェクト長期専門家 シーソムスック・ピパックポンマチャン 同プロ ジェクトナショナルスタッフ

(2) ベトナムプロジェクト

西岡 剛 ベトナムプロジェクトチーフアド バイザー

多々良周作 ベトナムプロジェクト長期専門家 (現札幌地方裁判所判事補)

木本真理子 ベトナムプロジェクト長期専門家 寺本 二憲 ベトナムプロジェクト業務調整員 (3) JICA 本部

佐藤 直史 JICA 国際協力専門員・弁護士 千葉 周 産業開発・公共政策部法・司法課職 員(ベトナム担当)



## ~国際研修~

## 第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修

カンボジアでは、成立後も長らく適用が見送られていた民法が2011年12月にようやく適用になったことにより、法律を作るという起草の段階から、運用改善・普及という次の段階に本格的に移行した。これを受けて2012年4月から5年間の予定でスタートした「カンボジア民法・民事訴訟法普及支援プロジェクト」というJICAの新プロジェクトでは、従前からの対象機関である司法省(MOJ)、王立司法学院(RAJP)¹及び弁護士会(BAKC)の3機関のほか、新たに王立法律経済大学(RULE)も対象機関に加えて、民事分野における法律の解釈・運用能力の向上を目標に掲げ、長期専門家が中心となって定期的に勉強会を実施している。

本研修は、新プロジェクトにおける初めての本邦 研修であり、4機関の混成メンバーによる合同研修 というカンボジアの法整備支援における初の試みで あった。以下、研修の概要を報告する。

## 第1 本研修の概要

1 研修期間

2013年2月18日~2月28日

2 研修員

本研修には、対象4機関から5名ずつ、合計20 名の研修員が参加した。 [司法省]

Mr.ティット・リッティ

司法省付判事

Mr.ブンヤイ・ナリン

総務総局次長

Ms.ニル・フィリップ

法教育·普及局長

Mr.ホック・チャンソヴァンナラ

民事局次長

Mr.オル・ティレアック

検察局次長

[王立司法学院]

Mr. グオン・ラタナ

プルサット始審裁判所判事

Mr.ケート・ソチエット

クラティエ始審裁判所判事

Ms.ヴァ・サカダ

プノンペン検察局検事

Mr.サム・リティヴァアスナ

カンダール検察局検事

Mr.チェ・ヴィヴァタナッ

カンダール始審裁判所判事

[弁護士会]

Mr.イヴ・ポリ

弁護士

Ms.テープ・ボパール

弁護士

Mr.スウン・ソピア

<sup>1</sup> 従前のプロジェクトでは王立裁判官検察官養成校 (RSJP) を対象機関としていたが、新プロジェクトでは RSJP の上位機関である王立司法学院 (RAJP) を対象機関 としている。

弁護士

Mr.ユン・サヴァット

弁護士

Ms.セク・ソヴァンナ

弁護士

[王立法律経済大学]

Mr.ハップ・パルティ

大学院課程副学部長

Ms.ボウイ・ティダ

アカデミック部長

Mr.コング・ソペアック

調査部員

Ms.ポリ・パンニャ

調査部員

Mr.オウン・サカダ

教授

### 第2 研修実施内容(別添日程表参照)

本職(辻)が担当した「日本の法曹養成制度」の 講義では、従来の司法試験制度とその問題点を紹介 した上で、法科大学院制度の導入を中心とした新司 法試験制度への移行を説明した。研修員たちは大学 の法学教育と法曹実務教育をつなぐという法科大学 院制度の趣旨に高い関心を示し、翌日に予定されて いる関西大学法科大学院への訪問に対する期待が高 まっている様子であった。また、法曹三者の統一司 法試験と統一司法修習の制度についても同様に関心 が高く、将来的にカンボジアでも導入を検討したい という意見も出た。

関西大学法科大学院への訪問では、木下智史法務研究科長をはじめとする先生方から手厚い歓迎を受け、概要説明と質疑応答に続いて施設内を見学した。教授が学生に対して一方的に教えるという従来型の講義ではなく、学生に対して質問を投げかけることで、学生が自分の頭で考えて意見を発表する能力を引き出すという法科大学院の教育方針に対して、と

りわけ王立法律経済大学からの参加者を中心に、研 修員らから共感の声が上がった。先生方にはランチ もご一緒頂き、打ち解けた雰囲気で研修員たちと会 話が弾んだ。

堀野桂子弁護士による「担保取引の実務」の講義では、典型担保と非典型担保の区別という基礎的知識から、仮登記担保・根抵当権・集合債権譲渡担保といった実務的な内容まで、担保物権の分野について広く深く説明がなされた。カンボジアでは、2011年12月の民法適用及び2013年1月の不動産登記共同省令の発布に伴い、債務者から債権者に土地の権利証を預け渡す方式のGAGE(ガージュ)と呼ばれる不動産質から、登記による公示を前提とした抵当権へと、土地担保取引の実務が変遷過程にある。今回の講義は、そのようなカンボジアの実務上のニーズに即応した内容であった。

礒川剛志弁護士による「弁護士と弁護士会の役割」 の講義では、弁護士業界の専門分野化の進展、都市 部における弁護士の供給過剰問題、弁護士会を中心 としたプロボノ活動のあり方といったマクロな視点 の内容から、依頼者との信頼関係の構築、時効や利 益相反の管理、守秘義務の徹底、契約書作成時の留 意事項といった弁護士実務に直結したリアルな内容 まで、具体例を交えながら幅広くお話し頂いた。弁 護士出身者以外の研修員からも質問が相次いだ。

大阪弁護士会への訪問では、副会長の内藤秀文弁 護士をはじめ多数の先生方のご参加を得て、研修員 との座談会が行われた。研修員からは、「弁護士会の 人権擁護委員会は、どのような調査権限を持ってい るか。」「法律相談センターはどのような活動をして いるか。」「弁護士と弁護士法人はどう違うか。」「ど うして弁護士のテレビ広告が解禁になったのか。」 「懲戒処分のうち退会命令と除名はどう違うか。」な ど多岐にわたる質問が出たが、いずれに対しても先 生方から丁寧なご回答を頂いた。弁護士会館の見学 では、図書室、模擬法廷、総合紛争解決センターな どを見せて頂いた。

国際協力部 (ICD) の朝山教官による「地方法務局の役割」の講義では、不動産登記制度を中心に、その歴史や、現在の電算化された最新鋭のサービスなどについて説明がなされ、翌々日の奈良地方法務局訪問に先駆けて基礎的知識のインプットがなされた。前述のとおり、カンボジアでは本研修の直前の2013年1月に不動産登記共同省令が発令され、不動産登記制度の本格的運用が開始されたところであり、研修員らの関心が高い分野である。そのほか、供託制度や戸籍制度など地方法務局の所管業務について基礎的な説明がなされた。

奈良地方法務局への訪問では、かつてICDで専門官として勤務されたご経験のある同局葛城支局総務課の土屋佳代課長から、地方法務局の業務について分かりやすく説明して頂いた。庁舎内の見学では、公図、地籍図、不動産登記簿の実物を見せていただき、研修員は興味深げに眺めながら熱心に説明を聞いていた。その後の質疑応答では、立木登記という実例の少ない業務に関するユニークな質問から、建物が滅失した場合はどのように登記するかといった実践的な質問まで様々飛び交ったのに対し、ホワイトボードを使うなどして皆さんで懇切丁寧にご回答頂いた。



奈良地方法務局訪問

法務省民事局参事官室の福田敦局付による「民事 立法技術」の講義では、部内での検討、法制審議会 による調査審議、中間試案の取りまとめ、国民から の意見募集,要綱案の取りまとめ,条文案の作成, 内閣法制局による審査,他省庁との協議といった我 が国の内閣提出法案の作成過程について,時系列に 沿って説明がなされた。また,文言選択の適切性や 他法令との整合性など,条文案作成に当たっての具 体的な留意事項についても詳しく説明があり,法令 用語辞典や一問一答シリーズなど文献の紹介もなさ れた。研修員からは,「法律を改正することのメリッ トとデメリットは何か。」「どうやって国民の意見を 募るか。」「国民の意見はどの程度反映されるか。」な どの質問が出た。

本職が担当した「法学教材の作り方」の講義では, ①注釈民法シリーズ,②法律学者が書いた民法の教 科書,③実務家が書いた民法の参考書,④民法判例 百選という4種類の民法教材を紹介した。現行プロ ジェクトでは,現地での勉強会の成果をまとめて教 材を作ることが目標とされていることから,教材作 りのヒントを提供するため実施したものである。

ICD の三浦康子教官による「日本の民事・家事手続」の講義では、各手続の説明に入る前に、翌日に予定されていた神戸地家裁への訪問に先駆けて裁判所の組織について説明があった。研修員からは、「内閣が裁判官を任命することは、司法権の独立には反しないか。」「裁判官が懲戒されることはあるか。」などの質問が出た。民事手続については、「証拠の評価が難しいのはどういう場合か。」という質問に対し、「鑑定人の所見が疑わしいときは評価が難しい。」とのコメントがあった。家事手続については、「離婚後の親権者を決めるに当たり、子供が希望する方の親が人格的に尊敬できない人物である場合、どのように判断するか。」などの質問があった。

本間佳子弁護士(創価大学法科大学院教授)による「保全と執行」の講義では、研修員に対して「債権に対する執行にはどのようなものがありますか。」「金銭の支払を目的としない強制執行の典型例を教えてもらえますか。」などの質問を投げかけながら進

めるという双方向型の講義が行われた。このやり方は、緊張感を持続できるということで研修員から好評であった。質疑応答の際には、担保権の実行の際に執行文が必要か否かについて研修員同士で機関を超えた議論が展開された。かつて民法・民事訴訟法の起草支援プロジェクトで長期専門家として活動されていた本間弁護士は、当時と比べてカンボジア側の法解釈能力が全体的にレベルアップしていることに驚きと喜びの声を漏らしていらっしゃった。

神戸家庭裁判所及び神戸地方裁判所の訪問では,裁判官及び書記官の方々から概要説明をしていただいたほか,少年審判廷・家事審判廷・科学調査室・法廷・裁判官室・書記官室等を見学させていただき,裁判官との座談会も実施していただいた。カンボジアでは家庭裁判所が存在しないため,家事事件と少年事件を専門に扱う家庭裁判所という制度自体に対して高い関心を示していた。そのほか,研修員からは「事件記録をしっかりと読んで頭に入れてから証人尋問に臨むという裁判官のお話が印象に残った。」「経験年数の違う裁判官が同じ部屋で執務をすることにより,いつでも先輩から指導を受けることができる。」といった感想が聞かれた。



訪問先にて質疑応答

本研修の終盤には、研修員による民事模擬裁判を 実施した。比較的シンプルな貸金返還請求事件を題 材にして、研修員を5つのグループに分けて争点整 理について議論・発表してもらい、争点整理の基本 的な考え方を習得してもらった。その後、抽選で決 めた配役に従って、あらかじめ用意された台本を読み進める形式で、民事裁判手続の流れを追体験してもらった。全1日の短い模擬裁判であったが、三浦教官による民事裁判手続の講義や神戸地裁訪問でインプットした内容につき、より理解が深まったものと思われる。



争点整理案の発表



模擬弁論準備手続き

本研修最後のコマでは、研修員を5つのグループに分け、これまで本研修で学んだ内容について分担して発表してもらった。1 グループ当たり 25 分間で2~3個のテーマについて発表するというタイトなスケジュールであったが、各グループともコンパクトに要点をまとめて時間内に分かりやすく発表していた。本研修の2週間後の3月14日にプノンペンで開催された4機関合同のジョイント・ワーキング・グループでも、本研修と同一のグループ分けで研修結果発表が実施され、本研修で習得した内容につき情報共有が図られたとのことである。

## 第3 おわりに

本研修中、約2週間の共同生活を通じて、4機関のメンバーが互いに親交を深めていった。そのことも、本研修の大きな成果の一つだと思う。これをきっかけに、対象機関相互間の信頼関係の構築や情報

共有が進むことを願って止まない。お忙しい中,本 研修にご協力下さった講師の方々,訪問先の方々に 心から感謝申し上げたい。ありがとうございました。

## 第1回 カンボジア民法・民事訴訟法普及支援研修日程表(案)

[教官: 辻教官, 三浦教官 専門官: 山田専門官, 堀専門官]

平成25年1月9日 現在

					平成25年1月9日 現在				
月日	曜日	10:00	14:00		17:00	備考			
2									
	日	\$4. m							
	н	移動日							
17									
2		JICAオリエンテーション	国際協力部 オリエンテーション		講義「日本の法	<b>去曹養成制度</b> 」			
/	月		(13.30~14.00)		国際協力部 辻保彦教官				
18			JICA関西				JICA関西		
2		法科大学院見学			講義「担保取引	川の実務!			
	火				北浜法律事務	所			
	人					土	ICD		
19			関西大学法	·科大学院		T	国際会議室		
2		講義「弁護士と弁護士会の役割」		12:15~		講義「地方法務局の役割」			
/	水	グローバル法律事務所 礒川剛志弁護士		部長主仰	崔意見交換会	国際協力部 朝山直木教官			
20			ICD 国際会議室	記念	写真撮影		ICD 国際会議室		
2		大阪弁護士会訪問	四阶五贼王		講義「民事立法		四外五贼王		
	木		AND HAD						
	//		l ne		福田敦局付		ICD		
21			大阪弁護士会				国際会議室		
2		講義「法学教材の作り方」			奈良地方法務	局訪問			
/	金	国際協力部 辻保彦教官							
22		ICD 国際会議室				奈良地方法務局			
2				IN ARKE					
	土								
23									
2									
/	日								
24									
2		講義「日本の民事・家事手続」			講義「保全と勢	 【行」			
	月	三浦康子教官			創価大学法科				
9.5		三浦康子教官 三浦康子教官				(开護士)	ICD		
25		国際会議室				~~~	国際会議室		
2		神戸家庭裁判所訪問			神戸地方裁判	肝訪問			
/	火								
26		神戸家裁					神戸地裁		
2		模擬裁判			模擬裁判				
	水								
27				ICD			ICD		
		国際会議室				4-	国際会議室		
2		研修結果発表·総括質疑応答			評価会・修了コ				
/	木								
28				ICD I際会議室			ICD 国際会議室		
3									
/	金	移動日							
1									
1									

※ICD=法務総合研究所国際協力部(大阪中之島合同庁舎) ※JICA関西=国際協力機構関西国際センター

## ~国際協力の現場から~

## ラオスプロジェクトに携わって

国際協力専門官
山 口 晋 平

#### 1 はじめに

国際協力部に配属されて1年が経ちました。配属 されて間もない頃は、今まで経験してきた仕事と異 なる業務に戸惑い、周りの皆様に助けられながら何 とか過ごしてきたような気がします。

平成24年度は、ネパール、ラオス、インドネシアの担当として、本邦研修や招へい等の実施に携わりましたが、ここでは、ラオスとの関わりの1年を振り返りたいと思います。

#### 2 ラオス本邦研修

現在,ラオスでは「ラオス法律人材育成強化プロジェクト」<sup>1</sup>が実施されており,平成24年度は,上記プロジェクトのサブワーキンググループ(以下,

「SWG」という。) すべての研修が実施されました。 初めてラオスと関わりを持つことになったのは、平成24年10月に実施された刑事訴訟法研修<sup>2</sup>です。研修の準備等を専門官一人で行っていたので、不安になりながら準備を進めていました。しかし、研修前の現地とのテレビ会議で、伊藤専門家から研修内容やおおまかな流れを説明いただき、不安が解消されたのを覚えています。

研修本番では、問題が生じないようにと休憩中も真 剣な表情でいると、研修員が笑顔で話しかけてくれ、 逆に気を遣わせたりしたのかなと反省をした日もあ りました。ラオスの方は、温厚で謙虚なところがあ り、親しみを感じるとともに、より一層プロジェクトの成功に向けてお手伝いをしたいと思うようになりました。

## 3 ラオス現地セミナー

平成24年11月に民事訴訟法研修,平成25年2月に民法研修を実施後,初めてラオスを訪れました<sup>3</sup>。 以下では、ラオス現地での感想を述べたいと思いま

現地に着いたのは夜7時頃でしたが、空港は蒸し暑くて、思ったより人が多く、ざわざわしていました。空港からビエンチャンのホテルまでは車で15分程度の距離で、関西空港から大阪市内の距離を考えると利便性の高い空港だなと感じました。ビエンチャン市内には信号が一部ありましたが、自分の思っていた東南アジアのイメージと違い、整然と車が移動していることに驚きました。また、ラオスの方は温厚な性格とあってか、近隣諸国と比べてクラクションはあまり鳴らさないようです(ベトナムでのクラクションは自分がここにいるという意思表示であるという話を聞いたことがあります。)。

セミナーは、到着日の翌日からビエンチャンから 車で3時間ほどのヴァンビエンで行われました。ヴァンビエンは、ナムソン川の背後に岩山が連なる風 光明媚な町であり、多くの欧米系観光客が訪れてい

<sup>1</sup> プロジェクトの詳細については、本誌 44 号に掲載。

<sup>2</sup>研修内容については、本誌53号に掲載。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 日程は2月19日から23日までの5日間。ラオス民事訴訟法に関して、民事訴訟法SWG内での分析・検討及びモデル教材作りについて実施したもの。

ます。リゾートでのセミナーではありましたが、民 事訴訟法 SWG のメンバーは、活発に意見交換を行 い、意欲的に取り組んでいました。

セミナー2日目の夜は、メンバーの親戚が営むゲストハウスにてパーティが行われ、ラープ (肉や魚にレモン汁、香草などを混ぜて炒めた料理)を始め、地元のラオス料理が次々と出されました。メンバーはカラオケやダンスを楽しみ、日本では見ることができなかった陽気な面を垣間見ることができ、一層仲良くなることができました。

## 4 終わりに

1年間国際協力部での仕事を経験し、専門官としてまだまだ自分に足らないものが見えてきました。 昨年度は、研修等が円滑に進むことを第一に考え、楽しむ余裕がなかったように思います。硬くなってしまい研修員とあまりコミュニケーションをとることができませんでした。しかし、今年度は経験があります。テレビ会議で現地のメンバーを見ると、自然と笑顔になる自分がいます。

今年度は、自分の気持ちを表現し、楽しく元気に 過ごすことを目標にしながら国際協力専門官として、 自分のできることに磨きをかけ、邁進していきたい と思います。

#### 一編 集 後 記 一

本号が皆様のお手元に届く頃は、梅雨が明け、夏 の清々しい陽気に包まれているでしょうか。

私は、この4月から国際協力専門官として2年目を迎えることになり、このICDNEWSの編集作業も昨年度に引き続き2度目になりました。昨年度は国際協力部の業務に不慣れで、全ての面において上司や先輩方に助けて頂き、1年を無事に乗り切ることができました。

そして本年度もまた、当部は新しい教官や専門官を迎え、新生国際協力部が始動しております。 検察庁や法務局、矯正から当部に異動されてきた新 任教官や専門官にとって、当部の業務に慣れること

は簡単ではないことを私は昨年度、身をもって知り

ました。

ですので、昨年度私が先輩方に指導頂いたことを、 今度は私が新任の方に還元していけるよう職務に励 みたいと思います。

さて、それでは本号について拙筆ながら御紹介させて頂きます。

「巻頭言」は名古屋大学法政国際教育協力研究センター(CALE)のセンター長を務めておられる市橋克也教授に御執筆頂きました。CALEの皆様とは当部の業務において常々深い関わりを持っており、今回市橋教授に御執筆頂けましたことを大変嬉しく存じます。

次に、「特集」は「連携と協調で広げる法整備支援」をテーマとした第 14 回法整備支援連絡会についてです。連絡会については例年6月号に特集として掲載しているのですが、昨年度は法整備支援連絡会の前日にワークショップも行いましたので、本号ではこのワークショップの模様も御紹介しております。

また、「国際研修」は、ラオスの長期派遣専門家で ある伊藤検事による「隣国から学ぼう!~ベトナム 法・司法制度改革支援プロジェクトとラオス法律人 材育成強化プロジェクトの協力~」と当部教官辻に よる「第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援 本邦研修」の2本立てです

「隣国から学ぼう!~ベトナム法・司法制度改革 支援プロジェクトとラオス法律人材育成強化プロジェクトの協力~」は、昨年度ラオスのサブワーキンググループのメンバーがベトナムに研修に行った模様を、また「第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修」では昨年度2月に日本で実施しましたカンボジア研修についての模様をそれぞれ御紹介しています。このカンボジア研修は私も担当しており、若いカンボジアの裁判官や検事、大学教授が盛んに議論をし、日本の法制度について活発に質問をしていたことがとても印象的でした。

最後に、「国際協力の現場から」として当部専門官 の山口が「ラオスプロジェクトに携わって」と題し てラオスの法整備支援に携わった1年について振り 返っております。

今回、ICDNEWS の編集を担当し、御執筆頂いた 皆様の法整備支援についての真摯な思いに触れるこ とで、改めて法整備支援の大切さを学ぶことができ ました。

私は、本年度6月に担当国である東ティモールに 出張してまいります。このまだ新しく若い国の法整 備支援に携われることに喜びを感じながら、また今 回学んだ真摯な思いを大切にしながら、職責を果た して来たいと思います。

最後になりましたが、お忙しい中御寄稿くださいました皆様には厚く御礼申し上げます。関係者各位におかれましては今後とも法整備支援活動に更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

国際協力専門官 堀 友美